

千葉市

新型コロナウイルス感染症対応記録誌



令和2年度にこども・若者のワークショップに参加した小中学生が作成し、
小中学校で配布されたコロナ差別防止に関する啓発チラシ

令和6年5月

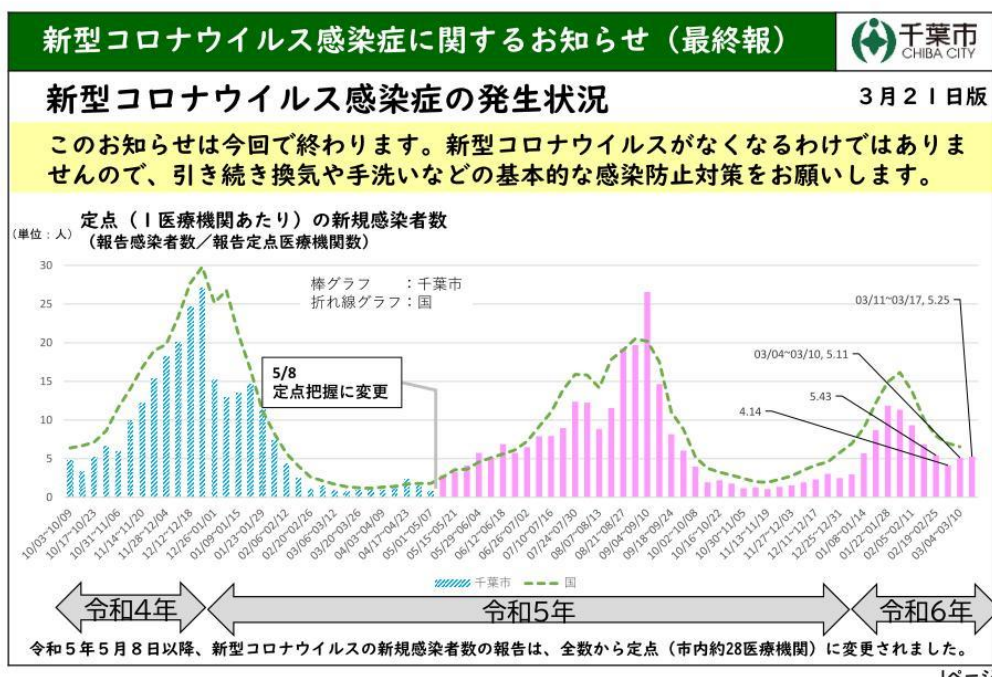
千葉市



新型コロナウイルスワクチン接種勧奨のため、
「千葉デザイナー学院」の協力を得て作成した
広報ポスター

令和3年冬季の感染拡大防止のための広報
ポスター

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ最終報(令和6年3月21日版)





はじめに

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明のウイルス性肺炎と確認されて以降、世界的に感染が拡大し、令和2年3月、世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明しました。

我が国においても、令和2年1月16日に国内で最初の感染者が発表されて以降、急速に感染が拡大し、同年4月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が初めて発出されました。外出自粛要請や飲食店等に対する休業要請が行われるなど、人の動きを止め、人と人との接触を極力減らす対策がとられ、市民生活や社会・経済に大きな影響が生じました。最初の緊急事態宣言は同年5月に全面解除されたものの、その後も、新たな変異株への置き換え等により、感染拡大が繰り返され、市民生活等への影響が長期化しました。

千葉市では、令和2年1月に1例目の患者が確認されて以降、令和5年5月に感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から、5類感染症に変更されるまで、累計感染者数が約25万人に上りました。この間、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市役所一丸となって、また、国や千葉県と連携を図りながら、医療提供体制・検査体制の確保や宿泊療養施設の設置、自宅療養者の支援、ワクチン接種、市民の皆様への情報提供などに取り組んできました。さらに、感染拡大の波が繰り返され、対応が長期化する中、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取り組みについても実施してきたところです。

最前線で新型コロナウイルス感染症と対峙する医療従事者の方々をはじめ、市民・事業者の皆様には、医療の提供や感染拡大防止などに多大なご協力をいただきました。改めて、深く感謝申し上げます。

本記録誌は、新型コロナウイルス感染症への対応を重ねる中で得た知見や経験を踏まえて、次の感染症危機に備えるため、医療提供体制と感染拡大防止対策、学校・福祉施設における取り組み、市民・事業者の皆様への支援等に関して、その実施内容と成果・課題等について取りまとめたものです。本市と連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいた団体の取り組みについても掲載しております。

今後も、新型インフルエンザ等の新たな感染症から市民の皆様生命・健康を守り、健康危機に対応するため、今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、平時から、検査体制の整備や保健所体制の充実を図るとともに、国・千葉県や関係団体と連携した取り組みを進めることにより、健康危機管理体制の強化を図ってまいります。

千葉市長 神谷 俊一

略称および用語の説明

本記録誌における用語の略称は以下のとおりです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法	特措法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法
千葉県	県
千葉市	市
新型コロナウイルスワクチン	ワクチン
千葉市議会	議会
新型コロナウイルス感染症	新型コロナ
新型コロナウイルス感染症対策本部	対策本部
新型コロナウイルス対策室	コロナ対策室
千葉市新型インフルエンザ等対策行動計画	市行動計画

新規感染者数について、過去の流行をいわゆる「第〇波」と表現し、それぞれ以下の時期にピークを迎えたものをいいます。

第1波	令和2年1月～6月
第2波	6月～10月
第3波	10月～3年3月
第4波	3年3月～6月
第5波	6月～12月
第6波	12月～4年6月
第7波	4年6月～10月
第8波	10月～5年5月

目次

第1章 総論	1
第2章 本市の対応と新規感染者数の推移	11
第3章 対応の記録	15
第1節 医療提供体制と感染拡大防止対策	15
(1)相談窓口	16
(2)検査体制	17
(3)医療提供体制	24
(4)宿泊療養施設	29
(5)自宅療養	32
(6)市立病院	38
(7)保健所の体制	40
第2節 広報・市民啓発	51
第3節 市立学校・保育所等	60
(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援	61
(2)小・中・高校などの支援	68
(3)その他の施設等への支援	92
第4節 高齢者施設・障害者施設等	97
(1)感染防止策の徹底	98
(2)施設等への支援	103
第5節 市民への支援	107
(1)経済的支援	109
(2)感染対策に係る支援	129
(3)相談窓口の設置	138
(4)その他	144
第6節 事業者向け支援策	150
(1)事業活動への支援	152
(2)感染対策に係る支援	188
第7節 公共施設やイベントにおける感染対策	193
第8節 ワクチン接種	226
第9節 職員・庁舎の感染対策	235
(1)職員の感染対策	236
(2)庁舎の感染対策	253
第10節 新型コロナに係る組織体制・財政	260

第4章 関係団体の取り組み	270
一般社団法人千葉市医師会	271
一般社団法人千葉市薬剤師会	274
一般社団法人千葉市歯科医師会	275
公益財団法人ちば県民保健予防財団	276
社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	277
千葉市社会福祉協議会	278
公益社団法人千葉市幼稚園協会	279
公益社団法人千葉市民間保育園協議会	280
千葉市小中学校体育連盟	281
公益社団法人千葉市観光協会	283
公益財団法人千葉市産業振興財団	284
千葉商工会議所	286
建設4団体(千葉市建設業協会、千葉市造園緑化協同組合、協同組合千葉電設 協会、協同組合千葉市管工事業協会)	292
公益財団法人千葉市国際交流協会	293

巻末資料

年表(国の対応)	294
年表(市の対応)	306

第1章 総論

1 記録誌の目的

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に2類相当から5類感染症に感染症法上の取り扱いが変更となったことから、感染拡大防止対策、市民向けや事業者向けの支援、保健所の体制等が大きく変わることとなり、本市の様々な対応の一つの区切りとなった。

今後は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、新興感染症の発生に備える必要がある。

本記録誌は、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応を記録に残し、新興感染症が発生した際の対応に活かすことを目的として作成するものである。

2 記録誌の範囲

令和2年1月の国内初感染から、令和5年5月の5類感染症への取り扱い変更までにおける本市の取組内容等について記載する。

3 全国的な新型コロナウイルス感染症対応の推移

令和2年前半は、新型コロナウイルスの毒性や感染力等の特性が明らかでなかった時期である。このため、国内外の情報収集に努めつつ、感染者等を特定し隔離することに重点を置いた対応が実施された。また、感染が広がる中、令和2年4月に初めての緊急事態宣言が発出され、外出自粛要請が実施された。

令和2年後半から令和3年前半にかけては、新型コロナウイルスの特性や、感染が起きやすい状況について知見が深まり、地域や業種を絞った対策が講じられた時期である。また、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を実施するため、まん延防止等重点措置が創設された。

令和3年の中頃には、変異株のデルタ株が主流となった。重症者や死亡者を抑制するため、ワクチン接種と治療薬の活用が図られた。しかしながら、夏場には重症者数が増加し、コロナ医療以外の一般医療も含め、医療提供体制が逼迫した。

令和4年の初頭からは、オミクロン株が主流となり、感染力は高い一方、重症化リスクは低いという特性を踏まえた対策が実施された。ワクチン接種を加速化するとともに、学校・保育所・

高齢者施設等での感染防止対策・検査が実施された。

令和4年中頃からは、オミクロン株BA. 5系統の感染拡大への対応が必要となった。行動制限は行わず、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図る観点から取組が進められるようになった。また、感染者数が増大し、発熱外来や救急外来に負荷がかかる中、自己検査の仕組みによる感染対策の推進や患者の全数届出見直しによる保健医療体制の重点化が図られた。

令和5年3月には、主要な感染対策であったマスクについて国から方針が示され、マスク着用は個人の主体的な取組みを尊重し、着用は個人の判断を尊重するとともに、国においてマスクの効果的な着用場面を周知することとされた。また、令和5年1月には政府対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情がない限り、感染症法の位置づけを変更することが決定され、5月8日から5類感染症となった。

4 新型コロナウイルス感染症対応の総括

(1) 危機管理体制

自然災害等で想定される応急期は、短期間で収束し、復旧・復興のフェーズに移行することが多いが、新型コロナウイルス感染症は感染拡大と収束を繰り返すことで被害発生が長期間続くことが自然災害等と大きく異なる点であった。

いつまでこの状況が続くかわからない中、各部局が優先的に取り組む課題を明確にし、必要な予算や体制を整備することにより、職員の疲弊を防ぎ、市として対応し続けられる体制を維持することが重要であった。

一方で、状況の推移自体は、自然災害等における危機管理対応と共通する部分も多く、特に初動においては市役所全体での迅速な情報共有、意思決定とのその共有、市全体の方針に基づいた各部局での対応が重要であり、フェーズの変化に応じ、市の体制や意思決定方法、対応などを切り替えていく必要があった。

感染発生から1回目の緊急事態宣言の時期は情報が不十分な中で、感染症対策庁内連絡調整チームで情報を共有するとともに、特別職や関係局長が集まり、情報共有及び方針決定をするルーティンが早期に確立できたことは非常に有益だった。非常に短い時間で、限られた情報に基づき、意思決定をする必要がある中、方針の整合性を確認し、複数の所管が関わる市有施設やこども関係の施設の対応に齟齬が生じないように検討するほか、抜け漏れがないことを確認しながら進めることができた。

市としての方針を決めるためには、国・県の対応方針(緊急事態宣言の発出時期や行動制限の範囲、ワクチンの配分方針、給付事業における方針など)をできるだけ早く把握する必要があったが、直前まで明らかにならないことが多く、対応に苦慮した。また、全国の自治体で実施される事業の状況も把握し、市の事業に生かすことも重要であった。様々な情報の入手には、

担当部局同士の問い合わせのほか、総務省のリエゾン¹システムや他の自治体職員とのつながり、職員の個人的なつながりにより、有益な情報が得られたケースもあり、職員が日頃より様々な情報ルートを開拓しておくことが望ましい。

感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症対応の主たる担当である保健福祉局の負担が重くなったため、対策本部会議の事務局業務を総務局へ移すほか、調整業務を総合政策局に移すなど、保健福祉局が新型コロナウイルス感染症業務に集中し、迅速な対応を可能にするとともに、全庁的に情報共有、協力体制を構築するために、業務移管や情報共有体制の構築を図った。初期においては、こうした全庁体制を構築することが重要であり、初期以降は対応が保健福祉局に収束され、各部局がそれぞれ担当すべきことが明確になり、通常体制に戻していくこととなった。臨機応変に状況に合わせた割り振りが重要である。

初期においては、次々に生じる新たな課題に追われる職員の目線と、市民の目線にずれが生じることがあった。そのため、平時に比べ大きく構えて余裕を持った体制をとること、十分すぎる対応をとることを心がける必要があると思われた。

(2)新型コロナウイルス感染症の特徴に応じた対応

初期は、特措法に基づき2類相当の対応を求められたことから、陽性者に対して積極的疫学調査を行い、濃厚接触者の特定を行うとともに、感染拡大防止を目的として隔離のために入院措置を行った。

その後、陽性者でも症状がない者や医学的に症状が軽い方については、市や県で用意した宿泊施設での療養や自宅療養が可能とされたことから、重症者のための病床を確保するために宿泊療養施設を確保するとともに、自宅療養者の健康観察用にパルスオキシメーターの貸出を行った。

特にデルタ株が主流となった第5波では、それまでの従来株、アルファ株などと異なり、感染者が急増し重症化する患者も多く、入院調整に時間を要する状況となったことから、宿泊療養者や自宅療養者向けに酸素濃縮装置を確保し、患者の医療提供に活用するとともに、入院調整中の患者向けに酸素ステーションを設置するほか、軽症者向けの宿泊療養施設を新たに確保するなどの対応を図った。

第6波以降、オミクロン株が主流になると、患者数はさらに増加したものの、ワクチン接種の効果もあり、重症患者数は少ない傾向であった。無料PCR検査やOTC化²された抗原検査キットを活用し、市民自身が検査を行い、外出を控えるなど感染拡大させない行動をとることを求め、重症化する可能性が高い高齢者等の医療を確保するよう努めた。その後、第8波になると5類移行を見据えた対応にシフトしていった。

¹ 現地情報連絡員

² OTC化：医師に処方してもらう「医療用医薬品」ではなく、薬局やドラッグストアなどで自ら選んで買える「要指導医薬品」と「一般用医薬品」のこと

(3)職員・組織体制

新型コロナウイルス感染症への対応が本格化した令和2年4月以降、随時職員を増員し、順次体制強化を図った。また、累次の感染者の急増時等には、全庁からの職員応援により対応した。

全庁からの職員応援については、応援職員の多くが短期間での交代となることや、感染症対応は刻々と変わっていくことから、応援職員間のノウハウの蓄積等に課題があり、庁内応援の即応性を高めるために、途中から、業務マニュアルの事前展開や事前研修を行い対応した。

特に、新興再興感染症発生初期時は、混乱が生じるため、必要とされる業務内容と応援職員が持つ業務知識や経験とのマッチングを図ることが有効であることから、職員経歴等の人事情報を活用した応援職員の候補者の選出を行った。

(4)特別定額給付金

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、簡素な仕組みで迅速かつ的確な家計への支援を行うため、一人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業を実施することとなり、本市では令和2年5月から8月末まで申請を受け付け、給付を行った。

事業実施にあたり、市民の問い合わせ対応のため、コールセンターの早期設置を目指していたが、委託事業者の開設準備が想定よりも遅れたため、当該センター開設までの間、市直営によりコールセンターを運営することで、事業に係る各種問い合わせに対応することとなった。

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は、窓口での直接申請ではなく、郵送申請方式またはオンライン申請方式を基本とした。迅速な給付を行うため、市からの案内・送付の準備と並行し、オンライン申請が可能な方は先行して受付を開始したが、オンライン申請受付後の事務処理に関する想定が不十分なまま事業が開始されたため、データ確認等の膨大な作業が発生し、迅速な給付に支障が生じた。また、郵送申請方式においては、申請案内郵送直後に大量の申請書が届き、開封作業に多くの人員を要したことなどから審査業務に遅れが生じ、リカバリーにかなりの期間を要した。日々の業務進捗は事業者から報告を受けていたことから、状況を踏まえ、直ちに処理人員の増等による体制補強を図るべきであった。

迅速に給付金を支給するためには行政事務の効率化が必要であるが、特別定額給付金事業では、市区町村ごとにシステム改修やコールセンターの設置をする等、費用・事務作業の面において非効率的な部分が多かった。

そこで、今後、同様の給付金事業を行う際は、国による一元的な給付事務の仕組みの構築を検討することなどを国に対し要請した。

(5)情報発信

市民の不安が大きかったことから、迅速で、正確でわかりやすく、市民にきちんと届く広報が重要であった。市ホームページやSNS、ちばし安全・安心メール等の媒体に加え、市政だより臨時号といった紙媒体も活用し、様々な媒体の特徴を生かした情報発信を心がけた。

特に初期は新型コロナウイルスに関する情報が少なく、市民の不安も強く、罹患した方や濃厚接触者、医療従事者に対する差別や誹謗中傷が問題となるほか、感染者の居住地や学校、クラスターの発生した施設名など、市民の注目が集まった。

集団感染が発生した施設については、感染拡大防止を図る観点から、利用者が特定できない場合は原則として公表することとした。

一方、利用者が特定できる場合は施設種別までの公表にとどめ、広く注意喚起することとした。

感染拡大防止の観点だけではなく社会的な影響についても十分に配慮し、誤った情報が広まることのないよう、感染症の正しい知識の普及を図るとともに、不当な差別・偏見が生じないよう留意した。

(6)ワクチン接種

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和3年4月から集団接種を、5月から医療機関での個別接種を開始した。

全市民を対象としたワクチン接種は、本市のみならず、国内でもこれまで経験したことのない大事業であり、特に開始当初は様々な情報が錯そうし、国からの指示も二転三転するなど、混乱の中、接種体制の整備を進めることとなった。

一時、ワクチン不足や予約が困難となる時期などもあったが、市医師会や多くの関係者の協力を得て、大きな事故なく特例臨時接種を終えることができた。

5 対応の概要

(1)医療提供体制と感染拡大防止対策

早期発見や感染拡大防止を目的として、環境保健研究所における検査体制の整備や千葉市医師会と連携した医療機関におけるPCR検査、無料PCR検査事業、千葉市薬剤師会に委託した抗原検査キット購入費用助成事業などを実施したほか、新型コロナウイルス患者を受け入れた医療機関に対する支援金の交付を行った。

また、自宅療養者を支援するための配食サービス、パルスオキシメーターの貸出を行うほか、往診やオンライン診療の委託、新型コロナウイルス感染症相談センターの開設、宿泊療養施設の開設・運営等、各種施策に取り組んだ。

令和2年12月に保健所の敷地内にプレハブ診療所を開設し、平日は患者自身が採取した検体の回収と療養指導をするほか、休日、夜間に発熱患者を診療している休日救急診療所や夜間応急診療所で新型コロナが疑われた患者の検査を行った。また、日曜祝日や年末年始など、受診できる医療機関が見つからない濃厚接触者や新型コロナ患者の診療や検査、投薬を実施した。

(2)広報・市民啓発

市民に感染動向を周知し、感染予防の行動をとってもらうための広報に努めた。また、新規感染者数等は、当初は千葉県が県内の居住地を特定せず公表していたが、市民の関心も高いため、令和2年3月以降は市独自で公表することとした。

感染状況や感染対策のほか、ワクチン接種の時期や方法、市有施設の休館や各種給付金に関する情報をSNSや市ホームページ、市政だよりにて周知に努めた。また、市政だよりは臨時号を10回発行した。特に感染状況や感染対策については、新型コロナウイルス週報を作成し、市内各施設に紙及びデジタルサイネージで掲示するほか、SNSや市ホームページを活用して発信した。

新型コロナウイルスの初期は市民の不安が特に強く、罹患した方や濃厚接触者、医療従事者に対する差別や誹謗中傷が問題となった。そのような方々に対する不当な差別的行為や誹謗中傷による人権侵害を防止し、市全体で一丸となって新型コロナ感染症対策に取り組むため、「コロナ差別がゼロのまち宣言」の発出、新型コロナウイルス感染症対策条例を制定し啓発に取り組んだ。

(3)市立学校、幼稚園・保育所・認定こども園等の対応

市立学校においては、令和2年3月から5月にかけて、国の要請や緊急事態宣言の発出を受けて、臨時休校を実施した。その際、自宅待機が困難な児童や、保護者の就労等により日中児童の世話が難しい世帯に対し、預かりを実施したほか、休校期間中に子どもの学びの継続のために分散登校を実施した。

学校再開後は、手指消毒や換気、黙食等の感染対策を徹底した。また、学びの保障として1人1台のタブレットPCの「ギガタブ」を活用したオンライン指導、オンライン授業を実施した。

新型コロナウイルス感染症の発生当初は、子どもたちの健康、安全を第一に考えて、学校行事の中止、制限を行ったが、令和2年度の後半以降は感染症対策を行ったうえで可能な限り実施することを基本として対応した。パラリンピック学校連携プログラムについては、多様性理解や国際理解の力をはぐくむことを目的として実施することとしていたが、変異株の急拡大を受けて途中で中止することとなった。

幼稚園・保育所・認定こども園では、利用児童が一人で家にいることができない乳幼児であることを踏まえ、感染拡大防止のための対策を徹底したうえで教育・保育活動を継続することを基本として対応した。ただし、国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出された時期などには、利用者に家庭での保育が可能な場合には登園を控えるよう要請等を行い、感染拡大の防止を図った。

市では、教職員や保育従事者に対して新型コロナウイルスワクチンの職域接種やマスク等の衛生物品支援、濃厚接触者の特定等の感染拡大防止の支援を実施した。また、保護者への支援として登園自粛や休園措置に伴う保育料の減免を行うとともに、保育園等の事業者に対しては利用者の減少に伴う保育料等の減収に対する補填や、通常通りの運営費の支給などにより、安定した教育・保育が提供できるよう支援した。

(4)高齢者施設・障害者施設等

新型コロナウイルスに罹患した場合、重症化しやすい高齢者や障害者を守るため、高齢者施設等を対象に簡易陰圧装置の設置や家族面会室の整備に要する費用を支援したほか、感染予防対策に必要なマスク等の衛生物品の従事者への配布やかかりまし経費に対する支援、早期発見を目的とした頻回検査を実施した。

また、クラスターが発生した際は千葉県と協力し、保健所による聞き取り調査や感染拡大防止のための指導、クラスターを防ぐための感染対策の普及啓発などを行った。

(5)市民への支援

感染を恐れて医療機関の受診を控える人が多い中で、できる限り感染対策を行って子どもや妊産婦の健診を行えるよう努めた。予防接種や、国民健康保険加入者等を対象とした脳ドックを控えた方に対し、次年度も接種や受診が可能となるように公費での支援を行った。

外出自粛、社会経済活動の制限に伴う経済的な支援として、経済的に困窮する方への緊急小口資金の特例貸付、国民健康保険料・介護保険料の減免や市税の猶予を行うとともに、解雇等により住居の退去を余儀なくされた方への住居の提供、特別定額給付金、子育て世帯臨時特別給付金等の各種給付金を支給した。

生活や仕事、住まいなどに関する給付や減免などの様々な相談に対応するため、相談窓口を設置した。

(6)事業者向け支援

中小企業向けに、事業継続給付金や特別緊急支援金の支給、相談窓口を設置したほか、飲食店への支援として感染対策を促進する県の認証取得に向けた設備購入費の補助やデリバリーに要する費用の補助、グルメ応援キャンペーン等を実施した。

緊急事態宣言による施設の利用停止の協力要請がなされた業種や、外出自粛により実質的に休業に準ずる影響を受けた飲食店やオーナーに対して、支援金や協力金を支給し、負担軽減を図った。

また、テレワークプラン販売促進事業や習い事応援キャンペーン等の実施により、市民等に感染対策としてのテレワークや、コロナ禍で落ち込んだ習い事等の利用を促した。

(7)公共施設やイベントにおける感染対策

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴い、市有施設の休館や開設期間の短縮、収容定員の変更等を実施するとともに、パーティションや消毒液の配置、換気等の感染対策を実施した。

市有施設は複数の局が所管していることから、特別職や関係局長で情報共有を行い、閉館や開館時間の短縮等の対応に差が出ないように調整を行った。

市が主催するイベントは、三密を避ける工夫のほか、開催時間の短縮や手指消毒の依頼等、基本的な感染対策を行うことを前提として可能な限り実施した。

(8) ワクチン接種

市医師会の協力のもと、医療機関での個別接種を中心とし、補完的な役割として集団接種を実施した。コールセンターやヘルプデスク、医療機関サポートセンターを設置し、ワクチン接種を希望する市民の問い合わせ対応や接種を実施する医療機関の支援を実施した。

ワクチン接種の予約については、かかりつけ医での接種予約のほか、コールセンターでの電話予約、インターネット予約を中心にしたが、各区役所に対面での相談窓口を設置し、ワクチン接種を希望する市民への支援を実施した。

市立病院では、医療従事者への優先接種や接種を希望する高齢者や妊婦等にワクチン接種を実施した。

(9) 職員・庁舎の感染対策

市役所や市議会、区役所等に消毒液の配置や窓口へのパーティション設置を行ったほか、非接触型体温計を配置する等、来庁する市民や職員の感染対策を実施した。

職員が罹患した場合を想定した対応マニュアルを作成し、発症した際の職場復帰までの療養期間や濃厚接触者となった場合やPCR検査を受検した際の報告等、必要となる手順等を定め、感染の動向にあわせ適宜修正を行った。

サテライトオフィスを設置するほか無線アクセスポイントの増設、テレワークに必要な機器の購入、自治体テレワーク推進実証実験事業を活用するなど、分散勤務や在宅勤務を推進した。

(10) 新型コロナ対応に係る組織体制・財政

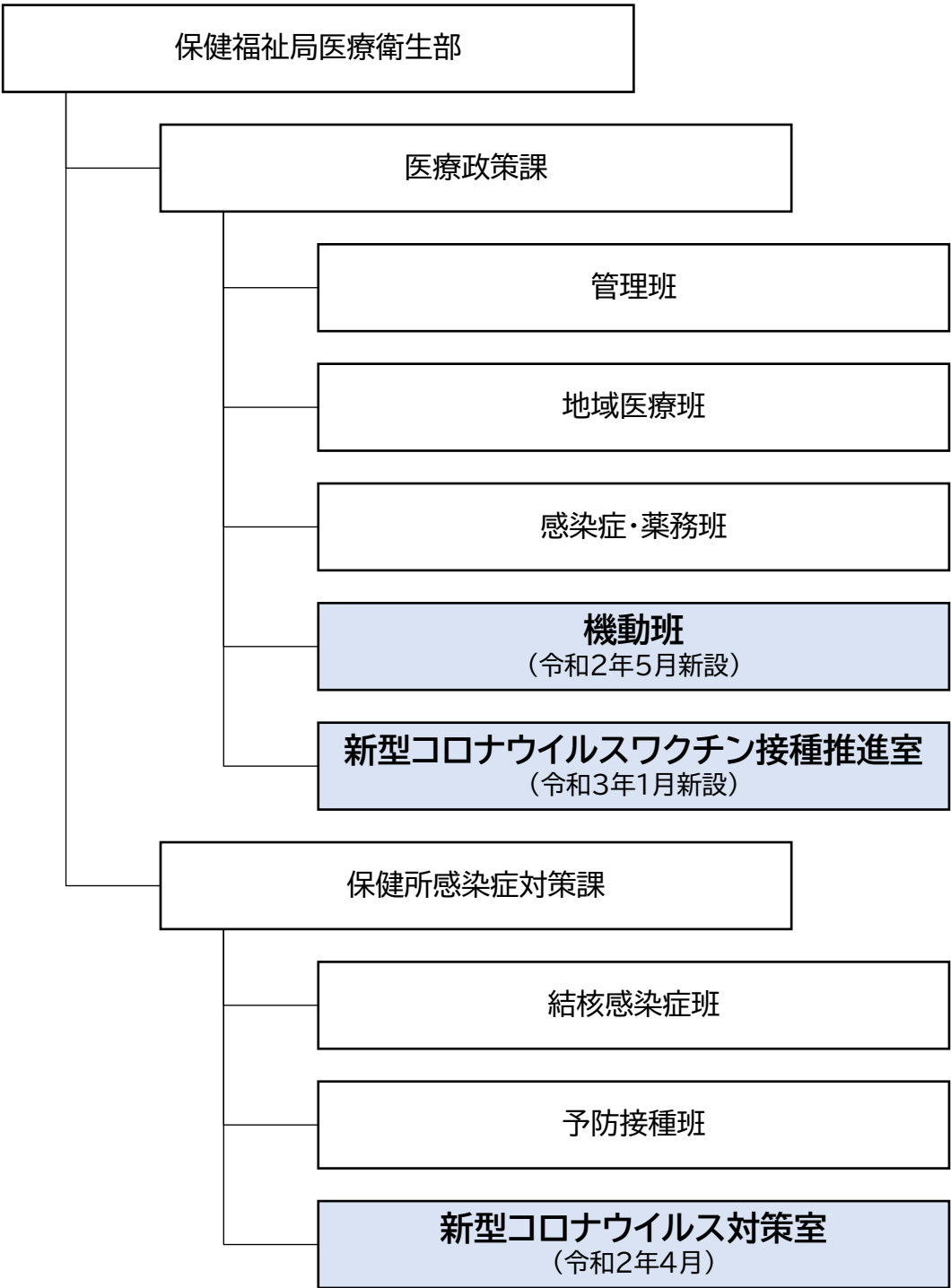
新型コロナウイルスに関する方針の決定や情報共有を行うため、対策本部会議を適宜開催した。また、庁内連絡調整チームで頻回に情報共有に努めた。

新規感染者数の増加に伴い、保健所の業務が増加したため、保健所内に新型コロナウイルス対策室を新設し、必要な人員を保健福祉局内外から配置するとともに、事業者による保健師派遣や外部委託などのアウトソーシングを活用した。医療政策課においてもコロナ対策の人員を強化し、医療機関や国、他自治体との調整や市民への周知啓発等を行った。新型コロナウイルスワクチン接種の開始に当たっては、医療政策課内に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置した。

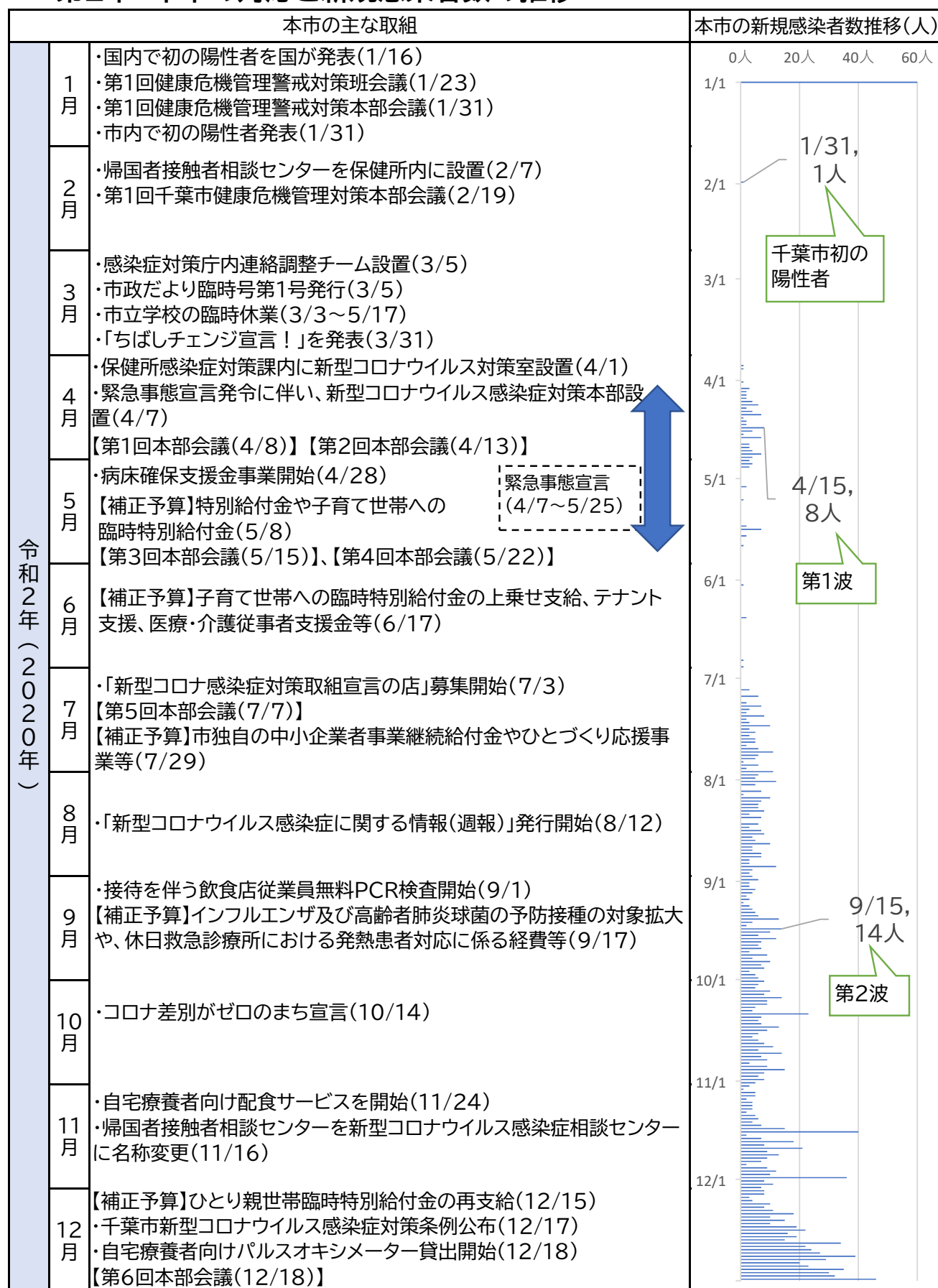
コロナ対策の財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用、地方債を発行するなど、必要な予算を確保したほか、コロナ対策に特化した寄附メニューを設け、寄附者の想いに沿った寄附の受入れを行った。

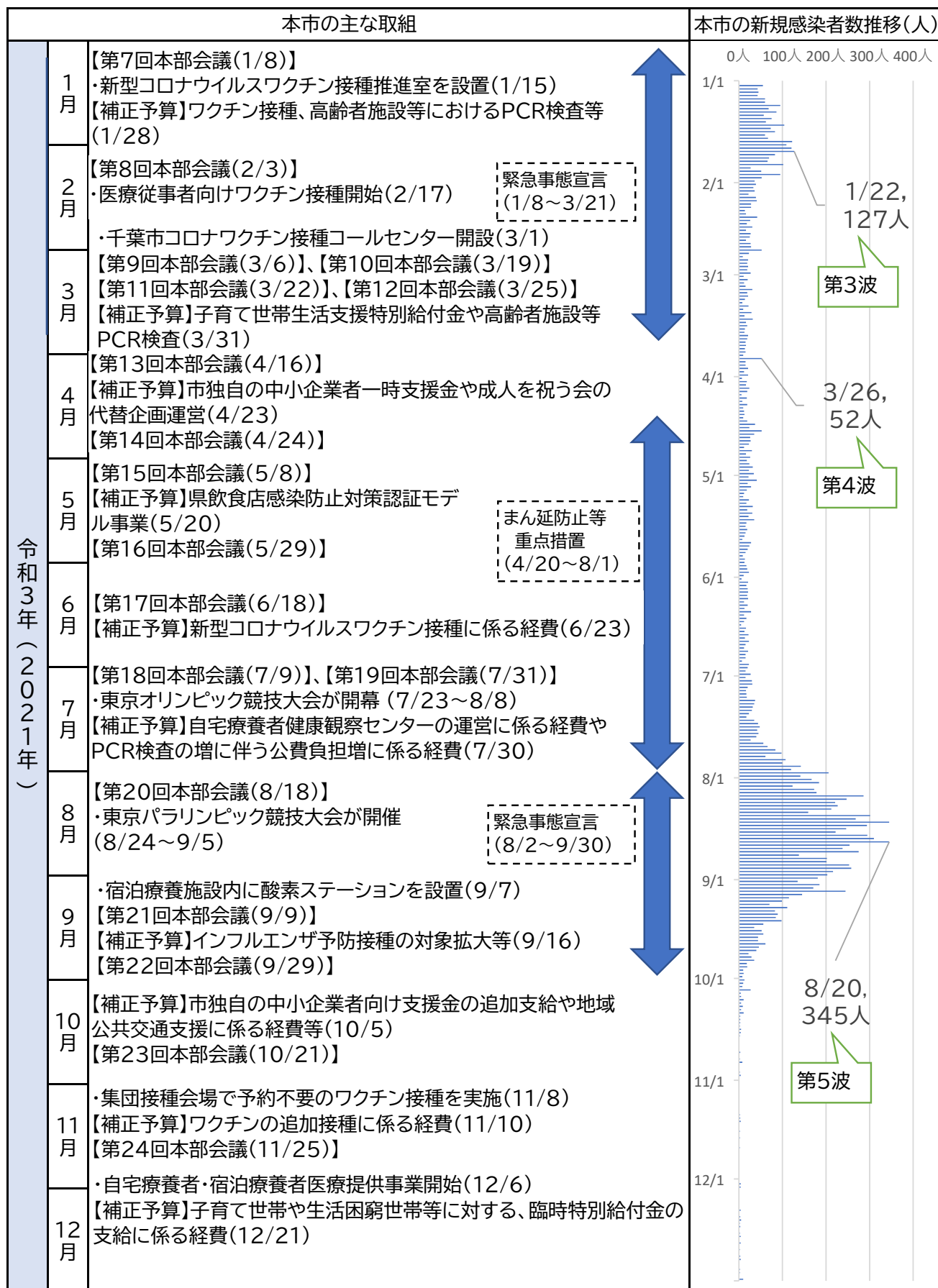
対応の詳細は第3章各節に記載する。

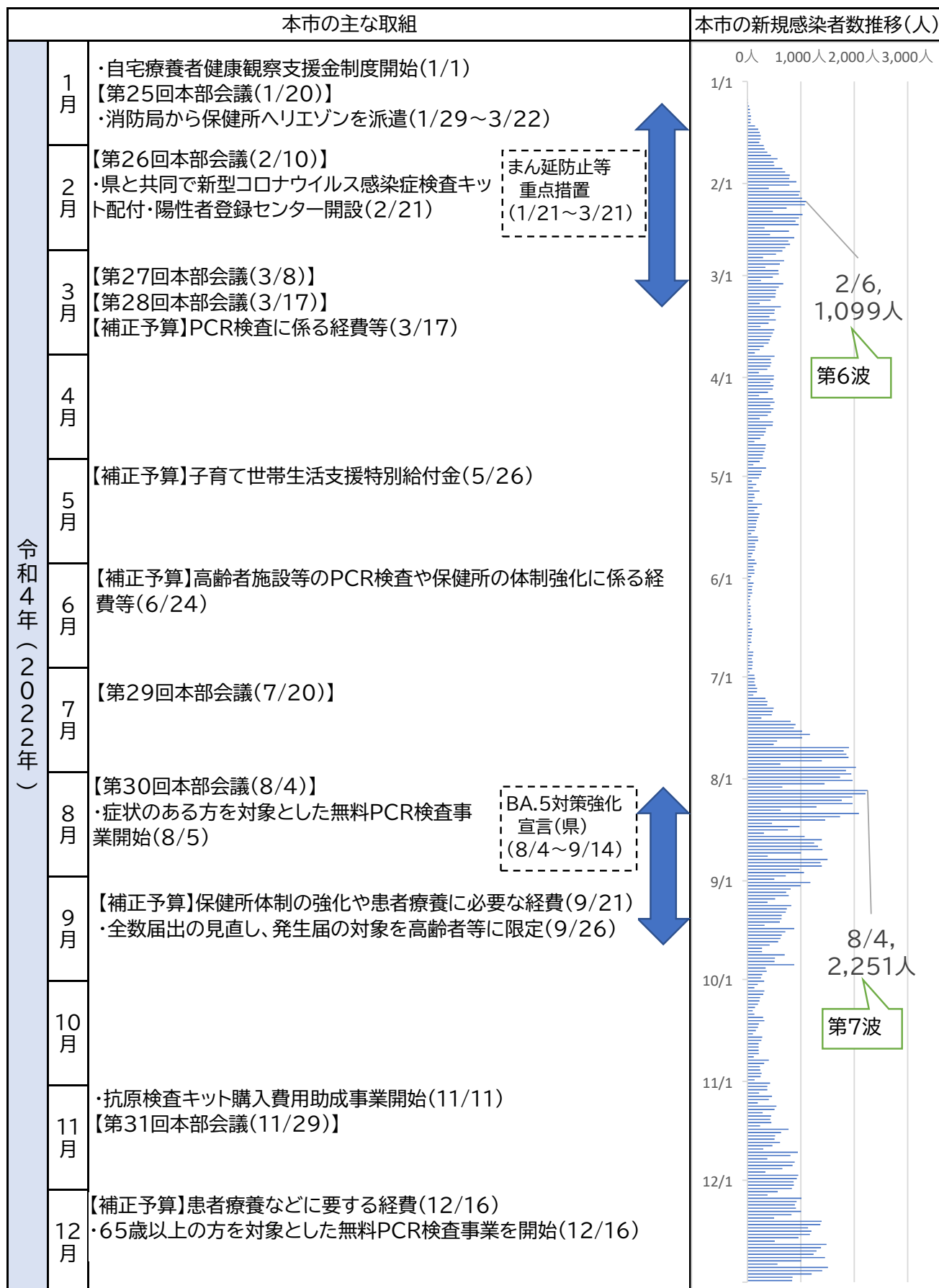
新型コロナウイルス感染症に対応するために新設した組織



第2章 本市の対応と新規感染者数の推移







本市の主な取組			本市の新規感染者数推移(人)
令和5年 (2023年)	1月	・国において、新型コロナウイルス感染症の5類移行の方針決定(1/27) 【第32回本部会議(1/30)】	
	2月		
	3月	【補正予算】保育施設等の感染拡大防止対策に要する経費(3/8) 【第33回本部会議(3/9)】 ・国において、マスク着用の考え方の見直しを発表(3/13) ・医療機関支援のための「5類移行支援メニュー」を発表(3/23)	
	4月	【第34回本部会議(4/28)】	
	5月	・感染症法上の位置づけが5類に変更される(5/8) ・市新型コロナ対策本部を廃止(5/8) ・令和5年新型コロナワクチン春開始接種開始(5/8)	

第3章 対応の記録

第1節 医療提供体制と感染拡大防止対策

(1)相談窓口.....	16
相談窓口の設置.....	16
(2)検査体制.....	17
検査体制の確保.....	17
保健所診療所の開設・運営.....	19
検査や入院に係る費用の公費負担.....	21
環境保健研究所における検査.....	22
(3)医療提供体制.....	24
医療機関への支援(物的支援).....	24
医療機関への支援(支援金等).....	26
(4)宿泊療養施設.....	29
宿泊療養施設の開設・運営.....	29
(5)自宅療養.....	32
自宅療養者に対する物品支援.....	32
自宅療養者の健康観察.....	34
自宅療養者への医療提供.....	37
(6)市立病院.....	38
市立病院における診療・入院.....	38
(7)保健所の体制.....	40
保健所機能の強化.....	40
感染症患者の搬送・移送協力.....	42
患者情報の管理.....	43
積極的疫学調査.....	45
入院調整.....	46
療養期間証明書の発行.....	48
新型コロナ対策方針に係る国の動向と市の対応.....	49

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策																													
細節	(1)相談窓口																													
項目名	相談窓口の設置																													
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)																													
取組内容	【相談窓口の設置】(令和2年1月～令和6年3月) ・ 令和2年1月、市民向けの相談窓口を設置。令和2年3月、「千葉県帰国者接触者相談センター」の設置に伴い、両者を兼ねる形となる。なお、当初はこの相談窓口を経由しなければ帰国者・接触者外来の受診、PCR検査が受けられない体制となっていた。 ・ 令和2年11月、国通知に伴い「千葉県新型コロナウイルス感染症相談センター」へ名称変更となる。当窓口は、令和6年3月末まで設置した。 ・ 主な対応内容としては、市民からの相談対応や発熱外来の案内等であり、委託看護師最大15名で対応した。なお、濃厚接触者、医療機関からの問い合わせや対応困難例については、新型コロナウイルス対策室で対応した。 ・ 夜間帯(19時～翌9時)については、委託看護師2名を常駐させ、夜間相談窓口を設置した。																													
実績	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5※</td><td>計</td></tr><tr><td>相談件数(日中)</td><td>60,361</td><td>88,960</td><td>125,477</td><td>1,622</td><td>276,420</td></tr><tr><td>相談件数(夜間)</td><td>3,856</td><td>5,168</td><td>5,925</td><td>129</td><td>15,078</td></tr><tr><td>相談件数(計)</td><td>64,217</td><td>94,128</td><td>131,402</td><td>1,751</td><td>291,498</td></tr></table> ※R5年度は、5類移行前の5月7日までの相談件数						年度	R2	R3	R4	R5※	計	相談件数(日中)	60,361	88,960	125,477	1,622	276,420	相談件数(夜間)	3,856	5,168	5,925	129	15,078	相談件数(計)	64,217	94,128	131,402	1,751	291,498
年度	R2	R3	R4	R5※	計																									
相談件数(日中)	60,361	88,960	125,477	1,622	276,420																									
相談件数(夜間)	3,856	5,168	5,925	129	15,078																									
相談件数(計)	64,217	94,128	131,402	1,751	291,498																									
成果と課題	・ 相談窓口は、設置当初、保健所内の職員が交代で対応していたが、令和2年4月1日から外部事業者へ委託した。これにより、所内職員の通常業務を妨げず、回線数を維持することができた。また、令和2年7月1日から委託先の対応者を看護師の有資格者とすることで、相談対応の質を確保した。 ・ コロナ対策室市民対応班職員が担当となり、厚生労働省等からの通知をもとに、対応マニュアルを作成・更新し委託看護師と共有することで、最新情報をもとに相談対応できる体制を構築した。 ・ 第5波において、相談件数が急増し、電話が繋がらないという声が多数寄せられた。特に自宅療養者の体調急変時の対応も困難であったことから、令和3年9月、自宅療養者専用窓口として「千葉県自宅療養者健康観察センター」を設置し、対応窓口を増加した。これにより第6波以降の患者数増加に対応することが可能となった。																													

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策
細節	(2)検査体制
項目名	検査体制の確保
担当課	医療政策課
取組内容	【接待を伴う飲食店の従業員へのPCR検査】(令和2年9月～令和4年3月) - 令和2年9月、全国的に接待を伴う飲食店のクラスター感染事例が続いていたため、接待を伴う飲食店の従業員を対象に無料でPCR検査をする事業を開始した。令和2年度は、中央区の繁華街にある店舗を対象に臨時の検査所を設けて実施。令和3年度は、対象を千葉市全域に拡大。店舗が検体を取りまとめて郵送で検査事業者へ提出し、後日検査結果を店舗や従業員へ通知する方法で実施した。 【千葉県抗原検査キット配付事業】(令和4年2月～令和5年2月)※休止期間あり - 令和4年2月、発熱外来の予約が取りにくくなっている現状を踏まえ、千葉県、船橋市、柏市と連携して、重症化リスクの低い方を対象に、抗原検査キットを配付する事業を開始した。検査結果が陽性だった方は、千葉県陽性者登録センターに登録することで、保健所の支援につなげることができた。 【無料PCR検査事業】(令和4年8月5日～同年8月31日) - 令和4年8月、発熱外来の予約が取りにくくなっている現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある方を対象とした無料PCR検査事業を開始した。専用サイトから申請した市民へ事業者から検査キットを送付し、検体を返送してもらう方法で実施。後日、申込者へメールで結果を通知するとともに、検査結果が陽性の場合には、事業者から保健所へ発生届の提出がされ、保健所から申込者へ療養に関する情報や支援内容を送った。 【高齢者向けPCR検査事業】(令和4年12月～令和5年2月) - 令和4年12月、65歳以上の方で、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があるが、医療機関のひっ迫などで受診できる医療機関がない方を対象に、無料PCR検査事業を開始した。8月の無料PCR検査事業と同様の実施方法に加え、コールセンターによる受付等の対応も追加した。 【抗原検査キット購入費用助成】(令和4年11月～令和5年1月) - 令和4年11月、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行により医療機関のひっ迫が懸念されたことから、新型コロナウイルス抗原検査キットをあらかじめ家庭に備蓄していただくことを目的に、市民が検査キットを購入する費用を一部助成する事業を開始した。市内薬局は助成額(700円)を差し引いた金額で検査キットを販売した。協力薬局への販売助成額・販売手数料の支払いは、千葉市薬剤師会に委託した。

実績	年度	R2	R3	R4	計
	接待を伴う飲食店 PCR検査件数	2,118	1,337	—	3,455
	県抗原検査キット 配付個数(千葉市)	—	11,785	193,186	204,971
	無料PCR 申込件数	—	—	7,647	7,647
	高齢者向けPCR 申込件数	—	—	577	577
	検査キット助成 協力薬局数(最大)			178	178
	販売個数	—	—	73,814	73,814
成果と課題	・ 接待を伴う飲食店の従業員へのPCR検査を開始以降、接待を伴う飲食店でのクラスター発生事例が減少したことから、感染拡大防止に一定の効果があったものと考えられる。当該事業は、県の検査無料化事業が開始されたことなどの理由から、令和3年度末に事業を終了した。 ・ 県抗原検査キット配付事業は、全期間を通じて平均754個／日(千葉市分)の検査キットを配付しており、発熱外来のひっ迫緩和に大きく貢献したと考える。当該事業は、感染状況等を踏まえ、令和5年2月末をもって事業を終了した。 ・ 無料PCR検査事業は、発熱外来のひっ迫を緩和するとともに、検体の返送後、結果連絡から発生届の提出、健康観察までワンストップで行われるため、市民の負担軽減にもつながったと考える。一方で、令和4年8月の無料PCR検査は、普通郵便で検査キットを配送していたため、土日祝の配送ができず、到着に時間がかかってしまうことが課題だった。 ・ 高齢者向けPCR検査は、宅配便で配送したことにより、申し込みから翌日もしくは翌々日には検査キットが届いていた。また、高齢者向けPCR検査は、インターネットでの申し込み手続きが難しい方向けに、コールセンターによる電話受付も行った。 ・ 抗原検査キット購入費用助成については、陽性者の内、抗原検査キットを用いて陽性登録した方の割合が、助成制度開始前の平均16%から、助成制度期間中の平均24%と上昇しており、一定数の方が抗原検査キットを活用し、自宅で療養されていたと考えられる。				

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策						
細節	(2)検査体制						
項目名	保健所診療所の開設・運営						
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)、医療政策課						
取組内容	【PCR検査の実施】 ドライブスルー形式(令和2年4月～令和3年1月) - 令和2年4月、青葉看護専門学校で、医師が鼻咽頭検体を採取するPCR検査を開始。その後、美浜公園緑地事務所など会場を曜日ごとに変える移動会場として実施した。 - 令和2年7月、検体としてだ液が使用可能になった以降は、保健所駐車場を会場に固定し実施。 検査場形式(令和3年1月～令和5年1月) - 令和3年1月、プレハブ診療所の開設を契機とし、患者自身が採取した検体をプレハブ診療所で回収する検査場形式に移行した。 【プレハブ診療所の開設・運営】(令和2年12月～令和5年5月) - 令和2年12月、保健所の敷地内にプレハブ診療所を開設。専従の非常勤看護師を配置し、平日は患者自身が採取した検体の回収と療養指導を行った。 - 休日、夜間に発熱患者を診療している休日救急診療所や夜間応急診療所で新型コロナが疑われた患者の検査を行った。また、日曜祝日や年末年始など、受診できる医療機関が見つからない濃厚接触者や新型コロナ患者の診療や検査、投薬を実施した。並行して陽性者の電話診療も実施した。						
実績	年度		R2	R3	R4	R5	計
	PCR 検査数	ドライブス ルー形式	4,482	—	—	—	4,482
		検査場形式	3,609	9,521	736	0	13,866
	プレハブ診療所にお ける診療件数		109	319	77	2	507
	休日診療所における 陽性率(%)		12.1	40.0	60.2	33.3	—
成果と課題	・ドライブスルーPCR検査については、検査実施機関が少ない流行初期において全体の25%(令和2年9月時点)の検査を担うなど貴重な受け皿となった。一方で、自家用車による来所が前提となるため対象者が限られることや、検体回収のため職員が各車両をまわる必要があることから一度に案内できる人数に限りがあったが、検査場形式とすることにより、患者増加による検査数増大に対応することを可能とした。						

	・プレハブ診療所については、日曜日、祝日に開所することで、受診できる医療機関が見つかりにくい状況を改善した。一方で、感染が落ち着いている時期には、受診を希望する患者がいないため、当日に急遽開設を中止とすることがあり、当番の協力医師に負担となった。 ・日曜日、祝日は、職員の配置人数も少なかった為、職員の業務負担とならないような体制確保が必要であった。
--	--

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策																							
細節	(2)検査体制																							
項目名	検査や入院に係る費用の公費負担																							
担当課	医療政策課																							
取組内容	【医療機関との検査委託契約】(令和2年4月～令和5年5月) ・医師の判断で行われるPCR検査等は、感染症法に基づく行政検査として取り扱うことになったことから、千葉市医師会や医療機関と検査委託契約を締結した。 【医療機関が行う検査に係る患者自己負担分の支払】(令和2年4月～令和5年5月) ・千葉市と検査の委託契約を締結した医療機関において、医師の判断により診療の一環として行われたPCR検査・抗原検査の費用は公費負担医療制度が適用となるため、保険適用後の患者負担分を公費負担した(令和5年5月7日実施分まで) 【入院医療費に係る患者自己負担分の支払】(令和2年2月～令和5年5月) ・感染症法に基づき、保健所が入院勧告を行った新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費は公費負担医療制度が適用となるため、保険適用後の患者負担分を公費負担した(令和5年5月までの支払いのうち、千葉市は令和5年4月30日までの入院医療費を負担。5月以降は千葉県が負担)。																							
実績	【医療機関との検査委託契約処理】 ・契約医療機関:303医療機関 【医療機関が行う検査に係る患者自己負担分の支払】(単位:千円) <table border="1"> <tr> <td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>192,563</td><td>829,188</td><td>932,576</td><td>108,216</td></tr> </table> 【入院医療費に係る患者自己負担分の支払】(単位:千円) <table border="1"> <tr> <td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>89,774</td><td>313,974</td><td>543,677</td><td>205,068</td></tr> </table> ※決算額には、検査費用、入院医療費の他に、審査機関への手数料を含む。 ※検査費用の費用負担は、国が1/2、市が1/2。 入院医療費の費用負担は、国が3/4、市が1/4。 ※R5の決算額はR5年9月末時点の金額。				年度	R2	R3	R4	R5	決算額	192,563	829,188	932,576	108,216	年度	R2	R3	R4	R5	決算額	89,774	313,974	543,677	205,068
年度	R2	R3	R4	R5																				
決算額	192,563	829,188	932,576	108,216																				
年度	R2	R3	R4	R5																				
決算額	89,774	313,974	543,677	205,068																				
成果と課題	・検査費用と入院医療費の支払については、感染のピークを迎える度に患者が大幅に増加したため、予算が不足する際は補正予算を組むことで対応したところであり、財源の確保が通年の課題であった。																							

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策																																													
細節	(2)検査体制																																													
項目名	環境保健研究所における検査																																													
担当課	健康科学課																																													
取組内容	【新型コロナウイルスPCR検査】(令和2年1月～令和5年5月) - 令和2年1月、保健所感染症対策課から依頼を受け、新型コロナウイルスの行政検査を開始し、同年1月31日に市内初の陽性例を確定した。 - 令和2年7月より、SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kitを導入し、1日の検査可能検体数を検査開始当初の32検体から376検体に引き上げた。 【変異株スクリーニング検査】(令和3年2月～令和5年2月) - ウイルスの感染性や抗原性の変化が懸念される変異株の早期探知を目的として、令和3年2月からN501Y変異(アルファ株)のスクリーニング検査を開始した。 - その後、L452R変異(デルタ株)、G339D・T547K変異(オミクロン株)のスクリーニング検査を適宜実施した。 【次世代シーケンサーによる全ゲノム解析】(令和4年4月～令和5年9月26日現在) - 厚生労働省から令和3年2月5日付で発出された通知を受け、陽性検体の5～10%を対象に、国立感染症研究所または千葉県衛生研究所に全ゲノム解析を依頼した。 - なお、令和4年4月からは、市内における新たな変異株の動向を把握するため、環境保健研究所にて全ゲノム解析を実施している。																																													
実績	【検査件数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新型コロナウイルスPCR検査</td><td>検査数</td><td>787</td><td>29,619</td><td>23,028</td><td>8,129</td><td>63</td><td>61,626</td></tr> <tr> <td>陽性数</td><td>91</td><td>2,851</td><td>4,422</td><td>3,443</td><td>20</td><td>10,827</td></tr> <tr> <td colspan="2">変異株スクリーニング検査数</td><td>—</td><td>363</td><td>1,948</td><td>938</td><td>—</td><td>3,249</td></tr> <tr> <td colspan="2">全ゲノム解析数※</td><td>—</td><td>(5)</td><td>(479)</td><td>(758 0)</td><td>(115 0)</td><td>(873 484)</td></tr> </tbody> </table> ※()内の数値は、国立感染症研究所または千葉県衛生研究所に全ゲノム解析を依頼した検体数							年度		R1	R2	R3	R4	R5	合計	新型コロナウイルスPCR検査	検査数	787	29,619	23,028	8,129	63	61,626	陽性数	91	2,851	4,422	3,443	20	10,827	変異株スクリーニング検査数		—	363	1,948	938	—	3,249	全ゲノム解析数※		—	(5)	(479)	(758 0)	(115 0)	(873 484)
年度		R1	R2	R3	R4	R5	合計																																							
新型コロナウイルスPCR検査	検査数	787	29,619	23,028	8,129	63	61,626																																							
	陽性数	91	2,851	4,422	3,443	20	10,827																																							
変異株スクリーニング検査数		—	363	1,948	938	—	3,249																																							
全ゲノム解析数※		—	(5)	(479)	(758 0)	(115 0)	(873 484)																																							

成果と課題	・ 令和2年3月末頃から休日を含め検査数が急増し、ウイルス検査担当職員(4名)のみでは、新型コロナウイルスPCR検査への対応が困難となったことから、細菌検査担当職員と理化学検査担当職員を日々のPCR検査と並行して育成し、PCR検査の応援体制を整備した。また、令和5年4月から検査員を増員し、PCR検査の体制を強化した。 ・ 検査数の増加に対応するため、令和2年3月と同年8月にリアルタイムPCR装置を1台ずつ増設した(合計2台の増設)。また、理化学検査担当職員(7名)を検査台帳への情報入力や検査結果書作成などのPCR検査関連業務に割り振り、課全体で対応を行った。 ・ 次世代シーケンサーによる全ゲノム解析を可能とするため、令和3年10月と令和4年1月に国立感染症研究所主催の技術研修会に参加するとともに、解析に必要な器具や試薬の準備を行った。令和4年3月に次世代シーケンサーを1台導入することによって、全ゲノム解析体制の整備が完了し、現在も解析を継続している。 ・ 検査に必要な試薬や消耗品について、世界的な供給不足が生じたが、検査に支障が生じないように、通常使用している試薬や消耗品とは異なるメーカーの代替品で対応した。また、他の地方衛生研究所(東京都)から試薬の貸与および国立感染症研究所から試薬の配布を受けることで試薬と消耗品を切らすことなく検査に対応することができた。 ・ 地方衛生研究所は、特に健康危機発生初期において、地域の試験検査の中核としての役割が求められている。この点に関して、民間検査機関によるPCR検査が立ち上がるまでの間は、環境保健研究所が市内のPCR検査を担うとともに、千葉大学附属病院におけるPCR検査の技術的な支援を行うなど、一定の役割を果たすことができた。 ・ 一方、感染拡大期においては、国内の新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行うなど病原体の質的なサーベランス機能が求められていることから、日ごろからの調査研究を通じた人材の育成が重要である。
--------------	---

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策																
細節	(3)医療提供体制																
項目名	医療機関への支援(物的支援)																
担当課	防災対策課・医療政策課・感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)																
取組内容	【災害用備蓄品のマスクを提供】(令和2年2月～令和2年4月) ・避難所備蓄品として整備していたマスク292,350枚を医療機関用、高齢者施設用として施設を所管している保健福祉局各課を経由して各施設へ提供した。 【医療機関への抗原検査キット・CO2モニターの配付】(令和5年3月) ・令和5年3月、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5月8日から5類へ移行することに伴い、既存の発熱外来だけではなく、幅広い医療機関での発熱患者受け入れ及び医療機関での感染リスク低減を目的とし、市内医療機関へ新型コロナウイルス抗原検査キット(25回分)及び二酸化炭素濃度測定器(1個)を配布した。 【感染防護具の備蓄、配布】(令和2年4月～) ・コロナ対応初期のマスクの不足等に対応するため、令和2年4月から市内の医療機関を対象に感染防護具の配布を開始した。 ・医療機関への配布は、原則感染症指定医療機関、検査のための検体採取を行う医療機関、重症度が高い患者が入院する医療機関を対象に行った。(令和3年度で終了) ・現在はクラスター発生施設指導の際、感染防護具が不足している施設に対し配布を行っているほか、施設指導や患者搬送等で保健所職員が使用している。																
実績	【避難所備蓄品のマスクを提供】 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>R2</th></tr> <tr> <td>医療機関・高齢者施設提供枚数</td><td>292,350</td></tr> </table> 【医療機関への抗原検査キット・CO2モニターの配付】 ・市内500医療機関へ配布 【感染防護具の備蓄量】(令和5年9月1日時点) <table border="1"> <tr> <th>品目</th><th>数量(個)</th></tr> <tr> <td>サージカルマスク</td><td>10,000</td></tr> <tr> <td>N95マスク</td><td>11,760</td></tr> <tr> <td>ガウン</td><td>19,000</td></tr> <tr> <td>フェイスシールド</td><td>5,200</td></tr> <tr> <td>手袋</td><td>121,000</td></tr> </table>	年度	R2	医療機関・高齢者施設提供枚数	292,350	品目	数量(個)	サージカルマスク	10,000	N95マスク	11,760	ガウン	19,000	フェイスシールド	5,200	手袋	121,000
年度	R2																
医療機関・高齢者施設提供枚数	292,350																
品目	数量(個)																
サージカルマスク	10,000																
N95マスク	11,760																
ガウン	19,000																
フェイスシールド	5,200																
手袋	121,000																

	【配布実績】			
	品目	R2	R3	R4
	サージカルマスク	157,200	600	10,600
	N95マスク	10,440	14,720	6,870
	ガウン	9,900	9,050	8,145
	フェイスシールド	18,700	5,600	2,310
	手袋	15,900	75,000	61,800
成果と課題	・マスクの急激な需要増に伴って発生していた医療従事者のマスク不足の改善を図った。 ・市医師会に協力を得て、同会に加入している市内医療機関すべて(病院を除く)に抗原検査キット及び二酸化炭素濃度測定器を配布することにより、幅広い医療機関における発熱患者の受け入れを促進することができた。 ・令和2年度までは感染防護具は生産・供給体制が整わず、必要な物品が手に入りにくかったため、小売店等から購入したもののほか、中国や民間企業からの寄附品を充てていたが、徐々に生産体制が増強され、加えて定期的に国による支給が行われるようになったことで、必要な在庫を確保することが可能となり、配布数も減少していった。 ・5類移行の方針が明らかになった令和4年度末以降は、高齢者施設を中心に感染防護具の譲渡を行った。			

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策
細節	(3)医療提供体制
項目名	医療機関への支援(支援金等)
担当課	医療政策課
取組内容	【医療従事者等支援金】(令和2年7月) ・新型コロナウイルスの感染症対策の最前線で昼夜を問わず、自分や家族への感染リスクの不安を抱えながら業務を行い、日々奮闘されている医療従事者の方々に感謝の気持ちを表し、その活動を支援するため、支援金の支給を開始した。 (支給額) ・新型コロナ感染患者の延べ入院日数やPCR検査用検体採取数に応じて定めた金額。 (活用の例) ・従事者への慰労金 ・家族への感染防止や仮眠等のための宿泊施設の利用 ・業務の合間の短時間に食事を取らざるを得ない従事者への飲食等の提供 ・従事者の心と体のケアに要する経費 ・その他従事者の職場環境の改善・充実につながる経費 【新型コロナウイルス感染症病床確保事業】(令和2年4月～令和3年3月) ・令和2年4月、新型コロナウイルス感染症患者の受入及び診療業務に対する病床確保待機料(病床1床当たり1日8万円)により、市内一般医療機関で病床確保を開始した。 【千葉県PCR検査等協力支援金】(令和2年8月～令和5年5月) ・令和2年8月、より多くの診療所でPCR検査を実施できるようにするため、PCR検査などを実施したことにより、新型コロナウイルス感染症に医師又は看護師が罹患し、概ね1週間程度以上診療所の業務を休止した場合に、当該診療所の継続及び再開の準備のため、1診療所につき、100万円を支給する制度を創設した。 【千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金】(令和3年1月～令和5年5月) ・令和3年1月、新型コロナウイルス感染症受入医療機関の回復後患者の他院への転院を進めるため、転院を受け入れた医療機関に対し、患者1人当たり25万円の協力金を支給することで、病床確保を開始した。 【千葉県発熱等救急患者受入支援金】(令和3年1月～令和5年5月) ・令和3年1月、新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱等救急患者の受入を促進するため、発熱等救急患者の受入れにより、医師又は看護師が新型コロナウイルス感染症に罹患し2週間以上病棟を閉鎖し業務を休止した場合に、病院の継続・再開支援のため、閉鎖する病床1床当たり100万円の支援金を支給する制度を創設した。

	【千葉市発熱患者等診察協力支援金】(令和5年5月～令和5年9月) ・ 令和5年5月、5類移行後の経過措置として、一定期間、市民が安心して診察を受けられるようにするため、診療所において新型コロナウイルスの感染疑いがある患者の診察を実施したことにより医師又は看護師が新型コロナウイルスに感染症に罹患し診療所の業務を原則5日間以上連続で休止した場合に、当該診療所の継続及び再開の準備のため、1診療所当たり100万円の支援金を支給する制度を創設した。 【千葉市救急搬送受入支援金】(令和5年5月～令和5年9月) ・ 令和5年5月、5類移行後の経過措置として、一定期間、搬送困難事案の改善を図り、市民が安心できる救急医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症に罹患又は疑いがある患者の救急搬送を受け入れた病院及び有床診療所に対し、搬送の受入れ1人当たり3万円の支援金を給付する制度を創設した。																																										
実績	【医療従事者等支援金】 <table><tr><td></td><td>医療機関</td></tr><tr><td>支給件数</td><td>63</td></tr></table>		医療機関	支給件数	63																																						
		医療機関																																									
	支給件数	63																																									
	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>計</td></tr><tr><td>新型コロナウイルス感染症病床確保事業</td><td>延べ 2,981床 (4施設)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>延べ 2,981床 (4施設)</td></tr><tr><td>千葉市PCR検査等協力支援金</td><td>0施設</td><td>2施設</td><td>2施設</td><td>0施設</td><td>4施設</td></tr><tr><td>千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金</td><td>24人 (10施設)</td><td>31人 (10施設)</td><td>15人 (7施設)</td><td>0人 (0施設)</td><td>70人 (27施設)</td></tr><tr><td>千葉市発熱等救急患者受入支援金</td><td>—</td><td>13床 (1施設)</td><td>0床 (0施設)</td><td>0床 (0施設)</td><td>13床 (1施設)</td></tr><tr><td>千葉市発熱患者等診察協力支援金</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2施設</td><td>2施設</td></tr><tr><td>千葉市救急搬送受入支援金</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>652人 (25施設)</td><td>652人 (25施設)</td></tr></table>	年度	R2	R3	R4	R5	計	新型コロナウイルス感染症病床確保事業	延べ 2,981床 (4施設)	—	—	—	延べ 2,981床 (4施設)	千葉市PCR検査等協力支援金	0施設	2施設	2施設	0施設	4施設	千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金	24人 (10施設)	31人 (10施設)	15人 (7施設)	0人 (0施設)	70人 (27施設)	千葉市発熱等救急患者受入支援金	—	13床 (1施設)	0床 (0施設)	0床 (0施設)	13床 (1施設)	千葉市発熱患者等診察協力支援金	—	—	—	2施設	2施設	千葉市救急搬送受入支援金	—	—	—	652人 (25施設)	652人 (25施設)
	年度	R2	R3	R4	R5	計																																					
	新型コロナウイルス感染症病床確保事業	延べ 2,981床 (4施設)	—	—	—	延べ 2,981床 (4施設)																																					
	千葉市PCR検査等協力支援金	0施設	2施設	2施設	0施設	4施設																																					
	千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金	24人 (10施設)	31人 (10施設)	15人 (7施設)	0人 (0施設)	70人 (27施設)																																					
千葉市発熱等救急患者受入支援金	—	13床 (1施設)	0床 (0施設)	0床 (0施設)	13床 (1施設)																																						
千葉市発熱患者等診察協力支援金	—	—	—	2施設	2施設																																						
千葉市救急搬送受入支援金	—	—	—	652人 (25施設)	652人 (25施設)																																						

成果と課題	・全国的に医療機関や介護・障害者施設等でクラスターが発生し、各施設の従事者の負担が大きくなっていたが、支援金を支給した医療機関からの活用報告書では、「従事者への慰労金や職場環境の改善などに活用でき感謝している」というような声が多く寄せられたことから、当該支援金はコロナ対応業務に従事していただく方々への一助となったと考える。 ・千葉県PCR検査等協力支援金、千葉県発熱等救急患者受入支援金及び千葉県発熱患者等診察協力支援金については、広く医療機関でPCR検査や診察、救急患者の受入れなどが行われるようにすることを目的としており、支払実績によりその成果を示すことは難しいが、一定程度その目的に寄与したものと考えられる。 ・上記3事業については、医師等の新型コロナウイルス感染症への罹患が、検査や診察、救急患者の受入れによるものであるかの見極めが困難であり、発生届や発熱外来指定医療機関の状況、対象医療機関からの聞き取り等により調査する必要があった。 ・新型コロナウイルス感染症病床確保事業については、新型コロナウイルス感染症の流行初期において、患者の治療に即応できるよう、予め一定数の病床を確保する必要があったことから、国・県からの支援に先駆け、令和2年度当初から実施し、令和3年度も予算措置したが、国や県によって医療機関への各種支援が整備されたことから、当該事業を廃止した。 ・千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金は、毎年度支給実績があり、継続的に病床確保に寄与したものと考えられるが、病床が特に逼迫していない時でも逼迫時と同様の協力金を受け取れるため、令和3年7月1日より、千葉保健医療圏が千葉県新病床確保計画のフェーズ3以上となった場合に限定する見直しを行った。 ・千葉県救急搬送受入支援金の支給対象には、新型コロナウイルス感染症の5類移行前の重点医療機関以外の医療機関も含まれており、これまでより多くの医療機関がコロナ患者を受け入れることに一定程度寄与したものと考えられる。
--------------	--

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策
細節	(4)宿泊療養施設
項目名	宿泊療養施設の開設・運営
担当課	医療政策課、感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)
取組内容	【バーディーホテル千葉】(令和2年4月～令和5年5月) 所在地:千葉市中央区新千葉1-6-5 受入客室数(総客室数):120室(140室) 駐車場:なし ・感染症法に基づき、軽症者でもあっても原則入院の措置をとっていたが、重症者や重症化リスクの高い方の病床確保が難しくなっていたことから、限られた医療資源を有効活用するため、令和2年4月にバーディーホテル千葉を軽症者向けの宿泊療養施設として運営を開始した。利用希望者は、当初は保健所からの健康観察での聞き取り時の申請、後には市保健所から陽性者に送付するショートメッセージに記載している電話番号へ電話で入所申請を行い、保健所において入所調整を行った。 【グランパークホテルパネックス千葉】(令和3年9月～令和5年3月) 所在地:千葉市若葉区殿台町123-4 受入客室数(総客室数):67室(72室) 駐車場:あり(46台、バス2台) ・令和3年9月、第5波の到来により、想定を超える感染者数となったことから、宿泊療養施設1か所では対応が困難な状況となったため、グランパークホテルパネックス千葉を新たな宿泊療養施設として運営を開始した。また、感染拡大により病床がひっ迫し、入院待機せざるを得ない療養者の一時的な対処として、ホテル内に酸素ステーション5床を整備した。 【宿泊療養者の容体急変患者受入病床確保】(令和2年4月～令和5年3月) ・令和2年4月、宿泊療養者の容体が悪化した場合に受け入れる病床を確保するため、病床2床を確保する協定を千葉大学医学部附属病院と締結した。 【宿泊療養施設への入所調整】(令和2年4月～令和5年5月) ・令和2年4月、バーディーホテル千葉の開設に伴い、国や県で示された宿泊療養の入所基準をもとに入所調整を開始した。

実績	宿泊療養施設への入所者数					
	年度	R2	R3	R4	R5※	計
	バーディーホテル	748	1,360	1,377	57	3,542
	グランパークホテル	－	413	1,325	－	1,738
	計	748	1,773	2,702	57	5,280
	宿泊療養施設から千葉大学医学部附属病院へ搬送された件数					
成果と課題	年度	R2	R3	R4	R5※	計
	搬送件数	13	32	2	0	47
	※令和5年度は5月7日まで					
	・最初の宿泊療養施設の選定は、経済農政局から市内ホテルの情報を提供してもらい、施設規模や設備、借り上げ可能期間、ゾーニングのしやすさ、ホテル側の協力体制などからバーディーホテル千葉を選定した。 ・バーディーホテル千葉は、JR千葉駅前に位置しているため、退所後に公共交通機関での帰宅がしやすく、利便性がよかった。また、フロアと客室が多かったため、フロアごとにまとめて特別清掃を実施することができ、客室のコントロールがしやすかった。一方で、ゾーニングの関係上、外階段の2階に療養者の入退所口を設けていたため、入退所時には階段を昇降する必要があり、高齢者や身体が不自由な方は入所が困難だった。また、家族同室での入所を希望した場合は、2人部屋までしかないと、3人以上になるとグランパークホテルパネックス千葉への入所を提案した。					
	当該施設は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から5類に変更されることに伴い、5月7日をもって療養者の受け入れを終了した。 ・2棟目の宿泊療養施設の選定は、宿泊療養施設としての協力申出があった施設の中から、一定程度の部屋数を確保でき、かつ、酸素ステーションに患者を搬送する救急車の駐車可能な施設という理由からグランパークホテルパネックス千葉を選定した。 ・グランパークホテルパネックス千葉は、敷地内に駐車場があるため、自家用車での入退所が可能という利点があった。また、療養者の食事はホテル内で調理しており、豊富なメニューと美味しさで療養者から好評だった。					
	当該施設は、宿泊療養者数が減り、バーディーホテル千葉の1棟体制で対応ができる状況になったことから、令和5年2月15日をもって療養者の受け入れを終了した。 ・両宿泊療養施設は、それぞれ立地や設備などに長所・短所があるため、患者の属性に合わせた宿泊療養施設を提案した。 ・宿泊療養施設開設当初は、療養者の生活支援業務は、市の動員職員がホテルに常駐して行っていたが、市職員を本来業務に専念させるため、令和2年12月からは人材派遣会社に外部委託した。					

- ・療養者の健康管理業務は、当初は市立病院から派遣された看護師が宿泊療養施設に常駐して行っていたが、市立病院だけでは人員の確保が困難なため、令和2年5月中旬から市内医療機関に委託し、委託先医療機関の看護師が常駐して行った。その後、市内医療機関との契約継続が困難になり、令和2年8月からは医療人材を派遣する業者に委託し、委託先の看護師が常駐して行った。また、令和3年12月より、体調が悪化した場合はオンコールで待機している医師による往診やオンライン診療を受けることができる体制を整備した。
- ・救急搬送が必要な場合の病床を確保するなど医療機関との連携も図ることで、療養者に必要な医療を提供することができた。
- ・各宿泊療養施設に酸素濃縮装置を配置し、血中酸素濃度が低下した療養者に医師や看護師が酸素投与措置を行った。
- ・宿泊療養施設への入所調整は、入院調整等も行っている班で担当していたため、業務集中により、入所調整に時間を要していた時期があった。改善のため業務分担や人員確保、ICTの活用等を実施した。
- ・入所基準を満たさない宿泊療養希望者（高齢者や介助が必要な患者、重症化リスクを有する患者）については、医師や看護師、生活支援員等が配置されている千葉県の臨時医療施設に入所調整を実施した。これにより、入院適応ではないものの、身体状況や生活環境等の理由で自宅療養に不安がある患者へも幅広く宿泊療養を提供することが可能となった。
- ・令和2年5月末までは療養期間解除の際に陰性化確認が必要であったため、療養者が退所する際には千葉市医師会にPCR検査の協力を依頼した。

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策																							
細節	(5)自宅療養																							
項目名	自宅療養者に対する物品支援																							
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)																							
取組内容	【配食サービス】(令和2年11月～令和5年5月) ・ 令和2年11月、自宅療養患者で、食事などを用意する協力者がいない場合に、本市が食品を用意して療養者のもとに配送する配食サービスを開始。当初は通常食と病人食(主食がおかゆ)の2種類であったが、その後病人食のみに変更した。 ・ 令和4年2月、電子申請システムにより配食サービスを受けられるようにした。 ・ 令和4年11月、患者の療養期間が10日間から7日間に短縮されたことに伴い、配食の規格と個数を変更した(3日分／箱を2箱まで→5日分／箱を1箱まで)。 【パルスオキシメーター貸出】(令和2年12月～令和5年5月) ・ 令和2年12月、自宅療養患者の健康状態把握のため、血中酸素飽和度及び脈拍数の計測機器であるパルスオキシメーターの貸出を開始した。 ・ 令和4年2月、配食サービスと同様に電子申請システムによる申込み受付を開始した。																							
実績	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>計</td></tr><tr><td>配食サービス提供個数</td><td>236</td><td>14, 319</td><td>93, 847</td><td>594</td><td>108, 996</td></tr><tr><td>パルスオキシメーター貸出個数</td><td>570</td><td>18, 024</td><td>29, 336</td><td>462</td><td>48, 392</td></tr></table> .						年度	R2	R3	R4	R5	計	配食サービス提供個数	236	14, 319	93, 847	594	108, 996	パルスオキシメーター貸出個数	570	18, 024	29, 336	462	48, 392
年度	R2	R3	R4	R5	計																			
配食サービス提供個数	236	14, 319	93, 847	594	108, 996																			
パルスオキシメーター貸出個数	570	18, 024	29, 336	462	48, 392																			
成果と課題	・ 配食サービスについては、外出が制限され買い物ができない中、当該サービスがあっただけ助かったという声をいただいている。一方で、配送した食品の中で療養中には食べにくいもの、年齢を選ぶものがあるとのこと意見や、物品の調達状況などから、随時、内容の見直しや変更を行った。 ・ 感染者数が急増した際には、配達完了までに日数がかかることがあったが、配送の増便や時間の延長、食品の調達と配送を一括して委託するなどして改善を図ることにより、配達日数を短縮することができた。 ・ 事業終了後、余った食料はフードバンクちばへ寄付することで、フードロスを削減した。 ・ 事業終了後は、余剰となったパルスオキシメーターを医療機関や高齢者施設へ譲渡することにより、有効活用につなげることができた。 ・ 両事業ともに、電子申請システムを活用し、申込み対応の事務負担を低減させることで、業務効率の向上を図った。 ・ パルスオキシメーターの貸出については、新規購入機器のナンバリングや返却機器の消毒と配布準備作業、返却が遅れている方への督促等、職員の事務負担が大きかった。																							

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・パルスオキシメーターの一部が未返却のままである件について、今後同様に貸出しを行う際には、回収体制の整備や適切なタイミングでの返却の呼びかけ、紛失した場合のルールの明確化などを検討する必要があると思われた。 |
|--|---|

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策
細節	(5)自宅療養
項目名	自宅療養者の健康観察
担当課	医療政策課、感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)
取組内容	【職員による健康観察】(令和2年4月～令和3年9月) ・ 自宅療養者への健康観察は、当初保健所感染症対策課職員が行っていたが、患者数の増加に伴い局内外の保健師や保健所各課職員の動員などにより行い、順次必要な人材の投入を図るなどして、確実に健康観察が実施できるよう体制を整えた。 【派遣看護師による健康観察】(令和3年1月～令和3年9月) ・ 患者数が増加した第3波以降は、委託業者により派遣された看護師を活用するといった対応を図ったが、患者数が急増した第5波においては、業務が追い付かず療養者への連絡の遅れが見られたことから、局内外の保健師や保健所各課職員の追加動員を図り、通常業務の合間に自宅療養者へ架電し、健康状態の確認を行った。以降、患者増に対応できる健康観察の外部委託化の検討が進められた。 ・ 対象者を漏れなく把握し、確実に健康観察を実施するため、健康観察用の患者カルテを作成し記録することで、毎日の健康観察を見落とすことのないように努めた。 【LINEによる健康観察】(令和3年2月～令和3年9月) ・ 令和3年2月、自宅療養者に対して行う架電による健康観察に加え、LINEによる健康観察を開始した。1日に2回、定時にLINEで健康状態を確認。LINEを利用していない方には、AIによる自動音声(LINE AiCall)で健康状態を確認した。 【酸素濃縮装置の貸出】(令和3年8月～令和5年5月) ・ 令和3年8月、自宅・宿泊療養者の血中酸素飽和度が低下した場合に、往診する医師等が療養者に対して酸素投与処置を行うため、酸素濃縮装置の貸出を開始した。 【健康観察センターの運営】(令和3年9月～令和5年5月) ・ 令和3年9月、それまで保健所職員等が対応していた自宅療養者への健康観察・相談業務について、新規感染者の増加に伴い業務量が増大したことから、自宅療養者の多数を占める軽症から中等症I程度の患者の健康観察業務を外部委託し、健康観察センターとして運用を開始した。 ・ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(MyHER-SYSまたは自動架電)の活用を開始し、架電と併用することで、日々の健康状態の把握に努めた。なお、リスク因子を有する患者や正常値から外れた値の入力があった患者に対しては、必ず架電での確認を実施した。 【健康観察支援金】(令和4年1月～令和5年3月) ・ 令和4年1月、保健所からの依頼により自宅療養者の健康観察をおこなった医療機関及び訪問看護ステーションに対し、健康観察支援金の支給を開始した。

実績	年度	R2	R3	R4	R5	計
	LINE健康観察 利用登録者数	130	180	－	－	310
	酸素濃縮装置リース 確保台数		24	24	14	62
	(うち自宅療養者向け)		(13)	(17)	(13)	(43)
	(うち宿泊療養者向け)	－	(11)	(7)	(1)	(19)
	健康観察センター 健康観察人数 ※	－	41,873	116,207	469	158,549
	健康観察支援金 支給件数	－	5	0	－	5
※自宅療養者のほか、施設入居者や保健所にて重点フォローしていたハイリスク患者等も含む。						
成果と課題	・ 患者数の急増時は、最初の聞き取り調査対象者を重点化することで、重症化リスクの高い患者へ早期に連絡できた。また、その他の患者についても、ICT等を活用し、早期に療養についての情報提供が実施できた。 ・ 健康観察は、保健師等専門職による架電にて対応したが、自宅療養者の病状を判断する情報が電話聴取による情報のみのため、主観的な訴えも多く、症状の急変や異常時の判断は困難を極めた。パルスオキシメーターの配布等により、血中酸素飽和度などの客観的な情報を含めたアセスメントができるようになった。 ・ 毎日架電しても連絡がつかず体調等の確認ができない自宅療養者に対しては、単に連絡がつかないだけなのか体調の悪化により対応できない状態なのか判断がつかないため、安否確認のため患者宅に訪問し、緊急時には消防や警察と連携して体調や状況を確認した。体調が悪化している場合などは、受診や入院など必要な医療につなげることができた。 ・ LINEによる健康観察は、短時間で多くの療養者の健康状態を確認することができるため、健康観察業務の時間短縮につながった。一方で、療養者への初回登録の案内が煩雑で職員の負担になっていたことが課題であり、令和3年9月に終了した。 ・ 酸素濃縮装置は、診療所や医療提供業務の委託業者に貸与し、往診する医師等が持参することで、血中酸素飽和度が低下した療養者へ酸素投与措置を行うことができた。					

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・健康観察センターは、令和3年9月から健康観察業務を外部委託する形で設置され、専任で自宅療養者の日々の健康状態を把握することにより、症状の悪化などの際には速やかに診療につなげることを可能にするとともに、不安を抱える患者の相談先としての役割を果たした。また、自宅療養者の相談窓口が一本化されたことで、健康・医療面だけでなく、生活上の相談（宿泊療養の希望や配食サービスに関する問い合わせ等）があった際も、担当窓口と情報を共有するなどして、速やかに必要な支援につなぐことが可能となった。・健康観察支援金は、感染拡大により保健所業務がひっ迫している状況で、かかりつけ医等が自宅療養者のフォローアップをすることの必要性が高まっていたことから、事業を開始したが、令和3年度は支給件数が5件、令和4年度が0件と実績が伸びなかったため、令和4年度末で事業を終了した。原因として、医師による健康観察が必要と判断した療養者には、医療提供業務委託で医師による往診等を行っていたため、ほかの医療機関へ健康観察を依頼するケースがほとんどなかったことが考えられる。 |
|--|---|

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策					
細節	(5) 自宅療養					
項目名	自宅療養者への医療提供					
担当課	医療政策課・感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)					
取組内容	【医療機関への往診・外来診療依頼】(令和2年4月～令和5年5月) ・ 令和2年4月、往診や外来診療が可能な市内医療機関に対し、患者情報を共有し、自宅療養者の対面診療を依頼する取り組みを開始した。 【調剤及び服薬指導等に関する委託】(令和3年8月～令和5年3月) ・ 令和3年8月、自宅療養者へ安定的に医薬品を供給することを目的に、自宅療養者へ調剤及び服薬指導等を実施した薬局に対し、手数料を支払う事業を開始した。薬局からの報告の取りまとめ業務等は千葉市薬剤師会に委託した。 【医療提供業務委託】(令和3年12月～令和5年5月) ・ 令和3年12月、自宅・宿泊療養者の体調が悪化し、医療提供が必要となった場合に、保健所からの要請により医師の往診又はオンライン診療をする体制を外部委託した。					
実績	年度	R2	R3	R4	R5	計
	調剤及び服薬指導					
	調剤件数		4,493	46,034		50,527
	協力薬局数(延べ)	—	264	1,193	—	1,457
	医療提供業務					
	提供件数		421	2,614	51	3,086
成果と課題	(うち自宅療養者)		(413)	(2,533)	(49)	(2,995)
	(うち宿泊療養者)	—	(8)	(81)	(2)	(91)
	・ 第3波以降、自宅または宿泊療養施設での療養者の割合が増えることとなったが、陽性者外来やオンライン診療の提供体制が十分ではなく、軽症者を診療につなげることが困難となる時期もあった。令和3年12月に医療提供業務委託を開始したことで、24時間体制で療養者の診療を行うことが可能となった。 また、病床がひっ迫している状況においては、医師が入院の必要性を判断する機会としても活用された。 ・ 調剤及び服薬指導等に関する委託は、事業開始当初は月ごとの協力薬局数が50件に満たなかったが、事業後半は協力薬局数が100件を超える月があった。多くの薬局が自宅療養者への調剤等を実施するようになり、自宅療養者への医薬品の安定的な供給に寄与したと考える。当該事業は、事業目的を達成したと判断し、令和4年度末に事業を終了した。					

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策
細節	(6)市立病院
項目名	市立病院における診療・入院
担当課	青葉病院、海浜病院
取組内容	【感染症患者の入院受入れ】(令和2年4月～令和5年5月) (青葉病院) ・新型コロナウイルス感染症拡大前から専門外来の体制を整えPCR検査を開始するとともに、陽性患者用の受入病床を最大36床、疑い患者用の受入病床を最大6床確保した。 ・また、重症患者を含め、可能な限り幅広く受け入れられるよう、必要な施設整備や機器の導入(ECMOや人工呼吸器等、発熱者用屋外テント設置等)とともに流動的な人員配置を行うことなどにより診療体制も整備しつつ、一般患者の入院診療制限及び院内の感染対策の徹底を図りながら、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、これまで陽性患者を約1,400人、疑いを含めると2,500人超を受入れ、地域医療を支える市立病院として期待される役割を果たしてきた(R5年5月8日時点)。 (海浜病院) ・海浜病院は、感染症指定医療機関ではないものの、令和2年4月の感染拡大当初(第一波)から、県や市保健所等の要請により、陽性者が発生した保育園や小中学校の園児や生徒に対してドライブスルー方式による集団PCR検体採取の実施や、市が設置した宿泊療養施設への看護師派遣など積極的に協力した。 ・同年7月に県から新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、入院病棟においては感染患者と一般患者のゾーニングを徹底し、流行状況に応じて成人・小児合わせて最大31床までの受入病床を確保し、基礎疾患や障害を有し、重症化した高齢者、ハイリスクの成人や小児に加え、陽性判定された妊婦の出産および感染した新生児の受け入れにも積極的かつ柔軟に対応するなど、地域周産期母子医療センター並びに地域小児科センターとしての使命と役割についても十分に果たすことができた。 ・発熱外来については、当初は院内の外来待ち合いにパーティションなどで隔離スペースを設置し診療していたが、受診患者数の増加と感染防止対策の徹底の必要性から、院外の駐車場にユニットハウス(プレハブ)を新たに設置し、これを発熱外来として診療を実施した。また、救急外来入口前にて保健所等からの依頼によるPCR検体採取を随時実施した。 ・流行がピークとなった令和3年度は重症患者の入院が増加し、ICUでは最大6床まで拡大し、可能な限り幅広く重症患者を受け入れできるよう、ECMOや人工呼吸器などの機器を整備し、一般病棟からの看護師の流動的な人員配置を行うなどにより乗り切ることができた。当時は県調整本部からの要請により、医療提供体制がひっ迫していた東葛地域からの受け入れ先の見つからない患者の受け入れにも積極的に協力した。

実績	【新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ数】						
	年度	R1	R2	R3	R4	R5	計
	青葉病院	7	590	383	375	9	1,364
	海浜病院	0	214	282	264	10	770
	計	7	804	665	639	19	2,134
	※R1は、令和2年2月から3月、R5は、令和5年5月8日まで						
成果と課題	・新型コロナウイルス感染症拡大前から早期に診療体制の整備に取り掛かり、入院を必要とする中等症Ⅱから重症患者を非常に多く受け入れることができた。 ・新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、潜在的なマンパワー不足が明らかになった。過酷な労働環境のもと職員は疲弊し、退職が続出、後に看護師不足による病棟閉鎖に至った。今後新たに発生する新興感染症にも十分対応できるよう、病院現場における生産性の向上や、人材の確保と育成が必要と考えられる。 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類相当移行後も、入院受け入れを引き続き実施している。						

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策
細節	(7)保健所の体制
項目名	保健所機能の強化
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)
取組内容	【保健所体制の変遷】 ・ 新型コロナウイルス感染症への対応のため、保健所感染症対策課内に新型コロナウイルス対策室を設置し、局内の流動配置や他局からの動員により業務を行った。 ・ 新型コロナウイルス対策室は、市民対応班、帰国者接触者外来受診調整班、患者調査・調整班、検体搬送班、事務処理班、千葉県帰国者接触者相談センター兼市民相談窓口で構成した。(令和2年4月時点) ・ 患者数の増加や新たに発生する業務に効率的に対応するため、業務委託や人材派遣の活用を推進し、適宜体制を変更しながら業務を行った(委託内容と開始時期は別表参照)。 ・ 令和2年1月に市内初の患者が発生し、市民からの問い合わせ数や受診相談数の増加が見込まれることから、24時間365日対応できるよう相談体制を整備した。夜間については保健所次長、感染症対策課管理職が輪番で常時携帯電話を所持することにより対応した。(令和2年4月から、夜間対応専任の派遣看護師を配置したが、そのフォローアップのため、職員による輪番制は引き続き行われた。) ・ 患者数が急増した第3波(令和3年1月)を契機とし、担当管理職による夜間当直体制を構築し、感染拡大時には市消防局と夜間当直を行い、共同で入院や受診、搬送の調整等の対応を行った。また、令和3年4月からは、保健所内各課管理職も含め最大11名で対応することとした。 ・ 令和4年度から正式に組織として、事務処理班、市民対応班、医療調整班、疫学調査班、患者・検体搬送班、健康観察センター、新型コロナウイルス感染症相談センターの体制となり、感染症法上の位置づけが5類に移行するまでの間、この体制で業務が行われた。 ・ 令和5年4月1日時点の職員数は124人で市職員(医師、保健師、獣医師、薬剤師、事務)のほか、委託先から派遣された職員が従事していた。 ・ 委託していた業務のうち、新型コロナウイルス感染症相談センターは5類移行後も引き続き患者からの受診相談等に対応するため業務委託を継続していた(令和6年3月で終了。その他の業務は5類移行をもって業務および業務委託を終了した。

実績	【主な業務委託(※1)と委託開始時期】			
	委託内容	職種	人数(※2)	委託開始時期
	新型コロナウイルス感染症 相談センター人材派遣	事務・看護師	3人	令和2年4月1日
	夜間相談窓口人材派遣	看護師	2人	令和2年4月27日
	市民対応業務人材派遣	看護師	2人	令和2年7月1日
	患者等調査・調整人材派遣	保健師・看護師	6人	令和2年11月4日
	自宅等待機者等への健康 観察業務人材派遣	看護師	5人	令和3年1月21日
	事務処理業務人材派遣	事務	6人	令和2年7月30日
	検体配送	運転者	4人	令和2年4月15日
	患者搬送	救急救命士・ 運転者	3人	令和2年8月1日
※1:新型コロナウイルス対策室に常駐して業務を行ったものについて記載。このほかに、健康観察センターの運営や配食サービスの提供などを外部委託している。 ※2:委託開始当初の人数				
成果と課題	・局内外からの職員の動員について、保健所内各課からの応援職員は1～数か月程度としていたものの、他課からの応援職員の派遣は、当初は期間が短く、業務を覚えた頃には元課に戻ってしまう状態であったが、次第に派遣期間が長くなることにより、業務引継ぎの頻度を少なくすることができた。 ・人材派遣や業務委託の活用を推進することで、市職員だけでは難しい業務過多への対応を行うことができた。 ・夜間対応については、特に感染拡大期においては、救急要請者の増加に加え、病床のひっ迫も重なり、保健所の夜間当直だけでは医学的判断も含めた救急搬送先の調整は困難を極めた。最終的には、千葉県医療調整センターに医療調整業務を委託したことにより、医師判断に基づく医療調整を行うことができた。			

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策																																													
細節	(7)保健所の体制																																													
項目名	感染症患者の搬送・移送協力																																													
担当課	消防局救急課																																													
取組内容	【感染症患者の搬送・移送協力】(令和3年1月～令和5年1月) ・ 当市の救急医療提供体制は逼迫し、救急業務においても令和3年1月において、医療機関への平均照会回数が2.47回と厳しい状況であった(平成30年中:1.86回)。 このことを、新型コロナウイルス感染症患者を含むあらゆる傷病者の救命に大きく影響を与える状況と捉え、救急隊員と市保健所の情報共有の迅速化、傷病者搬送の円滑化等を図ることを目的とし、消防局から当市保健所へ調整員を派遣した。																																													
実績	【取扱い事案数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間</th><th colspan="5">調整員取扱い事案件数(件)</th></tr> <tr> <th>陽性者</th><th>濃厚接触者</th><th>疑い患者</th><th>対象外※</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3.1.18～ R3.4.7</td><td>160</td><td>15</td><td>5</td><td>56</td><td>236</td></tr> <tr> <td>R3.8.2～ R3.9.24</td><td>322</td><td>26</td><td>13</td><td>19</td><td>380</td></tr> <tr> <td>R4.1.29～ R4.3.22</td><td>128</td><td>11</td><td>2</td><td>13</td><td>154</td></tr> <tr> <td>R4.7.19～ R4.9.12</td><td>308</td><td>34</td><td>6</td><td>97</td><td>445</td></tr> <tr> <td>R4.11.21～ R5.1.30</td><td>238</td><td>0</td><td>1</td><td>77</td><td>316</td></tr> </tbody> </table> ※対象外…保健所が関与できない傷病者(通常の救急対応の傷病者)					期間	調整員取扱い事案件数(件)					陽性者	濃厚接触者	疑い患者	対象外※	計	R3.1.18～ R3.4.7	160	15	5	56	236	R3.8.2～ R3.9.24	322	26	13	19	380	R4.1.29～ R4.3.22	128	11	2	13	154	R4.7.19～ R4.9.12	308	34	6	97	445	R4.11.21～ R5.1.30	238	0	1	77	316
期間	調整員取扱い事案件数(件)																																													
	陽性者	濃厚接触者	疑い患者	対象外※	計																																									
R3.1.18～ R3.4.7	160	15	5	56	236																																									
R3.8.2～ R3.9.24	322	26	13	19	380																																									
R4.1.29～ R4.3.22	128	11	2	13	154																																									
R4.7.19～ R4.9.12	308	34	6	97	445																																									
R4.11.21～ R5.1.30	238	0	1	77	316																																									
成果と課題	・ 調整員が救急隊と保健所とを仲介することで、情報共有がより綿密かつ円滑になり、負担軽減が図られた。 ・ 特異な事案に対して、消防と保健所がリアルタイムに共同して対応することができた。 ・ 業務が特殊なため、派遣する人員に限られた(救急救命士に限定)。																																													

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策
細節	(7)保健所の体制
項目名	患者情報の管理
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)・医療政策課
取組内容	【患者情報の登録・情報管理】(令和2年1月～令和5年5月) ・当初は医療機関からFAXで送られた発生届の情報を、職員がエクセルや独自システムに入力して管理していた。 ・患者情報の登録作業は、当初感染症対策課職員が行っていたが、患者数の増加に伴い業務量も著しく増加したため、保健所職員の動員、局内外の職員の動員、事務処理人材派遣委託、データ入力業務委託と、順次必要な人材の投入や外部委託の活用などにより対応を図った。 ・保健所等の業務負担軽減及び、保健所・医療機関間の情報共有・把握の迅速化を図るため、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(以下「HER-SYS」)が導入された。 ・発生届の入力や患者情報の管理は、HER-SYSが導入以降も第5波まで、主にLGWANで提供される自治体職員専用SNSである「じちのわ」を利用してきたが、第6波以降はHER-SYSにより行われるようになった。 ・HER-SYSの導入により、医療機関から提出される発生届の半数はHER-SYSで報告が行われるようになったが、残りはFAXのままであったため、引き続き保健所職員によるHER-SYSへの代行入力が必要であった。 ・HER-SYSに入力し登録された情報に対しては、入力内容の確認のほか、患者ステータスの変更や健康観察期間の設定作業などを行った。 ・患者の増加に対応するため、事務処理委託に加えて発生届情報の入力に特化した委託を開始した。(入力業務委託実施期間:令和4年5月12日～令和5年3月19日) ・発生届の件数が最多(令和4年8月:46,005件/月)となった時期は、入力業務委託を24時間対応可能な体制とした。(24時間対応期間:令和4年8月1日～9月25日) ・発生届の受付は令和5年5月7日に診断を受けた患者を最後に終了した。 【HER-SYSのユーザー管理】(令和2年7月～令和5年5月) ・HER-SYSの利用に当たり、利用希望医療機関等に対し、アカウント発行を行った。

実績	【患者情報登録件数】(令和2年1月～令和5年5月7日診断分)	
	患者情報登録件数	270,220
	うち、発生届対象者数	196,868
	うち、発生届対象外者数	73,352
	【事務処理委託】	
	年度	契約期間 従事者数(委託先)
	R2	7月30日～3月31日 6名(アデコ株式会社)
	R3	4月1日～3月31日 7名(パーソルテンプスタッフ株式会社)
	R4	4月1日～3月31日 7名(株式会社コスモス)
		4月11日～9月30日 10名(パーソルテンプスタッフ株式会社)
	R5	4月1日～5月7日 15名(株式会社ヒューマントラスト)
成果と課題	【発生届入力業務委託】	
	年度	契約期間 従事者数(委託先)
	R4	5月12日～3月19日 47名(株式会社電通東日本)
	※従事者数はいずれも委託開始時のもの	
	【HER－SYSアカウント発行医療機関数】	
	250医療機関	
	・ 導入当初のHER－SYSは、患者調査に必要な項目が不足しているなど、使い勝手に課題があったため、各担当がエクセルなどで独自に患者情報を管理する必要があった。	
	・ 患者数に応じて作業量が大きく左右されるが、応援職員の動員調整には時間と労力を要するため、柔軟に対応できる外部委託の早期導入が望まれる。	
	・ HER－SYS導入後も、医療機関から提出される発生届の半数はFAXにより提出されていたが、FAXによる届出は不備があるものも多く、入力作業のほか情報の確認・修正作業に多くの労力を費やし、疫学調査や健康観察へ引き継ぐまでに時間を要した。	

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策																							
細節	(7) 保健所の体制																							
項目名	積極的疫学調査																							
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)																							
取組内容	【陽性患者への聞き取り】(令和2年1月～令和5年5月) ・発生届をもとに、陽性患者に対して、容態や発症日、行動歴、家族情報などを聞き取り、患者情報の収集と整理を行った。また、必要に応じて、濃厚接触者や所属先等に対しても調査を実施した。 ・聞き取り調査の結果をもとに、療養中の過ごし方や健康観察方法について案内し、必要に応じてパルスオキシメーター・配食サービスを手配した。また、医療提供が必要と思われる患者や宿泊療養施設の入所希望者については、担当者に速やかに引継ぎを行った。 ・流行期などの患者急増時には、迅速に調査が行えるよう、対応職員の増員や聞き取り内容の重点化などに取り組んだ。 ・令和4年1月以降のオミクロン株の流行に伴い無症状・軽症の患者が非常に多く発生した。そのため重症化リスクの高い陽性患者を優先して調査を行い、確実な患者調査、療養調整に努めた。 ・軽症者については、SMSやHER－SYSを活用し、健康観察センターでの相談対応等の療養支援を実施した。 ・連絡がつかない患者には、複数回架電や届出医療機関への確認を実施した。現状の確認が困難な患者に対しては自宅への安否確認の訪問等を行った。																							
実績	【架電対象者数等】 <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>架電対象者数</td><td>3</td><td>5, 243</td><td>38, 054</td><td>41, 004</td><td>548</td></tr><tr><td>安否確認実施数</td><td>0</td><td>4</td><td>29</td><td>146</td><td>2</td></tr></table> ※令和5年度は5月7日まで						年度	R1	R2	R3	R4	R5	架電対象者数	3	5, 243	38, 054	41, 004	548	安否確認実施数	0	4	29	146	2
年度	R1	R2	R3	R4	R5																			
架電対象者数	3	5, 243	38, 054	41, 004	548																			
安否確認実施数	0	4	29	146	2																			
成果と課題	・患者数の急増時は、調査対象者を重点化することで、重症化リスクの高い患者へ早期に連絡できた。また、その他の患者についても、ICT等を活用し、早期に療養についての情報提供が実施できた。 ・連絡がつかない際の安否確認訪問から、医療提供につながった案件もあった。 ・患者数の増減が大きく、必要職員数の予測が困難であった。 ・人材派遣の活用により、患者数に応じた職員数の調整が可能となった。また、患者急増時は上記に加えて、庁内に職員の派遣を要請し、対応職員を確保することに努めた。																							

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策				
細節	(7)保健所の体制				
項目名	入院調整				
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)				
取組内容	【入院調整】(令和2年1月～令和5年5月) ・聞き取り調査や自宅療養中の健康観察における確認で入院が必要な陽性者の入院調整を行った。 ・自宅療養者が救急要請した際に市消防局と連携して入院調整を実施した。 ・令和5年1月、医療調整業務を外部委託化した。 委託先:千葉県医療調整センター ※千葉県医療調整センターは、令和4年12月に千葉県が設置した機関で、専任医師を配置した委託業者が陽性患者の入院調整・受診調整等の業務を実施する。				
実績	【千葉市保健所での入院調整数】				
	年度	R2	R3	R4	R5
	入院勧告数 (a)	1,693	2,217	4,355	95
	発生届出時点で入院中(b)	190	697	3,405	74
	入院調整数 (a－b)	1,503	1,520	950	21
	【千葉県医療調整センターへの依頼件数】				
・入院適応と判断された患者の入院調整のほか、妊婦や透析患者などのハイリスク患者の健康観察について依頼					
	年度	R4	R5	計	
	依頼件数	158	53	211	
成果と課題	・コロナ病床を有する医療機関に対し、毎日、空き病床数や退院状況等の確認を行い、情報共有をすることで、入院調整の効率化を図った。 ・第5波では、若年・中年層の重症化に加え、著名人の死亡等による不安から救急要請をする軽症者が増加したこと、第6波以降では、院内発生や高齢者施設クラスター等の影響で、受け入れ可能病床数が限られたことや、回復期患者の受け入れ調整が難航し、病床回転率が上がらないといったことが、入院調整における課題として生じた。				

- ・救急要請があった陽性者の健康状態などの情報を市消防局と共有することで、医療機関との調整時に、正確な患者情報(病態や基礎疾患、基本情報など)を提供することができた。
一方で、疑い患者や濃厚接触者の場合、保健所による入院調整の対象外となるため、搬送調整が難航することがあった。
- ・千葉県医療調整センターへ医療調整業務を委託したことにより、医師判断に基づいた医療調整の強化につながった。
- ・本来2類相当感染症の入院は、病状により是非を判断するものではなく感染症のまん延を防止することが目的であるため、入院調整に医療的判断が必要となった段階で、通常行われている医療機関間の連携と医学的な判断による受診・入院調整を行う体制が望まれる。
- ・積極的疫学調査で患者が追えなくなった「感染期」は、市行動計画では「帰国者接触者外来、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として一般の医療機関において患者の診察を行う」、「入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請する」とされているが、新型コロナウイルス感染症対応では、感染症法に基づく入院措置を継続し、一般医療への移行がされなかった。重症度や入院の必要性の判断は医学的見地に基づき臨床医が行うことが適切と考える。

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策			
細節	(7)保健所の体制			
項目名	療養期間証明書の発行			
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)			
取組内容	【療養期間証明書の発行】(令和4年2月～) ・医療機関から新型コロナウイルス感染症の発生届が提出された方について、患者からの申請を受けて療養期間証明書を発行した。 ・証明書の発行申請の多くは、医療保険に加入している方が、新型コロナウイルスに感染した場合に支払われる入院給付金の請求手続きに使う目的で行われた。 ・当初は発生届対象者に発行していた就業制限通知書(療養開始日を記載)に加えて、申請があった方に就業制限終了確認通知書(療養終了日を記載)を発行し、ふたつの書類によって療養期間の証明を行っていた。 ・令和4年1月に国の事務連絡で就業制限通知書の発行を省略できる取扱いが示され、千葉市でも就業制限通知書の発行を取りやめたことに伴い、就業制限終了確認通知書だけでは療養期間が証明できなくなることから、就業制限終了確認通知書の内容を改め、療養期間証明書(療養期間の開始日と終了日を記載)として発行することとし、令和4年2月12日から申請受付を開始した。			
実績	療養期間証明書等発行状況 (単位:件)			
	年度	R3	R4	R5
	就業制限終了確認通知書発行数	7,646	-	-
	療養期間証明書発行数	2,515	37,686	707 (R6. 2. 29現在)
	※発生届対象者196,868件のうち、療養期間を証明する書類(就業制限終了確認通知書・療養期間証明書)を発行したのは48,554件(発生届対象者の24.7%)			
成果と課題	・令和3年9月6日から、電子申請システムの利用を開始して、申込受付にかかる事務負担の軽減を図った。 ・患者数の増加に伴い、申請から療養期間証明書の発行まで最大で2か月程を要していたが、発生届情報と申請情報の照合作業を効率化するプログラムを作成することで、発行までの作業時間短縮を図り、申請から2週間以内で発行できるようになった。 ・令和4年9月26日の発生届対象者の見直し以降、発生届対象者は陽性者全体の2割程度となり療養期間証明書の申請者数も減少した。 ・千葉県は令和5年5月末日に証明書の申請受付を終了したが、千葉市は療養期間証明書の申請受付及び発行を継続している。			

節	1 医療提供体制と感染拡大防止対策		
細節	(7)保健所の体制		
項目名	新型コロナ対策方針に係る国の動向と市の対応		
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)		
取組内容	【療養期間の見直し】		
	・ 感染状況の変化などに伴い、適宜見直しが行われた。		
	・ 令和5年5月7日までは感染症法に基づく外出自粛が求められていたが、令和5年5月8日の5類移行後、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられた。		
	○療養期間の推移(自宅療養及び宿泊療養の場合)		
		有症状の場合	無症状の場合
	令和2年6月11日以前	発症日から14日間経過し、かつ症状軽快後72時間	検体採取日から14日間
	令和2年6月12日から令和4年1月27日まで	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間	検体採取日から10日間
	令和4年1月28日から令和4年9月6日まで	発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間	検体採取日から7日間
	令和4年9月7日から令和5年5月7日まで	発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間	検体採取日から7日間
	令和5年5月8日以降	発症日から5日間 (外出を控えることが推奨される期間)	検体採取日から5日間 (外出を控えることが推奨される期間)
【発生届全数報告の見直し(R4.9.26～)】			
・ 発生届による報告対象者を4類型(①65歳以上の方・②重症化リスク有、かつコロナ治療薬投与必要又は新たに酸素投与必要な方・③妊娠されている方・④入院を要する方)に該当する方に限定した。			
・ 第7波(R4.8)は陽性者全員にあたる 46,005 名の報告があったのに対し、見直し後の第8波(R4.12)は 32,371 名の陽性者(県陽性者登録センターの登録数を含む)に対し 5,622 名の報告となった。			
・ 発生届対象者に限定して実施する事務(療養期間証明書発行)の対象者は減少したが、配食サービス・パルスオキシメーター貸出などの業務は発生届対象外の方に対しても継続して実施した。			

	【新型コロナウイルス感染症5類移行(R5.5.8～)】 ・発生届による陽性者の報告受付を終了した。 ・療養期間証明書発行及び相談センターを除き、コロナ患者に対し行っていた業務(配食サービス等)は原則終了した。 ・療養期間証明書の発行は、5類移行前の発生届対象者からの申請に限り受付を行っている。																
実績	<table><tr><th>主な業務</th><th>全数報告 見直し前</th><th>全数報告見直し後 (R4.9.26～)</th><th>5 類移行後 (R5.5.8～)</th></tr><tr><td>配食・パルス貸出 ・宿泊療養</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>入院勧告・公費決定 (入院患者が対象)</td><td>○</td><td>○</td><td>△ ※5類移行前に遡及 して発生届が提出され た入院患者に限り実施</td></tr><tr><td>療養期間証明書発行</td><td>○</td><td>△ ※発生届対象者か らの申請に限り実施</td><td>△ ※5 類移行前の発 生届対象者からの申請 に限り実施</td></tr></table> ○:陽性者に実施 △:一部実施 ×:終了	主な業務	全数報告 見直し前	全数報告見直し後 (R4.9.26～)	5 類移行後 (R5.5.8～)	配食・パルス貸出 ・宿泊療養	○	○	×	入院勧告・公費決定 (入院患者が対象)	○	○	△ ※5類移行前に遡及 して発生届が提出され た入院患者に限り実施	療養期間証明書発行	○	△ ※発生届対象者か らの申請に限り実施	△ ※5 類移行前の発 生届対象者からの申請 に限り実施
主な業務	全数報告 見直し前	全数報告見直し後 (R4.9.26～)	5 類移行後 (R5.5.8～)														
配食・パルス貸出 ・宿泊療養	○	○	×														
入院勧告・公費決定 (入院患者が対象)	○	○	△ ※5類移行前に遡及 して発生届が提出され た入院患者に限り実施														
療養期間証明書発行	○	△ ※発生届対象者か らの申請に限り実施	△ ※5 類移行前の発 生届対象者からの申請 に限り実施														
成果と課題	・発生届は本来、患者を特定し入院による隔離措置を取ることで感染症のまん延防止を図ることを目的として提出されるものであるが、患者数の増加に伴い、ほとんどの患者が自宅で療養し、療養終了も本人の判断に委ねられることとなった。パンデミック初期段階での入院隔離による感染拡大防止や感染症のまん延防止などの発生届本来の意義は希薄になっていた。 ・全数報告の見直しにより、発生届受付に要する時間が短縮され、重症化リスクの高い患者への初動が迅速に行えるようになった。 ・電子申請の導入や、HER－SYSに療養証明書を表示する機能が付加されたことにより、療養証明を必要とする方の手間と証明書発行までの待ち時間が軽減された。 ・現在も医療機関等から5類移行前に遡って発生届の提出が行われることがあるため、発生届に付随する入院勧告・公費決定事務終了の目途はたっていない。																

第3章 対応の記録

第2節 広報・市民啓発

感染状況の公表	52
市の基本的な考え方を示す取組み	54
市民に対する広報(市政だより通常号・臨時号)	56
市民に対する広報(ホームページ・SNS等)	57

節	2 広報・市民啓発					
細節	—					
項目名	感染状況の公表					
担当課	医療政策課・経済企画課					
取組内容	【記者発表】(令和2年3月27日～令和5年5月8日) ・新規感染者、集団発生事例(クラスター)、死亡事例が発生するごとに記者発表を実施。 (感染者1例目は県が発表。2例目から市が発表。) ・新規感染者数の増加を受けて、発表内容は、順次簡素化を図った。 ・令和2年3月27日から開始。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、令和5年5月8日に終了。 【ホームページ】 ・記者発表の情報を、市ホームページに掲載した。 ・新規感染者数、検査実施人数、コールセンター相談件数をオープンデータとして公表した。 (新規感染者数以外の項目は、全数届出の見直しに伴い、令和4年9月26日をもって終了。新規感染者数は下記に記載の記者発表終了に合わせて終了。) ・記者発表資料を基に、区別感染者数を週1回公表。 (全数届出の見直しに伴い、令和4年9月26日を持って終了。) 【クラスター防止協力金】(令和2年4月～令和3年3月) ・令和2年度、不特定多数の人が利用し、クラスターが発生しやすい施設において新型コロナウイルス感染症感染患者が発生した場合に、施設名を公表するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に協力した事業者等に対し、給付金(1事業所当たり100万円)の支給を実施。					
実績	【記者発表件数】 <table><tr><td>集団発生</td><td>470</td></tr><tr><td>死亡事例</td><td>611</td></tr></table>		集団発生	470	死亡事例	611
集団発生	470					
死亡事例	611					
成果と課題	【記者発表・ホームページ】 ・日々の感染状況を迅速に公表することにより、市民の感染症対策への意識向上の一端を担ったと考える。 ・クラスター発生施設において、利用者リスト等が無い場合には、施設名を公表し、利用者から保健所への連絡を呼び掛けることで、濃厚接触者を特定した。					

- ・ 記者発表については、公表する情報量が多いこと、平日・休日を問わず毎日実施することから、職員の負担が非常に大きかった。

【クラスター防止協力金】

- ・ 本制度は、公表が感染拡大防止に有効であると保健所が判断、かつ施設が公表に協力した場合に市へ情報提供を頂き協力金の支払いをするものであり、要件を満たす事例がなかった。結果として協力金の支払いはなかったが、部署間で連携して市内施設でのクラスター防止に取り組むことができた。

節	2 広報・市民啓発																
細節	—																
項目名	市の基本的な考え方を示す取組み																
担当課	医療政策課																
取組内容	【新型コロナ下で市民生活を送るための道しるべ】(令和2年6月～) - 令和2年6月、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化することが予想された中、改めて「新しい生活様式」を日常に取り入れ、感染防止対策にしっかりと取り組むため、対策のポイントなどをまとめた「道しるべ」をホームページ等で市民へ提示した。 【新型コロナウイルス週報】(令和2年8月～) - 令和2年8月、市ホームページによる感染状況のお知らせに加え、感染状況や県・市からの要請、注意喚起などをまとめた「新型コロナウイルス週報」を発行し、市内公共施設等で紙及びデジタルサイネージでの掲示を開始した。 5類移行に伴い新規感染者数等の報告が定点医療機関のみとなることから、令和5年5月11日に新型コロナウイルス週報を終了し、同月25日から隔週で「新型コロナウイルスに関するお知らせ」の発行を開始し、引き続き感染対策等の周知啓発を行った。 【コロナ差別がゼロのまち宣言】(令和2年10月～) - 令和2年10月、新型コロナウイルス感染症を起因とする差別的行為や誹謗中傷から市民の生活を守るため、市の3つの宣言と市民等への3つのお願いを定め、市政だより、ホームページ等で広報した。 【新型コロナウイルス感染症対策条例】(令和2年12月～) - 令和2年12月に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため感染症対策を推進し、それによって市民の皆さまの生命及び健康を保護し、同時に安全で安心な市民生活を守ることを目的として、新型コロナウイルス感染症対策条例を制定した。																
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週報発行回数 (毎週木曜日)</td><td>32</td><td>53</td><td>52</td><td>28</td><td>165</td></tr> </tbody> </table> 上記のほか、各種事業について市ホームページ、SNS、市政だより等の各種広報媒体を活用し、市民へ広く周知を行った。					年度	R2	R3	R4	R5	計	週報発行回数 (毎週木曜日)	32	53	52	28	165
年度	R2	R3	R4	R5	計												
週報発行回数 (毎週木曜日)	32	53	52	28	165												

成果と課題	・新型コロナ下で市民生活を送るための道しるべは、新型コロナウイルス感染症により市民生活が大きな影響を受け、市民の不安が高まる状況において、市から市民へのメッセージとして有効であったと考える。 ・新型コロナウイルス週報は、市内公共施設等に掲示することで、普段インターネットを利用していない方へ、感染状況や感染拡大防止に関する情報を取得する機会を提供することができた。施設所管課からは、施設の掲示スペースの都合上、ページ数が増えると掲示できないという相談があり、ページ数の調整が必要だった。 ・コロナ差別がゼロのまち宣言は、当時、新型コロナウイルス感染症に罹患した方や濃厚接触者、医療従事者等に対する差別や偏見が問題となっていたため、そのような方々に対する不当な差別的行為や誹謗中傷による人権侵害を防止するため、市として宣言を行った。また、小・中・高・特別支援学校の全170校で啓発動画を活用した指導を実施したほか、市長や千葉市のスポーツチームに所属する著名選手によるメッセージ動画を作成し、市内の観光イベントやプロスポーツチームの試合会場で放送するなど、千葉市一丸となって啓発に取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症対策条例は、市が的確かつ迅速に感染症対策を実施することを明らかにするとともに、市民及び事業者の皆様に感染症予防や市の対策への協力、不当な差別的取扱いを行わないよう協力を求める根拠として制定した。
--------------	--

節	2 広報・市民啓発			
細節	—			
項目名	市民に対する広報(市政だより通常号・臨時号)			
担当課	広報広聴課			
取組内容	【ちば市政だより通常号】 - 新型コロナウイルス感染症に関する1回目の緊急事態宣言(令和2年4月7日)の直近号(令和2年5月号)で、市政だより1ページ(タブロイド判)の概ね2分の1程度の紙面を割り、注意喚起に関する広報「新型コロナウイルス感染症にご注意ください」を行って以後、新型コロナウイルス感染症が5類に移行(令和5年5月8日)する令和5年5月号まで毎号(通算37回)、概ね1ページ分、新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起やワクチン接種場所などに関する広報を行った。 【ちば市政だより臨時号】 - 新型コロナウイルス感染症に対する知見や、市有施設の閉館状況、各種支援制度、新型コロナウイルスワクチンの接種時期や方法等に関する広報を行った。			
実績	【臨時号・新型コロナウイルス感染症対策特集】			
	発行日	発行部数	新聞折り込み数	配架数
	令和2年3月5日	308,450	248,450	60,000
	令和2年3月12日	308,450	248,450	60,000
	令和2年4月16日	308,450	248,450	60,000
	令和2年12月25日	288,450	248,450	40,000
	令和3年1月14日	256,440	241,250	15,190
	【臨時号・新型コロナワクチン接種特集】			
	発行日	発行部数	新聞折り込み数	配架数
	令和3年4月30日	258,950	241,250	17,700
	令和3年5月19日	258,950	241,250	17,700
	令和3年6月7日	253,000	235,300	17,700
	令和4年1月17日	229,000	211,650	17,350
	令和4年1月27日	229,000	211,650	17,350
成果と課題	- 市政だより通常号で毎月注意喚起を行ったほか、新型コロナウイルス感染症の発生状況や注意していただきたい内容、新型コロナウイルスワクチンの接種が可能な医療機関情報など突発的な情報については、臨時号で周知できた。 - 市内に、常時、市内全域をカバーできるポスティング事業者が存在しないことから、市民に最も早く、広く情報を届けるため、新聞折込を選択したものの、新聞購読率が低下している現在、より多くの市民に情報を届けることが課題として残る。			

節	2 広報・市民啓発
細節	—
項目名	市民に対する広報(ホームページ・SNS等)
担当課	広報広聴課・医療政策課
取組内容	【ホームページ】 ○市トップページへの対応(令和2年2月12日) ・災害時モードの切替えによる情報発信 ・新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめた専用エリアの設置 ・カルーセルパネル等のビジュアルを用いた注意喚起の実施 ○個別ページの作成(一例) ・新型コロナウイルス感染症に関する情報(特設ページ) ・新型コロナウイルス感染者の発生について(個別の感染者に関するページを含む) ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種支援に関する情報 ・特別定額給付金 ・新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ ・新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場のご案内 ・新型コロナウイルスワクチンの個別接種会場のご案内 ・新型コロナウイルス感染症の患者と診断された方、千葉県登録センターに登録された方へ ・多言語による新型コロナウイルス感染症に関する情報 【SNS】(令和2年1月～) ※活用媒体:X、Facebook、LINE、Yahoo! くらし <発信内容(一例)> 所管課の依頼により、主に以下に係る情報の周知を行った。 ・学校の一斉休校(保育所(園)、子どもルームに係る情報等を含む) ・市有施設の休館 ・給付金(持続化給付金、特別定額給付金等)、個人、事業者向け支援策 ・感染拡大防止のお願い ・新型コロナウイルス感染症情報、新型コロナウイルスに関するお知らせ(週報) ・新型コロナウイルスワクチンの接種(接種券送付、接種予約を含む) 【市民への感染防止の呼びかけ】(令和2年7月～) ・令和2年7月、市ホームページやSNS、ポスター等を活用した市民への感染拡大防止啓発を開始した。

実績	【市HPのアクセス件数】					
	年度	R1	R2	R3	R4	
	件数	42, 121, 326	83, 236, 967	72, 793, 907	61, 432, 621	
	備考	台風15号(9月) 台風19号(10月)	初の緊急事態宣言 (4月7日～5月25日)			
	【媒体ごとの投稿件数等】 (単位:件)					
	年度		R1	R2	R3	R4
	X	フォロワー数	91, 000	96, 000	100, 500	101, 000
		投稿数	692	513	538	601
	Facebook	いいね数	5, 700	6, 000	6, 000	6, 000
		投稿数	512	423	448	474
	LINE	友だち数	21, 000	40, 000	50, 500	57, 000
		投稿数	235	206	218	302
	※フォロワー数、いいね数、友だち数は概数					
	【市民への呼びかけ】					
	年度		R2	R3	R4	R5※ 計
	HP掲載回数		17	20	13	2 52
	※令和5年度は9月末時点					
成果と課題	・新型コロナウイルス感染症の発生状況や注意喚起、ワクチン接種に関する情報を広く周知することができた。 【ホームページ】 ・平時と比べアクセス数が大幅に増加したが、ホームページの閲覧に影響はなかった。 ・市民生活の維持に必要な情報に対して、ホームページ上でより分かりやすく、たどり着きやすくするための手法を検討する必要がある。 ・ホームページを作成する所管課における対応や品質にバラつきがあるため、広報マインドの醸成を行っていく必要がある。 【SNS】 ・災害以外の有事に係る情報発信は過去に例がなかったため、庁内調整に苦慮し、情報発信の迅速性と、情報の正確性の調整に難航した。 ・新型コロナウイルス感染症という特質上、不安を煽りすぎない文言表現や、発信タイミングなどを慎重に考慮し対応した。					

【市民への感染防止の呼びかけ】

- ・ 市民への感染防止の呼びかけは、市ホームページやSNSでの周知のほか、市政だより、ラジオCMでの放送、鉄道駅構内等でのポスター掲示など、様々な広報媒体を活用することで、若者から高齢者まで幅広い年齢層に感染防止を呼びかけることができた。

第3章 対応の記録

第3節 市立学校・保育所等

(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援	61
保育所・認定こども園・認可外保育施設等の保護者への支援	61
幼稚園・保育所・認定こども園の設置者・運営者への支援	63
幼稚園・保育所・認定こども園における感染拡大防止対策	65
幼稚園・保育所・認定こども園への衛生物品等の配付	67
(2)小・中・高校などの支援	68
学校における感染症対策	68
学校行事の実施(中止・継続・再開)に係る経緯と考え方	70
学校・児童生徒・保護者に対する感染症対応等の周知	75
学校給食における感染対策の経緯と考え方	76
休校時における昼食支援	79
感染拡大時の学習支援	80
パラリンピック学校連携観戦プログラム	82
養護教育センターにおける感染拡大防止対策	86
子どもルーム・アフタースクールの保護者への支援	87
子どもルーム・アフタースクールにおける感染拡大防止対策	89
子どもルーム・アフタースクールへの衛生物品等の配付	91
(3)その他の施設等への支援	92
こども関係施設における感染拡大防止対策	92
こども関係施設への衛生物品等の配付	96

節	3 市立学校・保育所等																												
細節	(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援																												
項目名	保育所・認定こども園・認可外保育施設等の保護者への支援																												
担当課	幼保運営課																												
取組内容	【登園自粛要請等に伴う保育所、認定こども園等の利用料減免】(令和2年3月～令和5年3月) ・ コロナ陽性者発生等による登園自粛、休園措置に伴い、保護者が負担する利用料を減免した。 【一時預かりの利用料減免(定期利用)】(令和2年3月～令和5年3月) ・ 臨時休園や登園自粛等により、一時預かりを利用しなかった場合に利用料を減免した。 【認可外保育施設の利用料減免】(令和2年4月～5月、令和4年1月～3月) ・ 認可外保育施設(保育ルーム・企業主導型保育事業)が臨時休園や登園自粛等により、認可外保育施設等を利用しなかった場合に利用料を減免した。 ※企業主導型保育事業は令和4年1月～3月についてのみ利用料を減免 【祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金】(令和2年10月～) ・ 感染対策等により保育所等を利用せず、在宅で保育をする世帯に対し、支援金を給付した。																												
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登園自粛要請等に伴う利用料減免(千円)</td><td>465,026</td><td>440,547</td><td>120,138</td><td>1,025,711</td></tr> <tr> <td>一時預かりの利用料減免(千円)</td><td>5,810</td><td>4,097</td><td>911</td><td>10,818</td></tr> <tr> <td>認可外保育施設(保育ルーム等)の利用料減免(千円)</td><td>2,865</td><td>1,362</td><td>—</td><td>4,227</td></tr> <tr> <td>祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金(千円)</td><td>1,630</td><td>4,010</td><td>3,350</td><td>8,990</td></tr> </tbody> </table>				年度	R2	R3	R4	計	登園自粛要請等に伴う利用料減免(千円)	465,026	440,547	120,138	1,025,711	一時預かりの利用料減免(千円)	5,810	4,097	911	10,818	認可外保育施設(保育ルーム等)の利用料減免(千円)	2,865	1,362	—	4,227	祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金(千円)	1,630	4,010	3,350	8,990
年度	R2	R3	R4	計																									
登園自粛要請等に伴う利用料減免(千円)	465,026	440,547	120,138	1,025,711																									
一時預かりの利用料減免(千円)	5,810	4,097	911	10,818																									
認可外保育施設(保育ルーム等)の利用料減免(千円)	2,865	1,362	—	4,227																									
祖父母等による3歳未満児在宅保育支援給付金(千円)	1,630	4,010	3,350	8,990																									

成果と課題	・施設から陽性者が発生した際の臨時休園や、児童の登園自粛、自宅療養等による利用料の減免を行うことで、利用者の負担軽減を図ることができたものとする。 ・新型コロナウイルス感染症に関連して保育所等が臨時休園等した場合の一時預かり利用料を軽減することで、利用者の負担軽減を図ることができたものとする。 ・新型コロナウイルス感染症への感染の不安から、保育園等を利用せず在宅で児童を保育する世帯を支援することで、感染の不安軽減や感染拡大の防止につながったものとする。
-------	--

節	3 市立学校・保育所等
細節	(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援
項目名	幼稚園・保育所・認定こども園の設置者・運営者への支援
担当課	幼保運営課、幼保支援課、幼保指導課
取組内容	新型コロナウイルス感染症が発生しても安定的に幼稚園、保育園、認定こども園等の運営を行うため、各種支援を行った。 【保育所・認定こども園等】 ① 保育従事者に対するPCR検査の実施(令和4年8月～9月) 保育従事者が行うPCR検査の費用を市が負担し、実施(5,500円/1検体) ② 原油価格・物価高騰等に伴う光熱費補助(令和4年10月～) 物価高騰に伴う光熱費の負担増に係る経費を補助 補助単価(令和4年10月～令和5年3月) 児童1人あたり2,700円 ③ 原油価格・物価高騰等に伴う給食費補助(令和4年7月～) 物価高騰に伴う食材料費の負担増に係る経費を補助 補助単価(令和4年7月～令和5年3月) 3歳未満児:1食あたり約21円 3歳以上児:1食あたり約14円 ④ 事業者に対する給付・補助の通常支払(令和2年4月～令和4年7月) 新型コロナウイルス感染症の発生等により、臨時休園等をした場合でも平時と同様に運営費を支給 ⑤ 一時預かりの利用料収入補填(補助)(令和2年3月～令和5年3月) 臨時休園等による一時預かり利用料減免分の運営費を支給 【幼稚園】 ①保育従事者に対するPCR検査の実施(令和4年8月～令和4年9月) …千葉県が実施する「私立幼稚園教職員へのPCR検査実施事業」により、市内私立幼稚園の教職員が行うPCR検査の費用を市が負担し、実施(5,500円/1検体) ②原油価格・物価高騰等に伴う光熱費補助(令和4年10月～令和5年3月) …コロナ禍における物価高騰のなか、保育所等の負担を軽減するため、光熱費の負担増に係る経費の支援を実施 ・補助額 児童一人あたり2,700円 ③原油価格・物価高騰等に伴う給食費補助(令和4年7月～令和5年3月) …コロナ禍における物価の高騰のなか、保護者負担の軽減を図るとともに、質の確保のされた保育が提供されるよう、給食費の支援を実施

	・補助基準額 補助基本額×補助対象機関の喫食予定数×児童数 3歳未満児 約21円／1食 3歳以上児 約14円／1食				
実績	【保育所・認定こども園等】				
	年度	R2	R3	R4	計
	① (回)	—	—	2,732	2,732
	② (千円)	—	—	66,855	66,855
	③ (千円)	—	—	79,580	79,580
	④ (千円)	24,387,386	25,824,904	26,966,229	77,178,519
	⑤ (千円)	5,810	4,097	911	10,818
	【幼稚園】				
	・対象園に事業内容の周知を行った結果、以下のとおりの活用があった。				
	〈対象園：①市内私立幼稚園・幼稚園型認定こども園85園 ②③市内私立幼稚園53園〉				
	〈実施園〉①39園 ②52園 ③39園				
	年度		R4		
	① PCR検査の実施数(回)		1,362		
	② 光熱費補助(千円)		19,821		
	③ 給食費補助(千円)		9,747		
	成果と課題	・市内の幼稚園、保育園、認定こども園等でPCR検査の受検を希望される無症状の保育従事者等に検査を実施することで、感染の不安軽減や感染拡大の防止につながった。 ・原油価格・物価高騰等に伴う光熱費補助を行うことで、施設の負担軽減を図り、安定した保育サービスの継続に寄与した。 ・原油価格・物価高騰等に伴う給食費補助を行うことで、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施することができた。 ・施設から陽性者が発生した際の臨時休園等においても、給付・補助を通常通り支給することや、児童の登園自粛、自宅療養等による保育料減免に伴う給付費補填、一時預かりの利用料収入補填を行うことで、施設の負担軽減を図ることができた。			

節	3 市立学校・保育所等																																					
細節	(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援																																					
項目名	幼稚園・保育所・認定こども園における感染拡大防止対策																																					
担当課	幼保運営課、幼保支援課、幼保指導課																																					
取組内容	【保育所・認定こども園等の対策】 ・ コロナ陽性者発生に伴う登園自粛、休園措置(令和2年2月～令和4年7月) ・ 保育所等におけるコロナ陽性者等聞き取り及び濃厚接触者の特定(令和2年2月～令和4年7月) ・ 感染症対策に必要な経費の支援(マスク、消毒液等の物品購入費用等)(令和2年4月～) 【幼稚園の対策】 ・ 幼稚園におけるコロナ陽性者等聞き取り及び濃厚接触者の特定(令和3年9月～令和4年7月) 【幼稚園・保育所・認定こども園等共通の対策】 ・ 児童福祉施設等における過ごし方の制限(マスクの着用等)(令和2年2月～令和5年5月) ・ 感染防止対策に関する相談・助言等(令和2年2月～)																																					
実績	【保育所・認定こども園等の対策】 <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>計</td></tr><tr><td>登園自粛要請数(回)</td><td>1</td><td>2</td><td>—</td><td>3</td></tr><tr><td>休園数(ヶ所)</td><td>45</td><td>631</td><td>660</td><td>1,336</td></tr><tr><td>陽性者数(人)</td><td>115</td><td>2,778</td><td>9,004</td><td>11,897</td></tr><tr><td>物品購入費助成金額(千円)</td><td>240,630</td><td>120,887</td><td>127,371</td><td>488,888</td></tr></table> ※休園数及び陽性者数は延べ数 ※陽性者発生に伴う休園措置は令和4年7月27日で終了 【幼稚園における陽性者数】 <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>陽性者数(人)</td><td>597</td><td>1,064</td><td>2</td></tr></table> ※把握している R4年2月～R5年5月の状況					年度	R2	R3	R4	計	登園自粛要請数(回)	1	2	—	3	休園数(ヶ所)	45	631	660	1,336	陽性者数(人)	115	2,778	9,004	11,897	物品購入費助成金額(千円)	240,630	120,887	127,371	488,888		R3	R4	R5	陽性者数(人)	597	1,064	2
年度	R2	R3	R4	計																																		
登園自粛要請数(回)	1	2	—	3																																		
休園数(ヶ所)	45	631	660	1,336																																		
陽性者数(人)	115	2,778	9,004	11,897																																		
物品購入費助成金額(千円)	240,630	120,887	127,371	488,888																																		
	R3	R4	R5																																			
陽性者数(人)	597	1,064	2																																			

	【幼稚園・保育所・認定こども園等共通の対策】 市内の保育施設が同様の感染防止対策等を行えるよう以下の対応を行った。 ・ 感染防止対策の留意事項などをまとめた「新型コロナウイルス感染症 ～かからない うつさない ために～」を作成し、定期的に周知。 ・ 国の「基本的対処方針」の変更などに応じ、適宜、市の対応方針・留意事項などをまとめた通知を発出。
成果と課題	【保育所・認定こども園等】 ・ 国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を受け、保育園等の利用者に家庭での保育が可能な場合には登園を控えるよう要請(①R2.4.8～R2.5.31、②R3.8.23～R3.9.30、③R4.1.25～R4.3.21)したことで、感染拡大防止につながった。 ・ 施設から陽性者が発生した場合に、施設を臨時休園としたほか、濃厚接触者を特定し、自宅待機とすることで、感染拡大防止につながった。 ・ 施設に対しマスクや消毒液等の購入に係る経費を助成することで、感染症に対する体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供することができたものとする。 ・ 国の運用変更に合わせて定期的に周知を行うことで、感染拡大防止に効果があったものとする。 【幼稚園】 ・ 施設から陽性者が発生した場合に、濃厚接触者を特定し、自宅待機期間等を園へ連絡し感染拡大防止に努めた。 ・ 国の運用変更に合わせて定期的に周知を行うことで、感染拡大防止に効果があったものとする。 ・ 所管庁である県が感染症対策に必要な経費の支援や各種通知等を実施していることから、県と情報共有を緊密に行った。

節	3 市立学校・保育所等					
細節	(1)幼稚園・保育所・認定こども園への支援					
項目名	幼稚園・保育所・認定こども園への衛生物品等の配付					
担当課	幼保運営課、幼保支援課、幼保指導課					
取組内容	【衛生物品等の配付】(令和2年4月～令和4年7月) ・ 国から配布されたマスク、使い捨て手袋等の衛生用品を、幼稚園・保育所・認定こども園等に配付した。					
実績	【保育所・認定こども園等】					
	年度	R2	R3	R4	計	
	使い捨てマスク(枚)	574,800	1,077,000	397,000	2,048,800	
	使い捨て手袋(枚)	1,276,400	2,396,000	478,000	4,150,400	
	抗原検査簡易キット(回分)	—	14,520	12,000	26,520	
	【幼稚園】					
	年度	R2	R3	R4	計	
	使い捨てマスク(枚)	21,200	26,000	18,000	65,200	
	使い捨て手袋(枚)	78,000	63,000	30,000	171,000	
	抗原検査簡易キット(回分)	—	3,480	—	3,480	
	・ 市内幼稚園(私学助成・給付型・国立)61園に配布 ・ その他、寄贈いただいたハンドジェル(約200本)を希望園に配布					
	成果と課題	・ 市内の保育所等および幼稚園に衛生物品を配布することで、感染の不安軽減や感染拡大の防止に繋がったものとする。				

節	3 市立学校・保育所等																
細節	(2)小・中・高校などの支援																
項目名	学校における感染症対策																
担当課	教育委員会総務課・保健体育課																
取組内容	【新型コロナウイルス感染症対策事業】(令和2年4月～令和6年3月) ・国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、令和2年度は市立学校の全教室に加湿器を設置。その他、各学校の裁量により、消毒用アルコールやマスクなどの消耗品や分散授業に必要となる備品等を購入した。令和3年度からは、消毒用アルコールや手袋などの消耗品を購入。令和5年度は、換気対策としてCO2モニターを市立学校の全学級に設置。また、感染者が発生した場合に必要な消毒用アルコールなどの購入支援を行った。 【感染者発生状況調査】(令和3年1月～令和4年10月) ・学校における児童生徒の感染者発生状況を把握するために、学校に「陽性者判明時間き取りシート」を配布し、感染者が判明した際に必要事項を記入して提出することを求めた。学校から提出のあったシートをもとに、濃厚接触者の疑いのある行動が考えられる場合に保健所にシートを提出し、濃厚接触者の特定を依頼した。また特定した濃厚接触者については必要に応じて、保健所と連携して追加調査を実施した。 ・保健所に本課の職員1名を1か月程度決められた時間帯に派遣し、感染者のシステム登録業務を行った。その後、学校における濃厚接触者の特定を行う業務は国の方針変更により令和4年4月より本課が引き続き担当し、聞き取り内容をもとに対象の学校に対して濃厚接触者の有無を伝え、感染対策について指導・助言した。																
実績	【新型コロナウイルス感染症対策事業(消耗品・備品等の購入)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額(千円)</td><td>498,254</td><td>55,484</td><td>53,871</td><td>22,236</td><td>629,845</td></tr> </tbody> </table> 令和2年度 加湿器、TV モニター、ストーブ、アルコール 等 令和3年度 アルコール、マスク、手袋、非接触型体温計 等 令和4年度 アルコール、マスク、手袋、ハンドソープ 等 令和5年度 CO2モニター、アルコール、ハンドソープ 等 【感染者発生状況調査】 ・学校から提出のあった「陽性者判明時間き取りシート」や「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力状況をもとに、感染者数を把握した。 ・感染状況を把握し、感染流行時や感染拡大の可能性が考えられる学校に対しては、感染対策等について指導・助言をした。					年度	R2	R3	R4	R5	計	金額(千円)	498,254	55,484	53,871	22,236	629,845
年度	R2	R3	R4	R5	計												
金額(千円)	498,254	55,484	53,871	22,236	629,845												

	<table><tr><th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>計</th></tr><tr><td>市立学校における 児童生徒の感染報告件数</td><td>165</td><td>6,370</td><td>17,146</td><td>23,681</td></tr></table>	年度	R2	R3	R4	計	市立学校における 児童生徒の感染報告件数	165	6,370	17,146	23,681
年度	R2	R3	R4	計							
市立学校における 児童生徒の感染報告件数	165	6,370	17,146	23,681							
成果と課題	【新型コロナウイルス感染症対策事業】 ・学校における感染症対策として、換気と消毒、授業内容の変更が必要となったが、国の補助金を活用することで、学校予算に負担をかけずに、速やかに必要な物品等を整備することが出来た。 【感染者発生状況調査】 ・「陽性者判明時間き取りシート」の集約を行ったことで、市立学校における感染状況を把握することができた。また、各学校に対して感染防止対策の指導や助言を随時行うことで、感染拡大を早期に防ぐ効果があった。 ・平日夜間(深夜)の時間帯や、休日も感染の報告を受け付けて対応を学校に指示する状況が長期間続いたため、疲弊する職員が多くいた。 ・局内においては、関係業務を担う部署に流動配置等の方策を早い段階でとるべきである。										

節	3 市立学校・保育所等
細節	(2)小・中・高校などの支援
項目名	学校行事の実施(中止・継続・再開)に係る経緯と考え方
担当課	学事課
取組内容	令和2年2月に国から一斉臨時休業の要請を受け、市立の小学校、中学校、高等学校においては学校行事の中止や制限を行った。その後、新型コロナウイルス感染症の知見が集まり、文部科学省からの各種通知を踏まえ、徐々に学校行事の制限を緩和した。 (令和2年3月～令和5年3月) 【臨時休校時】(令和2年2月～令和2年3月) ・国が示した「子どもたちの健康、安全を第一に考え、日常的に長時間集まることによる感染のリスクに備える」観点から、臨時休校としたうえで適切な家庭学習を行った。 ・児童生徒の居場所を確保するため、学校における児童預かりを実施した 【対象】自宅待機が困難な小学校1, 2年生及び特別支援学級の児童 【期間】3月3日～(3, 4年生の児童は3月6日～)3月24日で預かりを終了。3月25日～4月12日の春休み期間は子どもルームとアフタースクールにより児童生徒の居場所を確保 ・感染予防のため、可能な限り人と人との接触機会を減らして、卒業式を実施した。 ・卒業式以外多人数を集めての集会等を行わず、放送等で行う。 ・卒業式については、卒業生と保護者、職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(50分以内)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱については録音音源等を使う。 【学年はじめ休業の延長、一斉休校(延長)時】(令和2年4月～令和2年5月) ・緊急事態宣言発出を受けて、学校行事を延期した。可能な限り、中止ではなく延期で対応した。 ・学校における児童預かりを延長した。 【対象】自宅待機が困難な小学校1～4年生及び特別支援学級の児童 【期間】4月13日～5月29日 ・休校期間中の健康観察や家庭学習の状況等の確認のため、市立小中学校における分散登校を実施した(4月22日～28日)。始業式、入学式等は延期し、6月に実施した。 ・旅行行事の延期及び中止 旅行行事は極力中止ではなく延期を検討する。 ・運動会・体育祭の延期及び中止 秋開催の検討

	【学校再開時】(令和2年6月～令和2年10月) ・ 学校行事等の見直しを図り、授業時間数の確保に努める。 ・ 入学式については、入学生と保護者、必要な職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(30分～40分)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱については録音音源を使う。 ・ 多人数を集めての集会等は行わず、放送等で行う。 【令和2年度後期の学校開始時】(令和2年10月～令和2年12月) ・ 行事等の実施については、原則として学校判断とするが、十分な感染症対策を行ったうえ、活動内容を工夫しながら、可能な限り実施する。(運動会・体育祭、旅行行事、合唱コンクール等を含む) ・ 卒業式については、卒業生と保護者、職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(60分以内)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱については録音音源等を使うか合唱を行う場合はマスクを着用。椅子の間隔1m以上。 【緊急事態宣言発出時】(令和3年1月～令和3年3月) ・ 地域の感染状況を踏まえ、可能な限り、学校行事を含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していく。 ・ 保護者や地域の方が来校して実施する行事については、当面の間、自粛。 ・ (宣言発出により対応変更)卒業式については、卒業生と保護者、職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(50分以内)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱や呼びかけは行わない。椅子の間隔1～2m。 ・ 緊急事態宣言の期間中は、校外学習は一律実施しない ・ 離任式は行わず、修了式の日に異動者の一覧を配布 【緊急事態宣言解除時】(令和3年4月～令和3年7月) ・ 入学式については、入学生と保護者、必要な職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(30分～40分)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱や呼びかけは行わない。 ・ その他の学校行事は感染症対策を行ったうえで可能な限り実施。 【緊急事態宣言発出時】(令和3年8月～令和3年9月) ・ 地域の感染状況を踏まえ、可能な限り、学校行事を含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していく ・ 修学旅行等については、有意義な教育活動であるため、一律に中止とするのではなく、適切な感染防止策を十分に講じた上で延期・減泊等を視野に入れ検討し、その実施について配慮する。 ・ 保護者や地域の方が来校して実施する行事については、当面の間、自粛
--	---

【緊急事態宣言解除時】(令和3年10月～令和4年9月)

- ・可能な限り子供の活動が制限されることのないよう、従来の教育活動を再開する。教育活動再開にあたっては、学校や地域の実情及び感染状況を鑑み、段階的に行う。実施については、原則として学校判断とするが、十分な感染症対策を行ったうえ、各校での工夫した取組を生かし、学校の新しい生活様式の確立を目指す。
- ・不特定多数の方が来校する学習参観・学級懇談会、バザー等は、保護者の理解を得にくいことから、当面(10月の2週間程度)は実施を控える。(10月後半からは可)
- ・卒業式については、参加者は原則卒業生、保護者、職員とする。来賓等の招待は行わない。原則60分以内(→1月にオミクロン株流行で50分以内に変更)での実施。卒業式に向けての指導等は必要最小限で行う。在校生は登校させる。参加者の間隔は1メートルを目安。合唱や呼びかけ等の活動を行う場合は、マスク着用で、前後左右の距離にも配慮する。(→2月に練習等を行わないよう変更→3月に卒業式でも基本的に行わないよう変更)
- ・令和4年度の行事について、修学旅行等は予定されている日程、行き先で実施する。往復の交通手段や宿泊の密を避ける工夫、現地での緊急対応の確認等を十分に行う。
- ・運動会・体育祭については、従来のような「運動会・体育祭」の実施は来年度も見合わせる。ただし、活動内容等を工夫しながら企画された体育的活動については、徹底した感染症対策を講じたうえで、可能な限り実施する。地域の方が来校して実施する行事については、十分な感染症対策を行い、保護者の理解を得たうえで実施する。
- ・入学式については、入学生と保護者、職員のみ参加とし、来賓は招待せず、時間制限(30分～40分)や保護者の人数制限(学校規模に応じて)を設けて実施。合唱や呼びかけは基本的に控える。在校生は登校とする。

【制限緩和時】(令和4年度10月～)

- ・学習参観等外部から人を招いての教育活動について人数等の制限を設けない。
- ・合唱コンクールの保護者の参観可(可能な限り)。
- ・運動会・体育祭の保護者観戦者数の制限なし。
- ・卒業生を送る会、卒業式、入学式の在校生参加可、保護者人数制限なし、時間や活動内容の制限緩和。

【新型コロナウイルス感染症の5類移行後】(令和5年5月～)

- ・5類感染症への移行後であっても、「家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」といった対策を講じることが引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に、特段の感染症対策を講じる必要はない。

実績	コロナ禍での学校行事に関する発出文書	
	発出日時	内容
	R2. 2. 28	新型コロナウイルス感染予防に係る市立学校の一斉休校の実施について(通知)
	R2. 3. 19	令和2年度の学校行事等について(通知)
	R2. 4. 3	新型コロナウイルス感染予防に係る市立学校の学年末・学年始め休業の延長について(通知)
	R2. 4. 6	新型コロナウイルス感染予防に係る市立学校の一斉休校の実施について(通知)
	R2. 4. 28	一斉休校期間延長について(通知)
	R2. 5. 15	学校再開に向けた今後の対応について(通知)
	R2. 5. 19	入学式の実施等について(通知)
	R2. 5. 27	新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校の臨時休校の措置について(通知)
	R2. 8. 19	夏季休業明けの教育活動等を実施する上での留意点について(依頼)
	R2. 10. 5	後期に向けた学校行事の実施について
	R2. 11. 11	年度末及び次年度の主な学校行事の実施について
	R3. 1. 8	学校における教育活動等について
	R3. 2. 5	緊急事態宣言の延長に伴う対応について(重要)
	R3. 2. 18	修了式・離任式等の実施について(通知)
	R3. 3. 8	始業式・入学式の実施について(通知)
	R3. 4. 2	年度始めの教育活動を実施するうえでの留意点について(通知)
	R3. 8. 25	緊急事態宣言の延長に伴う農山村留学及び移動教室の実施について
	R3. 8. 25	緊急事態宣言の延長に伴う中学校修学旅行の実施について
	R3. 8. 26	外部から人を招いて実施する教育活動について(通知)
	R3. 9. 10	緊急事態宣言の延長に係る学校の対応について(依頼)
	R3. 9. 29	緊急事態宣言の解除に係る学校の対応について(通知)
	R3. 12. 8	年度末及び次年度の主な学校行事の実施について
	R4. 2. 8	新型コロナウイルスの急激な感染拡大に伴う各活動の対応について
	R4. 2. 28	修了式・離任式等の実施について(通知)
	R4. 3. 2	卒業式の実施方法の変更について(通知)
	R4. 3. 7	始業式・入学式の実施について(通知)

	R4. 4. 28	新型コロナウイルス感染症への対応について
	R4. 5. 25	学校生活における児童生徒等のマスクの着用について
	R4. 8. 25	夏季休業明けの教育活動について(新型コロナウイルス感染症対応)
	R4. 9. 16	新型コロナウイルス感染症への対応について
	R4. 10. 6	コロナ対応に係る制限緩和について
	R5. 1. 18	年度末の学校行事の在り方について
	R5. 2. 13	新型コロナウイルス感染症への対応の変更について
	R5. 2. 13	卒業式等の対応の変更について(通知)
	R5. 2. 17	3月以降に実施する式について(通知)
	R5. 5. 1	5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)
成果と課題	・ 学校教育活動の意義を踏まえ、感染症対策を行ったうえで可能な限り学校行事を実施することを基本に対応することができた。 ・ 感染状況に応じて教育委員会が学校行事等の基本的な考え方を示すことで、学校は判断基準を持つことができ、学校運営に混乱が起きないようにすることができた。 ・ 各学校は基本的な考え方に沿って活動内容を工夫し、学校行事も含めさまざまな教育活動を実施することができた。 ・ 学校行事の考え方について、ご理解いただけない保護者への対応に苦慮した。	

節	3 市立学校・保育所等																										
細節	(2)小・中・高校などの支援																										
項目名	学校・児童生徒・保護者に対する感染症対応等の周知																										
担当課	学事課																										
取組内容	【各学校へ感染症対応等に対する各種通知・文書の発出】(令和2年2月～令和5年5月) 以下の内容に関し、教育委員会から各学校へ新型コロナウイルス感染症対応に関する各種通知・文書の発出を行った。 ・一斉休校に関する通知 ・分散登校に関する通知 ・学校再開に関する通知 ・学校給食に関する通知 ・出席停止に関する通知 ・ワクチン接種に関する出席の扱いについて文書発出 ・パラリンピック観戦による感染拡大に関する文書発出 ・マスクの正しい着用に関する通知 ・オミクロン株への対応に関する通知 ・マスク着用の見直しに関する通知 ・5 類移行に関する通知 【家庭向け情報発信に対する通知】 ・家庭学校間連絡メールを活用し、各学校が毎週の感染状況を情報発信することについての通知を行った。																										
実績	国等の動向や感染状況等を踏まえ、状況に応じた通知・文書を発出した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知発出件数</td><td>5</td><td>19</td><td>7</td><td>5</td><td>5</td><td>41</td></tr> <tr> <td>文書発出件数</td><td>11</td><td>35</td><td>15</td><td>24</td><td>6</td><td>91</td></tr> </tbody> </table>						年度	R1	R2	R3	R4	R5	計	通知発出件数	5	19	7	5	5	41	文書発出件数	11	35	15	24	6	91
年度	R1	R2	R3	R4	R5	計																					
通知発出件数	5	19	7	5	5	41																					
文書発出件数	11	35	15	24	6	91																					
成果と課題	・関係文書発出により学校は、判断基準に基づき、適切に感染症対応等を行うことができた。 ・学校から家庭に家庭学校間連絡メールで情報発信したことにより、各家庭は学校の感染状況を知り、登校させるかどうかの判断ができた。 ・感染症対応については、各学校で地域の状況や家庭の状況により判断しなければならないことも多く、一律に通知どおりの対応ができないことがあった。 ・周知した新型コロナウイルス感染症への対応について、内容により保護者の理解を得るのに時間を要した。																										

節	3 市立学校・保育所等
細節	(2)小・中・高校などの支援
項目名	学校給食における感染対策の経緯と考え方
担当課	保健体育課
取組内容	令和2年6月から学給給食を再開した際は、感染防止を第一に黙食をはじめとする制限を各校で行った。令和4年12月以降、感染拡大防止を図りつつ、学校給食の目標の一つである「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」を推進するため段階的に制限を緩和した。 【学校給食再開時の制限】(令和2年6月中旬より給食開始) 1 令和2年5月18日付『学校給食の再開に向けた対応について(通知)』 感染が広がっている中で学校の学校給食再開だったため、食事場面による飛沫での感染防止を目的として、「対面での食事」から、「前向きで黙食」を徹底することとした。 具体的に学校に指示した内容は以下の通り。 (1)準備 ①手洗いの徹底 ②給食当番の健康観察(学級担任等が行う) ③換気の徹底 ④マスクの着用 (2)配膳・下膳・片付け ①密集、密接にならないような工夫 ②私語を控える (3)喫食 ①会話を控え、静かに前向きで喫食 ②食堂のある学校においては、食堂と教室等で喫食場所を分散させるなどの工夫 以上の内容を踏まえ、以下の対応を行った学校もある。 ・配膳時に給食当番の距離を一定の距離(1メートル程度)以上とる。 ・担任等の教職員が配食する等し、器具の使い回しを避ける。 ・小学校(単独調理場)においては、下膳時に給食室に児童が密集することから、給食室に食缶などを返却せずに、各クラス用のワゴンの上に返却し、調理員が回収する。 ・アクリル板(パーティション)を購入し、児童同士の間を隔てる。 【制限緩和】(令和4年12月～) 2 令和4年11月30日付『新型コロナウイルスの影響を踏まえた学校給食における対応の制限緩和について(通知)』 感染拡大防止を図りつつ、学校給食の目標の一つである「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」を推進するため、段階的に黙食についての制限を緩和した。

	・「前向きで喫食する」「大声ではない会話を可とする」とし、黙食について制限を緩めた。給食はマスクを外して食事することから、感染のリスクは伴うが、手洗いや咳エチケット、換気などの感染対策を十分に行った上、大声でない会話は可能とした。 ・会話を強制するものではないので、給食時間の指導には十分注意することを学校に依頼した。 3 令和5年3月13日付『令和5年度の給食指導について(通知)』 国が令和5年5月8日から5類感染症に位置付け、これまで講じてきた対策について見直しが行われる予定となっていることから、令和5年4月1日からの給食の対応について通知した。概要は以下の通り。 (1)「自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯にわたって望ましい食習慣が形成され、食事を通してよりよい人間関係や社交性が育まれるようにする」という学習指導要領の特別活動における学校給食の位置付けを改めて周知 (2)配食 ・給食当番の人数や当番同士の間隔については、特別な対応を実施しない。 ・おかわり等の盛り残した料理の配食については、衛生面に配慮して児童生徒がトング等を使用し各自行ってもよい。 (3)その他 ・実施に当たっては、感染症対策を行う前の給食の時間を過ごしたことがない児童や教職員もいることから、段階的に状況に応じて行うこと。 ・地域や学校での感染症の流行状況等により、変更することも可能とする。 4 令和5年3月20日付『新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)』 令和5年3月17日付け文部科学省「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023. 4. 1Ver. 9)」(以下衛生管理マニュアル)の主な改定内容及びその留意事項等が示されたことを受け、児童生徒の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、対面による喫食も可能であることを通知した。 5 令和5年4月5日付『新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校給食における対応について(通知)』 令和5年度の給食開始にあたり、上記の通知により、「衛生管理マニュアル」の、給食等の食事をする場面における対策について再度周知した。
--	---

	6 令和5年5月1日付『文部科学省発「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」のうち学校給食関係について(通知)』 5類感染症への移行に伴う「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定により「前向き」や「黙食」は必要とされていないことを周知した。
実績	【給食実施時の感染】 ・ 前向きで黙食、個々の間にパーティションを設置する等し、感染拡大防止につながった。
成果と課題	・ 学校給食再開時は、感染防止を第一に黙食をはじめとする制限を各校で行った。 ・ 感染拡大防止の目的はおおむね達成できたが、黙食を実施したことで、明るい社交性や共同の精神を養う観点ではこれまでの状況と全く異なることになったため、今後、児童生徒の心身への影響を注視する必要がある。 ・ 黙食を徹底したことで、落ち着いて食べる時間が確保でき、よく噛んだり、喫食する時間をしっかりとったりすることができた。 ・ 緩和時には、不安を感じる児童生徒や保護者もいたため、各校において保護者の要望を聞き取り、その家庭の児童生徒の様子を踏まえた上、不安な児童生徒は別室での喫食も可とするなどの対応を行った。 ・ 市教委から制限緩和の通知を各校に発出したものの、保護者の要望状況、校内やその地域の感染状況を考慮し制限緩和後も「前向き・黙食」のままとする学校もあるなど、制限緩和の内容については各校において非常に難しい判断を迫られた。各学校は、児童生徒数によっても判断が大きく異なり、多い学校は制限緩和に向けての対応が遅れ気味となった。 ・ 制限時も大幅な献立変更は行うことなく給食提供を継続できたため、所要の栄養価及び量を確保することはできた。

節	3 市立学校・保育所等															
細節	(2)小・中・高校などの支援															
項目名	休校時における昼食支援															
担当課	保健体育課															
取組内容	【休校時における昼食支援】(令和2年3月) ・ いずれも「新橋食品株式会社(志ん橋寿司)」にご協力をいただき、小学校のみ全校で希望を取り、昼食として弁当を提供した。 ※ただし、これはコロナ等の理由で保護者が食事を作ることができないための対応ではなく、急な休校のため昼食を喫食することのできない児童がいるのではないかとするための対応である。 【学校再開後の給食対応】(令和2年6月) ・ 分散登校もあり、一斉の給食提供は学校再開後1週間後とした その間の昼食支援はしなかった															
実績	【休校時における昼食支援】 <table><tr><td>回数</td><td>内容</td><td>集金金額</td><td>提供者数</td></tr><tr><td>1回目</td><td>3月10日～16日(5日間) 1食あたり400円</td><td>2,000円</td><td>1,193名</td></tr><tr><td>2回目</td><td>3月17日～19日、23、24日(5日間) 1食あたり500円</td><td>2,500円</td><td>974名</td></tr></table>				回数	内容	集金金額	提供者数	1回目	3月10日～16日(5日間) 1食あたり400円	2,000円	1,193名	2回目	3月17日～19日、23、24日(5日間) 1食あたり500円	2,500円	974名
回数	内容	集金金額	提供者数													
1回目	3月10日～16日(5日間) 1食あたり400円	2,000円	1,193名													
2回目	3月17日～19日、23、24日(5日間) 1食あたり500円	2,500円	974名													
成果と課題	【休校時における昼食支援】 ・ 急遽の休校となり昼食を食べることが困難な児童や用意することができない家庭に対し、昼食を提供できたという成果があった。家庭の昼食準備の負担減にもつながった。 ・ 給食費に比べ価格が高いという保護者からの意見や現金集金が伴ったため保護者が直接学校に届けなければならず、学校での取りまとめも煩瑣だったという課題があった。 ・ 仕出し弁当であったため、量、味、栄養バランスなどの面で給食と同様ではなかったという課題があった。 【学校再開後の給食対応】 ・ 栄養バランスのとれた、かつ1食の量として児童生徒に望ましい食事として給食が提供できたという成果があった。 ・ 今後、急遽給食が中止になった場合の代替となる食事の迅速な手配、及び給食に使われなくなった食材の扱い(食品ロスの回避)という課題が残った。															

節	3 市立学校・保育所等											
細節	(2)小・中・高校などの支援											
項目名	感染拡大時の学習支援											
担当課	教育改革推進課、教育指導課、教育センター											
取組内容	【家庭学習のための端末等貸与】(令和2年6月～) ・ 令和2年から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学校・学年・学級閉鎖、最悪の場合一斉休校が生じた場合等に、家庭でドリルパーク等の学習やオンライン指導を円滑に行うことができるように、ルーターを300台購入(ドコモSIM)、Wi-Fi契約を行っている。 ・ 300台のうち235台は、小・中・特別支援学校に1～3台配置し、残り65台は、教育改革推進課で管理し、休校等が起きた際に貸し出せるようにしている。 ・ 各学校に貸し出したルーターは、各学校の判断で家庭に貸し出せるようにしている。 ・ 貸出対象は、学習保障の観点で、ネットワーク環境がなく、スマートフォンのテザリング機能も使えない家庭を優先としている。 【休校時における学習支援】(令和4年2月～令和5年3月) ・ 令和4年2月4日付で、市立小・中・特別支援学校長宛に、「やむを得ず登校できない児童生徒の学習保障について」を通知し、家庭と連絡を取り合いながら、確実な学習保障の実施を依頼した。 ・ オンラインによる学習保障のアドバイス及び活用できる有益サイトを紹介 ・ GIGA スクール構想で整備された1人1台端末(以下千葉市においての通称であるギガタブとする)を活用したオンライン指導(朝の会、帰りの会等での健康観察) ・ ギガタブを活用したオンライン授業(ライブ授業配信を含む) ・ ギガタブを活用し児童生徒へ課題を伝える(オンライン学習) ・ 急きょやむを得ず登校できなくなる場合を想定し、ギガタブについては、当面、可能な限り毎日持ち帰りを依頼											
実績	【端末等貸与数】 <table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>稼働台数(台)※月平均</td><td>88</td><td>100</td></tr><tr><td>使用データ量(ギガ)※月平均</td><td>128.86</td><td>132.94</td></tr></table>			年度	R4	R5	稼働台数(台)※月平均	88	100	使用データ量(ギガ)※月平均	128.86	132.94
年度	R4	R5										
稼働台数(台)※月平均	88	100										
使用データ量(ギガ)※月平均	128.86	132.94										

	【令和4年1月～2月にオンラインによる授業の配信を実施した学校数】		
	～R4.1.31	休校及び学年・学級閉鎖実施校	実施した学校数
	小学校109校	47校	46校
	中学校 55校	19校	16校
	～R4.2.18	休校及び学年・学級閉鎖実施校	実施した学校数
	小学校109校	55校	55校
	中学校 55校	9校	8校
成果と課題	・インターネット環境の無い児童生徒世帯に貸与することで、新型コロナウイルス感染症等での休校や学年、学級閉鎖時のオンライン学習やオンライン指導に対応でき、通常時の家庭学習においても活用でき、児童・生徒の学習保障につながった。 ・1人1台端末の通常時の持ち帰りへの対応、オンライン指導やオンライン学習に対応するために令和4年度からは容量を月2G から4G に増やした。 ・家庭学習のためにルーターを活用することは続けていった上で、家庭学習での使用の妨げとならない範囲で、その他の場面(学校行事等)での有効な活用も検討し活用範囲を広げる。 ・保健体育課や教育委員会内各課と連携を密にとり、最新の休校・学級閉鎖状況及び児童生徒・職員の欠席情報を共有した。 ・上記の実績は、依頼文書発出前後の状況だが、令和4年度は、日々、当該校管理職と細かく学校内の状況とオンラインによる学習保障の実態を確認し、必要に応じて他校の実践例などを紹介することで、児童生徒の学びを止めないように、学習保障のための活動を促した。		

節	3 市立学校・保育所等																										
細節	(2)小・中・高校などの支援																										
項目名	パラリンピック学校連携観戦プログラム																										
担当課	企画課																										
取組内容	1 目的 パラリンピックを実際に観戦することで、多様性理解や国際理解の力をはぐくむとともに、児童生徒の一生の財産として心に残る機会とする。																										
	2 観戦計画 令和3年8月16日の四者協議(国際パラリンピック委員会、東京2020組織委員会、国、東京都)における、「無観客としたうえで学校連携観戦のみ実施」という方針決定を受け、学校連携観戦プログラムにより、すべての市立学校がパラリンピックを観戦することとした。																										
	(1)観戦競技・会場 幕張メッセで開催されるパラリンピック4競技 (ゴールボール、シッティングバレーボール、車いすフェンシング、パラテコンドー)																										
	(2)観戦対象学年及び観戦時期																										
	<table><tr><th>校種</th><th>学年</th><th>観戦時期</th><th>人数 (引率含む)</th></tr><tr><td>小学校(※) 第二養護学校</td><td>5・6年生</td><td>8月31日(火)～9月3日(金)</td><td>18,341</td></tr><tr><td>中学校(※)</td><td>1年生</td><td>8月25日(水)～8月27日(金)</td><td>9,520</td></tr><tr><td>養護学校 高等特別支援学校</td><td>全学年</td><td>8月31日(火)～9月3日(金)</td><td>448</td></tr><tr><td>千葉高校 稲毛高校</td><td>指定なし</td><td>8月27日(金)</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="3">計</td><td>28,409</td></tr></table>			校種	学年	観戦時期	人数 (引率含む)	小学校(※) 第二養護学校	5・6年生	8月31日(火)～9月3日(金)	18,341	中学校(※)	1年生	8月25日(水)～8月27日(金)	9,520	養護学校 高等特別支援学校	全学年	8月31日(火)～9月3日(金)	448	千葉高校 稲毛高校	指定なし	8月27日(金)	100	計			28,409
	校種	学年	観戦時期	人数 (引率含む)																							
	小学校(※) 第二養護学校	5・6年生	8月31日(火)～9月3日(金)	18,341																							
	中学校(※)	1年生	8月25日(水)～8月27日(金)	9,520																							
	養護学校 高等特別支援学校	全学年	8月31日(火)～9月3日(金)	448																							
	千葉高校 稲毛高校	指定なし	8月27日(金)	100																							
計			28,409																								
※特別支援学級については全学年																											
※人数はチケット数ベース																											
(3)各学校の移動手段																											
<table><tr><th>校種</th><th>移動手段</th></tr><tr><td>小学校、中学校、高等特別支援学校</td><td>教育委員会が借り上げた往復送迎バス</td></tr><tr><td>養護学校、第二養護学校</td><td>スクールバス</td></tr><tr><td>千葉高校、稲毛高校</td><td>公共交通機関</td></tr></table>			校種	移動手段	小学校、中学校、高等特別支援学校	教育委員会が借り上げた往復送迎バス	養護学校、第二養護学校	スクールバス	千葉高校、稲毛高校	公共交通機関																	
校種	移動手段																										
小学校、中学校、高等特別支援学校	教育委員会が借り上げた往復送迎バス																										
養護学校、第二養護学校	スクールバス																										
千葉高校、稲毛高校	公共交通機関																										
(4)児童生徒の参加 一律に参加を求めるものではなく、同意書を配布し、趣旨等を説明の上、保護者からの同意があった児童生徒を対象とした。																											

3 新型コロナウイルス感染症への対策等 基本的な感染防止対策の徹底のうえ、バスや会場における対策を確認、実施した。			
	対策	実施主体	詳細
1	マスクの着用	市 組織委員会	・「チケットホルダー向け新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」にてマスク着用を義務付け(組織委員会) ・児童生徒のマスク着用を保護者へ周知、マスクの破損等に備え不織布マスクを用意・配布(市)
2	観戦2週間前からの健康観察	市	・観戦2週間前からの健康チェック表の記入を保護者へ周知(市) ・家庭で記入した健康チェック表回収・確認(市)
3	借上げバスによる学校と会場間の直行直帰の移動	市 バス会社	・借上げバスの発注(市) ・バス車内での手指消毒(バス会社)
4	会場での検温・消毒	市 組織委員会	・入場時の検温・消毒(組織委員会) ・除菌シートの用意(市)
5	児童生徒の入れ替えごとに座席の消毒を実施	県 市	・座席の消毒(県) ・除菌シートの用意(市)
6	会場での密集の回避	県 市 組織委員会	・入場ゲートでの円滑な入場のコントロール(県) ・教員に加え、市教委職員が同行し、児童生徒を引率(市) ・会場内での入退場・着席のスムーズな誘導(市・組織委員会)
7	座席間隔の確保	組織委員会	・無観客による学校連携の座席範囲の拡張(組織委員会)
8	会場内での昼食	市	・昼食を取らない観戦スケジュールに変更(市)
9	バス車内・会場内での換気	—	・日本バス協会が示すガイドラインにおいて、窓を開けなくても約5分で車内の空気入れ替え可能(専門家の知見、換気状況可視化実験、換気機能テストなどを実施)

				・ビル管理法に基づく必要換気量(1人あたり毎時30㎡)が確保されているなど、会場の感染症対策について、千葉県新型コロナウイルス感染症対策連絡会議専門部会の専門家に確認済み			
実績	1 参加者数						
	日付	校種	学校数	参加者数(人)		チケット数(枚)	割合(%)
	8月25日 (水)	中学校	12校	生徒	468	1,746	26.8
				引率	124	454	－
				小計	592	2,200	－
	8月26日 (木)	中学校	13校	生徒	537	1,851	29.0
				引率	128	419	－
				小計	665	2,270	－
	8月27日 (金)	中学校 高等学校	30校	生徒	923	4,393	21.0
				引率	243	757	－
				小計	1,166	5,150	－
	累計		55校	生徒	1,928	7,990	24.1
	・ 8月25日から27日の3日間で中学校53校、高等学校2校、合わせて55校1,928人の生徒が観戦した。観戦した生徒の数をチケット数で割り返すと24.1%になる。						
	・ 8月30日に千葉県知事と千葉市長によるオンライン会議が開催され、変異株(デルタ株)による感染の急拡大を受けて、千葉県内における学校連携観戦プログラム中止の方向性が確認されたことから、8月31日～9月3日に予定していた小学校、特別支援学校等の観戦の中止を決定した。						
	2 参加した生徒の声(主なもの)						
	【会場】						
	・ 生でパラリンピックの雰囲気に触れることができ、感動した。						
	・ 会場に入って、パラリンピックの試合が始まると気持ちが高揚した。						
	・ 音響や設備がすごかった。						
	【競技】						
	・ 小学校の時に体育で経験したが、選手の人たちが上手だった。						
	・ 自分たちにできないプレーに感心した。もっと観たかった。						
	・ 毎日必死に練習していることが伝わった。						

	・パラリンピックは、体のどこかが不自由でも輝ける場所で、すごく素敵だなと感じました。 ・目が見えなくても選手として人の前に堂々と出ている姿がすごいと思った。この経験はこれからの自分の支えになる。 ・生で見られて感動した、楽しかった。 【国際理解】 ・選手、審判、ボランティア等の国籍は様々だが、英語を通して関係を築いており、英語を学ぶ意義を改めて認識することができた。 ・選手たちが応援している私たちにも手を振ってくれて、国を超えたかかわりを実感できた。 【ボランティア】 ・ボランティアの人たちがとてもやさしく挨拶をしてくれた。 ・自分も将来、スポーツのボランティアをやりたいと思った。
成果と課題	・パラリンピック学校観戦について、一部の生徒の参加とはなったが、教育効果が高い活動という認識に立ち、学校、教育委員会、千葉県等の連携により、コロナ禍においても感染対策を十分に行うことで、ほかの教育活動に比べ感染リスクが抑えられ、貴重な体験の機会として実施することができた。 ・8月25日の観戦後、引率した中学校教員が体調不良となり、PCR検査の結果陽性となったことで、保護者や市民から観戦継続に対する不安の声が多く寄せられた。こうした状況において、保護者等の不安を払拭するため、感染症対策の方法や本事業の教育活動としての意義・必要性について、理解、協力を得るための説明等に苦慮した。

節	3 市立学校・保育所等												
細節	(2)小・中・高校などの支援												
項目名	養護教育センターにおける感染拡大防止対策												
担当課	養護教育センター												
取組内容	【来所相談における感染症対策】(令和2年4月～令和5年5月) ・ 来所相談における感染症対策として、消毒液及びパーティションを設置した。 【研修会における感染症拡大予防対策】(令和2年4月～令和5年5月) ・ 研修会場に消毒液を設置し、座席の指定や健康観察表の提出を求めるなどの対策をした。												
実績	<table><tr><td>項 目</td><td>実 績</td></tr><tr><td>消毒液設置箇所</td><td>8か所</td></tr><tr><td>パーティション設置箇所</td><td>4か所</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>R2:1, 255件 R3:1, 541件 R4:1, 526件</td></tr><tr><td>研修会実施講座数</td><td>R2:1(予定は32講座) R3:9(予定は35講座) R4:36(全講座実施。後半の研修はオンラインに変更)</td></tr></table>			項 目	実 績	消毒液設置箇所	8か所	パーティション設置箇所	4か所	相談件数	R2:1, 255件 R3:1, 541件 R4:1, 526件	研修会実施講座数	R2:1(予定は32講座) R3:9(予定は35講座) R4:36(全講座実施。後半の研修はオンラインに変更)
項 目	実 績												
消毒液設置箇所	8か所												
パーティション設置箇所	4か所												
相談件数	R2:1, 255件 R3:1, 541件 R4:1, 526件												
研修会実施講座数	R2:1(予定は32講座) R3:9(予定は35講座) R4:36(全講座実施。後半の研修はオンラインに変更)												
成果と課題	・ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出された場合には、相談者に対し、電話による来所の意思の確認や、相談室を常時換気して感染拡大防止に努めた。その結果、来所相談者によるクラスターの発生はなかった。 ・ 来所相談ができない時期もあり、保護者や子供本人の学校生活上での支援について、タイムリーな相談ができなかった。												

節	3 市立学校・保育所等
細節	(2)小・中・高校などの支援
項目名	子どもルーム・アフタースクールの保護者への支援
担当課	健全育成課、生涯学習振興課
取組内容	【利用料減免】 ・ 子どもルーム利用者、アフタースクール利用者に対し、2回にわたって利用の自粛を要請した。 【1回目】 - 令和2年4月7日 利用自粛に係る保護者・事業者宛通知発出 - 令和2年4月8日 利用自粛期間開始 - 令和2年4月27日 利用自粛期間延長に係る保護者・事業者宛通知発出 - 令和2年5月7日 利用自粛期間再延長に係る保護者・事業者宛通知発出 - 令和2年5月30日 利用自粛期間終了 【2回目】 - 令和3年8月20日 利用自粛に係る保護者・事業者宛通知発出 - 令和3年8月23日 利用自粛期間開始 - 令和3年9月29日 利用自粛期間終了に係る保護者・事業者宛通知発出 - 令和3年9月30日 利用自粛期間終了 ※同日、国が緊急事態宣言を解除 ・ 自粛要請期間のほか、保護者の申請に基づき利用料の減免(還付)を行った。 (減免対象期間 令和2年4月・5月、令和3年6月～令和5年3月) 【民設子どもルーム利用料減免補助】 ・ 国の交付金(子ども・子育て支援交付金及び地方創生臨時交付金)を活用し、上記2回の利用自粛要請期間において、民設子どもルームに通う児童の利用料について、事業者から保護者へ返還を行った場合、事業者へ補助金を交付した。 【臨時休校時の預け先の確保】(令和2年4月～) ・ 国の交付金(子ども・子育て支援交付金及び地方創生臨時交付金)を活用し、小学校の臨時休校等の措置に伴い、午前中から開所した場合の民設子どもルーム(学童)の運営経費に関して補助金を交付した。

実績	【子どもルーム】				
		1回目	2 回目		計
			自肅要請 (令和3年8・9月)	申請に基づく減免 (令和3年6月～)	
	減免対象者数(人)	18,733	16,937	3,013	38,683
	減免額(千円)	138,902	54,750	7,703	201,355
	【アフタースクール】				
		1回目	2 回目		計
			自肅要請 (令和3年8・9月)	申請に基づく減免 (令和3年6月～)	
	減免対象者数(人)	1,576	2,705	483	4,764
	減免額(千円)	6,708	4,924	669	12,301
	【民設子どもルーム】				
	年度	R2	R3	計	
補助事業者数	7	9	16		
補助額(千円)	3,697	943	4,640		
成果と課題	・ 利用自肅を要請し、利用者の協力を得ることにより、施設内における感染拡大防止や円滑な運営の確保に寄与することができた。 ・ 学童保育の利用ニーズが高い地域に設置されている民設子どもルームの運営を支援することで、小学校が臨時休校となった期間における児童の預け先を確保し、保護者の就労継続に寄与した。 ・ 子どもルーム利用料の口座振替の登録がなく、連絡が取れない、再三の依頼に対し応答がされない等の保護者については、還付未済が生じている。				

節	3 市立学校・保育所等																						
細節	(2)小・中・高校などの支援																						
項目名	子どもルーム・アフタースクールにおける感染拡大防止対策																						
担当課	健全育成課、生涯学習振興課																						
取組内容	子どもルーム及びアフタースクールに対し、以下の取組を行った。 【感染拡大防止対策に必要な経費の支援】(令和2年4月～) ・国の交付金(子ども・子育て支援交付金及び地方創生臨時交付金)を活用し、感染症対策に資する物品購入やかかり増し経費、施設改修に対し補助金を交付した。 【濃厚接触者の特定】(令和3年4月～令和5年3月) ・利用児童又は施設職員の陽性者を把握した際、施設から「聞取りシート」を回収し、これを基に濃厚接触者の特定を行った。また、濃厚接触者の停止後も、一定期間、感染リスクの高い行動の把握と、把握した際の注意喚起を行った。 令和3年4月 事業所管課による濃厚接触者特定開始 令和4年7月 千葉県が濃厚接触者特定終了 令和4年8月 感染リスクの高い行動の把握開始 令和5年3月 感染リスクの高い行動の把握終了 【利用時の制限】(令和2年4月～令和5年5月) ・マスク着用、黙食の徹底など、感染に繋がしやすい活動の自粛など、過ごし方について一定の制限を行った。 ・いずれについても、学校の対応に準拠して制限の緩和・解除を行った。 【感染対策として非接触型自動水栓に交換】(令和4年度～令和5年度) ・国の交付金(子ども・子育て支援交付金及び地方創生臨時交付金)を活用し、子どもルーム及びアフタースクールの水栓を非接触型の自動水栓に交換した。 R3. 2補正予算に計上 ※全額をR4予算に明許繰越→R4 設置工事 R4. 2補正予算に計上 ※全額をR5予算に明許繰越→R5 設置工事																						
実績	【感染拡大防止対策に必要な経費の支援】 補助件数 (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">R3</th><th colspan="2">R4</th></tr> <tr> <th>補助件数</th><th>決算額</th><th>補助件数</th><th>決算額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもルーム</td><td>181(181か所中)</td><td>35,259</td><td>174(174か所中)</td><td>39,580</td></tr> <tr> <td>アフタースクール</td><td>17(18か所中)</td><td>9,166</td><td>23(24か所中)</td><td>16,365</td></tr> </tbody> </table>				年度	R3		R4		補助件数	決算額	補助件数	決算額	子どもルーム	181(181か所中)	35,259	174(174か所中)	39,580	アフタースクール	17(18か所中)	9,166	23(24か所中)	16,365
年度	R3		R4																				
	補助件数	決算額	補助件数	決算額																			
子どもルーム	181(181か所中)	35,259	174(174か所中)	39,580																			
アフタースクール	17(18か所中)	9,166	23(24か所中)	16,365																			

成果と課題	【濃厚接触者の特定】			
	聞き取りシート回収数			
	年度	R3	R4	計
	子どもルーム	1,363	2,805	4,168
	アフタースクール	54	328	382
	【非接触型自動水栓交換数】			
	年度	R4	R5	
	子どもルーム	74か所 トイレ水栓165口	70か所 手洗い場水栓283口	
	アフタースクール	73か所 52口	13か所 37口	
	【感染拡大防止対策に必要な経費の支援】			

- ・事業者の財政負担なく必要な物品を調達することで、感染拡大防止に寄与することができた。
- ・勤務時間外の消毒等の業務に従事した場合の手当等を補助することで、事業者や現場の負担を軽減することができた。
- ・購入物品は幅広に認めてきたが、結果、事業者によりバラつきが生じた。

【濃厚接触者の特定】			
・濃厚接触者の有無を迅速に特定することにより、感染拡大の防止に寄与することができた。			
・聞き取りシートに基づく施設へのヒアリング等を通じて、感染症対策に関する施設の意識を高めることができた。			
・施設及び所管課の事務負担が極めて大きかった。			

【利用時の制限】

- ・制限を徹底することで、感染拡大防止や円滑な運営の確保に寄与することができた。
- ・一方で、子どもたちの活動や過ごし方が限られることとなった。
- ・マスク着用については、低学年に正しい着用方法を徹底させることには限界があった。
- ・黙食を徹底したものの、施設によっては限られたスペースで児童間の距離の確保に限界があり、感染リスクを完全に排除することが困難であった。

【非接触型自動水栓交換】			
・手洗い時の感染リスクを低減することにより、感染拡大防止に寄与することができた。			

節	3 市立学校・保育所等
細節	(2)小・中・高校などの支援
項目名	子どもルーム・アフタースクールへの衛生物品等の配付
担当課	健全育成課、生涯学習振興課
取組内容	【衛生物品等の配付】(令和2年4月～令和4年7月) ・ 国から配布されたマスク、使い捨て手袋等の衛生用品を、子どもルーム、アフタースクールに配付した。
実績	【配付物品】 ・ マスク、使い捨て手袋、消毒液は、施設の要望等に基づき配付 ・ 抗原検査キットは各施設10個配付
成果と課題	・ 品薄であった衛生用品を配付することで、感染拡大防止に寄与することができた。 ・ 品薄な状況が解消された後は、物品が有り余る傾向があった。 ・ 抗原検査簡易キットについては、研修を受けたものの管理下で行う必要があるなど、使用に当たってのハードルが高かった。

節	3 市立学校・保育所等
細節	(3)その他の施設等への支援
項目名	こども関係施設における感染拡大防止対策
担当課	幼保支援課、健全育成課、東部児童相談所、西部児童相談所、こども企画課、こども家庭支援課
取組内容	【病児・病後児施設の取組】(令和2年2月～令和5年5月) ・就業を継続することが必要な方々にとって不可欠な施設であるため、受入れ基準を設け、感染対策を徹底しながら全施設で事業を継続。 ・受入れ基準は、国等の通知を踏まえ、運営医療機関と協議のうえ策定し、状況に応じて見直しを行いながら、事業を継続した。 〈受け入れ基準の推移〉 ・令和2年2月28日～、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、原則として受入れ不可 ・令和2年7月2日～、感染者及び濃厚接触者等保健所から経過観察の指導を受けている場合以外は、原則として受入れ。ただし、感染が疑われる場合、施設長が判断 ・令和4年2月1日～、感染者及び濃厚接触者は、受入れを不可。また、上気道炎様症状があり、インフルエンザ、溶連菌等の確定診断ができていない場合も受入れを不可。感染が疑われる場合、施設長が判断 ・令和5年5月2日～、陽性者の受け入れは不可。発熱状況等により、抗原検査、PCR 検査等の実施が望ましいが、最終的な受入れの判断は施設長が行う。 【子育て支援拠点施設(子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館)の取組】(令和2年2月～令和5年5月) 感染防止対策として、施設の臨時休館や利用時間、人数等の制限を行った。 ・令和2年2月29日～6月31日、全施設臨時休館 ・令和2年7月1日～、利用時間、利用人数を制限して運営 ※子育て支援館、子育てリラックス館：ランチタイムを中止 ・令和4年7月～、基本的な感染対策を講じながら、施設の状況に応じて段階的に利用制限を緩和 【ファミリー・サポート・センターの取組】 ・アドバイザー(センター職員)は基本的な感染対策を講じながら、事業を継続し、活動する提供会員・依頼会員についても、感染対策を求めた。 【感染拡大防止に要する費用の支援】(令和2年4月～) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底する上で継続的に必要となる保健衛生用品(マスク・消毒液)等の整備に係る費用を助成した。

	(補助対象経費) ・マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入費 ・職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業の継続実施に必要な経費(研修、かかり増し費) ・オンラインを活用した相談支援等に必要な ICT 機器導入等の経費(子育て支援拠点施設のみ R4～) (対象施設) ・病児・病後児施設、子育て支援拠点施設、ファミリー・サポート・センター、児童養護施設 【少年自然の家の取組】(令和2年11月～令和4年3月) ・千葉県少年自然の家に衛生物品を支援 令和2、3年度に地方創生臨時交付金を活用し、運営経費の不足額の補填、感染症対策用消耗品の購入補助のための委託料の増額を行った。 【東部児童相談所・西部児童相談所の取組】(令和2年2月～令和5年5月) ・児童相談所に勤務する職員は毎日の検温を欠かさず体調管理に努めるとともに、手指消毒やマスク着用等の感染防止対策を徹底した。児童相談所に来所される市民の皆さまにも、検温、手指消毒、マスクの着用のご協力をお願いした。 ・児童が生活する一時保護所においても、生活スペースの消毒や定期的な換気を行い、マスクの着用や検温など体調確認を徹底した。また、必要に応じて抗原検査等を実施するとともに、感染の疑いがある場合には隔離して健康観察を行い、児童に接する職員は防護服(マスク・グローブ・フェイスシールド・ガウン)を着用した。 ・一時保護児童が陽性となった場合は、病院や保健所などの関係機関と連携を図りながら、陽性者及び濃厚接触者の隔離を実施した。保健師や看護師等の職員が児童の体調管理を行い、児童に接する職員は通常の防護服(マスク・グローブ・フェイスシールド・ガウン)に加えて、必要に応じヘアキャップやフットカバー、ゴーグル、N95マスクなども着用した。このほか、児童の食事は使い捨ての容器を用いて提供する、陽性者が利用できる専用のシャワーユニットを設置するなどの対策を講じた。 【その他児童福祉施設の取組】(令和2年2月～令和5年5月) ・児童福祉施設等における過ごし方の制限(マスクの着用、黙食の推奨、イベントの人数制限、一時保護所入所児童の陽性者隔離措置等) ・施設等の閉鎖、開館時間の短縮、利用制限(指定管理施設、その他子育て関連施設)				
実績	【病児・病後児施設の利用実績】				
	年度	R1	R2	R3	R4
	利用人数	6,678	1,795	3,260	3,228

【子育て支援拠点施設(子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館)の利用実績】

年度	R1	R2	R3	R4
利用人数	224,243	106,243	133,500	181,820
相談件数	15,631	13,556	14,995	15,486

【ファミリー・サポート・センターの利用実績】

年度	R1	R2	R3	R4
提供会員数	864	899	739	704
依頼会員数	4,525	4,314	4,232	4,206
両方会員数	370	300	248	232
会員数計	5,759	5,513	5,219	5,142
活動件数	7,958	5,202	5,143	4,635

【保健衛生用品(マスク・消毒液)等の整備に係る費用に対する支援】

施設・事業名(施設数)	R2	R3	R4
病児・病後児(10)			
補助額(千円)	6,332	1,666	1,805
件数	10	8	8
子育て支援拠点施設(20)			
補助額(千円)	11,534	4,101	8,908
件数	20	18	19
ファミリー・サポート・センター(1)			
補助額(千円)	316	298	87
件数	1	1	1

【各施設等の感染防止対策】

・各施設等が適切な感染防止対策等を行えるよう以下の対応を行った。

- ① 国の「基本的対処方針」の変更などに応じ、市の対応方針・留意事項など発出
- ② 感染症対策ガイドラインや市内保育所等への市の発出資料等を適宜参考送付し、情報提供を行った。

【少年自然の家に対する施設管理経費、感染拡大防止対策費の補正額】

	令和2年9月	令和3年2月	令和4年2月
補正金額(千円)	11,943	9,516	14,508

成果と課題	【共通の成果】 ・施設利用が起因と思われる施設内でのクラスター発生報告等がなかったことから、感染を抑え、利用者が安心して利用できる体制整備に効果があったと考える。 ・国等の運用変更に合わせて、市の対応方針等の周知や情報提供を行うことで、社会情勢の変化に応じた感染対策を講じながら、適切に施設運営を行うことに効果があったものとする。 【子育て支援拠点施設・ファミリー・サポート・センター】 ・対面で実施していた講座や会議等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、オンライン手法を導入し、現在も継続。 【少年自然の家】 ・年間を通して、感染拡大防止対策として施設の利用制限を課して運営を継続したことによる利用料金等の減収による施設管理経費の不足を補ったことで安定した事業運営をすることができた。 ・感染拡大防止対策、及び運営に係る経費の補填を行うことで、施設内の消毒作業の業務委託や消毒液、抗原検査キット等の用意などができ、感染拡大防止策を進めることができた。 【東部児童相談所・西部児童相談所】 ・職員の感染症対策に万全を期し、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況においても児童相談所の相談援助業務を継続することができた。 ・一時保護児童の発症や感染拡大についても、最低限に抑えることができたと考える。特に、陽性となった一時保護児童から職員への感染は防ぐことができた。 【病児・病後児施設の課題】 ・医療機関併設型であるため、新型コロナウイルス感染症など感染症拡大下の状況では、市医療体制を維持するため、病児の受け入れを限定的にしていた。 【東部児童相談所・西部児童相談所の課題】 ・一時保護児童が市中感染することはないものの、職員や入所者の流入があるため、感染を完全に防ぐことは困難であった。また、陽性者の隔離により、感染拡大を最低限に抑えることはできたが、同じ居室で就寝していた児童間での感染は防ぐことができなかった。
-------	---

節	3 市立学校・保育所等			
細節	(3)その他の施設等への支援			
項目名	こども関係施設への衛生物品等の配付			
担当課	こども企画課、東部児童相談所・西部児童相談所			
取組内容	【子ども交流館・子どもたちの森公園】(令和2年4月～令和3年3月) ・ 令和2年度に地方創生臨時交付金を活用し、子ども交流館にウォークスルー型体表温度感知器及び加湿器を設置し、子どもたちの森公園に対して非接触型体温計を設置した。 【東部児童相談所・西部児童相談所】(令和2年2月～令和5年5月) ・ 国から提供されたサージカルマスクや使い捨て手袋を活用し、児童相談所における感染拡大防止や、一時保護児童の中で陽性者が確認された際の個別対応を実施した。			
実績	【子ども交流館・子どもたちの森公園】			
	設置場所	物品名	設置日	金額
	子ども交流館	ウォークスルー型 体表温度感知器	R2年9月30日	1,718千円
	子ども交流館	加湿器	R3年2月10日	
	子どもたちの森公園	非接触型体温計	R2年10月6日	19千円
	【東部児童相談所・西部児童相談所】			
サージカルマスク		7,000枚		
使い捨て手袋		14,000枚		
成果と課題	【子ども交流館・子どもたちの森公園】 ・ ウォークスルー型体表温度感知器及び非接触型体温計について、施設利用者の体温確認を円滑に実施し、感染の疑いがある利用者を把握することができた。 ・ 加湿器を諸室に設置したことにより、クラスター発生がなかったことから、大規模な感染を予防することができた。 【東部児童相談所・西部児童相談所】 ・ 職員の感染症対策に万全を期し、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況においても児童相談所の相談援助業務を継続することができた。 ・ 一時保護児童の発症や感染拡大についても、最低限に抑えることができたと考える。特に、陽性となった一時保護児童から職員への感染は防ぐことができた。 ・ 一時保護児童が市中感染することはないものの、職員や入所者の流入があるため、感染を完全に防ぐことは困難であった。また、陽性者の隔離により、感染拡大を最低限に抑えることはできたが、同じ居室で就寝していた児童間での感染は防ぐことができなかった。			

第3章 対応の記録

第4節 高齢者施設・障害者施設等

(1)感染防止策の徹底.....	98
高齢者施設等における感染者の早期発見支援	98
救護施設等に対する衛生物品等の配付	99
高齢者施設・医療機関等への助言指導	100
高齢者施設等への衛生物品等の配付	102
(2)施設等への支援.....	103
高齢者施設等への支援(支援金の支給等)	103
高齢者施設等への支援(施設整備等).....	105

節	4 高齢者施設・障害者施設等			
細節	(1)感染防止策の徹底			
項目名	高齢者施設等における感染者の早期発見支援			
担当課	保護課、介護保険事業課、障害福祉サービス課			
取組内容	【介護施設等行政検査事業(高齢・介護施設等の従事者等に対するPCR検査及び抗原検査事業)】(令和2年3月～) ・新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、重症化リスクの高い高齢者施設・事業所等の「従事者」に対して、行政検査としてPCR検査及び抗原検査を実施した。 ・PCR検査は、令和2年度から令和4年度まで実施。 ・抗原検査は、令和4年度から令和5年度に実施。 【高齢者施設等の新規入所者のPCR検査費用助成事業】(令和2年11月～) ・新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、重症化リスクの高い高齢者施設等の新規入所者に対して、施設側がPCR検査を実施する場合にその費用を助成した。 ・1件あたり 15,000 円を上限として助成。			
実績	【介護施設等行政検査事業(高齢・介護施設等の従事者等に対するPCR検査及び抗原検査事業)】			
	介護・障害・保護の合計	R2	R3	R4
	PCR 検査(人)	24, 891	313, 548	133, 075
	陽性者数(人)	11	455	736
	陽性率(%)	0.044	0.145	0.553
	抗原検査(人)	—	—	88,690
	陽性者数(人)	—	—	768
	陽性率(%)	—	—	0.866
	【高齢者施設等の新規入所者のPCR検査費用助成事業】			
	介護・障害の合計	R2	R3	R4
新規入所者数	137	492	325	
成果と課題	・ 高齢者施設・事業所等において、クラスターを防ぐためには、第一に施設に新型コロナウイルスを持ち込まないこと、第二にウイルスが持ち込まれていた場合に、いち早く発見し感染拡大をさせないことが重要である。従事者へPCR検査、抗原検査の実施、新規入所者のPCR検査費用助成の実施により、無症状の感染者を発見することができ、また施設内での感染を早期に発見する契機となることから、高齢者施設・事業所等における感染拡大予防対策として有効であった。			

節	4 高齢者施設・障害者施設等															
細節	(1)感染防止策の徹底															
項目名	救護施設等に対する衛生物品等の配付															
担当課	保護課															
取組内容	【衛生物品等の施設等への配付(市購入の衛生物品等の配付)】(令和2年3月～令和3年3月) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、衛生物品等を用意する必要があるが、施設で調達できない状況にあることから、市において衛生物品等(マスク、消毒液)を調達し施設に配付した。															
実績	<table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>計</td></tr><tr><td>マスク配付施設数</td><td>37</td><td>41</td><td>78</td></tr><tr><td>消毒液配付施設数</td><td>37</td><td>-</td><td>37</td></tr></table>				年度	R1	R2	計	マスク配付施設数	37	41	78	消毒液配付施設数	37	-	37
年度	R1	R2	計													
マスク配付施設数	37	41	78													
消毒液配付施設数	37	-	37													
成果と課題	・衛生物品の配付により、施設の費用負担軽減及び感染拡大防止の一助となり、サービス継続に効果があった。															

節	4 高齢者施設・障害者施設等																																																																												
細節	(1)感染防止策の徹底																																																																												
項目名	高齢者施設・医療機関等への助言指導																																																																												
担当課	感染症対策課(新型コロナウイルス対策室)、介護保険事業課																																																																												
取組内容	【クラスター等対策チームや保健所等による現地調査】(令和2年4月～令和5年5月) ・ハイリスク者が多数入所・入院する高齢者施設等や医療機関では、感染拡大による影響が大きいことから、感染対策の強化が必要であった。 ・保健所感染症対策課は、介護保険事業課等とも連携し、集団感染発生時は電話や現地調査にて状況確認や感染対策に関する助言を実施した。 ・現地調査は、保健所や介護保険事業課の職員により実施、もしくは県の事業である感染管理の専門家である「クラスター等対策チーム」の派遣を県に要請した。 ・現地での助言等は、感染拡大時だけでなく、平時からの感染を予防する目的でも実施した。 ・感染発生施設で衛生用品が不足している場合、N95 マスクやアイソレーションガウン等感染防止に必要な衛生用品を現地調査時に配付した。																																																																												
実績	【保健所等の現地調査件数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5※</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設</td><td>13</td><td>2</td><td>70</td><td>2</td><td>87</td></tr> <tr> <td>障害者施設</td><td>0</td><td>1</td><td>6</td><td>0</td><td>7</td></tr> <tr> <td>医療機関</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>10</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>13</td></tr> <tr> <td>計</td><td>27</td><td>7</td><td>76</td><td>2</td><td>112</td></tr> </tbody> </table> ※令和5年度は、5月7日まで 【クラスター等対策チームの現地調査件数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5※</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者施設</td><td>9</td><td>18</td><td>49</td><td>0</td><td>76</td></tr> <tr> <td>障害者施設</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>6</td></tr> <tr> <td>医療機関</td><td>3</td><td>2</td><td>9</td><td>1</td><td>15</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr> <td>計</td><td>12</td><td>20</td><td>65</td><td>1</td><td>98</td></tr> </tbody> </table> ※令和5年度は、5月7日まで					年度	R2	R3	R4	R5※	計	高齢者施設	13	2	70	2	87	障害者施設	0	1	6	0	7	医療機関	4	1	0	0	5	その他	10	3	0	0	13	計	27	7	76	2	112	年度	R2	R3	R4	R5※	計	高齢者施設	9	18	49	0	76	障害者施設	0	0	6	0	6	医療機関	3	2	9	1	15	その他	0	0	1	0	1	計	12	20	65	1	98
年度	R2	R3	R4	R5※	計																																																																								
高齢者施設	13	2	70	2	87																																																																								
障害者施設	0	1	6	0	7																																																																								
医療機関	4	1	0	0	5																																																																								
その他	10	3	0	0	13																																																																								
計	27	7	76	2	112																																																																								
年度	R2	R3	R4	R5※	計																																																																								
高齢者施設	9	18	49	0	76																																																																								
障害者施設	0	0	6	0	6																																																																								
医療機関	3	2	9	1	15																																																																								
その他	0	0	1	0	1																																																																								
計	12	20	65	1	98																																																																								

成果と課題	【保健所】 ・ 現地調査の際は、施設により構造や規模、職員の配置等、状況がそれぞれ異なることを踏まえたうえで助言を行った。 ・ 具体的で実現可能な感染対策を提案することで、感染拡大予防に有効だったと考える。 ・ 現地に赴くことができない場合も、電話での助言と併せて、感染対策資料を送付した。資料を共有することで、口頭で説明した内容を補完することができた。 ・ 令和3年度の現地調査件数が減少しているように、患者急増時には、現地調査の人員の手配も困難になる場合があり、流動的に対応可能な職員配置等、体制を整え対応した。 ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症全般について、平時から施設等が感染対策に取り組めるよう、介護保険事業課等と連携し、引き続き情報提供や相談・助言等実施する必要がある。 【介護保険事業課】 ・ 保健所等の現地指導への同行等により、クラスター発生状況や従事者の勤務状況等を把握することにつながり、施設からの相談対応に役立てることができた。また、感染防止に必要な知識の習得にもなり、他の感染発生施設に必要な情報を提供するなど支援の幅が広がった。 ・ 施設が必要としている物品を配付することにより、施設の負担軽減となった。
-------	--

節	4 高齢者施設・障害者施設等
細節	(1)感染防止策の徹底
項目名	高齢者施設等への衛生物品等の配付
担当課	保護課、介護保険事業課、障害福祉サービス課
取組内容	【福祉施設に衛生物品を支援】(令和2年度～) ・ 国から提供された衛生物品を、衛生物品が不足している施設及び感染症が発生した施設に配布した。 ・ 支給した衛生用品は、サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、ゴーグル、消毒液、手袋等 ・ 感染発生当初に、市内避難所で備蓄しているマスク等を配布した。
実績	・ 国から提供された衛生用品は市内の社会福祉施設を対象として配布(15 万枚程度)。 ・ 避難所の備蓄マスク等を、マスクの在庫がないもしくは少ない施設を対象として配布(1万5千枚程度)
成果と課題	・ 衛生物品の配布により、施設の費用負担軽減と感染予防の一助となり、サービス継続に効果があった。 ・ 感染発生当初は小売店等でマスクの在庫が少なく、購入することも困難だった。訪問介護などの訪問サービスは、利用者宅を訪問して身体介護や生活支援を行うため、利用者と属人的に身体的接触を含む濃厚接触を伴うサービスを行っていることから、万が一、従事者が発症に気づかずに従事し続けた場合には、地域の在宅高齢者に広く感染を広げてしまうおそれがあり、マスク着用の必要度が高いが、在庫を抱えていない事業所等が多かったことから、避難所の備蓄マスク等を配布したことは有効だった。今後、有事の際に避難所の備蓄品を活用することを第一に考える必要がある。

節	4 高齢者施設・障害者施設等
細節	(2)施設等への支援
項目名	高齢者施設等への支援(支援金の支給等)
担当課	介護保険事業課、障害福祉サービス課、保護課
取組内容	【介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(かかり増し経費に対する助成)】 (介護:令和2年4月～令和3年3月、障害:令和3年1月～) ・介護サービス事業所等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されない、かかり増し経費等に対する支援を実施した。 ・かかり増し経費の例としては、事業所等の消毒・清掃費用、マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、自主的に休業した介護事業所等との利用者の引き継ぎ時の費用等がある。 【在宅高齢者サービス継続支援事業、在宅障害者サービス継続支援事業】(令和2年8月～) ・令和2年度、感染者となった家族の入院後、濃厚接触者である在宅高齢者、在宅障害者が一人自宅に取り残される状況下において、介護サービス等を継続して提供してくれる事業所が見つからない事態が複数発生したため、濃厚接触者に該当する期間にサービスを提供した事業者に対する支援金の交付事業を令和2年8月に開始した。 ・その後、対象を感染者へと拡大し、在宅高齢者・在宅障害者の在宅生活を維持した。 (令和5年度現在、毎年度実施) ・支援内容として、初回に150,000円(防護用品の購入を想定)を支給したほか、訪問1回あたり9,000円の支援金を支給。他にケアマネジメント(介護)及びサービス利用支援(障害)への助成、負担限度額を超えた場合の助成を実施。 【医療・介護従事者等支援金支給】(令和2年4月～令和3年3月) ・新型コロナウイルス感染症対策の最前線で、自身や家族への感染リスクを抱えながら昼夜を問わず高齢・障害者への支援を行っている高齢・介護・障害事業者に対して感謝の意を表するとともに、職場環境の充実に充てることを目的とし、慰労金を支給した。 ・1事業所あたり10万円を支給。令和2年度のみ実施。 【救護施設慰労金支給事業】(令和2年4月～令和3年3月) ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、サービスの継続に努めた救護施設に勤務し利用者と接する職員に対し、慰労金を給付した。 ・補助対象職員1人につき最大5万円。

実績	【介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(かかり増し経費に対する助成)】			
	<介護部門実績>			
	年度	R2		
	申請事業所数	71		
	<障害部門実績>			
	年度	R2	R3	R4
	申請事業所数	4	95	127
	【在宅高齢者サービス継続支援事業、在宅障害者サービス継続支援事業】			
	濃厚接触者等への訪問回数	R2	R3	R4
	在宅高齢者(回)	563	383	851
在宅障害者(回)	37	149	393	
【高齢者施設等への慰労金支給】				
年度	R2			
対象事業所数	1,664			
【救護施設慰労金支給事業】				
年度	R2			
補助対象職員人数	35			
成果と課題	【介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(かかり増し経費に対する助成)】			
	・ 支援の実施により、介護サービス事業所等による、継続した介護サービスの提供に効果があった。			
	【在宅高齢者サービス継続支援事業、在宅障害者サービス継続支援事業】			
	・ 本事業の開始後、濃厚接触者等となった利用者へのサービス提供が滞る事案が発生していないため、サービス提供の継続に効果があった。			
	【慰労金支給】			
	・ 感染リスクを抱えながら昼夜を問わず高齢者への支援を行っている高齢・介護・障害事業者に対して感謝の意を表すことができた。			
	・ 救護施設に勤務する職員に対し、新型コロナウイルス感染症へ対応する心理的・肉体的負担に対する慰労をすることができた。			

節	4 高齢者施設・障害者施設等
細節	(2)施設等への支援
項目名	高齢者施設等への支援(施設整備等)
担当課	介護保険事業課
取組内容	【簡易陰圧装置の設置】(令和3年2月～) ・ 高齢者施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧室を据えるとともに簡易的なダクト工事を行うために必要な費用について補助した。 ・ 補助基準 1台×432万円 【従来型個室・多床室のゾーニング整備】(令和5年1月～) ・ 従来型個室、多床室である高齢者施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として、ゾーニング改修費用について補助した。 ・ 補助基準 必要箇所数×600万円 【家族面会室の整備】(令和3年10月～) ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するため、家族と利用者が接することのないように面会室への出入り口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするために必要な費用について補助した。 ・ 補助基準 施設数×350万円 【ケアマネジメントの簡素化】(令和2年度) ・ 対面による感染を避けつつ、ケアマネジメントの継続を両立するために、感染初期の頃に国通知が出るか出ないかという時期に各事業所に通知。 ・ 【感染防止策として実施する従事者のマイカー通勤支援事業】(令和2年度) ・ 緊急事態宣言の中、重篤化しやすいとされる高齢者への感染を防ぐための取り組みの一つとして、「公共交通機関で通勤する従事者のマイカー通勤への変更」を支援するため、勤務する施設内に従事者用駐車スペースがない、近隣にコインパーキングなどがない場合にも実施が可能となるよう、教育委員会や区画整理事務所の協力、連携により、市内の休館中の公民館や区画整理事務所等の駐車スペースの貸し出しを行った。

実績	【各事業の実績】				
			R2	R3	R4
	簡易陰圧装置の設置に係る経費支援	決算額(千円)	24,986	12,038	1,583
		か所数	13	9	1
	従来型個室、多床室のゾーニング経費支援	決算額(千円)	0	0	6,000
		か所数	0	0	1
	家族面会室の整備等経費支援	決算額(千円)	0	16,604	3,410
		か所数	0	6	1
従事者のマイカー通勤支援事業では、5法人から計10台の申請があった。					

成果と課題	・簡易陰圧装置の設置と生活空間等の区分けを行うゾーニング環境整備は、施設内で感染が発生した場合に感染拡大防止するための一助となった。 ・家族面会室の整備は、コロナ禍において利用者と家族との面会を休止していた施設が再開するきっかけとなり、利用者や家族にとっても長い面会制限から解放され、心身の健康状況の改善につながった。 ・対面による感染を避けつつ、ケアマネジメントの継続を両立した。 ・従事者のマイカー通勤支援事業は、関係課の理解、協力のもと、駐車料金を無料で実施することができた。また緊急事態宣言下でも利用者へのサービス提供を継続する従事者の通勤途上で公共交通機関を利用することによる感染リスクの軽減を図ることができた。
-------	---

第3章 対応の記録

第5節 市民への支援

(1)経済的支援	109
特別定額給付金	109
子育て世代への給付金	110
新型コロナの影響を受けた世帯への支援	111
生活困窮者に対する支援(生活困窮者自立支援金)	114
生活困窮者に対する支援(臨時特別給付金)	116
生活困窮者に対する支援(一時居住支援)	117
介護保険料の新型コロナ減免	118
国民健康保険被保険者(被用者に限る)に対する支援	119
国民健康保険被保険者に対する支援(保険料の徴収猶予、減免)	121
離職退去者に対する住宅支援	122
脳ドック費用助成承認者の受診期限延長	123
定期予防接種ができなかった方への支援	124
インフルエンザ任意予防接種の費用助成	125
緊急経済対策(税制改正)	126
新型コロナウイルス感染症関係各種給付金の支給が速やかに行われるよう、指定金融機関と調整	128
(2)感染対策に係る支援	129
検診利用者への支援や感染対策	129
母子保健事業利用者に対する感染対策	130
在宅高齢者が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合の支援フロー	132
感染拡大防止対策(市税等の納付にかかるコード決済、Web口座振替対象金融機関拡大)	133
年齢層別ごみ削減普及啓発(ごみ分別スクール)に対する感染対策	135
客引き行為等禁止区域の通行者等に対する感染防止注意喚起	136
町内自治会等の活動支援	137
(3)相談窓口の設置	138
市民向け相談窓口(活用できる制度や支援機関の案内)	138
心のケア相談ダイヤル	139
発達障害者支援センターにおけるオンライン相談	140
オンライン手話通訳	141
外国人市民への支援(相談窓口)	142
住宅情報提供事業	143
(4)その他	144
女性に対する支援(相談、生理用品配布等)	144
NPO法人等の市民活動団体に対する支援	146
デジタルミュージアムの開催	147
芸術文化発表支援	148

ちばしチェンジ宣言！	149
------------------	-----

節	5 市民への支援													
細節	(1)経済的支援													
項目名	特別定額給付金													
担当課	区政推進課													
取組内容	【特別定額給付金】(令和2年5月～令和2年8月) ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業を実施した。 ・感染拡大防止の観点から、給付金の申請は、郵送申請方式及びオンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行った。 オンライン申請方式(申請期間:令和2年5月15日～令和2年6月4日) 郵 送 申 請 方 式 (申請期間:令和2年6月1日～令和2年8月31日)													
実績	<table><tr><td></td><td>最終状況</td></tr><tr><td>対象世帯数</td><td>466,000</td></tr><tr><td>総申請件数</td><td>464,192</td></tr><tr><td>総給付件数</td><td>463,894</td></tr><tr><td>給付率(対象世帯)</td><td>99.5%</td></tr><tr><td>給付率(申請世帯)</td><td>99.9%</td></tr></table>			最終状況	対象世帯数	466,000	総申請件数	464,192	総給付件数	463,894	給付率(対象世帯)	99.5%	給付率(申請世帯)	99.9%
	最終状況													
対象世帯数	466,000													
総申請件数	464,192													
総給付件数	463,894													
給付率(対象世帯)	99.5%													
給付率(申請世帯)	99.9%													
成果と課題	・委託事業者のコールセンター開設準備が想定よりも遅れたため、当該センター開設までの間、千葉市直営によりコールセンターを運営(令和2年5月8日～)することで、特別定額給付金給付事業に係る各種問い合わせに対応した。また、郵送申請受付開始後には、人員及び回線数を増やすとともに、対応時間を伸ばすなど体制を強化した。 ・迅速な給付を行うため、郵送申請方式の準備と並行し、オンライン申請方式を先行して受付を開始したが、データ確認等の膨大な作業が発生し、迅速な給付に支障が生じた。なお、こうしたことを受け、指定都市市長会を代表して、国に対し「迅速な給付の実現に向けた指定都市市長会緊急要請」を行った。 ・单身等で申請が困難と思われる未申請者(独居老人や障害者)に対しては、関係部局と連携し、電話連絡や申請書の記入等の訪問支援などを実施するなど、対象者に合わせた申請支援を実施することで、給付につなげることができた。													

節	5 市民への支援											
細節	(1)経済的支援											
項目名	子育て世代への給付金											
担当課	こども企画課、こども家庭支援課											
取組内容	【子育て世帯臨時特別給付金の支給】(令和5年8月～令和6年4月) ・物価高騰に直面する子育て世帯の生活を支援するため、高校生世代までの児童を養育する世帯に対して、児童1人あたり1万円の臨時給付金を支給 【低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金(その他世帯向け、ひとり親家庭向け)】(令和3年7月～令和6年3月) ・食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の児童を養育する世帯に対して、児童1人あたり5万円の特別給付金を支給											
実績	【子育て世帯臨時特別給付金の支給】 児童1人あたり1万円の臨時給付金を支給 【低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金(その他世帯向け、ひとり親家庭向け)】 <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>決算額(千円)</td><td>955, 957</td><td>958, 387</td></tr><tr><td>対象児童数(人)</td><td>17, 154</td><td>16, 456</td></tr></table>			年度	R3	R4	決算額(千円)	955, 957	958, 387	対象児童数(人)	17, 154	16, 456
年度	R3	R4										
決算額(千円)	955, 957	958, 387										
対象児童数(人)	17, 154	16, 456										
成果と課題	【子育て世帯臨時特別給付金の支給】 ・所得制限を設けることなく、全ての子育て世帯を対象として給付金を支給することにより、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の家計の一助となったものとする。 【低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金(その他世帯向け、ひとり親家庭向け)】 ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を対象として給付金を支給したことにより、生活費の支援という面で一定の効果があったものとする。											

節	5 市民への支援																										
細節	(1)経済的支援																										
項目名	新型コロナの影響を受けた世帯への支援																										
担当課	地域福祉課(市社会福祉協議会)																										
取組内容	【緊急小口資金等特例貸付事業】 ・市社会福祉協議会が実施する事業(県社会福祉協議会からの受託事業)である、比較的所得が少ない世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と相談支援を行うことにより、世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした生活福祉資金事業において、コロナの影響で休業または失業等により収入が減少した世帯に対し、特例貸付を行った。 ・各区事務所が相談・受付窓口となったが、相談者の爆発的な増加に伴い、感染拡大防止の観点から、電話相談・郵送による受付に特化した生活福祉資金貸付事務センターを開設し、令和2年5月から令和3年11月まで運営した。 【緊急小口資金貸付】 <table border="1"> <tr> <td>申請受付期間</td><td>令和2年3月25日～令和4年9月30日</td></tr> <tr> <td>貸付限度額</td><td>20万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>2年以内</td></tr> <tr> <td>連帯保証人</td><td>不要</td></tr> </table> 【総合支援資金貸付】 <table border="1"> <tr> <td>申請受付期間</td><td>令和2年3月25日～令和4年9月30日</td></tr> <tr> <td>貸付限度額</td><td>(2人以上世帯)月20万円 (単身世帯)月15万円</td></tr> <tr> <td>貸付期間</td><td>最大3か月</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>10年以内</td></tr> <tr> <td>連帯保証人</td><td>不要</td></tr> </table>	申請受付期間	令和2年3月25日～令和4年9月30日	貸付限度額	20万円	貸付利率	無利子	据置期間	1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長	償還期間	2年以内	連帯保証人	不要	申請受付期間	令和2年3月25日～令和4年9月30日	貸付限度額	(2人以上世帯)月20万円 (単身世帯)月15万円	貸付期間	最大3か月	貸付利率	無利子	据置期間	1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長	償還期間	10年以内	連帯保証人	不要
申請受付期間	令和2年3月25日～令和4年9月30日																										
貸付限度額	20万円																										
貸付利率	無利子																										
据置期間	1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長																										
償還期間	2年以内																										
連帯保証人	不要																										
申請受付期間	令和2年3月25日～令和4年9月30日																										
貸付限度額	(2人以上世帯)月20万円 (単身世帯)月15万円																										
貸付期間	最大3か月																										
貸付利率	無利子																										
据置期間	1年以内 ※ただし、令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間を延長																										
償還期間	10年以内																										
連帯保証人	不要																										

	【新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金貸付事業】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校等の臨時休業に伴い、休業や失業を余儀なくされ、一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となった小学校等に在籍する子どもを持つ世帯に対し、緊急生活資金貸付を行うことにより生活の安定を図るため貸付を行った。 <table><tr><td>申請受付期間</td><td>令和2年3月10日～令和2年3月31日</td></tr><tr><td>貸付限度額</td><td>20万円</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>2か月</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>12か月</td></tr><tr><td>連帯保証人</td><td>不要</td></tr></table>	申請受付期間	令和2年3月10日～令和2年3月31日	貸付限度額	20万円	貸付利率	無利子	据置期間	2か月	償還期間	12か月	連帯保証人	不要																														
申請受付期間	令和2年3月10日～令和2年3月31日																																										
貸付限度額	20万円																																										
貸付利率	無利子																																										
据置期間	2か月																																										
償還期間	12か月																																										
連帯保証人	不要																																										
実績	【緊急小口資金等特例貸付相談及び申請件数】 <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>計</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>479</td><td>66,043</td><td>34,574</td><td>5,245</td><td>106,341</td></tr><tr><td>申請件数</td><td>46</td><td>15,477</td><td>6,906</td><td>775</td><td>23,204</td></tr><tr><td>貸付件数</td><td>8</td><td>12,190</td><td>7,355</td><td>388</td><td>19,941</td></tr><tr><td>貸付金額(千円)</td><td>1,001</td><td>4,345,081</td><td>3,061,078</td><td>114,850</td><td>7,522,010</td></tr></table> 貸付総額:75億2200万円 【緊急生活資金貸付件数等】 <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>計</td></tr><tr><td>貸付件数</td><td>5</td><td>5</td><td>10</td></tr><tr><td>貸付金額(千円)</td><td>980</td><td>950</td><td>1,930</td></tr></table> ※申請受付を令和2年3月31日まで行ったため、書類不備等により、完備日が4月1日以降となったものについては、令和2年度分として執行した。	年度	R1	R2	R3	R4	計	相談件数	479	66,043	34,574	5,245	106,341	申請件数	46	15,477	6,906	775	23,204	貸付件数	8	12,190	7,355	388	19,941	貸付金額(千円)	1,001	4,345,081	3,061,078	114,850	7,522,010	年度	R1	R2	計	貸付件数	5	5	10	貸付金額(千円)	980	950	1,930
年度	R1	R2	R3	R4	計																																						
相談件数	479	66,043	34,574	5,245	106,341																																						
申請件数	46	15,477	6,906	775	23,204																																						
貸付件数	8	12,190	7,355	388	19,941																																						
貸付金額(千円)	1,001	4,345,081	3,061,078	114,850	7,522,010																																						
年度	R1	R2	計																																								
貸付件数	5	5	10																																								
貸付金額(千円)	980	950	1,930																																								
成果と課題	【緊急小口資金等特例貸付事業】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人を対象に、従来制度の申請要件を緩和することで、コロナ禍の困窮者支援における中心的な役割を担った。 ・一方、令和5年1月から償還事務が始まっており、猶予あるいは滞納件数が膨大な数となっている。それらが今後さらに激増することが予想され、借受者一人一人の生活再建に向けた支援について、どこまで寄り添えるかが課題であると認識している。																																										

【緊急生活資金貸付事業】

- ・ 国制度による支援が届くまでの一時的に生活資金が不足する方に対し、いち早く対応するうえで一定の効果があつた。
- ・ 元金償還済者数は4名(R5. 3月時点)であり、猶予あるいは滞納が発生しているため、今後、生活再建の状況を確認し債権管理を適切に実施する必要がある。

節	5 市民への支援
細節	(1)経済的支援
項目名	生活困窮者に対する支援(生活困窮者自立支援金)
担当課	保護課
取組内容	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給(令和3年7月～令和4年12月) 【概要】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へ繋げるために新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給した。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、対象者に対しては、初回3か月間の支給に加えて、3か月間の再支給を行った。 【申請期間】 令和3年7月1日～令和4年12月31日 【支給要件】 以下の①～⑨のいずれにも該当する者 ① 総合支援資金の再貸付終了等要件 ② 生計維持要件 ③ 収入要件 ④ 資産要件 ⑤ 求職活動等要件 ⑥ 職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと ⑦ 生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと ⑧ 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと ⑨ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

実績	【申請件数等】		
	年度	R3	R4
	申請件数	1,287	605
	うち初回支給	1,008	304
	うち再支給	279	301
	決定件数	884	612
	うち初回支給	670	289
	うち再支給	214	323
	不支給決定	43	52
	うち初回支給	42	48
	うち再支給	1	4
	支給額(千円)	150,100	161,540
	うち初回支給	117,660	74,800
	うち再支給	32,440	86,740
成果と課題	中止件数	38	226
	うち初回支給	38	175
	うち再支給	0	51
	・生活が困窮している世帯に対して、自立支援金を支給することで、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へ繋げるために寄与した。 ・支給要件(求職活動要件)があり、支給対象者が限定されるとともに、支給要件が複雑であることや、度重なる期限の延長があり、その度に制度の周知が必要で、利用者にとって分かりづらい制度であった。		

節	5 市民への支援														
細節	(1)経済的支援														
項目名	生活困窮者に対する支援(臨時特別給付金)														
担当課	保護課														
取組内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して、臨時特別給付金(10万円)を支給した。														
実績	申請期間:令和4年2月～9月 支給額 :1世帯当たり10万円 コールセンターを開設したほか、相談窓口を保健福祉センター(5か所)と区役所(1か所)に設置した。 (単位:件数) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>非課税世帯</td><td>82,832</td><td>22,847</td></tr><tr><td>家計急変世帯</td><td>219</td><td>1,278</td></tr><tr><td>計</td><td>83,051</td><td>24,125</td></tr></table>			年度	R3	R4	非課税世帯	82,832	22,847	家計急変世帯	219	1,278	計	83,051	24,125
年度	R3	R4													
非課税世帯	82,832	22,847													
家計急変世帯	219	1,278													
計	83,051	24,125													
成果と課題	・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給することで、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしの支援に寄与した。 ・ 申請開始から終了まで期限がある事から、制度の周知に努めたものの、非課税世帯からの申請及び家計急変世帯からの申請が予算時の見込みに対して低調であった。 ・ 確認書未返送の世帯に対しては勧奨を行ったが、反応がない世帯が一定数あった。 ・ 要因として、非課税世帯であっても課税の扶養主から扶養されている場合、支給要件に該当しないこととなるため、支給対象外となる方が一定数あったものと考えられるが、市が支給対象外となる方の情報を把握できない場合、見込みと実績との乖離が一定数発生することが避けられない。														

節	5 市民への支援
細節	(1)経済的支援
項目名	生活困窮者に対する支援(一時居住支援)
担当課	保護課
取組内容	令和2年度緊急事態宣言時における事業所の時短営業等に関する要請により影響を受ける住居不定者への一時居住支援(令和2年5月)
実績	【令和2年度実績(5月1日～25日)】 ※申込みは全て4月30日～5月7日 利用人数5人(うち女性1人) 延べ宿泊数22泊(利用料15万4千円) 【利用した者のその後の状況】 公営住宅入居:2人 民間住宅入居:1人 失踪:2人
成果と課題	・ 住居不定者への一時的な居住場所として寄与し、その後の安定した居所へつなぐことができた。 ・ 実際に支援を必要とする方へ周知が行き届いていたかについては課題が残った。

節	5 市民への支援														
細節	(1)経済的支援														
項目名	介護保険料の新型コロナ減免														
担当課	介護保険管理課														
取組内容	【介護保険料の新型コロナ減免】 - 令和2年2月から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被害を受け、第1号被保険者の介護保険料の負担が困難であると認められる者について、保険料を軽減又は免除している。 - 令和5年5月8日から、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度までで国からの財政支援が終了したことを受け、本市においても、令和4年度までで本減免申請の受付を終了している。(減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合は除く)														
実績	【減免の実績】 <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>人数(人)</td><td>206</td><td>77</td><td>30</td></tr><tr><td>減免額(千円)</td><td>14, 552</td><td>4, 262</td><td>1, 866</td></tr></table>			年度	R2	R3	R4	人数(人)	206	77	30	減免額(千円)	14, 552	4, 262	1, 866
年度	R2	R3	R4												
人数(人)	206	77	30												
減免額(千円)	14, 552	4, 262	1, 866												
成果と課題	- 国の補助要件に基づき、申請のあった第1号被保険者の介護保険料について、前年の合計所得額の区分(200万円を境にして)により、全部又は10分の8について減免した。 - 財政支援対象期間である令和4年度までの保険料減免額については、国庫補助及び特別調整交付金により全額補助対象であったが、令和5年度以降、通常の減免(収入減による)として対応していることから、新型コロナウイルス感染症の再流行に伴う保険料減免申請数が増加した場合において保険料収入の減収が懸念される。														

節	5 市民への支援																						
細節	(1)経済的支援																						
項目名	国民健康保険被保険者(被用者に限る)に対する支援																						
担当課	健康保険課																						
取組内容	【傷病手当金】(令和2年1月1日～令和5年5月7日に感染した者が対象) 国民健康保険法においては、傷病手当金は保険者判断による任意給付とされており、これまでは給付していなかったが、国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととなったため、本市においても条例改正を行い、以下のとおり傷病手当金を支給することとした。 1 対象者 被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者(令和2年1月1日から令和5年5月7日までに感染したものに限る。) 2 支給内容 次の計算式で算出した金額を、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数に応じて支給する。(入院が継続する場合等は、最長1年6か月とする。) 計算式:(直近の継続した3月間の給与収入合計額÷就労日数)×2/3 3 支給方法 世帯主が必要書類を添えて健康保険課に申請する。																						
実績	(単位:件、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>7</td><td>67</td><td>222</td><td>32</td><td>328</td></tr> <tr> <td>金額</td><td>435</td><td>3,286</td><td>7,474</td><td>660</td><td>11,855</td></tr> </tbody> </table> ※R5は9月末時点での支給件数・金額					年度	R2	R3	R4	R5	合計	件数	7	67	222	32	328	金額	435	3,286	7,474	660	11,855
年度	R2	R3	R4	R5	合計																		
件数	7	67	222	32	328																		
金額	435	3,286	7,474	660	11,855																		
成果と課題	- 傷病手当金を支給することで、被用者が休みやすくなるとともに、労務不能期間に応じて支給することで生活保障にもつながった。 - 申請書類が煩雑であったため、申請書類の差し戻しが多く発生し、申請者及び職員双方に負担がかかってしまった。 - 非正規雇用の方が多く、勤務先も申請に不慣れなことが多かったため、勤務先からの証明書と給与明細に整合性が取れていない等、確認が必要なことも多く、1件当たりの審査に時間を要した。																						

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 申請先は健康保険課のみで電話対応も全て健康保険課のみで行っていたことから、職員の負担が大きかった。当初どれくらいの申請があるか見込めなかったため、健康保険課のみで実施することとしたが、今後同様の申請を設ける場合には、申請者の利便性も考慮し、各区での申請も検討していく必要がある。 |
|--|---|

節	5 市民への支援																													
細節	(1)経済的支援																													
項目名	国民健康保険被保険者に対する支援(保険料の徴収猶予、減免)																													
担当課	健康保険課																													
取組内容	【国民健康保険料の徴収猶予】(令和2年1月頃～) ・世帯主や生計を同一とする家族が、新型コロナウイルス感染症に罹患、または経済停滞の影響による収入減等により、国民健康保険料の納付が困難な方々に対して、国民健康保険料の徴収猶予を行った。 【国民健康保険料の減免】(令和2年5月7日～令和5年3月31日) ・新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険料の免除等を行った。(減免対象保険料:令和2年2月1日以降の納期限の保険料)																													
実績	【国民健康保険料の徴収猶予】 <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>猶予件数(※)</td><td>232</td><td>456</td><td>232</td></tr></table> (※)従前の国民健康保険料徴収猶予制度の適用のため、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予以外の猶予件数(失業など)を含む。 【国民健康保険料の減免】 <table><tr><td>減免対象年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>計</td></tr><tr><td>減免件数</td><td>1,545</td><td>1,749</td><td>398</td><td>92</td><td>3,784</td></tr><tr><td>減免金額(千円)</td><td>45,182</td><td>318,919</td><td>71,836</td><td>16,309</td><td>452,246</td></tr></table>				年度	R2	R3	R4	猶予件数(※)	232	456	232	減免対象年度	R1	R2	R3	R4	計	減免件数	1,545	1,749	398	92	3,784	減免金額(千円)	45,182	318,919	71,836	16,309	452,246
年度	R2	R3	R4																											
猶予件数(※)	232	456	232																											
減免対象年度	R1	R2	R3	R4	計																									
減免件数	1,545	1,749	398	92	3,784																									
減免金額(千円)	45,182	318,919	71,836	16,309	452,246																									
成果と課題	・罹患された方、生活困難に陥った方の保険料の納付を一定期間猶予することにより、家計再建に寄与したと思われる。通常の徴収猶予業務の範囲で実施したため特に課題はない。 ・国民健康保険料の減免をし、支援を行うことで、収入の減少した被保険者の負担を軽減できた。 ・突発的な対応であり、現行のシステムでは対応ができず、通常の減免業務とは異なり、保険料計算およびシステム入力を職員が手作業で行う必要があったほか、それに対応するツールやマニュアルを職員が独自に作成・管理するなど事務が煩雑となり業務負担が大きかった。																													

節	5 市民への支援													
細節	(1)経済的支援													
項目名	離職退去者に対する住宅支援													
担当課	住宅整備課													
取組内容	【解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する市営住宅の一時使用】 (令和2年4月～) ・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止めにより、それまで居住していた住居や社員寮等からの退去を余儀なくされる方を対象に、令和2年4月に制定された「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱」を適用し、市営住宅の既存空き住戸の提供を行った。 ・新たな居住の場を確保するための期間として、入居可能期間は入居した日から6か月以内、延長手続きにより最長1年以内とした。													
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時使用者 新規入居件数</td><td>6</td><td>5</td><td>0</td><td>11</td></tr> </tbody> </table> ・入居可能期間は最長1年 ・家賃相当額(市営住宅の家賃に準じて算定)を徴収 ・令和5年4月1日時点の入居者は0人(最後の入居者が令和5年1月15日退去)				年度	R2	R3	R4	計	一時使用者 新規入居件数	6	5	0	11
年度	R2	R3	R4	計										
一時使用者 新規入居件数	6	5	0	11										
成果と課題	・新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止めにより、それまで居住していた住居や社員寮等からの退去を余儀なくされる方に、安心して居住できる空間を提供することができた。また、家賃相当額の算定にあたっては、市営住宅入居者と同様に収入に応じて最大8割減免の適用が可能であり、経済的な負担を軽減することができた。 ・新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、入居可能期間を6か月以内(延長手続きにより最長1年以内)としたことについて、妥当な期間であったかどうかは検討の余地がある。また、提供できる住戸数が限られており、希望者全員を受け入れられるとは限らないこと、効果的な市民への周知ができていたか等が課題として挙げられる。													

節	5 市民への支援																												
細節	(1) 経済的支援																												
項目名	脳ドック費用助成承認者の受診期限延長																												
担当課	健康支援課																												
取組内容	【脳ドック費用助成承認者の特別支援措置】(令和3年度から令和4年度) ・脳ドック費用助成は、千葉市国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の方で40歳以上5歳ごとの節目年齢の方が対象である。 ・前年度脳ドック費用助成承認者で、新型コロナウイルス感染症拡大予防により、前年度中に受診できなかった人に対し、次年度も受診可能とし、受診機会を確保した。																												
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th colspan="2">R3(R2承認者)</th><th colspan="2">R4(R3承認者)</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>国保</th><th>後期</th><th>国保</th><th>後期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期限延長者</td><td>107</td><td>124</td><td>120</td><td>149</td></tr> <tr> <td>受診者</td><td>23</td><td>25</td><td>16</td><td>27</td></tr> <tr> <td>受診率</td><td>21.5%</td><td>20.2%</td><td>13.3%</td><td>18.1%</td></tr> </tbody> </table> ※表における国保は「国民健康保険」、後期は「後期高齢者医療」の被保険者を表している					R3(R2承認者)		R4(R3承認者)		区分	国保	後期	国保	後期	期限延長者	107	124	120	149	受診者	23	25	16	27	受診率	21.5%	20.2%	13.3%	18.1%
	R3(R2承認者)		R4(R3承認者)																										
区分	国保	後期	国保	後期																									
期限延長者	107	124	120	149																									
受診者	23	25	16	27																									
受診率	21.5%	20.2%	13.3%	18.1%																									
成果と課題	・受診期間を延長することで、新型コロナウイルス感染症拡大により年度内に受診することができなかった方の約20%が翌年度受診した。 ・対象の方に早期発見・早期治療につながる健診の機会を提供することができた。																												

節	5 市民への支援													
細節	(1)経済的支援													
項目名	定期予防接種ができなかった方への支援													
担当課	医療政策課													
取組内容	【定期予防接種の特例】(～令和7年3月) ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、規定の接種時期に定期予防接種(日本脳炎ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンなど)が出来なかった者については、やむを得ない相当な理由があるとみなし、規定の接種時期を過ぎても定期接種として接種することを可とした。(厚労省事務連絡に基づく。) ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることに伴い、実施期限を令和7年3月31日と定めた。(B類疾病の高齢者肺炎球菌については令和6年3月31日まで)													
実績	規定の接種時期を超えて接種を行った件数 <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>接種件数</td><td>0</td><td>170</td><td>585</td><td>297</td></tr></table>				年度	R1	R2	R3	R4	接種件数	0	170	585	297
年度	R1	R2	R3	R4										
接種件数	0	170	585	297										
成果と課題	・ コロナ禍の影響で定期接種ができなかった方への接種機会を確保することができた。													

節	5 市民への支援								
細節	(1)経済的支援								
項目名	インフルエンザ任意予防接種の費用助成								
担当課	医療政策課								
取組内容	令和2、3年度において、冬季の発熱患者を減らし、医療機関のひっ迫を防ぐため、インフルエンザ任意予防接種の接種費用を助成した。 実施期間:令和2年10月1日～令和2年12月31日 令和3年10月1日～令和4年1月31日 【対象者】 ・ 市内に住所を有する者であって、接種日時点で生後6月以上65歳未満(定期接種対象者を除く)の者。 【助成額】 ・ 対象者が支払ったインフルエンザ予防接種費用から自己負担額1,800円を差し引いた額を上限3,000円まで助成。13歳未満の者で接種を2回行った場合は、2回分の合計額を接種費用とする。								
実績	【助成件数】 <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>助成件数</td><td>63,805</td><td>50,696</td></tr></table> ※世帯ごとに助成を行っているため、助成件数＝接種者数ではない。			年度	R2	R3	助成件数	63,805	50,696
年度	R2	R3							
助成件数	63,805	50,696							
成果と課題	・ 助成を実施した年度においては、インフルエンザ罹患者数が大幅に減少していることから、本事業の実施による接種者数の増加が、一定程度医療機関受診者数の減少に寄与したものと考えられる。								

節	5 市民への支援								
細節	(1)経済的支援								
項目名	緊急経済対策(税制改正)								
担当課	税制課、納税管理課								
取組内容	【固定資産税(土地)の負担調整措置】 ・ 令和3年度税制改正において、固定資産税・都市計画税の負担調整措置により税額が増額する土地について、令和3年度に限り前年度税額に据え置く特例措置を実施した。 【徴収の猶予制度の特例】 ・ 新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により、収入に相当の減少があったことなど一定の条件を満たす場合には、納税者等の申請に基づき、無担保かつ延滞金なしでその徴収を猶予することができる。 ○要件 下記のいずれも満たす納税者等が対象となる。 ・ 令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ・ 一時に納税を行うことが困難であること。 ○対象となる市税 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税。 ○申請期限 改正法の施行の日から2ヶ月後(令和2年6月30日)、又は猶予を受けようとする市税の納期限のいずれか遅い日まで。 ○猶予期間 納税者等からの申請に基づき、最大1年間。ただし、延長はできない。 ○準用規定等(地方税法附則第59条第3項) 原則として、現行の地方税法第15条の規定による徴収猶予に係る申請手続等、通知、効果、取消し及び延滞金と同様に取扱う。なお、徴収猶予の特例に係る延滞金は全額免除される。								
実績	【固定資産税(土地)の負担調整措置】 令和3年度税収への影響額(土地) (千円) <table border="1"> <tr> <td>固定資産税</td><td>△660,358</td></tr> <tr> <td>都市計画税</td><td>△247,703</td></tr> </table> 【徴収の猶予制度の特例】 (千円) <table border="1"> <tr> <td>件数</td><td>3,762</td></tr> <tr> <td>金額</td><td>1,953,972</td></tr> </table>	固定資産税	△660,358	都市計画税	△247,703	件数	3,762	金額	1,953,972
固定資産税	△660,358								
都市計画税	△247,703								
件数	3,762								
金額	1,953,972								

成果と課題	【固定資産税(土地)の負担調整措置】 ・ 方針決定(税制改正大綱)後、極めて短期間でのシステム(プログラム)改修、テスト等の実施が必要となった。 ・ 緊急経済対策にもかかわらず特例交付金による補填がなかった。(地方交付税対応のみ) 【徴収の猶予制度の特例】 ・ 窓口対応を行う市税事務所納税第一・二課に対しては、徴収猶予の特例に係る通知の送付、事務フローを作成する等、制度の説明や周知を図ることができた。 ・ 猶予期間が終了するおおむね1ヶ月前までに、徴収猶予の特例を適用している者の納付状況を確認し、納付が確認できない者に対しては、電話又は文書により猶予期間終了前の納付催告や完納に向けた納付相談を受けるよう案内したが、一部、滞納として残った案件もあり、その者に対する滞納整理のアプローチに課題が残った。
--------------	---

節	5 市民への支援
細節	(1)経済的支援
項目名	新型コロナウイルス感染症関係各種給付金の支給が速やかに行われるよう、指定金融機関と調整
担当課	会計室
取組内容	【支出業務(新型コロナウイルス感染症関係各種給付金)】(令和2年5月～令和5年8月) 令和2年度から5年度にかけて行われた新型コロナウイルス感染症関係の各種給付金においては、速やかかつ確実に市民への支給が出来るよう、事前に指定金融機関と振込指定日などを密に調整した。
実績	令和2年度 特別定額給付金 ほか 令和3年度 子育て世帯生活支援特別給付金 ほか 令和4年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 ほか 令和5年度 価格高騰重点支援給付金 ほか 令和2年度～5年度 合計16給付金
成果と課題	・ 指定金融機関の協力もあり、遅滞の無い支給が可能となっている。 ・ 市の支給希望日と指定金融機関の繁忙日に重なった際には、交渉の中で日程や支給件数を調整する必要があることが課題である。

節	5 市民への支援																			
細節	(2)感染対策に係る支援																			
項目名	検診利用者への支援や感染対策																			
担当課	健康支援課																			
取組内容	がん検診事業 【節目検診対象者等の特別支援措置】(令和3年度から令和4年度) ・ 年齢により隔年・5歳刻みなど次の受診機会提供までに期間があく検診の受診を見送った人等に対し、次年度も受診可能とし、受診機会を確保した。 【がん集団検診の完全予約制・Web 予約システムの導入】(令和3年度～) ・ がん集団検診において、感染症対策として Web 予約制を実施し3密対策に対応した受診体制を確保した。 【会場での感染対策(検温・消毒・人員配置)】(令和2年度～令和4年度) ・ がん集団検診会場にて感染症拡大予防のため、衛生管理(受診者の体温確認・実施施設の消毒)するための人員を配置した。 【子供の見守り中止】(令和2年度～令和3年度) ・ がん集団検診において、受診者が検診する間、子供を一時的に預かる見守りを実施していたが、感染症対策として中止した。																			
実績	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>節目検診等受診者数</td><td>—</td><td>604</td><td>736</td></tr><tr><td>Web 予約システム利用者数</td><td>—</td><td>10,377</td><td>13,258</td></tr><tr><td>感染対策を行った会場数</td><td>57</td><td>88</td><td>74</td></tr></table>				年度	R2	R3	R4	節目検診等受診者数	—	604	736	Web 予約システム利用者数	—	10,377	13,258	感染対策を行った会場数	57	88	74
年度	R2	R3	R4																	
節目検診等受診者数	—	604	736																	
Web 予約システム利用者数	—	10,377	13,258																	
感染対策を行った会場数	57	88	74																	
成果と課題	・ がん集団検診において、予約制の導入、会場での感染対策、子供の見守りを中止したことにより、新型コロナウイルス感染症の発生は確認できなかった。 ・ 節目検診対象者等の特別支援措置を行うことで、受診機会を確保でき、早期発見・早期治療に結びつけることができた。																			

節	5 市民への支援																															
細節	(2)感染対策に係る支援																															
項目名	母子保健事業利用者に対する感染対策																															
担当課	健康支援課																															
取組内容	【妊産婦等への支援】令和3年度から令和5年5月まで ・ 母子講演会等の事業を中止または人数を制限した。 ・ 母子講演会や母親＆父親学級をオンラインで開催し、人数制限をしても多くの方の参加機会を確保した。 【妊産婦への支援や感染対策】 ・ 出産前妊婦新型コロナウイルス検査実施(令和2年度から令和5年9月末まで) ・ 妊産婦寄り添い型支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染をした妊産婦へ電話や訪問等を行い、不安軽減に努めた。(令和2年度から令和4年度) ・ オンライン保健指導の実施(令和2年度から令和4年度) ・ 対面での訪問を縮小し、電話での対応で支援を継続した。 ・ 産後ケア事業所の感染対策物品購入等を行い、安全にサービスを受けることが出来るよう環境を整備した。 【乳幼児健診での感染対策】 ・ 4か月児健診を個別医療機関で受けられるよう受診券を配付した。(令和3年度) ・ 4か月、1歳6か月、3歳児健診の内容を縮小し、滞在時間を短縮した内容で実施。(令和3年度～令和4年度) ・ 4か月、1歳6か月、3歳児健診の精密検査対象年齢を半年間延長した。 ・ 乳幼児健診会場にて感染症拡大予防のため、衛生管理(受診者の体温確認・実施施設の消毒)するための人員を配置した。																															
実績	【妊産婦への支援】 <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>母親＆父親学級参加人数</td><td>1,807</td><td>2,097</td></tr><tr><td>母子講演会参加人数</td><td>821</td><td>852</td></tr></table> 【妊産婦への支援や感染対策】 <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>妊婦PCR検査件数</td><td>918</td><td>2,299</td><td>1,946</td></tr><tr><td>寄り添い型支援対象者数</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>オンライン保健指導対象者数</td><td>19</td><td>54</td><td>73</td></tr><tr><td>産後ケア(延べ回数)</td><td>4,015</td><td>5,067</td><td>5,956</td></tr></table>			年度	R3	R4	母親＆父親学級参加人数	1,807	2,097	母子講演会参加人数	821	852	年度	R2	R3	R4	妊婦PCR検査件数	918	2,299	1,946	寄り添い型支援対象者数	0	2	1	オンライン保健指導対象者数	19	54	73	産後ケア(延べ回数)	4,015	5,067	5,956
年度	R3	R4																														
母親＆父親学級参加人数	1,807	2,097																														
母子講演会参加人数	821	852																														
年度	R2	R3	R4																													
妊婦PCR検査件数	918	2,299	1,946																													
寄り添い型支援対象者数	0	2	1																													
オンライン保健指導対象者数	19	54	73																													
産後ケア(延べ回数)	4,015	5,067	5,956																													

	【乳幼児健診】		
	年度	R3	R4
	4か月健診受診者	5,765	5,947
	受診率(%)	92.6	96.8
	1歳6か月健診受診者	6,100	6,422
	受診率(%)	93.9	96.0
	3歳児健診受診者	6,667	6,800
	受診率(%)	92.7	95.4
成果と課題	・ 育児支援事業(母子講演会等)での、人数制限やオンライン開催、会場での感染対策の実施、産後ケア事業所へ感染対策物品の共有が難しい時期のアルコール等の配布により、感染への不安の解消と事業の継続ができた。 ・ 令和3年度は4か月児健診を個別対応できる方法をとったことで感染の不安を抱く方の受診率低下を防ぎ、乳幼児健診会場での感染対策を実施したことにより、事業を継続することができ、4か月健診や育児支援を行うことができた。また、精密検査受診券の有効期間を延ばしたことにより、受診の機会を得て、早期治療に結びつけることができた。		

節	5 市民への支援
細節	(2)感染対策に係る支援
項目名	在宅高齢者が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合の支援フロー
担当課	地域包括ケア推進課
取組内容	濃厚接触者となった場合の支援フローの周知(令和2年2月～令和5年5月) ・ 介護を必要とする高齢者が濃厚接触者となった場合に、在宅生活を継続させるための、行政関係部署及びサービス提供事業所との連携体制を整えた。 ・ 在宅サービスを円滑に導入するため、連携体制フロー図を作成し、行政関係部署及びあんしんケアセンター等に周知を行った。
実績	・ 実行性のある支援フローとなるよう保健福祉センター所長会議にて意見聴取した。 ・ 庁内関係部署及びあんしんケアセンター等に周知した。 ・ 必要時、関係機関で連携し、在宅療養中の高齢者支援を実施した。
成果と課題	・ 保健所コロナ対策室から、該当高齢者の情報提供があった際に支援フローの実施の可否を含め、担当部署等と協議し、対応した。 ・ タイムリーなサービス提供を行うため、迅速な提供事業所探しが課題としてあげられていた。

節	5 市民への支援																																														
細節	(2)感染対策に係る支援																																														
項目名	感染拡大防止対策(市税等の納付にかかるコード決済、Web口座振替対象金融機関拡大)																																														
担当課	納税管理課																																														
取組内容	【市税等の納付にかかるコード決済導入】(令和4年4月～) - 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市税等の非接触による納付を可能とするコード決済を令和4年度から導入した。 【Web口座振替の周知啓発及び対象金融機関拡大】(令和3年3月～) - 市税等の口座振替の申し込みについて、金融機関の窓口へ行くことなく、インターネットを介して申し込みを行うことにより、非接触さらに24時間いつでも申し込み可能となるWeb口座振替受付サービスの周知啓発を行った。また、対象金融機関を、現在の6金融機関から15金融機関へ令和5年度末以降、順次拡大する。																																														
実績	【令和4年度納付方法別収納件数】 <table> <tr> <th>納付方法</th><th>コンビニ</th><th>ATM ネットバンキング</th><th>クレジットカード</th><th>コード決済</th><th>金融機関窓口</th><th>口座振替</th><th>計</th></tr> <tr> <td>件数 (千件)</td><td>668</td><td>71</td><td>29</td><td>53</td><td>364</td><td>845</td><td>2,030</td></tr> <tr> <td>R4割合 (%)</td><td>32.9</td><td>3.5</td><td>1.4</td><td>2.6</td><td>18.0</td><td>41.6</td><td>100.0</td></tr> <tr> <td>R3割合 (%)</td><td>33.2</td><td>3.6</td><td>1.5</td><td>—</td><td>19.5</td><td>42.2</td><td>100.0</td></tr> <tr> <td>対前年度 比(Pt)</td><td>△0.3</td><td>△0.1</td><td>△0.1</td><td>2.6</td><td>△1.5</td><td>△0.6</td><td></td></tr> </table>							納付方法	コンビニ	ATM ネットバンキング	クレジットカード	コード決済	金融機関窓口	口座振替	計	件数 (千件)	668	71	29	53	364	845	2,030	R4割合 (%)	32.9	3.5	1.4	2.6	18.0	41.6	100.0	R3割合 (%)	33.2	3.6	1.5	—	19.5	42.2	100.0	対前年度 比(Pt)	△0.3	△0.1	△0.1	2.6	△1.5	△0.6	
納付方法	コンビニ	ATM ネットバンキング	クレジットカード	コード決済	金融機関窓口	口座振替	計																																								
件数 (千件)	668	71	29	53	364	845	2,030																																								
R4割合 (%)	32.9	3.5	1.4	2.6	18.0	41.6	100.0																																								
R3割合 (%)	33.2	3.6	1.5	—	19.5	42.2	100.0																																								
対前年度 比(Pt)	△0.3	△0.1	△0.1	2.6	△1.5	△0.6																																									

	【Web口座振替対象金融機関】 ○令和5年12月末時点の対象金融機関 千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、常陽銀行、ゆうちょ銀行 ・ 上記6行のWebによる口座振替申込件数 2, 005件 ○令和6年から開始する予定の金融機関 (令和6年3月下旬開始) みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京スター銀行、中央労働金庫 ※4月以降 計15金融機関まで拡大 【Web口座振替受付の割合】 <table><tr><th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr><tr><td>Web口座振替受付の割合(%)</td><td>9. 59</td><td>10. 14</td><td>14. 35</td><td>15. 25</td></tr></table>	年度	R1	R2	R3	R4	Web口座振替受付の割合(%)	9. 59	10. 14	14. 35	15. 25
年度	R1	R2	R3	R4							
Web口座振替受付の割合(%)	9. 59	10. 14	14. 35	15. 25							
成果と課題	・ コード決済導入初年度(令和4年度)において、金融機関窓口での納付割合が対前年度比△1. 5Pt、コンビニ納付割合が対前年度比△0. 3Ptとなるなど、導入の目的であった非接触による納付は一定の成果が得られたと考えている。 ・ 口座振替も非接触による納付であり、収納コストが他の納付方法に比べ安価であることから、口座振替の納付割合を減らすことなく、コード決済の利用度を伸ばしていきたい。 ・ 口座振替の申し込みに占めるWeb口座振替受付の割合が令和4年度では15. 25%を占めるなど、年を追うごとにWebによる申し込みが多くなっていることから、令和6年度についてはさらに申込者数の増加が見込まれる。										

節	5 市民への支援														
細節	(2)感染対策に係る支援														
項目名	年齢層別ごみ削減普及啓発(ごみ分別スクール)に対する感染対策														
担当課	廃棄物対策課														
取組内容	【年齢層別ごみ削減普及啓発(ごみ分別スクール)の開催方法の変更】 ・市内小学4年生を対象に実施しているごみ削減普及啓発事業について、三密を避ける実施方法に変更した。 ・令和元年度までの開催方法(令和2年度は中止) ①ごみの現状・出し方の話(環境事業所担当) ②ごみ分別体験(環境事業所担当) ③ごみ収集車実演(環境事業所担当) ④リサイクルの話(受託者担当) ※1コマコースは①～③、2コマコースは①～④を実施 ・令和3年度からの開催方法 ①各クラスで動画視聴(担任教諭担当) ②2グループに分かれ、体育館で分別体験(受託者担当)、グラウンドでごみ収集車実演(環境事業所担当)を実施 ③グループ交代し、ごみ収集車実演、分別体験を実施 ※1クラスの学校のみ、グループ分けなし ※1コマコースは①のみ、2コマコースは①～③を実施 ・当日使用する物品の消毒、従事者の事前検温、保護者の見学不実施														
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校数</td><td>107</td><td>108</td><td>215</td></tr> <tr> <td>対象児童数</td><td>7,686</td><td>7,661</td><td>15,347</td></tr> </tbody> </table>			年度	R3	R4	計	実施校数	107	108	215	対象児童数	7,686	7,661	15,347
年度	R3	R4	計												
実施校数	107	108	215												
対象児童数	7,686	7,661	15,347												
成果と課題	・全小学校にて開催方法に交代制(1クラスの学校は除く)を取り入れ実施することができた。 ・交代制にすることで移動時間の確保が必要になったが、時間調整を行い、概ね時間通りに実施できた。 ・一部学校にて、分別体験時に、児童と児童の間隔を開けることができず、密の状態となってしまった。														

節	5 市民への支援
細節	(2)感染対策に係る支援
項目名	客引き行為等禁止区域の通行者等に対する感染防止注意喚起
担当課	地域安全課
取組内容	【新型コロナウイルス感染症感染防止啓発業務委託】(令和2年8月～令和2年9月) ・ 繁華街(中央区富士見地区)での新型コロナウイルス感染症感染防止の注意喚起 拡声器、ハンドマイク等で、通行人、客引き行為者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止についての注意喚起をするとともに、客引き行為者には「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の趣旨及び通行人が不安を覚えるような過度な客引き行為等を行わないよう啓発を行った。 ・ 客引き行為者の人数の把握及び業務日報の作成 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため客引き行為者の人数把握を行った。
実績	・ 実施区域での新型コロナウイルス感染症感染防止の注意喚起 22日間 各日4人体制 延べ88人 ・ 客引き行為者の人数の把握及び業務日報の作成 延べ約6,250人の客引き行為者を確認
成果と課題	・ 居酒屋客引きについては、数少ない客に対して立ち塞がるような動作をするなど、悪質行為が多く見られた。 ・ 風俗客引きは、頻繁な付きまといは検挙を恐れて自重するものの、大人数で間断なく声掛けをすることが多く、夜22時以降においては、通行人の何倍も客引きが滞留している光景となっている。 ・ 客引き防止を図るにあたり、店舗(特に路面店)やビルオーナーなどの対象エリア全体の関係者の方の業務に対する理解と協力が必要不可欠であると感じた。

節	5 市民への支援														
細節	(2)感染対策に係る支援														
項目名	町内自治会等の活動支援														
担当課	高齢福祉課														
取組内容	【高齢者感染症予防物品等購入補助金】(令和2年5月～令和4年3月) (1)経緯 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、敬老会への補助事業を中止し、各団体へ開催自粛を求めるとともに、代替事業として、感染予防に寄与する物品の購入に係る経費を対象として補助事業を実施した。 (2)事業概要 本市に住所を有する75歳以上の方を対象に、自治会などの団体が感染症予防物品を購入した際に、費用の一部を補助した。 (3)補助内容 感染症予防物品を購入した際にかかる「総事業費」と「団体に所属する75歳以上の対象者の人数×500円」とを比較し、少ない方の額を補助する。 補助対象物品例 マスク、うがい液、体温計、石鹸、ハンドソープ、アルコール消毒液、家庭用塩素系漂白剤、ウェットティッシュ、タオル、ハンカチ、飛沫感染防止のパーティション、非接触型体温計、加湿器、空気清浄機など														
実績	【補助の実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数(団体)</td><td>406</td><td>474</td><td>880</td></tr> <tr> <td>対象者数(人)</td><td>82,118</td><td>80,993</td><td>163,111</td></tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	合計	団体数(団体)	406	474	880	対象者数(人)	82,118	80,993	163,111
年度	R2	R3	合計												
団体数(団体)	406	474	880												
対象者数(人)	82,118	80,993	163,111												
成果と課題	・ 高齢者へ感染症予防物品を配付したことにより、自治会等が高齢者に配慮しながら活動継続することに寄与できた。 ・ 補助金の算定の際に、対象者を確認する必要があることから、対象者名簿の添付を義務付けたが、構成員の名簿を作成していない自治会等が多く、名簿作成が難しいとの意見が多く寄せられた。														

節	5 市民への支援																										
細節	(3)相談窓口の設置																										
項目名	市民向け相談窓口(活用できる制度や支援機関の案内)																										
担当課	在宅医療・介護連携支援センター																										
取組内容	【新型コロナウイルス専用お困りごと電話相談窓口】(令和2年5月～令和2年12月) ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による、生活や仕事、住まいなどに関する給付や減免などの制度の相談窓口が多岐に渡るため、適切な窓口案内する総合的な電話相談窓口を設置した。																										
実績	【相談件数】 <table><tr><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>計</td></tr><tr><td>320</td><td>361</td><td>510</td><td>378</td><td>251</td><td>257</td><td>183</td><td>74</td><td>2,334</td></tr></table>									5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	320	361	510	378	251	257	183	74	2,334
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計																			
320	361	510	378	251	257	183	74	2,334																			
成果と課題	5月～7月 ・ 開設後～緊急事態宣言中にかけては、経営する事業についての相談や個人の仕事・生計に関する相談が多く、給付金窓口等の情報提供を行った。 7月～9月 ・ 緊急事態宣言解除後、再びコロナ感染が報道される中で、経済的な相談から医療面の相談が多くなり、保健所を案内し、適切な医療相談が受けられるようにした。 9月～終了まで ・ コロナ差別についての相談が増えるようになった。 ・ 相談件数の動向と相談内容の傾向(約9割が感染症に関する医療・介護の相談)から、新型コロナウイルス感染症に係る各種給付や減免制度の施策へつなぐ、本来の目的は達成したと判断し、今後の相談は市役所コールセンターで対応することとした。																										

節	5 市民への支援					
細節	(3)相談窓口の設置					
項目名	心のケア相談ダイヤル					
担当課	精神保健福祉課					
取組内容	【夜間・休日の心のケア相談(電話・LINE)】(令和2年5月～) ・ 令和2年5月から、新型コロナウイルス感染症感染拡大に起因する心の問題に対応するため、平日夜間及び休日の「電話・SNS相談」を開始した。 ・ 公共施設や庁外関係機関等でのポスター掲示やリーフレットの配架、市政だより掲載等により幅広い層への周知を実施した。					
実績	【相談対応の実績】					(単位:件)
	年度	R2	R3	R4	R5(8月まで)	計
	電話相談	601	1,443	2,267	1,037	5,348
	SNS相談	1,238	1,448	1,286	1,264	5,236
成果と課題	・ 新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、相談体制の縮小等の影響を受けやすい対面相談ではなく、電話相談時間の拡充やSNS相談の新規設置を行った。周知が進むにつれ、SNS利用者登録、相談件数の増加がみられた。 ・ 相談件数は年を追うごとに増え、抑うつ・不安・イライラ等精神症状に対する訴えが多く聞かれた。夜間や休日に相談対応を行うことにより、幅広い人たちに利用していただけた。 ・ 深刻な相談が入った際には、本人の了解を得て関係機関に繋いだ。きめ細やかなケアを実施することができた。					

節	5 市民への支援													
細節	(3)相談窓口の設置													
項目名	発達障害者支援センターにおけるオンライン相談													
担当課	障害者自立支援課													
取組内容	【千葉県発達障害者支援センター相談機能強化(オンライン相談)】令和3年7月～ ・新型コロナウイルス感染症などの影響により対面での相談が困難な時でも、支援員が相談者の表情などを確認しながら相談を行うことができるよう、オンライン相談を導入した。													
実績	【オンライン相談の件数】 <table border="1"> <tr> <td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5※</td><td>計</td></tr> <tr> <td>件数</td><td>12</td><td>20</td><td>15</td><td>47</td></tr> </table> ※R5年度は8月31日時点の相談件数				年度	R3	R4	R5※	計	件数	12	20	15	47
年度	R3	R4	R5※	計										
件数	12	20	15	47										
成果と課題	・心身の症状の観察、把握や、相談者と支援員の信頼関係の構築、引きこもりの方に対するコミュニケーションの訓練などの面から、対面による相談を基本としており、今後も感染対策を講じながら、適切に相談体制を整える必要がある。													

節	5 市民への支援																			
細節	(3)相談窓口の設置																			
項目名	オンライン手話通訳																			
担当課	障害者自立支援課																			
取組内容	【遠隔手話通訳システム業務委託】(令和2年4月～) ・医療機関等の新型コロナウイルス感染予防対策により、令和元年度から導入した遠隔手話通訳システムを活用し、診断等の際に手話通訳が同席できない聴覚障害者に対し、タブレットによる遠隔での手話通訳を行った。 ・聴覚障害者からの依頼を受けて本市職員が医療機関等にタブレット機器の貸出しを行い、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に登録している手話通訳者が専用アプリを用いて遠隔で手話通訳を行った。																			
実績	【遠隔手話通訳の実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5(※)</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td><td>0</td><td>9</td><td>8</td><td>1</td><td>4</td><td>22</td></tr> </tbody> </table> ※令和5年8月31日時点の利用件数						年度	R1	R2	R3	R4	R5(※)	計	件数	0	9	8	1	4	22
年度	R1	R2	R3	R4	R5(※)	計														
件数	0	9	8	1	4	22														
成果と課題	・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる聴覚障害者が医療機関を受診する際や、面会制限が行われている医療機関や施設等へ入院・入所中の聴覚障害者が、医師等と話し合う際などに活用し、行動制限下においても聴覚障害者の意思疎通手段を確保できた。 ・タブレット端末を医療機関等へ運搬する必要があり、職員が運搬をしているが、対応できる範囲に限界があった。対象聴覚障害者が所持しているスマートフォン等で対応ができるよう、委託先で準備を進めているため、本市も利用できる仕組みか検討する。																			

節	5 市民への支援																																	
細節	(3)相談窓口の設置																																	
項目名	外国人市民への支援(相談窓口)																																	
担当課	国際交流課																																	
取組内容	【外国人総合相談窓口での相談対応】(令和2年2月～) ・新型コロナウイルス感染症の情報を含む、外国人市民からの生活に関するさまざまな相談を千葉市国際交流協会に設置している外国人総合相談窓口で対応した。																																	
実績	相談件数全体と新型コロナウイルス感染症関係の対応件数、その割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数全体</td><td>193</td><td>1,156</td><td>1,496</td><td>2,277</td><td>1,736</td><td>6,858</td></tr> <tr> <td>コロナ関係</td><td>3</td><td>173</td><td>306</td><td>132</td><td>19</td><td>633</td></tr> <tr> <td>割合</td><td>1.6%</td><td>15.0%</td><td>20.5%</td><td>5.8%</td><td>1.1%</td><td>9.2%</td></tr> </tbody> </table> ※R1は2月～3月						年度	R1	R2	R3	R4	R5	計	相談件数全体	193	1,156	1,496	2,277	1,736	6,858	コロナ関係	3	173	306	132	19	633	割合	1.6%	15.0%	20.5%	5.8%	1.1%	9.2%
年度	R1	R2	R3	R4	R5	計																												
相談件数全体	193	1,156	1,496	2,277	1,736	6,858																												
コロナ関係	3	173	306	132	19	633																												
割合	1.6%	15.0%	20.5%	5.8%	1.1%	9.2%																												
成果と課題	・新型コロナウイルス感染症に関しての相談は、国籍関係なく生じる相談(ワクチン接種、PCR検査等)に加え、外国人特有の相談(ロックダウンによる帰国困難等)があったが、利用できる制度などを紹介し、細やかに対応することができた。 ・利用できる制度や相談先は紹介できても、紹介先では日本語しか通じないことが多く、適切に相談できているかが課題となったが、現在、令和5年1月からコミュニティ通訳・翻訳サポーター制度を開始し、相談先において円滑な意思疎通を図れるよう、支援を行っている。																																	

節	5 市民への支援		
細節	(3)相談窓口の設置		
項目名	住宅情報提供事業		
担当課	住宅政策課		
取組内容	【すまいのコンシェルジュ(千葉市住宅関連情報提供コーナー)の開設時間延長】(令和2年4月～令和4年2月) ・ 住環境の情報提供を行う相談窓口「すまいのコンシェルジュ」において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等で住宅に困窮した方からの相談に対応するため、平日の窓口開設時間を従来の「10時から15時」を「8時30分から17時30分」へ拡大した。		
実績	・ 住宅関連相談のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で困窮した方からの相談が、令和2年度は155件、令和3年度は21件あり、住宅関連情報等の提供を行った。相談者の内訳は以下のとおり。		
	年度	R2	R3
	①当該年度から生活保護受給となった方	16件	0件
	②各区の生活困窮関連窓口から紹介された方	36件	3件
	③解雇・退職になった方	11件	5件
	④収入減少等による将来不安・住み替え検討の方	50件	11件
	⑤家賃滞納による明渡しの方	4件	2件
	⑥DV・離婚・家族の離散の方	31件	0件
	⑦各種給付金問い合わせ	7件	0件
成果と課題	・ 住宅関連情報の提供窓口ではあるが、他窓口が所管する支援制度(住居確保給付金等)についても問い合わせを受けることが多く、関連情報の収集と関係機関との連携を図ることで対応した。		

節	5 市民への支援																		
細節	(4)その他																		
項目名	女性に対する支援(相談、生理用品配布等)																		
担当課	男女共同参画課																		
取組内容	【つながりサポート事業】(令和3年8月～) ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、孤独・孤立で不安を抱える女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性が適切な相談機関等にたどり着けるように相談機関につながるチャンネルを増やし、居場所の提供をすることで、安心して寄り添った相談・支援ができるよう事業を実施した。 【コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査】(令和3年11月～令和4年3月) ・新型コロナウイルス感染症の女性への影響が大きくなっている中、孤独を感じ、社会的に孤立している方に寄り添ったきめ細かな支援が必要となった。そのため、市内女性の実態を把握し、支援内容検討の基礎資料とするため、アンケート調査を実施した。 【生理用品の配布】(令和3年6月～) ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により雇用に影響を受けたのは男性よりも女性の方が多いという調査結果が明らかになるとともに、収入の減少で生理用品が購入できない女性、世帯があるという問題が顕在化したため、市の公共施設等で生理用品の配布を開始した。																		
実績	【つながりサポート事業】 <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>(人) 合計</td></tr><tr><td>総数</td><td>1, 1 4 5</td><td>2, 0 7 5</td><td>3, 2 2 0</td></tr><tr><td>うちSNS相談</td><td>3 9 1</td><td>5 3 5</td><td>9 2 6</td></tr><tr><td>うちアウトリーチ</td><td>2 1 2</td><td>2 5 7</td><td>4 6 9</td></tr></table> 【コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査】 調査対象:18歳から64歳の女性 3, 000名 調査方法:郵送とインターネットによるアンケート調査 回 収 数:1, 417件(郵送:847件、Web:570件) 調査項目:生活・行動・心身の影響について、孤独・孤立について、困っていること、必要な支援について 等				R 3	R 4	(人) 合計	総数	1, 1 4 5	2, 0 7 5	3, 2 2 0	うちSNS相談	3 9 1	5 3 5	9 2 6	うちアウトリーチ	2 1 2	2 5 7	4 6 9
	R 3	R 4	(人) 合計																
総数	1, 1 4 5	2, 0 7 5	3, 2 2 0																
うちSNS相談	3 9 1	5 3 5	9 2 6																
うちアウトリーチ	2 1 2	2 5 7	4 6 9																

	【生理用品の配布】			
	(パック)			
	年度	R 3	R 4	合計
	配布数	8, 6 2 3	1, 3 0 0	9, 9 2 3
成果と課題	【つながりサポート事業】			
	・新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して経済的・精神的な不安を抱える女性に対し、NPO等への委託により、困難を抱える女性に寄り添った支援が実施できた。 ・相談者の住所区が、委託事業者の住所区に偏っていた。 ・外部の関係団体や庁内の福祉部門との連携をより意識すべきであった。			
	【コロナ下における社会とのつながりに関する実態調査】			
	・アンケート調査を実施することにより、新型コロナウイルス感染症拡大後の、市内女性の収入の変化や、生活・行動の変化、心身への影響、困りごとやその相談先の有無、必要であると感じる支援等の実態を把握することができた。			
	【生理用品の配布】			
	・外部の関係団体や庁内の福祉部門との連携をより意識すべきであった。			

節	5 市民への支援																								
細節	(4)その他																								
項目名	NPO法人等の市民活動団体に対する支援																								
担当課	市民自治推進課																								
取組内容	【千葉県まちづくり応援寄附金】(令和2年9月～) ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民活動団体を支援するとともに、地域コミュニティの更なる底上げのため、令和2年9月より、NPO法人等の市民活動団体の支援を目的としてふるさと納税を活用した新たな資金支援制度を創設。 ・寄附者はふるさと納税制度を通じてNPO法人等の市民活動団体を指定して寄附を行い、市が指定された団体に寄附金を交付する仕組み。 ・対象となる団体は令和3年度まではNPO法人のみであったが、令和4年度からボランティア団体、町内自治会等の法人格のない団体も対象として拡充を行った。																								
実績	<table><tr><th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R6.1 末現在</th></tr><tr><td>対象団体数</td><td>30</td><td>32</td><td>46 (任意団体8)</td><td>49 (任意団体9)</td></tr><tr><td>寄附件数 (件)</td><td>70</td><td>145</td><td>121</td><td>161</td></tr><tr><td>寄附金額 (千円)</td><td>7,765</td><td>7,730</td><td>10,319</td><td>7,056</td></tr></table>					年度	R2	R3	R4	R6.1 末現在	対象団体数	30	32	46 (任意団体8)	49 (任意団体9)	寄附件数 (件)	70	145	121	161	寄附金額 (千円)	7,765	7,730	10,319	7,056
年度	R2	R3	R4	R6.1 末現在																					
対象団体数	30	32	46 (任意団体8)	49 (任意団体9)																					
寄附件数 (件)	70	145	121	161																					
寄附金額 (千円)	7,765	7,730	10,319	7,056																					
成果と課題	・寄附者にアンケート調査を行ったところ、「寄附しようと思った主な理由」の設問では約50%の寄附者が「ふるさと納税による税控除に魅力を感じたから」と回答しており、制度が有効に活用されていると考えられる。 ・対象団体向けのアンケート調査でも、寄附があった法人のうち88%が「本制度による寄附によって良い影響があった」と回答している。多様な団体が寄附により活動基盤を強化させることで、様々な場面で地域社会を支える担い手の活動が安定することが期待できる。 ・今後寄附を増やしていくため、千葉県と団体がそれぞれ周知を行って制度を広める必要があると考えている。																								

節	5 市民への支援
細節	(4)その他
項目名	デジタルミュージアムの開催
担当課	文化振興課
取組内容	【千葉市デジタルミュージアム】(令和2年11月～令和3年3月) ・新型コロナウイルス感染症への対策として、デジタル技術の活用による新たな生活様式の下での千葉市美術館所蔵作品の鑑賞や体験の機会を創出・推進するとともに、千葉市美術館の魅力を広く発信し誘客を通じた地域活性化につなげる
実績	・ 令和3年1月22日～2月28日 千葉市美術館1Fさや堂ホールにおいてデジタルミュージアムを開催 ・ 千葉市美術館所蔵5作品をデジタル化 鞠と男女(鈴木春信)、二代目尾上菊次郎の滝夜叉姫(歌川豊国(三代))、 納涼美人図(喜多川歌麿)、相馬の古内裏(歌川国芳)、松竹梅湯嶋掛額(月岡芳年) 展示方法 ① 巨大アート…デジタル化した作品を巨大アートとしてパネル化し展示 ② 高精細レプリカ…高精細レプリカを展示 ③ オンラインデジタル絵画…デジタル化した作品を、拡大画像を含め4Kデジタル配信 ④ 浮き上がる浮世絵…空中ディスプレイ・非接触パネルで浮世絵作品を選択し、自由に拡大してみることができる ⑤ ムービングアート…作品にプロジェクションマッピングを投影し、動きに合わせて作品が動いているような感覚が楽しめる 来場者数:5, 553人(一日当たり146人) デジタルミュージアム開催時期に合わせて、青葉病院の待合室にオンラインデジタル絵画を設置
成果と課題	・ 浮き上がる絵画やムービングアートなど非接触で楽しめるコンテンツを設置したことにより、来場者のほとんどから安心して楽しめたというアンケート結果が寄せられた。 ・ 市内小学校へチラシ配布したことにより、10代以下の来場者も多かった。 ・ 作品のデジタル化やムービングアートなどが高額であり、コンスタントに展示することは難しい。

節	5 市民への支援					
細節	(4)その他					
項目名	芸術文化発表支援					
担当課	文化振興課					
取組内容	【千葉市芸術文化発表支援】(令和2年8月～令和2年12月) ・新型コロナウイルス感染症により催物(イベント等)開催において施設収容率に制限がある中で、利用者が芸術文化の発表を行うことが困難となり、施設側においても施設の利用が無いことにより事業運営に多大な影響があることが懸念されることから、市の公共文化施設(ホール等)で発表等を実施する場合の施設使用料等の減免を行い、施設が減免をした分について、市が支援した。					
実績	【支援額】(単位:千円)					
	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	3, 998	6, 241	8, 866	13, 637	15, 125	47, 867
成果と課題	・ホールを初めて利用する利用者が数多くみられた。 ・普段は小さいホールを利用するお客様が大きいホールを利用することで、今まで出来なかった、広い舞台を活かした演出、照明演出や大掛かりな音響設備の利用に繋がった。利用者からもこれらを利用できることは好評で、次の利用に繋がるように感じられた。 ・稼働率がほぼ100%であったため、利用の間の消毒など施設職員の負担が大きかった。 ・ピアノの利用も非常に多く、調律の時間を確保するのも困難となった。					

節	5 市民への支援										
細節	(4)その他										
項目名	ちばしチェンジ宣言！										
担当課	スマートシティ推進課										
取組内容	【ちばしチェンジ宣言！】(令和2年3月31日) ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機として、人々の行動が制限される中でも社会経済活動を維持するための環境整備を進めるため、宣言を発出。 ・ 各所管部署にて、市民が混雑を避けてサービスを受けられる等の環境の充実を図るための取り組みを実施。 (主な取組み) ・ 区役所市民総合窓口課における事前申請者のファストレーン設置 ・ 郵送・オンライン申請の拡充 ・ オンライン会議・説明会の開催 ・ 臨時休校時のドリルパーク導入 ・ 中小企業向けのICT活用変革促進 ・ 育児・乳幼児相談などの相談のオンライン化 ・ 児童生徒へのタブレット端末貸与 ・ 各区役所の混雑状況を配信する呼び出し番号通知サービス										
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連事業数(件)</td><td>58</td><td>62</td><td>120</td></tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	計	関連事業数(件)	58	62	120
年度	R2	R3	計								
関連事業数(件)	58	62	120								
成果と課題	・ 取組みを通じて、行政はもとより市民や企業などあらゆる人々が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う危機を、社会を変える契機として捉え、それぞれの立場で対応を図ったことにより、人々の行動が制限される中でも、日々の生活や社会経済活動を維持するための環境整備を図ることができた。 ・ 令和4年3月策定の「スマートシティ推進ビジョン」では、ちばしチェンジ宣言！の概念を取り込んでいることから、令和4年度からは、ビジョンの目指す姿や取組みの方向性に基づき、やり取りの遠隔化や生産性の向上など、テクノロジー等の活用などにより市域全体の生活の質の向上を図り、地域とともに持続可能なまちづくりを進めていく。										

第3章 対応の記録

第6節 事業者向け支援策

(1)事業活動への支援.....	152
ICT活用変革促進・ICT活用生産性向上支援.....	152
飲食店への支援.....	154
ハイブリッド型MICE開催促進補助.....	158
企業立地・テナント支援.....	159
事業活動変革促進支援.....	161
事業者向け臨時相談窓口.....	162
習いごと応援キャンペーン.....	163
観光バス活用促進事業.....	164
中小企業者向け支援金.....	166
理美容店利用促進.....	168
テレワークの支援.....	169
イベントツーリズムの促進.....	170
バス事業者に対する支援(地域公共交通特別対策事業).....	171
運送業就労支援.....	172
就職氷河期世代就労支援.....	174
道路占用許可基準の緩和.....	175
一般公衆浴場事業者に対する支援金給付.....	176
都市公園施設の指定管理者等への支援.....	177
公共交通事業者に対する支援(感染拡大防止、運転手養成支援、車両維持対策等).....	178
市内農業者に対する支援.....	181
農業労働力確保.....	182
一般廃棄物処理手数料の納期延長.....	183
一般廃棄物収集運搬事業への補助.....	184
固定資産税・都市計画税の軽減措置.....	185
動画配信環境整備助成.....	186
文化芸術鑑賞イベント支援.....	187
(2)感染対策に係る支援.....	188
店舗等の感染対策支援.....	188
入院・入所困難高齢者に対しサービス提供を行う事業者への支援.....	189
飲食店に対する感染予防の注意喚起.....	190
廃棄物関係事業者への通知等の周知.....	191

文化施設デジタル化推進.....	192
------------------	-----

節	6 事業者向け支援策				
細節	(1)事業活動への支援				
項目名	ICT活用変革促進・ICT活用生産性向上支援				
担当課	産業支援課				
取組内容	【ICT 活用変革促進事業】(令和2年7月～令和3年3月)				
	・コロナ禍による緊急対策的な支援として、経営者の意識改革(気づきと課題整理)に取り組み、「ちばしチェンジ宣言！」に基づき、ICT 環境の構築による生産性向上・働き方改革の実現を図るため、特に小規模事業者が実施期間内にすぐに達成可能な ICT 化支援を行った。				
	対象経費	補助率	上限		
	クラウドサービス利用料・機器購入費・コンサルティング費等	3/4 以内(※)	50万円		
	※機器購入費の助成率は 1／2 以内				
取組内容	【ICT活用生産性向上支援事業】(令和3年4月～令和6年3月)				
	・市内の中小企業者が、働き方改革や生産性向上、さらに企業価値の向上につながることを目的にICT導入等に係る費用の一部を助成。「STEP1:短期達成型」、「STEP2:計画策定型」、「STEP3:転換・変換型」の3つから構成。				
		対象経費	補助率	上限	
	STEP1	クラウドサービス利用料・機器購入費等	2／3以内(※)	50万円	
	STEP2	コンサルティング費	2／3以内	150万円	
STEP3	クラウドサービス利用料・機器購入費等	2／3以内(※)	300万円		
※機器購入費、機器等のリース料は1／3以内					
実績	【支援件数】				
	【ICT 活用変革促進事業】(令和2年7月～令和3年3月)				
	<table><tr><td>支援件数</td></tr><tr><td>79 件</td></tr></table>			支援件数	79 件
	支援件数				
	79 件				
【ICT活用生産性向上支援事業】(令和3年4月～令和6年3月)					
年度	R3	R4			
STEP1	14	12			
STEP2	1	1			
STEP3	3	3			
計	18	16			

	【具体的な支援事例】 ・ 業務効率化のためのソフトウェアの導入、受付業務等のオンライン化に係るシステム構築 ・ クラウドのバックオフィスシステム導入に係る計画策定 ・ 社内基幹システムの再構築、介護事業の自動マッチングシステムの構築等
成果と課題	・ ICT活用による生産性向上に、より多くの事業者が取り組めるよう、積極的な制度周知等が必要である。

節	6 事業者向け支援策
細節	(1)事業活動への支援
項目名	飲食店への支援
担当課	経済企画課・観光プロモーション課・企業立地課
取組内容	【千葉県飲食店冬季感染症対策支援金】(令和2年12月～令和3年2月) ・「千葉県新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店」に登録された飲食店が、換気をはじめとした冬季ならではの飛沫感染症対策に要した経費相当額(1事業所当たり上限10万円)を支給した。 【飲食店デリバリー対応支援】 <飲食店向けの支援> ・ 宅配代行業者利用支援補助 飲食事業者が宅配代行業者に支払う費用の一部を補助 対象経費:初期登録手数料及びサービス開始3か月間の月額手数料 ※月額手数料補助の上限は150千円/月 補 助 率:1/2以内 期 間:[第1期]令和2年4月21日～5月31日 [延長]令和2年6月30日まで ・ デリバリー等協力支援金(追加経済対策) デリバリー・テイクアウト実施の飲食店に支援金を支給 対 象:デリバリー・テイクアウトを行っている飲食店 支 援 額:1事業所当たり5万円支給 期 間:令和3年1月21日～2月19日 <利用者向けの支援> ・ 宅配代行業者利用促進補助(ポイント) 宅配代行業者が利用者に対し発行するポイントの一部を補助 対象経費:ポイント利用額(1,000円以上の注文で500円分のポイント付与) 補 助 率:1/2以内 期 間:[第1期]令和2年4月24日～5月17日 [延長]令和2年5月31日まで ・ 宅配代行業者利用促進補助(送料無料) 宅配代行業者の利用者への割引額の一部を補助 対象経費:送料又は代金(800円以上の注文で400円分割引) 補 助 率:10/10以内 期 間:[第2期]令和3年1月9日～2月7日

	【千葉県飲食店感染防止対策認証モデル事業】 (申請期間:令和3年5月27日～8月31日) ・千葉県と千葉市において、感染症防止対策と経済の両立を目指し、ウィズコロナの社会に持続可能になる飲食店の感染対策を促進するため、本市をモデル市として、飲食店の感染防止対策を業種別ガイドラインよりも厳しい基準で行うもの。これにより様々な観点から実効性の高い認証制度のあり方を検証し、県内全域における実施につなげる。 ・千葉県と本市が連携し、飲食店に対して認証基準に基づく認証を行う。認証事務は県が行い、市においては認証取得に必要となる設備購入費への補助を実施する。 【千葉市グルメ応援キャンペーン】(令和4年8月～令和5年2月) 事前に登録された飲食店で、飲食代の半額分に最大5,000円利用できる「千葉市グルメ得クーポン」(500円×10枚のセット)を、宿泊施設利用者に500円で販売したほか、市民を対象に抽選で配布した。 <宿泊施設利用者向けクーポン券販売> ・販売期間:令和4年8月31日から令和5年2月28日まで ・販売施設:26施設 ・対象者:宿泊施設利用者(500円で販売) ・利用期間:販売日から10日間(2月28日まで) <市民向けクーポン券無料配布> ・対象者:市民 ※令和4年8月31日時点で住民基本台帳登録されている者 ・抽選時期:10月18日(市民の日) ・利用期間:令和4年11月1日から令和5年2月28日まで																						
実績	【千葉市飲食店冬季感染症対策支援金】 <table><tr><th>店舗数</th><th>決算額(千円)</th></tr><tr><td>1,227</td><td>123,560</td></tr></table> 【飲食店デリバリー対応支援】 <飲食店向けの支援> <table><tr><th></th><th>参加店舗数</th><th>決算額(千円)</th></tr><tr><td>宅配代行業者利用支援補助</td><td>66</td><td>6,154</td></tr><tr><td>デリバリー等協力支援金</td><td>725</td><td>36,250</td></tr></table> <利用者向けの支援> <table><tr><th></th><th>注文数</th><th>決算額(千円)</th></tr><tr><td>宅配代行業者利用促進補助(ポイント)</td><td>46,701</td><td>6,743</td></tr><tr><td>宅配代行業者利用促進補助(送料無料)</td><td>53,742</td><td>19,957</td></tr></table>	店舗数	決算額(千円)	1,227	123,560		参加店舗数	決算額(千円)	宅配代行業者利用支援補助	66	6,154	デリバリー等協力支援金	725	36,250		注文数	決算額(千円)	宅配代行業者利用促進補助(ポイント)	46,701	6,743	宅配代行業者利用促進補助(送料無料)	53,742	19,957
店舗数	決算額(千円)																						
1,227	123,560																						
	参加店舗数	決算額(千円)																					
宅配代行業者利用支援補助	66	6,154																					
デリバリー等協力支援金	725	36,250																					
	注文数	決算額(千円)																					
宅配代行業者利用促進補助(ポイント)	46,701	6,743																					
宅配代行業者利用促進補助(送料無料)	53,742	19,957																					

	【千葉県飲食店感染防止対策認証モデル事業】		
	年度	R3	
	利用店舗数	71	
	交付金額(千円)	6,126	
	【千葉市グルメ応援キャンペーン】		
		購入・当選者数(人)	利用金額(千円)
	宿泊施設利用者	42,933	192,361
	市民	83,992	386,461
	小計	126,925	578,822
	事業費	－	146,546
合計		725,368	
成果と課題	【千葉市飲食店冬季感染症対策支援金】		
	・「千葉市新型コロナ感染症対策取組宣言の店」の感染対策拡充が図られ、利用者が安心して来店できる環境づくりの一助となった。また、この事業を契機に「千葉市新型コロナ感染症対策取組宣言の店」の登録店舗数が800店から1,800店と伸長したことから、経済活動の維持と感染症対策の普及の両立を図ることができた。		
	【飲食店デリバリー対応支援】		
	＜飲食店向けの支援＞		
	・デリバリー、テイクアウトを開始するきっかけとなった。		
	・参加店舗の多くが期待以上の売り上げを確保、新規顧客を開拓。		
	・多くの事業者が緊急事態宣言後もデリバリー、テイクアウトを継続。		
	＜利用者向けの支援＞		
	・多くの利用があり、外出自粛の一助となった。		
	【千葉県飲食店感染防止対策認証モデル事業】		
	・飲食店における感染症対策への第三者認証制度に関する県内初の取組みとなり、モデル事業として他市の先駆けとなることができた。		
これにより、市内飲食店におけるパーティションや消毒液といった各種感染症対策の設置を周辺他市よりも早い段階で推進することができた。			
・当該制度の展開状況を踏まえて、千葉県は令和3年7月26日から認証制度の全県展開（千葉県飲食店感染防止対策認証事業）を実施するに至っている。この点、本市におけるモデル事業は、飲食店における感染症対策に関する県内スタンダードとなることができた。			
・モデル事業及びその後の全県展開における認証基準について、千葉県が令和3年9月1日から開始した「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」制度と比べた場合、基準の厳			

	しさが目立つこととなり、認証店からの不満が出ることとなった。 認証基準の厳しさと、それに対するメリット(時短要請の除外など)との釣り合いがとれていなかったことが一因とみられる。 【千葉市グルメ応援キャンペーン】 ・ 本事業により、市内飲食店には、飲食代578,822千円のクーポン使用による経済効果を創出することができ、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い影響を受けている飲食店の需要回復を図ることができた。
--	--

節	6 事業者向け支援策																	
細節	(1)事業活動への支援																	
項目名	ハイブリッド型MICE開催促進補助																	
担当課	観光MICE企画課																	
取組内容	【ハイブリッド型MICE開催促進補助事業】(令和3年7月～令和5年3月) ①施設向け ・ 概 要 MICE関連施設に対し、インターネット回線の増強など施設の環境整備に係る経費の一部を補助する。 ・ 対象経費 インターネット回線増強等工事、機器類調達費用など ・ 補 助 率 3／4 以内 ・ 上 限 200万円 ・ 実施年度 令和3年度 ②主催者向け ・ 概 要 感染拡大防止対策が徹底されている市内施設で、ハイブリッド型の会議・展示会等を開催する主催者を支援する。 ・ 対象経費 会場借上・設営費、感染症対策費など ・ 補 助 率 2／3以内 ・ 上 限 300万円 ・ 実施年度 令和3年度、4年度																	
実績	<table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>補助額(千円)</td><td>34,396</td><td>24,916</td></tr><tr><td>件数</td><td>18 (施設向け9、 主催者向け9)</td><td>9 (主催者向け9)</td></tr><tr><td>事務費(千円)</td><td>5,000</td><td>5,663</td></tr><tr><td>合計</td><td>39,396</td><td>30,579</td></tr></table>			年度	R3	R4	補助額(千円)	34,396	24,916	件数	18 (施設向け9、 主催者向け9)	9 (主催者向け9)	事務費(千円)	5,000	5,663	合計	39,396	30,579
年度	R3	R4																
補助額(千円)	34,396	24,916																
件数	18 (施設向け9、 主催者向け9)	9 (主催者向け9)																
事務費(千円)	5,000	5,663																
合計	39,396	30,579																
成果と課題	・ 国際会議などオンラインのみの開催が増加傾向にある中で、主催者側にハイブリッド開催を促すことで、コロナ禍による新たな生活様式に対応したMICE推進の一助となった。 ・ イベント開催における会場の選定は、開催の1、2年前に行っているため、主催者への開催誘致を行う際は、同年度内の開催誘致ではなく、長い期間をかけて行う必要がある。																	

節	6 事業者向け支援策
細節	(1)事業活動への支援
項目名	企業立地・テナント支援
担当課	企業立地課
取組内容	【千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金】(令和4年4月1日～) ・市内において新たに事務所や工場等を賃借する企業に対し実施する補助金について、新たに「リモートワーク導入に係る経費」「職員採用に係る経費」「オフィス移転に係る経費」への助成を実施。 【テナント支援協力金】(申請期間:令和2年4月28日～令和2年6月30日) ・特措法に基づく緊急事態宣言を受け、市内における感染拡大防止の観点から実施する緊急対策の一環として、千葉県の緊急事態措置による施設の使用停止の協力要請がなされた業種及び外出の自粛要請等により実質的に休業に準ずる影響を受けている飲食店の負担軽減を早急に図るため、対象テナントに対する賃料等を減免した賃貸人に協力金の交付を行った。 【テナント支援金】(申請期間:令和2年6月26日～令和2年8月7日) ・特措法に基づく緊急事態宣言の解除に伴い、千葉県の緊急事態措置による施設の使用停止の要請が逐次解除となったが、施設の使用停止の協力要請がなされた業種及び外出の自粛要請等により実質的に休業に準ずる影響を受けた飲食店については、従前の経営状況に回復するためには時間がかかるため、引き続き対象をテナントとして支援金の交付を行った。

実績	【千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金】	
	年度	R4
	リモートワーク補助(件)	9
	社員採用補助(件)	3
	オフィス環境整備補助(件)	14
	交付金額(千円)	111,689
	【テナント支援協力金】	
	年度	R2
	交付テナント数	1,488
	交付金額(千円)	500,836
	【テナント支援金】	
	年度	R2
	交付テナント数	1,423
	交付金額(千円)	182,644
成果と課題	【千葉市賃借型企業立地促進事業拡充補助金】	
	・リモートワーク補助、オフィス環境整備補助については、補助金額について企業のニーズを捉えるに必要十分なものであったとみており、企業側からも、急激な物価上昇により進行中の移転計画がとん挫しかけたところ、当該支援により予定通りに市内移転をすることができた旨などを聴取している。 ・社員採用補助については利用可能な要件が、企業側のニーズの実態と合わないケースがあったことや、上限額が少なく、企業側の大きなインセンティブとならなかったことから、件数が伸び悩んだため、令和5年度に改正を行ったところである。 【テナント支援協力金・テナント支援金】 ・テナント支援協力金については緊急事態宣言に基づく協力要請や自粛要請による影響を受けた事業者の負担軽減を早急に図ることができたことから、一定の効果があったと認められる。一方で、ビルオーナーが減免に応じてくれなかったことにより支援が受けられなかった事業者が一定数いたことが課題であった。 ・テナント支援金については、テナント支援協力金の課題に対応するとともに、緊急事態宣言後の経営状況の回復に要する期間の支援として実施した。申請事業者へのアンケート結果では、「事業継続に役立った」との回答が9割を超えていたことから、事業の当初目的を果たすことができたと認められる。一方で、「役に立たなかった」と回答した理由の大半は、支援金の額が少ないことであった。	

節	6事業者向け支援策		
細節	(1)事業活動への支援		
項目名	事業活動変革促進支援		
担当課	産業支援課		
取組内容	【事業活動変革促進支援事業】(令和3年4月～令和6年3月) ■概要 コロナ禍における事業変革の取り組みとして、業務転換、新分野進出、企業再建等に係る経費の一部を助成することにより企業の事業変革を促進し持続性ある企業経営及び経営基盤強化を図る。 ■対象経費 リース・レンタル料、設備導入費、内装工事費、開発費、専門家指導費 ■補助率 1/2以内 ■上限 100万円		
実績	年度	R3	R4
	採択件数	5	3 (うち事業中止1件)
(採択事業例) ・【新分野進出】イタリア菓子の製造販売 ・【新分野進出】office分野・デザイン分野に特化したリスキリング支援として職業訓練校及びPCスクール事業 ・【新分野進出】高所太陽光パネル清掃事業への新事業展開			
成果と課題	・感染症等の環境変化に対応するための事業変革に、より多くの事業者が取り組めるよう、積極的な制度周知等が必要である。		

節	6 事業者向け支援策																		
細節	(1)事業活動への支援																		
項目名	事業者向け臨時相談窓口																		
担当課	雇用推進課・産業支援課																		
取組内容	【事業者向け臨時相談窓口】(令和2年4月～令和4年9月) ・ 業況が悪化している市内中小企業等の経済活動と雇用の維持を図るため、社会保険労務士や中小企業診断士等を配置し、各種支援制度の案内や経営相談・労働者相談等を受け付ける臨時相談窓口を設置した。 ・ 複雑多岐にわたる国・県・市の各種支援策の周知と制度説明等を行うとともに、セーフティネットの認定申請を受け付けた。																		
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td><td>4,086</td><td>852</td><td>151</td><td>5,089</td></tr> <tr> <td>セーフティネット申請件数</td><td>7,824</td><td>553</td><td>220</td><td>8,597</td></tr> </tbody> </table> ※セーフティネット申請件数の令和2年度には、令和2年3月4日から受け付けたものを含む。				年度	R2	R3	R4	計	相談件数	4,086	852	151	5,089	セーフティネット申請件数	7,824	553	220	8,597
年度	R2	R3	R4	計															
相談件数	4,086	852	151	5,089															
セーフティネット申請件数	7,824	553	220	8,597															
成果と課題	【窓口相談】 ・ 感染拡大の影響を受けた飲食業・各種サービス業等から、「どのような支援制度を利用できるか」という相談に対し、相談事業者が利用できる国・県・市の支援制度を案内したほか、資金繰りや従業員の雇用に関する専門的な相談に対しては、中小企業診断士や社会保険労務士による専門家からのアドバイスを行う等、きめ細やかな対応により、相談事業者が抱える経営課題や雇用問題の支援につながった。 ・ 有事における臨時相談窓口の設置に際し、予算措置を含めた適正な事務手続きを迅速に行う必要がある。 ・ 経済活動が再開されるなか、企業の事業変革や経営強化への相談に対応するための相談受付体制への移行に時間を要した。 【セーフティネット】 ・ 千葉県制度である新型コロナウイルス感染症対応特別資金(無利子無担保融資)の前提となるセーフティネット保証及び危機関連保証の即日発行体制を整えたことで、売上が減少し、資金を必要としている事業者に対して、迅速な資金繰り支援が出来た。																		

節	6 事業者向け支援策																														
細節	(1)事業活動への支援																														
項目名	習いごと応援キャンペーン																														
担当課	観光プロモーション課																														
取組内容	【千葉県習いごと応援キャンペーン】(令和2年10月～令和3年3月、令和3年11月～令和4年3月) 習いごとと事業者が、新たに開設する講座の受講料金の割引相当額を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策費の支援を合わせて行うことで、講座の利用促進を図る <支援内容> ・受講料金の割引相当額支援 割引相当額:1人1回当たりの受講料金の50%相当額 販売価格上限:10万円(税込み、割引前、1講座・サービス当たり) ・感染拡大防止対策費支援(1事業所当たり一律3万円) 二酸化炭素濃度測定器、フェイスシールド、マスク、消毒液等の購入経費に対する支援																														
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th><th>R2</th><th>R3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">習いごと応援 キャンペーン</td><td>参加事業者数</td><td>595</td><td>759</td></tr> <tr> <td>講座数</td><td>6,999</td><td>9,034</td></tr> <tr> <td>受講者数</td><td>93,816</td><td>89,427</td></tr> <tr> <td>決算額(千円)</td><td>1,101,107</td><td>1,066,429</td></tr> <tr> <td rowspan="2">感染拡大防止対策 費支援</td><td>施設数</td><td>778</td><td>1,007</td></tr> <tr> <td>決算額(千円)</td><td>23,340</td><td>30,210</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>決算額(千円)</td><td>1,124,447</td><td>1,096,639</td></tr> </tbody> </table>			年度		R2	R3	習いごと応援 キャンペーン	参加事業者数	595	759	講座数	6,999	9,034	受講者数	93,816	89,427	決算額(千円)	1,101,107	1,066,429	感染拡大防止対策 費支援	施設数	778	1,007	決算額(千円)	23,340	30,210	合計	決算額(千円)	1,124,447	1,096,639
年度		R2	R3																												
習いごと応援 キャンペーン	参加事業者数	595	759																												
	講座数	6,999	9,034																												
	受講者数	93,816	89,427																												
	決算額(千円)	1,101,107	1,066,429																												
感染拡大防止対策 費支援	施設数	778	1,007																												
	決算額(千円)	23,340	30,210																												
合計	決算額(千円)	1,124,447	1,096,639																												
成果と課題	・目標値を大幅に上回っており、事業者の需要回復及び市民の学びの機会の回復に貢献した。 ・コロナ禍においても感染対策を行った上での新たに習い事を始める市民のきっかけとなり、習いごとと事業者の新規の利用者の獲得や需要回復に貢献できた。 ・緊急事態宣言により、キャンペーン期間は短縮したものの、参加事業者数及び販売講座数は、令和2年度と比べて大幅に増加し、大変多くの皆様にご利用いただいた。 ・習いごと講座の案内は、インターネット及びカタログにより行ったが、インターネットでの案内を先行し、カタログでの案内は、冊子の作成後に対応したため、インターネットに不慣れな利用者に不便をかけた。 ・利用状況においては、一部の業種に利用が集まり、給付に偏りが見られた。																														

節	6 事業者向け支援策																						
細節	(1)事業活動への支援																						
項目名	観光バス活用促進事業																						
担当課	観光プロモーション課																						
取組内容	【千葉県観光バス活用促進事業補助金】(令和4年4月～令和5年3月) ・市内観光バスの利用を促進するため、音楽、スポーツなどのイベントを主催する者、企業、団体及び学校等や、旅行業登録事業者に対して補助を行う。 ・なお、本事業は、次の2つの区分で実施した。 (イベント等活用型) ・イベント、親睦旅行、校外学習などで市内観光バスを利用する場合の主催者に補助するもの。 (周遊プラン活用型) ・旅行業登録事業者が市内観光バスを利用し、県内の観光周遊プランを新たに造成・販売する事業に補助するもの。																						
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">イベント等活用型</td><td>申請件数</td><td>1,057</td></tr> <tr> <td>支援台数</td><td>2,301</td></tr> <tr> <td>決算額(千円)</td><td>92,304</td></tr> <tr> <td rowspan="2">周遊プラン活用型</td><td>支援催行数</td><td>8</td></tr> <tr> <td>決算額(千円)</td><td>1,075</td></tr> <tr> <td>事務委託費</td><td>決算額(千円)</td><td>36,084</td></tr> <tr> <td>計</td><td>決算額(千円)</td><td>129,463</td></tr> </tbody> </table>		年度		R4	イベント等活用型	申請件数	1,057	支援台数	2,301	決算額(千円)	92,304	周遊プラン活用型	支援催行数	8	決算額(千円)	1,075	事務委託費	決算額(千円)	36,084	計	決算額(千円)	129,463
年度		R4																					
イベント等活用型	申請件数	1,057																					
	支援台数	2,301																					
	決算額(千円)	92,304																					
周遊プラン活用型	支援催行数	8																					
	決算額(千円)	1,075																					
事務委託費	決算額(千円)	36,084																					
計	決算額(千円)	129,463																					
成果と課題	【イベント等活用型】 ・イベント、プロスポーツ観戦、企業の団体旅行などで市内観光バスを利用する場合にバス借り上げ料を助成した。補助率1/2、上限75千円/台。新型コロナウイルス感染症で需要が落ち込んだ観光バスを利用するツアーの需要喚起に一定の役割を果たした。 【周遊プラン活用型】 ・市内観光バスを活用し、県内の観光周遊プランを新たに造成・販売する事業を支援した。当初はバス借上料や市内宿泊費等の対象経費の1/2を補助する制度として開始したが、申請手続き等がやや煩雑で、申請者の負担であったことなどから想定よりも申請件数が増えなかった。																						

	・ このため、補助対象経費をバスの借上料のみとし、補助率を10／10に見直した。しかし、同時期に千葉県が類似の補助制度を開始したこともあり、最終的な申請件数は8件に留まった。 ・ 利用者、バス事業者ともに「手続きの多さ、複雑さ」を課題に挙げる意見が多かった。補助金の性質上、交付申請・実績報告・交付請求と段階を踏まねばならないところ、交付申請のみで完結している利用者も多かった。 ・ 挙証資料として求める書類が多く、利用者、バス事業者、旅行代理店間でスムーズに連携が取れていないことも相まって、手続きが遅れることもあった。 ・ 利用者、バス事業者、事務局(本市含む)の負担軽減の為、挙証資料や申請手続きの簡素化を図ることが課題と言える。
--	---

節	6 事業者向け支援策																						
細節	(1)事業活動への支援																						
項目名	中小企業者向け支援金																						
担当課	産業支援課																						
取組内容	【中小企業者向け支援金】 <中小企業者事業継続給付金>(令和2年9月14日～令和3年1月15日) ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業者に対し、事業継続や感染症予防対策、ひいては新たな生活様式への対応を支援するために給付金を支給した。 ・給付額:1事業者当たり一律20万円 <千葉市中小企業者向け支援金>(令和3年5月31日～令和4年1月7日) ・緊急事態宣言等に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上減少が生じる事業者に対し、市内の事業者を幅広く支援するため、支援金を支給した。 ・給付額:1月当たり一律5万円 (追加分)一律20万円(支給の要件は、上記支援金を4月以上受給した者) <中小企業者事業継続支援金>(令和4年4月20日～令和4年7月15日) ・新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少したものの、国の事業復活支援金の対象とならない事業者向けに、事業の継続及び立て直しのための取り組みを支援するため支援金を支給した。 ・給付額:1者当たり一律20万円 <中小企業者緊急特別支援金>(令和4年8月25日～令和5年2月10日) ・コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰の影響で苦しい経営環境が続いている市内の中小企業者等に対して、事業継続を支援するため支援金を支給した。 あわせて、事業継続計画(BCP)策定を促進することで市内経済の維持につなげた。 ・給付額 ①令和4年4月～8月分 最低5万円～最高15万円 ②令和4年9月～11月分 一律10万円 ③BCP策定加算 一律10万円																						
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th colspan="2">R4</th></tr> <tr> <th>中小企業者事業継続給付金</th><th>千葉市中小企業者向け支援金</th><th>中小企業者事業継続支援金</th><th>中小企業者緊急特別支援金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数</td><td>1,385</td><td>10,950</td><td>251</td><td>3,849</td></tr> <tr> <td>給付金額(千円)</td><td>277,000</td><td>909,850</td><td>50,200</td><td>437,900</td></tr> </tbody> </table>				年度	R2	R3	R4		中小企業者事業継続給付金	千葉市中小企業者向け支援金	中小企業者事業継続支援金	中小企業者緊急特別支援金	給付件数	1,385	10,950	251	3,849	給付金額(千円)	277,000	909,850	50,200	437,900
年度	R2	R3	R4																				
	中小企業者事業継続給付金	千葉市中小企業者向け支援金	中小企業者事業継続支援金	中小企業者緊急特別支援金																			
給付件数	1,385	10,950	251	3,849																			
給付金額(千円)	277,000	909,850	50,200	437,900																			

成果と課題	・ アンケート結果では支援金の受給による満足度が高く、受給者の事業継続に一定の効果があつたと考える。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、幅広い業種の事業者への支援が求められており、今回の支援金により一定の効果があつた。 ・ 令和4年度に実施したBCP加算については、想定を超える給付を実施することができ、災害等の発生時における事業継続の備えに成果があつた。 ・ 不正受給対策と、多くの事業者が申請することから申請の容易さを両立させる必要がある。 ・ 幅広い業種の法人や団体が支援のターゲットとなっていることから、従来の経済部と関りがある事業者や団体のみならず、積極的に周知する手法について課題がある。
--------------	---

節	6 事業者向け支援策								
細節	(1)事業活動への支援								
項目名	理美容店利用促進								
担当課	経済企画課								
取組内容	【理美容店利用促進事業】(令和2年7月～12月) ・市内理美容店(参加店公募)において、クーポンを利用する方に割引を行う利用促進キャンペーンを実施。同時に、参加店舗に対してマスクや消毒液等の購入経費として感染症対策協力金(1店舗当たり一律3万円)を支給した。								
実績	<table><tr><td>店舗数</td><td>利用者数</td><td>決算額(千円)</td></tr><tr><td>195</td><td>25,954</td><td>112,337</td></tr></table>			店舗数	利用者数	決算額(千円)	195	25,954	112,337
店舗数	利用者数	決算額(千円)							
195	25,954	112,337							
成果と課題	・参加店舗に対するアンケートにおいて、9割以上の店舗から、感染症対策協力金が役に立ったとの回答があったことから、コロナ禍における事業者支援及び感染症対策の促進に効果があったと考えられる。 ・準備期間が限られたため、周知活動に時間を割けず、参加店舗数が当初の想定より少なかった。								

節	6 事業者向け支援策		
細節	(1)事業活動への支援		
項目名	テレワークの支援		
担当課	観光MICE企画課		
取組内容	【テレワークプラン販売促進】(令和2年4月～令和4年6月、途中休止期間有) ■概要 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止と社会経済活動を両立するため、市内ホテルが提供するテレワークプランを割引後の料金で利用できる制度。 ■利用対象者 千葉県内在住でテレワークを目的とする方(勤務地を問わず) ■対象事業者 旅館業法第2条に規定する事業者のうち、千葉市内に拠点を置き、テレワークプランを販売する宿泊事業者。 ■助成内容 テレワークプラン利用料金のうち1回1人当たり上限3,000円(税別)。但し、利用者に自己負担額1,000円(税別)を負担させるものとする。 ■対象期間 令和2年4月28日から令和2年9月30日チェックアウトまで 令和2年12月7日から令和3年3月15日チェックアウトまで 令和3年5月24日から12月31日チェックアウトまで 令和4年2月1日から6月30日チェックアウトまで		
実績		対象施設数	利用人数
	R2.4.28～R2.9.30	24	8,320
	R2.12.7～R3.3.15	28	11,220
	R2合計	—	19,540
	R3.5.24～R3.12.31	37	50,092
	R4.2.1～R4.3.31	34	19,262
	R3合計	—	69,354
	R4.4.1～R4.6.30	35	22,105
成果と課題	・大企業を中心にテレワークの導入が進んだが、自宅等にテレワーク環境が無いため、その受け皿として利用が進み、多くの宿泊施設が参加し、令和2年から令和4年の間で、約111千人の利用があったことから、人流の抑制と感染拡大の防止に寄与したと考える。 ・テレワークプランの市内での認知度が進み、回復しない宿泊需要の代替として多くの宿泊事業者の事業継続を支援することができた。		

節	6 事業者向け支援									
細節	(1)事業活動への支援									
項目名	イベントツーリズムの促進									
担当課	観光MICE企画課									
取組内容	【イベントツーリズム促進事業運営事業】(令和4年6月～令和5年3月) ・ コロナ禍により需要が激減した市内飲食店等の消費喚起を図るとともに、イベントなどへの集客回復と、イベント開催都市としての都市ブランディングを図ることを目的に、市内のスポーツの試合と音楽イベントなどの参加者や市内観光施設利用者を対象として、市内飲食店等で利用できる2,500円分のプレミアムが付いたクーポンを500円で販売。									
実績	<table><tr><td>年度</td><td>R4</td></tr><tr><td>対象イベント件数</td><td>155</td></tr><tr><td>利用可能店舗数</td><td>359</td></tr><tr><td>クーポン購入件数</td><td>188,853</td></tr></table>		年度	R4	対象イベント件数	155	利用可能店舗数	359	クーポン購入件数	188,853
年度	R4									
対象イベント件数	155									
利用可能店舗数	359									
クーポン購入件数	188,853									
成果と課題	・ 販売数は目標の20万件に達しなかったが、飲食店の延べ利用回数は22万3,000件、宿泊施設の延べ利用回数は2万2,000件を超え、市内事業者における消費は少なくとも5億4,800万円(クーポン+プレミアムの利用実績)以上となり、市内消費の喚起に一定の効果があった。									

節	6 事業者向け支援策								
細節	(1)事業活動への支援								
項目名	バス事業者に対する支援(地域公共交通特別対策事業)								
担当課	交通政策課								
取組内容	【地域公共交通特別対策事業】(令和2年8月～令和3年3月) ・ 緊急事態宣言下において、密環境を避けるために減便を抑制等して運行を継続した事業者に対し、事業継続のための支援金を支給。 ・ 緊急事態宣言中(令和2年4月7日～5月25日)に、減便せずに、又は減便を抑制して運行した路線バスの運行に要した運転手人工に支援単価(6,000円)を乗じた額に、さらに調整率、支援率を乗じた額を支給。 ※調整率 大企業:3/4 中小企業:10/10 (中小企業は資本金3億円以下または従業員300人以下のもの) 支援率 1/2								
実績	【令和2年度】※当該年度のみ実施 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>R2</th></tr> <tr> <td>支援事業者数</td><td>10/10(社)</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>39,623(千円)</td></tr> <tr> <td>執行率</td><td>82.5%</td></tr> </table>	年度	R2	支援事業者数	10/10(社)	決算額	39,623(千円)	執行率	82.5%
年度	R2								
支援事業者数	10/10(社)								
決算額	39,623(千円)								
執行率	82.5%								
成果と課題	・ コロナ禍によって多大なる影響(※)を受けていた路線バス事業者に対して、迅速に支援を実施することができた。 ・ 執行率や事業者の反響から、高い効果があったと評価している。 ・ 具体的なコメントとして「収入が急激に落ち込み、路線の運行や従業員の雇用の維持に窮していた」、「非常に助かった」等の意見を受けている。 ※路線バス…対令和元年度比2～3割の減少 高速バス…対令和元年度比5～9割の減少。特に成田空港にアクセスする高速バス等への影響が顕著。(運送収入の減少割合)								

節	6 事業者向け支援策																										
細節	(1)事業活動への支援																										
項目名	運送業就労支援																										
担当課	雇用推進課																										
取組内容	【運送業就労支援】(令和3年4月～) コロナ禍の影響による求人低迷対策として、人手不足が継続する運送業への人材移行を促すため、運送業就労支援を実施した。 ・ 運転体験会・企業マッチング会 運送業に興味を持つ人に対し、千葉県トラック協会千葉支部の会員企業による企業紹介・業界ガイダンス、個別面談参加企業による自社紹介、トラック運転時の注意点のレクチャー、トラックの運転体験及び運送事業者との個別面談を行った。 ・ 運転免許取得支援補助金 運送業に就労していない人が第一種大型運転免許等を取得し市内運送事業者に就労した場合、当該免許取得費を助成した。																										
実績	運転体験会・企業マッチング会 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数</td><td>22</td><td>21</td><td>43</td></tr> <tr> <td>採用人数</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> 運転免許取得支援補助金(年間) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数(件)</td><td>2</td><td>10</td><td>12</td></tr> <tr> <td>交付金額(千円)</td><td>204</td><td>943</td><td>1,147</td></tr> </tbody> </table>			年度	R3	R4	計	参加人数	22	21	43	採用人数	0	1	1	年度	R3	R4	計	交付件数(件)	2	10	12	交付金額(千円)	204	943	1,147
年度	R3	R4	計																								
参加人数	22	21	43																								
採用人数	0	1	1																								
年度	R3	R4	計																								
交付件数(件)	2	10	12																								
交付金額(千円)	204	943	1,147																								
成果と課題	【運転体験会・企業マッチング会】 ・ 令和3年度は採用実績が無かったものの、令和4年度は本事業をきっかけとして、運送事業者への採用決定1人、運送事業者への就職活動開始1人、トラック運転に必要な免許の新規取得1人、免許取得のための教習に申込1人となっており、本事業を通じて、就職実績のほか就職へ向けた動きに繋げることができた。 ・ 参加者が少ない(令和3年度・4年度ともに全6回の実施予定だったが、参加人数が集まらず中止になった回が2回あった) ・ 就業中(パート、自営業も含む)でどうしても運送業に就業したい訳ではない人、参加のきっかけが「トラック運転に興味がある」と回答した人が多く、求職のためではない動機の参加者が多い。																										

【運転免許取得支援補助金】

- ・ 令和3年度は2件、令和4年度は10件の補助金を交付し、運送業への就業を検討している労働者と市内運送事業者とのマッチングに貢献した。
- ・ 申請数が少ない。国による雇用調整助成金の特例措置の延長があり、雇用調整自体があまり行われなかったという状況が、申請数の少なさに繋がったと考えられる。
- ・ 問合せは随時あるが、転職希望者へ周知が行き届いていない可能性がある。

節	6 事業者向け支援策														
細節	(1)事業活動への支援														
項目名	就職氷河期世代就労支援														
担当課	雇用推進課														
取組内容	【就職氷河期世代就労支援(職場体験・見学コース)】(令和3年9月～) ・ コロナ禍において、離職中、非正規雇用、長期間無業状態の就職氷河期世代で正規雇用を希望する求職者に、就業意欲の促進や就業に必要なスキル向上の機会、就職先決定前の職場体験・見学の機会を提供し、ミスマッチのない就職・転職・再就職を促進するとともに、市内企業の人材確保を図る。														
実績	(人) <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>セミナーへの参加者数</td><td>55</td><td>34</td></tr><tr><td>職場体験の参加者数</td><td>6</td><td>10</td></tr><tr><td>正規雇用での採用決定者数</td><td>1</td><td>2</td></tr></table>			年度	R3	R4	セミナーへの参加者数	55	34	職場体験の参加者数	6	10	正規雇用での採用決定者数	1	2
年度	R3	R4													
セミナーへの参加者数	55	34													
職場体験の参加者数	6	10													
正規雇用での採用決定者数	1	2													
成果と課題	・ 令和3年度は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に基づく各種の自粛・制限要請の影響で参加者が伸びなかった。 ・ 令和4年度はセミナー・職場体験の申込数が前年より増加したものの、当日キャンセルが相次ぎ、事業全体を通じて、実参加者数は申込者の約1／2にとどまった。 ・ 実施後のアンケートの結果、「満足」、「どちらかといえば満足」の回答が令和3年度は80%、令和4年度は88.9%であり、参加者にとっては就業意欲醸成に一定程度の寄与ができたと思われ、その結果として令和3年度は1人、令和4年度は2人の正規雇用での採用が決定した。 ・ 就職氷河期世代に多い、長期の無職状態や早期離職などの経験から自信を喪失している求職者に対して広報がリーチできなかったことや、参加者にとって得られるものが分かりにくかった可能性がある。 ・ 採用決定が少なかった背景には、企業と求職者とのニーズのミスマッチがあったことや、参加者の就職に対する意識・目的が曖昧なケースが多く、企業に対する積極的なアプローチに至らなかった。														

節	6 事業者向け支援策
細節	(1)事業活動への支援
項目名	道路占用許可基準の緩和
担当課	土木管理課
取組内容	【新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い変更】 コロナ占用特例(令和2年6月～令和5年9月) ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用に伴う占用許可基準についての通知を国土交通省が発出。通知に基づき、道路占用を許可した。
実績	・ 申請のあった飲食店(2店舗)前の道路上に机や椅子を設置し、営業を行うことを許可した。
成果と課題	・ 期間限定の特例占用措置であったが、その後の国土交通省の通知により、既に特例占有を利用している箇所について、占有者の希望があれば、歩行者利便増進道路へ移行し、今後も占有を行えることになった。 ・ 特例占有終了後も占有を希望している飲食店があり、通知に従い、関係機関との調整を行ったうえで、引き続き占有を許可した。

節	6 事業者向け支援策																			
細節	(1)事業活動への支援																			
項目名	一般公衆浴場事業者に対する支援金給付																			
担当課	生活衛生課																			
取組内容	地域 の 保健衛生水準を維持することを目的とし、新型コロナウイルス感染拡大状況下において原油価格・物価高騰の影響を大きく受けた一般公衆浴場に対し支援金を給付した。 (令和4年7月1日～9月16日) (給付対象施設) ・ 令和4年7月1日時点で営業を行っている市内の一般公衆浴場であって、かつ、令和4年2月1日～6月30日の期間に100日以上営業した施設 (支給額) ・ 燃料として主に重油・ガスを使用している施設 1施設あたり 60万円 ・ 燃料として薪のみを使用している施設 1施設あたり 15万円																			
実績	(支援金給付結果) <table><tr><td>年度</td><td>施設数</td><td>1施設あたり</td><td>合計</td></tr><tr><td>主に重油・ガスを使用している施設</td><td>7施設</td><td>60万円</td><td>420万円</td></tr><tr><td>薪のみを燃料としている施設</td><td>3施設</td><td>15万円</td><td>45万円</td></tr><tr><td>計</td><td>10 施設</td><td>—</td><td>465万円</td></tr></table>				年度	施設数	1施設あたり	合計	主に重油・ガスを使用している施設	7施設	60万円	420万円	薪のみを燃料としている施設	3施設	15万円	45万円	計	10 施設	—	465万円
年度	施設数	1施設あたり	合計																	
主に重油・ガスを使用している施設	7施設	60万円	420万円																	
薪のみを燃料としている施設	3施設	15万円	45万円																	
計	10 施設	—	465万円																	
成果と課題	・ 市内一般公衆浴場 10 施設のうち 10 施設全てから申請があり、給付金を支給することができた。 ・ 燃料費等の高騰だけでなく、コロナ禍で浴場利用者が激減したことも経営難の一つであったと考えられる。未だ浴場利用者数は従来の水準まで戻ってきておらず、給付金以外でも継続的な支援を行っていくことが今後の課題である。																			

節	6 事業者向け支援策																			
細節	(1)事業活動への支援																			
項目名	都市公園施設の指定管理者等への支援																			
担当課	公園管理課																			
取組内容	【施設閉鎖による減収への支援】(令和2年3月～令和3年3月) ・ 令和元年度及び令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本市の指示により休館又は一部休館(以下「臨時休館」)をした施設に対して、臨時休館中の利用料金収入の減収分と臨時休館により不用となった経費との差額について、指定管理委託料を変更した。																			
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援事業者数</td><td>3</td><td>5</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>						年度	R1	R2	R3	R4	R5	計	支援事業者数	3	5	－	－	－	8
年度	R1	R2	R3	R4	R5	計														
支援事業者数	3	5	－	－	－	8														
成果と課題	・ 支援対象かどうかの判定及び指定管理料の変更額算出のための増額要素(収入できなかった利用料金)の算定に時間を要し、指定管理者と市の事務負担が大きかった。																			

節	6 事業者向け支援策																																		
細節	(1)事業活動への支援																																		
項目名	公共交通事業者に対する支援(感染拡大防止、運転手養成支援、車両維持対策等)																																		
担当課	交通政策課																																		
取組内容	【地域公共交通事業継続支援金(車両維持対策・燃料価格高騰緩和対策)】 (令和3年11月～令和5年度も継続中(一部)) ・安全・安心な交通サービスを安定的に確保するため、交通事業者の所有する車両数等に応じ、事業継続のための支援金を支給。 ・対象事業ごとに設定された支援金単価に、対象車両数等を乗じた金額を支給。 ※車両維持対策 <table> <tr> <td>支援単価</td><td>バス事業者</td><td>1台につき50千円</td></tr> <tr> <td></td><td>タクシー事業者</td><td>1台につき40千円(個人タクシー事業者は1/2)</td></tr> <tr> <td></td><td>モノレール事業者</td><td>1編成につき10,000千円</td></tr> </table> ※燃料価格高騰緩和対策(支援単価は令和4年度のものの) <table> <tr> <td>支援単価</td><td>バス事業者</td><td>1台につき180千円</td></tr> <tr> <td></td><td>タクシー事業者</td><td>1台につき50千円(個人タクシー事業者は1/2)</td></tr> <tr> <td></td><td>モノレール事業者</td><td>1編成につき570千円</td></tr> </table> 【地域公共交通支援事業】(令和2年8月～令和5年度も継続中) ・地域公共交通の継続的な運営を支援するため、路線バスやタクシーなどの公共交通事業者が行う取り組み(感染症拡大防止対策、運転手養成支援)に対して助成をする。 ・対象事業ごとに要する費用に支援率(1/2)を乗じた金額を助成。(上限額あり) ※感染症拡大防止対策(設備投資、物資の購入等に係る費用) <table> <tr> <td>限度額</td><td>バス事業者</td><td>1台につき50千円</td></tr> <tr> <td></td><td>タクシー事業者</td><td>1台につき20千円</td></tr> <tr> <td></td><td>モノレール事業者</td><td>1両につき150千円</td></tr> </table> ※運転手養成支援(二種免許取得ため運転手養成制度により貸付等した教習費用) <table> <tr> <td>限度額</td><td>バス事業者</td><td>大型二種免許取得者1人につき300千円</td></tr> <tr> <td></td><td>タクシー事業者</td><td>普通二種免許取得者1人につき50千円</td></tr> </table>		支援単価	バス事業者	1台につき50千円		タクシー事業者	1台につき40千円(個人タクシー事業者は1/2)		モノレール事業者	1編成につき10,000千円	支援単価	バス事業者	1台につき180千円		タクシー事業者	1台につき50千円(個人タクシー事業者は1/2)		モノレール事業者	1編成につき570千円	限度額	バス事業者	1台につき50千円		タクシー事業者	1台につき20千円		モノレール事業者	1両につき150千円	限度額	バス事業者	大型二種免許取得者1人につき300千円		タクシー事業者	普通二種免許取得者1人につき50千円
支援単価	バス事業者	1台につき50千円																																	
	タクシー事業者	1台につき40千円(個人タクシー事業者は1/2)																																	
	モノレール事業者	1編成につき10,000千円																																	
支援単価	バス事業者	1台につき180千円																																	
	タクシー事業者	1台につき50千円(個人タクシー事業者は1/2)																																	
	モノレール事業者	1編成につき570千円																																	
限度額	バス事業者	1台につき50千円																																	
	タクシー事業者	1台につき20千円																																	
	モノレール事業者	1両につき150千円																																	
限度額	バス事業者	大型二種免許取得者1人につき300千円																																	
	タクシー事業者	普通二種免許取得者1人につき50千円																																	
実績	【車両維持対策】※令和3年度より実施(実施は4年度まで) <table> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> <tr> <td>支援対象車両数(バス)</td><td>593(台)</td><td>657(台)</td></tr> <tr> <td>支援対象車両数(タクシー)</td><td>1,012(台)</td><td>1,008(台)</td></tr> <tr> <td>支援対象編成数(モノレール)</td><td>2(編成)</td><td>2(編成)</td></tr> <tr> <td>決算額</td><td>93,330(千円)</td><td>96,030(千円)</td></tr> </table>		年度	R3	R4	支援対象車両数(バス)	593(台)	657(台)	支援対象車両数(タクシー)	1,012(台)	1,008(台)	支援対象編成数(モノレール)	2(編成)	2(編成)	決算額	93,330(千円)	96,030(千円)																		
年度	R3	R4																																	
支援対象車両数(バス)	593(台)	657(台)																																	
支援対象車両数(タクシー)	1,012(台)	1,008(台)																																	
支援対象編成数(モノレール)	2(編成)	2(編成)																																	
決算額	93,330(千円)	96,030(千円)																																	

	【燃料価格高騰緩和対策】※令和4年度より実施			
	年度	R4		
	支援対象車両数(バス)	657(台)		
	支援対象車両数(タクシー)	1,008(台)		
	支援対象編成数(モノレール)	16(編成)		
	決算額	181,355(千円)		
	【感染症拡大防止対策】			
	年度	R2	R3	R4
	支援事業者数(バス)	7／10(社)	5／10(社)	3／10(社)
	支援事業者数(タクシー)	29／31(社)	2／31(社)	1／30(社)
	支援事業者数(モノレール)	1／1(社)	1／1(社)	1／1(社)
	決算額	29,606(千円)	7,177(千円)	993(千円)
	【運転手養成】			
	年度	R2	R3	R4
	支援事業者数(バス)	4／10(社)	2／10(社)	6／10(社)
	支援事業者数(タクシー)	4／31(社)	5／31(社)	1／30(社)
	運転手養成者数(バス)	6(人)	2(人)	16(人)
	運転手養成者数(タクシー)	19(人)	20(人)	7(人)
	決算額	2,031(千円)	1,387(千円)	3,430(千円)
成果と課題	・ コロナ禍によって多大なる影響を受けていた各事業者に対して、迅速に支援を実施することで、地域公共交通の事業継続支援に寄与したと考えている。			
	・ 燃料費、物価高騰による影響を受けていた各事業者に対して、迅速に支援を実施することで、地域公共交通の事業継続支援に寄与したと考えている。			
	・ 執行率や事業者の反響から、高い効果があったと評価している。具体的なコメントとして「収入が急激に落ち込み、路線の運行や従業員の雇用の維持に窮していた」、「車両や運行密度の維持に役立った」「非常に助かった」等の意見を受けている。			
	・ 令和4年度において新たに23人が雇用されることで事業者が行う運転手の養成に貢献したほか、採用された運転手の平均年齢が41.2歳であったことから、運転手の高齢化が緩和された(全国平均55.0歳、令和4年賃金構造基本統計調査・道路旅客運送業)との意見もあり、事業者の中長期的な事業継続性の向上にも貢献していると評価している。			

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 一方で、当該事業を活用しなかった事業者からは「コロナ禍が長期化し、新規雇用を抑制している時期であった」「コロナ禍の収束が見えてきた段階で改めて当該事業を実施してほしい」との意見を受けている。・ 感染症拡大防止対策については、用意した予算に対して執行率が1割台前半と伸び悩んだ。要因として、コロナ禍が長期化するなかで、感染防止対策に係る設備投資が令和2年度中に概ね完了していたことが考えられる。 |
|--|---|

節	6 事業者向け支援策	
細節	(1)事業活動への支援	
項目名	市内農業者に対する支援	
担当課	農政課	
取組内容	【食のブランド活用による市内農畜産物等の付加価値向上】(令和4年10月～令和5年2月) ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う、外出、会食、イベント等の制限により、外食産業の農畜産物・加工品への需要が減退、供給過多による卸売価格が低迷し、市内農業者等の収益圧迫のリスクが生じる中、コロナ禍を契機とする生活様式の変化に合わせ、「千」認定品をはじめとする市内産品を使用した料理教室等を開催し、市内産品のPRにより新たなファンや販路を獲得し、市内農業者等の所得安定・向上を図った。	
実績	【令和4年度の料理教室等の開催件数】	
	オンライン料理教室	3回
	対面型料理教室	4か所 2回
	試食体験会	5か所 5回
	収穫体験付き料理教室	1回
	食のブランド「千」認定証授与式における料理デモレッスン	2回
成果と課題	・ オンライン料理教室や都内会場での料理教室での実施を通じ、市内外の食のブランド「千」の認知向上を図ることができた。 ・ 料理教室でのアンケートでは、「千」認定品の購入意欲が98%を超え、認定品の効果的なPRを実施できた一方、「千」認定品をまとめて購入できる売場がなかったため、実際の購買に繋げることが難しかった。令和5年4月にそごう千葉店の協力で、「千」認定品の常設売場が設置、令和5年12月にイオンのオンラインマーケット「Green Beans」の協力で「千」認定品の特設販売ページが開設されるなど、売場獲得に向けた取組を強化している。	

節	6 事業者向け支援策													
細節	(1)事業活動への支援													
項目名	農業労働力確保													
担当課	農業経営支援課													
取組内容	【直進アシストトラクタ及びIoT栽培ナビゲーションシステムの導入】(令和2年11月～令和3年3月) ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外国人技能実習生が来日できない等の生産現場での人手不足を支援するため、令和2年11月～12月、人手が不足する農業経営体への援農又は就農を支援する目的で研修を実施するため、研修用農業機械(直進アシストトラクタ)及び農業設備(IoT栽培ナビゲーションシステム)を導入した。 ・令和3年1月～3月、市内の農業法人等で、生産活動の中核を担う即戦力となる人材の育成を図ることを目的に、栽培に関する基本的な技術習得を目指す、雇用就農希望者等研修を実施した。													
実績	<table border="1"> <tr> <th>研修定員</th><th>研修受講者</th><th>研修日数</th><th>人手が不足する農業経営体への援農</th><th>研修後、雇用就農した者</th></tr> <tr> <td>10人</td><td>4人</td><td>10日</td><td>3経営体(各1日)</td><td>1人</td></tr> </table>				研修定員	研修受講者	研修日数	人手が不足する農業経営体への援農	研修後、雇用就農した者	10人	4人	10日	3経営体(各1日)	1人
研修定員	研修受講者	研修日数	人手が不足する農業経営体への援農	研修後、雇用就農した者										
10人	4人	10日	3経営体(各1日)	1人										
成果と課題	・研修受講者の内1名が雇用就農した。 ・研修後のアンケート結果では、研修生の100%が研修内容について「とても為になった」と回答した。 ・直進アシストトラクタの機能を研修で学んでもらうことにより、近年のIT化が進む農業技術への理解が深まり、農業の担い手の確保・育成につながった。 ・IoT栽培ナビゲーションシステムを活用し、熟練農家の栽培環境を見える化することで、新規就農者の早期の栽培技術の習得が可能となった。 ・今後も、導入した機械を活用した研修を実施し、雇用就農者や新規就農者を確保・育成することで、人手が不足する農業経営体への援農や、就農を支援する。													

節	6 事業者向け支援策																			
細節	(1)事業活動への支援																			
項目名	一般廃棄物処理手数料の納期延長																			
担当課	廃棄物施設維持課																			
取組内容	【許可業者に対する一般廃棄物処理手数料の納期延長】(令和2年4月～令和2年5月) ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業活動の停滞により、事業系一般廃棄物の排出量が減少していることから、資金繰り支援措置として一般廃棄物処理手数料の納期限を4か月間延長することとした。 (1)一般廃棄物処理手数料(令和2年4月分) 納期限 5月末 → 9月末(延長申請後) (2)一般廃棄物処理手数料(令和2年5月分) 納期限 6月末 → 10月末(延長申請後)																			
実績	納期限延長の申請件数 <table><tr><td>年度</td><td>R2年4月</td><td>R2年5月</td><td>計</td></tr><tr><td>新港清掃工場</td><td>3</td><td>4</td><td>7</td></tr><tr><td>北清掃工場</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>5</td><td>7</td><td>12</td></tr></table>				年度	R2年4月	R2年5月	計	新港清掃工場	3	4	7	北清掃工場	2	3	5	計	5	7	12
年度	R2年4月	R2年5月	計																	
新港清掃工場	3	4	7																	
北清掃工場	2	3	5																	
計	5	7	12																	
成果と課題	・ 納期限延長の申請があった事業者の経営安定化に寄与したと考えられる。																			

節	6 事業者向け支援策															
細節	(1)事業活動への支援															
項目名	一般廃棄物収集運搬事業への補助															
担当課	収集業務課															
取組内容	【一般廃棄物収集運搬事業への補助金交付】(令和4年8月) ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、社会生活維持のために必要な業種である一般廃棄物収集運搬事業者及び資源回収業者に、事業継続のための補助金を交付した。 ・ 一般廃棄物収集運搬事業者のうち、古紙・布類及びし尿の収集運搬業者に対し、車両1台あたり75,000円の補助金を交付した。															
実績	<table><tr><td>業者所属</td><td>1台当たりの金額(千円)</td><td>車両台数</td><td>合計(千円)</td></tr><tr><td>千葉市再資源化事業協同組合</td><td>75</td><td>36</td><td>2,700</td></tr><tr><td>一般廃棄物収集運搬業者 (し尿に限る。)</td><td>75</td><td>13</td><td>975</td></tr></table>				業者所属	1台当たりの金額(千円)	車両台数	合計(千円)	千葉市再資源化事業協同組合	75	36	2,700	一般廃棄物収集運搬業者 (し尿に限る。)	75	13	975
業者所属	1台当たりの金額(千円)	車両台数	合計(千円)													
千葉市再資源化事業協同組合	75	36	2,700													
一般廃棄物収集運搬業者 (し尿に限る。)	75	13	975													
成果と課題	・ 事業者より令和4年8月に申請を受理し、9月末日までに補助金を交付した。 ・ 事業者から時機をとらえた補助金であったとの意見があり、事業継続に寄与したと考えられる。															

節	6 事業者向け支援策																	
細節	(1)事業活動への支援																	
項目名	固定資産税・都市計画税の軽減措置																	
担当課	税制課																	
取組内容	【中小企業が所有する償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税・都市計画税の軽減措置】 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して固定資産税・都市計画税(償却資産・事業用家屋)の減額を行う。 (要件) ・ 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が前年同時期に比べて30%以上減少している中小事業者等 (軽減割合) ・ 30%以上50%未満減少している者…2分の1 ・ 50%以上減少している者…全額 (対象) ・ 償却資産及び事業用家屋 (措置期間) ・ 令和3年度課税分																	
実績	令和3年度軽減税額 ・ 償却資産 <table><tr><td></td><td>固定資産税</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>1,094</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>354,756</td></tr></table> ・ 事業用家屋 <table><tr><td></td><td>固定資産税</td><td>都市計画税</td></tr><tr><td>件数(件)</td><td>1,098</td><td>987</td></tr><tr><td>金額(千円)</td><td>623,961</td><td>127,836</td></tr></table>				固定資産税	件数(件)	1,094	金額(千円)	354,756		固定資産税	都市計画税	件数(件)	1,098	987	金額(千円)	623,961	127,836
	固定資産税																	
件数(件)	1,094																	
金額(千円)	354,756																	
	固定資産税	都市計画税																
件数(件)	1,098	987																
金額(千円)	623,961	127,836																
成果と課題	・ コロナ禍における厳しい経営環境の中にいる中小企業事業者に対して、固定資産税・都市計画税を減額することにより、事業の継続を支援することができた。																	

節	6 事業者向け支援策
細節	(1)事業活動への支援
項目名	動画配信環境整備助成
担当課	文化振興課
取組内容	【千葉市動画配信環境整備助成事業補助金】(令和2年9月～令和3年3月) ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、室内の文化芸術鑑賞事業が様々な感染症対策を講じても観客動員数を減らさざるを得ない状況となっていた。 ・有料の音楽鑑賞事業を営んできたライブハウス等の事業者が運営する施設で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン等を遵守したうえで実施する公演での演奏や歌唱を撮影し、その映像を有料で配信することに取り組む場合に、その動画配信に必要な物品購入等に補助を行い、積極的な動画配信事業に取り組める環境を整えることを支援した。
実績	補助事業:1件 助成額:500千円
成果と課題	・ 補助決定事業者へのヒアリングの結果、コロナ禍でライブハウスへの集客が難しい中、動画配信に必要な機材を揃えるきっかけとなった。配信により、来場できないお客様からポジティブな意見をもらったことから、動画配信環境整備に寄与したと評価できる。 ・ 一方、制度が分かりにくいとの意見もあり、実施方法に一部課題もあったと考えられる。 ・ 申請件数が1件の理由として、当制度募集開始前に動画配信を開始済のライブハウスもあり、募集開始時期が事業者のニーズより遅かったものと考えられる。

節	6 事業者向け支援策
細節	(1)事業活動への支援
項目名	文化芸術鑑賞イベント支援
担当課	文化振興課
取組内容	【千葉県文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金】(令和2年8月～令和3年1月) ・適切な感染拡大防止策をほどこした質の高い鑑賞事業を市内で実現させるにあたって、ドライブインシアターや屋外コンサート等、市内の屋外にて行うイベントのうち、市民優待料金を設定し実施する団体に対し、事業経費及び市民が購入するチケット割引相当額を助成する。
実績	補助事業:1件 助成額:2,110千円
成果と課題	・補助決定事業者へのヒアリングの結果、コロナ禍でイベントの開催や集客も厳しい時期にありがたい制度であり、補助金無しでは収支がマイナスであった。文化芸術鑑賞イベントは経費がかかる割に収益が少ない場合が多いため、当制度を有効活用しながら継続事業として広く認知される展開に期待できるとのことから、イベント支援に寄与したと評価できる。 ・一方で、申請件数が1件の理由として、対象期間が秋以降だったため、屋外イベントの季節上、募集開始時期が事業者のニーズより遅かったものと考えられる。

節	6 事業者向け支援策																							
細節	(2)感染対策に係る支援																							
項目名	店舗等の感染対策支援																							
担当課	医療政策課																							
取組内容	【コロナ追跡サービス】(令和2年6月～令和4年3月) - 令和2年6月、店舗やイベント主催者等からの登録申請によりQRコードを付与し、店舗やイベント等の利用者・参加者は、そのQRコードから来店・参加日時、メールアドレスを登録することで、新型コロナウイルス感染者と同時刻に店舗等を利用し、かつ、マスク等の基本的感染対策なしに濃厚接触した疑いがある場合に、注意喚起メールを送信する事業を開始した。 【新型コロナ感染症対策取組宣言の店】(令和2年7月～令和5年5月) - 令和2年7月、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗等を応援するため、感染防止対策として市が定めた取組項目を実施していることを届け出た店舗等に対して、取組宣言の店ステッカーの提供や市ホームページに店舗名を掲載する事業を開始した。																							
実績	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>計</td></tr><tr><td>追跡サービス 登録店舗数</td><td>2,489</td><td>2,873</td><td>－</td><td>－</td><td>5,362</td></tr><tr><td>宣言の店 申請店舗数</td><td>3,391</td><td>326</td><td>10</td><td>0</td><td>3,727</td></tr></table>						年度	R2	R3	R4	R5	計	追跡サービス 登録店舗数	2,489	2,873	－	－	5,362	宣言の店 申請店舗数	3,391	326	10	0	3,727
年度	R2	R3	R4	R5	計																			
追跡サービス 登録店舗数	2,489	2,873	－	－	5,362																			
宣言の店 申請店舗数	3,391	326	10	0	3,727																			
成果と課題	- コロナ追跡サービスは、新型コロナウイルス感染者と接触した疑いのある方に早期に注意喚起をすることで、市民へ行動変容を促し、感染拡大防止に寄与したと考える。当該事業は、市民の間に基本的感染対策が浸透し、注意喚起メールを送信する事案が減少したこと、また国による同様の事業である、新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAが普及したこと等から、令和3年度末をもって事業を終了した。 - 新型コロナ感染症対策取組宣言の店は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗等を市民に公表することで、安心してご利用いただける環境が整い、感染拡大防止と社会経済活動の両立に寄与したと考える。一方で、市が店舗等の感染対策を認証する制度ではないため、原則として取組状況の確認や検査を行わないことから、感染対策の徹底を担保する上では課題があった。当該事業は、基本的な感染対策が事業者及び市民に広く周知されたと判断し、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から5類に変更されることに伴い、5月7日をもって事業を終了した。																							

節	6 事業者向け支援策
細節	(2)感染対策に係る支援
項目名	入院・入所困難高齢者に対しサービス提供を行う事業者への支援
担当課	高齢福祉課
取組内容	【入院・入所困難高齢者に対しサービス提供を行う事業者への支援】 ・在宅高齢者が虐待等により自宅での生活が困難となった場合においては、市が一時的に保護することになるが、発熱等により新型コロナウイルスの感染が疑われるケースにおいては病院への入院及び宿泊療養施設等への入所ができなくなる状態が生じていた。このようなケースにおいて、円滑に一時保護ができるよう入院・入所困難高齢者の受入れを行う事業者に対して支援金の交付を行うこととした。 対象 あらかじめ合意した、市内入所施設及び訪問看護事業所 支援金額 ①市内入居施設 入所1人ごと:150,000円 居室利用1日あたり: 13,842円 ②訪問看護のサービス提供事業者 1事業者1回限り:150,000円 1訪問あたり、介護認定有りの場合: 9,000円 1訪問あたり、介護認定無しの場合:13,500円 ※訪問看護のサービス提供するために、前もって職員体制を準備した事業者に対して支援金として、準備した日ごとに日額3,000円 (令和4年12月28日～令和5年1月9日の13日間限定)
実績	・実際に入院・入所困難高齢者が入所に至ったケースは生じなかったが、前もって職員体制を準備した訪問看護のサービス提供事業者に対して支援金を交付した。
成果と課題	・予め入所施設、訪問看護事業所のそれぞれ一か所ずつ入所の合意をすることができ、被虐待者など緊急に入居先を確保しなければならないケースにおいて、新型コロナの感染疑いがあるケースでも一時保護を行うことが出来る体制を構築できた。

節	6 事業者向け支援策
細節	(2)感染対策に係る支援
項目名	飲食店に対する感染予防の注意喚起
担当課	生活衛生課
取組内容	【飲食店向け注意喚起リーフレット発送】(令和2年4月) ・ 令和2年4月、国が1回目の緊急事態を宣言したことをうけ、多くの市民が利用する一般飲食店に対して「飲食店における新型コロナウイルス感染予防への取組みについて」の依頼文及び「飲食店での新型コロナウイルス感染症対策8か条」リーフレットを送付し、感染予防のための注意喚起を行った。
実績	送付対象:食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けた市内飲食店 送付件数:5,946 件
成果と課題	・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが作成される前に、いち早く飲食店に対し感染予防対策について周知することができた。

節	6 事業者向け支援策																										
細節	(2)感染対策に係る支援																										
項目名	廃棄物関係事業者への通知等の周知																										
担当課	収集業務課、産業廃棄物指導課																										
取組内容	【一般廃棄物収集運搬委託事業者等に対する環境省通知等の周知】(令和2年2月～令和5年5月) ・市内の一般廃棄物収集運搬委託事業者等に対して、手袋やマスクの着用の徹底や、適宜車内の換気をすることを求める通知文や環境省からのリーフレット「ごみの収集をされる皆様へ」を送付 ・市内の委託業者1団体(22社)及び4社、許可業者(し尿5社、浄化槽汚泥8社)、千葉市再資源化事業協同組合に対して文書を送付した。 【一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物処理業許可業者に対する環境省通知等の周知】(令和2年2月～令和5年5月) ・環境省等からの通知を、千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合・千葉県産業資源循環協会等を通して、千葉市一般廃棄物処理業許可業者(34社)及び産業廃棄物処理業許可業者(73社)に対し送付した。																										
実績	文書送付回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬委託事業者</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>8</td></tr> <tr> <td>一般廃棄物収集運搬業許可業者 産業廃棄物処理業許可業者</td><td>4</td><td>13</td><td>8</td><td>－</td><td>－</td><td>25</td></tr> </tbody> </table>						年度	R1	R2	R3	R4	R5	計	一般廃棄物収集運搬委託事業者	1	1	3	2	1	8	一般廃棄物収集運搬業許可業者 産業廃棄物処理業許可業者	4	13	8	－	－	25
年度	R1	R2	R3	R4	R5	計																					
一般廃棄物収集運搬委託事業者	1	1	3	2	1	8																					
一般廃棄物収集運搬業許可業者 産業廃棄物処理業許可業者	4	13	8	－	－	25																					
成果と課題	【一般廃棄物収集運搬委託事業者等に対する環境省通知等の周知】 ・収集が滞る等の大きな支障はなかった。 【一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物処理業許可業者に対する環境省通知等の周知】 ・一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業に係る支障はなかった。																										

節	6 事業者向け支援策																			
細節	(2)感染対策に係る支援																			
項目名	文化施設デジタル化推進																			
担当課	文化振興課																			
取組内容	【文化施設デジタル化推進】(令和4年7月～令和5年3月) 千葉市美術館所蔵作品のデジタルアーカイブ化や文化センター等へ無線LANを導入し、インターネットを活用してコロナ禍でも多くの人が芸術を親しむ機会を確保した。																			
実績	【文化施設デジタル化推進】 - 千葉市美術館所蔵作品のデジタルアーカイブ化 約2,000作品 - 千葉市美術館データベース改修、ウェブカメラによる入退場集計システム導入 <table border="1"> <tr> <td>月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td></tr> <tr> <td>入場者数</td><td>12,329</td><td>18,473</td><td>19,166</td><td>28,263</td><td>37,511</td><td>21,678</td></tr> </table> - 美術館、文化センター、若葉文化ホールにWi-Fi導入						月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	入場者数	12,329	18,473	19,166	28,263	37,511	21,678
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月														
入場者数	12,329	18,473	19,166	28,263	37,511	21,678														
成果と課題	【文化施設デジタル化推進】 - 各施設へのWi-Fi設置により、自宅からのイベント参加やオンラインでの会議などへの活用が可能となった。 - アーカイブ化した美術館所蔵作品の活用方法について、今後検討が必要																			

第3章 対応の記録

第7節 公共施設やイベントにおける感染対策

いきいきプラザ等における感染対策.....	194
コミュニティセンター、文化施設、スポーツ施設における感染対策	196
都市公園施設における感染対策.....	198
生涯学習センター・公民館・科学館における感染対策.....	199
南部青少年センターにおける感染対策	200
博物館・文化財施設における感染対策.....	202
千葉県図書館における感染症対策	203
来所による消費生活相談時のコロナ対策	206
消費者啓発のための各種講座等開催にあたってのコロナ対策.....	207
消費者団体等への諸室貸出時のコロナ対策.....	208
健康関係イベントの中止やオンライン配信.....	209
清掃工場等における感染対策	212
喫煙所の供用停止、供用方法の変更	213
会議、説明会、セミナー、審議会等における感染対策	214
図書館における新しい生活様式への対応	216
社会福祉研修センターの感染対策	217
戦没者追悼式の開催規模の縮小	218
避難所、拠点福祉避難所における感染対策.....	219
選挙における感染症対策	221
特例郵便等投票.....	222
職員採用試験及び説明会	224

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策	
細節	—	
項目名	いきいきプラザ等における感染対策	
担当課	高齢福祉課	
取組内容	【いきいきプラザ・センターの管理運営(閉館、利用制限、感染症対策)】 ・ いきいきプラザ・いきいきセンター・おゆみ野ふれあい館(計16施設)において感染状況に応じ対策を講じ施設を運営した。 ・ 緊急事態宣言時など感染状況に応じて休館とした。 ・ 密を避けるために諸室の定員を2分の1とした。 ・ 利用者同士で距離を確保できない囲碁、将棋、健康マージャンの利用を制限した。 ・ 飛沫が飛ぶ活動である合唱、カラオケ、スポーツ吹矢の利用を制限した。 ・ 利用者が共用で利用する浴室の脱衣籠やドアノブなど利用者がよく接触する部位を定期的に消毒した。 ・ 2方向の窓を同時に開けるなど換気を徹底した。 ・ 入館時に検温や健康チェックを実施した。 【感染対策の推移】	
	時期	対応
	令和2年4月～同年5月	緊急事態宣言に伴い休館
	同年5月～同年12月	人数制限:1/2 行動制限:囲碁等、カラオケ等禁止
	同年12月～令和3年1月	休館
	令和3年1月～同年3月	緊急事態宣言に伴い休館
	同年3月～同年10月	人数制限:1/2 行動制限:囲碁等、カラオケ等禁止
	同年10月～令和4年1月	人数制限:1/2 行動制限:なし
	同年1月～同年6月	人数制限:1/2 行動制限:カラオケ等禁止
	同年6月～令和5年3月	人数制限:なし 行動制限:カラオケ等禁止
	同年3月～	人数制限:なし 行動制限:なし

実績	【各施設の利用者数の実績】					(単位:人)
	名称	施設数	R1	R2	R3	R4
	いきいきプラザ	6	446,757	115,782	212,015	276,360
	いきいきプラザセンター	9	172,710	33,578	83,707	126,338
	おゆみ野ふれあい館	1	10,254	2,197	4,084	6,593
	合計	16	629,721	151,557	299,806	409,291
成果と課題	・施設利用者から感染者がでた事例はあったものの、感染対策を徹底していたことにより個人の感染に留まり集団感染事例はなかった。 ・60歳以上を対象とした施設であることから、市の施設の中でも、最も厳しい感染対策を実施した。これにより集団感染は防げたものの利用者が大きく落ち込み、介護予防や利用者の生きがい向上など施設本来の目的が大きく停滞することとなった。					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	－
項目名	コミュニティセンター、文化施設、スポーツ施設における感染対策
担当課	市民総務課、文化振興課、スポーツ振興課
取組内容	【コミュニティセンターにおける感染対策】(令和2年3月～令和5年5月) ・ 感染予防策として、施設内にアルコール消毒液や透明ビニールカーテン等パーティションを設置したほか、貸出備品・ドアノブ・手すり等のこまめな消毒を実施した。 ・ 感染拡大防止のため、施設の休館・利用停止・利用(人数・活動内容・飲食)制限等を実施した。 【文化施設における感染対策】(令和2年3月～令和5年5月) ・ 感染予防対策として、施設内の備品やドアノブ、手すり等、利用者が触れる部分を中心にアルコール消毒、施設の受付などへパーティションの設置を行った。 ・ 感染拡大防止の観点から休館、一部休館(夜間)、人数や活動の制限を行った。 ・ ウォークスルー型温度感知器をホールごとに1台設置(市民会館2台、文化センター1台、若葉文化ホール1台、美浜文化ホール2台)し、対象温度を検知した場合は、警告表示及び警告音で確認することにより、利用者の安全を確保した。 【スポーツ施設における感染対策】(令和2年4月～令和5年5月) ・ 感染予防策として、施設内にアルコール消毒液や透明ビニールカーテン等パーティションを設置したほか、貸出備品・ドアノブ・手すり等のこまめな消毒を実施した。 ・ 感染拡大防止のため、施設の休館・利用停止・利用(人数・活動内容・飲食)制限等を実施した。 ・ ウォークスルー型温度感知器をスポーツ施設ごとに1台設置(計8台)し、利用者の検温を実施した。 ・ 非接触型赤外線検温計をスポーツ施設へ配置(計 30 台)し、スポーツ施設利用者へ無料で貸出、活用してもらった。

実績	施設利用者数 (人)					
	年度	H30	R1	R2	R3	R4
	コミュニティセンター	1,777,428	1,731,981	819,630	1,317,153	1,519,779
	文化施設	785,629	729,303	225,379	368,677	463,125
	スポーツ施設	1,443,369	1,247,246	537,216	889,344	1,050,011
成果と課題						
	・ 各種の感染拡大防止対策を行ったことで、クラスター等の発生を防止することができた。 ・ 感染拡大防止対策について、施設管理者との緻密な調整を行うとともに利用者等への説明を行うことで、大きな混乱を生じることなく運営できた。 ・ 施設での活動内容によって適用する感染防止ガイドラインが異なる場合があるため、利用団体ごとに制限等の説明を行わなければならず、対応に苦慮した。 ・ 国の制限内容が度々変更となったが、利用者への周知が追いつかないことがあった。 ・ 濃厚接触等による施設従事者の感染防止に注意していたが、家庭内感染等により出勤不可能となる従事者が発生し、代替従事者の手配など、施設の維持・運営に苦慮した。 ・ 初期段階においてアルコール消毒薬などが不足した。 ・ 5類移行後、本市から提供したウォークスルー型温度感知器を使用しない利用者が増えているため、活用を促していく。					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	
項目名	都市公園施設における感染対策
担当課	公園管理課
取組内容	【都市公園施設利用による感染拡大防止対策】(令和2年3月～令和5年3月) ・ 一時的な施設の閉鎖や利用制限を実施した。 ・ 手指消毒薬、パーティションなどの設置、非接触型の検温機器の設置といった感染対策を実施した。
実績	【一時的な施設の閉鎖や利用制限】 ・ 緊急事態宣言下かつ千葉県からの外出自粛要請発出時には、動物公園や運動施設等において、一時的に休園や閉鎖措置を実施した。 ・ まん延防止等重点措置下においては、各施設の状況に応じて、利用人数や利用時間短縮などの制限を実施した。 ・ 公園内で実施されるイベントについては、政府及び千葉県が示した「感染防止安全計画」策定や業種別ガイドライン等に基づき、感染対策を実施して開催された。 【手指消毒薬、パーティション、非接触型の検温機器などの設置】 ・ 各施設の出入口や受付カウンターに手指消毒液を設置した。また、飲食施設においては、テーブルにパーティションを設置した。 ・ 動物公園、花島公園センター、都市緑化植物園、花の美術館といった集客施設の出入口に非接触型の検温機器を設置した。
成果と課題	・ 公園施設利用が要因と思われる集団感染は確認されなかった。 ・ 施設閉鎖の周知徹底の方法(特に自由使用施設)を工夫すべきであった。 ・ 施設閉鎖決定前に利用予約済者への配慮が必要であった。

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策					
細節	—					
項目名	生涯学習センター・公民館・科学館における感染対策					
担当課	生涯学習振興課					
取組内容	【利用制限及び事業の見直し】 生涯学習センター・公民館・科学館における利用制限 ・令和2年3月3日から16日(公民館は19日、科学館は6月14日)まで、令和2年4月4・5日及び4月8日から5月26日まで、休館した。 ・令和2年4月6・7日及び令和3年1月8日から(科学館は2年6月15日から)3月21日まで、開館時間を午後5時(生涯学習センターは午後6時)までに短縮した。 ・令和3年3月22日から令和3年9月30日まで、開館時間を午後8時までに短縮した。 ※ その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止(三密回避)のため、主催事業の一部中止や、一部施設の利用制限(定員の削減等)を随時実施した。					
実績	施設利用者数 (人)					
	年度	H30	R1	R2	R3	R4
	生涯学習センター	225,094	219,770	80,079	138,728	180,852
	公民館	1,080,973	948,509	449,013	634,624	751,545
	科学館	484,671	394,974	150,874	301,302	378,800
成果と課題	・指定管理者とも連携し、アルコール消毒やマスク着用の徹底、利用者間の距離の確保等利用者への感染対策等も適宜実施したことにより、クラスターの発生もなく、継続的な施設運営を行うことができた。 ・オンライン講座の推進など、施設に来館する必要がない学習機会の提供が進んだ。 また、新たな普段施設を利用していない利用者へのアピール等につながった。 ・利用者心理の冷え込みもあり、利用制限により利用者数は大きく落ち込んだ。 利用制限を解除した現在においても、コロナ禍前の利用者数には戻っていない。 また、コミュニティーの変化により、サークルといった利用者等とのつながりを重視する継続的な学習活動内容にも、大きな影響が生じた。 ・利用収入の大幅減等により、施設における運営に多大な影響が生じた。 科学館管理運営については、休館に伴う影響等による契約金額の変更を行った。 ・感染対策については、利用制限と比較し明確な運用基準の設定が難しく、各施設における運用に差異が生じた。 また、市内施設間・周辺市との運用調整に多大な事務負担が生じた。					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	-
項目名	南部青少年センターにおける感染対策
担当課	南部青少年センター
取組内容	【施設における感染拡大防止対策】 1 休館 ・ 令和2年4月4日(土)～4月5日(日) ・ 令和2年4月8日(水)～5月26日(火) 2 利用の制限 ・ 令和2年5月27日(水)～7月16日(木) ホール、講習室、和室、美術室のみ利用可。 ・ 令和2年7月17日(金)～全室利用可。ただし、利用制限は以下のとおり。 視聴覚室、録音室、レッスン室は、換気と消毒のため、利用時間を1時間短縮。 視聴覚室、録音室、レッスン室は一人(個人)での利用のみ可。 講習室、美術室、和室等定員の半数で利用。 ホール客席定員は27名(本来は204名)。 ・ 令和2年12月26日(土)、12月27日(日)、令和3年1月5日(火)～1月10日(日) 全室利用停止 ・ 令和3年1月13日(水)～3月19日(金) 午前、午後のコマは利用可。夜間のコマは利用停止。学習スペースの利用停止。 ・ 令和3年3月23日(火)～ 夜間のコマの利用開始。ただし、20時閉館。学習スペースの利用再開。 ・ 令和3年4月28日(水)～9月30日(木) 20時閉館。学習スペースの利用停止。 ・ 令和3年10月1日(金)～ 夜間のコマを21時までに戻して利用開始。学習スペースの利用再開。 ・ 令和3年11月2日(火)～令和5年5月9日(火) 貸出施設(ホールを除く)の利用人数、利用時間、活動の制限を段階的に緩和しながら、貸出を行った。 ※ ラウンジは、学習スペースとしてのみ利用可。休憩としての利用は不可とした。 (令和2年5月27日(水)～令和5年3月13日(月)、途中、利用停止期間あり。)

	3 感染防止対策 ・ 令和2年5月27日(水)～令和5年5月9日(火)の間中は、利用者へのマスクの着用、手指の消毒・換気の呼びかけや、所管が利用後の各室の消毒を行ったほか、ホールの利用団体に対しては、「感染症対策を記した開催指針」を提出させ、感染防止に努めた。 ・ ホール利用者に関しては、事前及び事後の健康観察、名簿の作成を呼びかけ、非接触型体温計の貸出しも行った。 ・ 主催事業に関しては、定員を縮小しながら段階的に実施していった。						
実績	【利用状況】						
	区分	場所	回数・人数	R1	R2	R3	R4
	主催事業	館内	回数	47	17	38	43
			人数	1,738	113	362	897
	貸出事業	室・ホール	回数	4,135	1,927	3,877	4,027
			人数	30,561	6,592	12,901	22,494
		ラウンジ	回数	—	—	—	—
			人数	14,504	1,404	823	2,719
	合計		回数	4,182	1,944	3,915	4,070
			人数	46,803	8,109	14,086	26,110
成果と課題	・ 施設における感染対策を実施した結果、主催事業及び貸出事業とも、令和元年度と比較すると令和2年度は、回数・人数とも大きく減少してしまった。 ・ 貸出の利用人数、利用時間、利用制限を緩和しながら、主催事業及び貸出事業を行ったため、利用回数・利用人数とも徐々に回復している。ただし、利用人数は増加傾向にあるが、コロナ禍前の令和元年度の利用人数までには回復していない。 ・ 新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に変更されているが、手指の消毒や部屋の換気など施設としてできる感染症対策を継続する必要がある。 ・ 5類移行後は、利用促進を図るため、各所への働きかけを強める必要がある。						

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策					
細節	—					
項目名	博物館・文化財施設における感染対策					
担当課	文化財課、加曽利貝塚博物館、郷土博物館、埋蔵文化財調査センター					
取組内容	【博物館・文化財施設における感染対策】(令和2年3月～令和5年5月) ・ 見学(ガイド)メニューの制限 ・ 見学団体受付のコントロール(密集回避) ・ 展示箇所の定時消毒 ・ イベント・体験講座等の人数制限					
実績	各施設の利用者数 (人)					
	年度	R2	R3	R4	R5※	計
	加曽利貝塚博物館	33,500	52,124	53,378	45,803	184,805
	郷土博物館	30,453	44,648	56,522	33,240	164,863
	埋蔵文化財調査センター	1,068	1,732	1,591	1,012	5,403
※令和5年12月15日時点						
成果と課題	・ 実施方法に工夫をこらすなど感染防止対策を講じることで、安全で安心して施設をご利用いただいた。 ・ ボランティアガイドによる解説は中止して1日1団体限定の受入れとした。 ・ 講座等の定員を減らし、事前申し込み制とした。 ・ 集客イベントの規模を縮小して開催した。 ・ 1回あたりの人数を減らしたが実施回数を増やして開催した。 ・ 消毒用アルコールの調達 ・ 受付を配置していない施設での検温の実施が今後の課題と考えている。					

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	-
項目名	千葉市図書館における感染症対策
担当課	中央図書館管理課・中央図書館情報資料課
取組内容	【千葉市図書館における感染症対策】(令和2年3月～) ・ 令和2年5月14日に公益社団法人日本図書館協会が「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定したことに伴い、令和2年6月1日に千葉市中央図書館においても「千葉市中央図書館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を作成。 【所蔵資料の取り扱いについての対応】(令和2年6月～令和5年1月) ・ 令和2年6月、日本図書館協会の感染拡大予防ガイドラインにより、資料利用前後の手洗い・手指消毒以外の対策に関し、書籍等を保護する透明プラスチックフィルムの表面に付着したウイルスの不活性化効果として、72時間保管・隔離することが資料を介した感染を防ぐ最も有効な対策と示されたことから、千葉市図書館では、返却資料の72時間保管・隔離を実施した。 ・ 令和3年3月、日本図書館協会資料保存委員会「図書資料の取り扱い(新型コロナウイルス感染防止対策)について」の改訂で示された6時間保管・隔離へ変更。 ・ 令和5年1月、日本図書館協会の「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」変更をうけ6時間保管・隔離を取りやめ。コロナ前と同じ資料の取り扱いとする。
実績	【所蔵資料の取り扱い】 ・ 返却資料(ウイルス活性化)と貸出資料(ウイルス不活性化)を混在させないため、案内カウンターとは別に返却カウンターを設置した。 以下はあくまでも72時間保管・隔離を前提としたうえで、資料状況により下記のとりの運用とした。 ・ 自館予約ありの図書は、返却すると次予約割当者へ予約連絡通知が届くため、除菌効果が確認されているエルクリーナーで本の表面を拭き予約貸出を行った。 ・ 自館予約なしの図書および本の表面が拭けない雑誌・紙芝居・視聴覚資料は、72時間保管・隔離 ・ ブックメールカー配送の予約回送本および返却回送本：72時間保管・隔離

	【感染症対策】		
	年月日	開館状況等	開館時間
	令和2年3月3日～16日	休館	予約本の貸出・返却のみ 通常通り
	3月17日～4月3日	開館	閲覧スペースを1/3に削減 （～令和3年3月31日） 通常通り
	4月4日～4月7日	開館	土日および夜間休館 中央図書館：17時30分まで 地区図書館：通常通り
	4月8日～5月11日	休館	有料宅配、団体貸出のみ
	5月12日～31日	休館	予約本の貸出・返却のみ 10時～12時、 14時～16時
	6月1日～令和3年1月7日	開館	利用時間の制限（1時間以内） 通常通り
	1月8日～3月22日	開館	夜間休館 中央図書館：17時30分まで 地区図書館：通常通り
	3月23日～4月27日	開館	夜間開館制限 中央図書館：20時まで 地区図書館：通常通り
	4月28日～9月30日	開館	夜間開館制限、一部利用制限 中央図書館：20時まで 地区図書館：通常通り
	10月1日～令和4年5月19日	開館	マスク等の感染対策 通常通り
	5月20日～令和5年5月7日	開館	距離、会話無しでマスク不要 通常通り
	5月8日～	開館	引き続き換気等の対策 通常通り

成果と課題	・ 資料を72時間保管・隔離またはエルクリーナーでの除菌を行ったことで資料を介した感染は確認されていない。 ・ 感染拡大時は、感染対策として安全性を主張したことで利用者への理解を得られたが、徐々に感染が落ち着くと72時間保管・隔離の見直しの要望等があった。感染拡大時と収束時での感染対策の実効性が見直しが必要である。 ・ 利用者がWeb等で資料の所蔵状況が確認できてしまうことから、利用者とのトラブル回避のため返却後の資料状態については全館統一の運用が望ましい。 ・ 72時間保管・隔離する場所の確保、資料運搬に使用するブックトラックの台数、それに伴う配架や予約資料の確保に対する人員の配置の調整が必要であった。 ・ 図書館HPやSNSで休館等の対応について周知等を行ったが、十分ではなかった。「突然、休館となって本が借りられない」といった問合せが多数あり、周知方法を検討していく必要がある。 ・ 各館で開館時間・利用者数・返却数・予約数が大きく異なるため、中央・地区図書館と分館(室)の実務的な調整を図ることが困難であった。
--------------	--

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策								
細節	－								
項目名	来所による消費生活相談時のコロナ対策								
担当課	消費生活センター								
取組内容	【消費生活相談】(令和2年4月～令和5年5月) ・ 来所による消費生活相談を予約制とした。電話による相談の過程において、相談者と対面して聴き取りをする必要があると相談員が判断した場合に、来所の際の感染症対策に関する注意事項を伝え、日程を調整し、予約を受け付けた。 ・ 予約をしていない来所者に対しても、感染症対策について説明したうえで相談を受けた。 ・ 施設内に感染症対策についての注意書きを掲示、手指の消毒液を配置及び個別相談室にパーティションを設置するなど基本的な感染症対策を実施した。								
実績	来所による消費生活相談受付件数 <table><tr><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>423</td><td>338</td><td>319</td></tr></table>			R2	R3	R4	423	338	319
R2	R3	R4							
423	338	319							
成果と課題	・ 基本的な感染症対策を実施したことで、クラスター等の発生がなく、安心・安全な運営ができた。 ・ 来所いただく必要があると判断される相談者は、相談員による、よりきめ細かな支援が必要な高齢者であることが多い。感染後の重症化リスクを回避するためにも、誰もが来所をしなくても相談できる体制を整備する必要がある。								

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策											
細節	—											
項目名	消費者啓発のための各種講座等開催にあたってのコロナ対策											
担当課	消費生活センター											
取組内容	【消費者教育】(令和2年4月～令和5年5月) ＜主催講座＞ ・ 参加者、関係者のマスク着用を徹底した。 ・ 体調不良者の参加厳禁とし、参加者、関係者に対し入場時の手指消毒を徹底した。 ・ 参加定員は、会場収容定員の半分以下とした。 ・ 換気、3密対策を徹底した。 ・ 不特定多数が接する備品の消毒を徹底した。 など ＜出前講座＞ ・ 主催者による新型コロナウイルス感染症対策の徹底を依頼した。 ・ オンライン開催を取り入れた。											
実績	講座回数 (くらしの巡回講座、消費生活講座、消費者サポーター養成講座、悪質商法等被害防止講演会、連携事業等の合計) <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>講座回数</td><td>64</td><td>162</td><td>149 (うちオンライン1)</td></tr></table>				年度	R2	R3	R4	講座回数	64	162	149 (うちオンライン1)
年度	R2	R3	R4									
講座回数	64	162	149 (うちオンライン1)									
成果と課題	・ 各種の感染拡大防止対策を行ったことで、クラスター等の発生を防止することができた。 ・ 初期段階においてアルコール消毒薬などが不足した。											

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策										
細節	—										
項目名	消費者団体等への諸室貸出時のコロナ対策										
担当課	消費生活センター										
取組内容	【消費者教育】(令和2年4月～令和5年5月) ・利用人数を、各室収容定員の半分以上とした。 ・利用者のマスク着用を徹底した。 ・換気、3密対策の徹底を依頼した。 ・利用した机等のアルコール消毒を行った。 ・調理実習において飲食不可とした。(調理のみ可) など										
実績	諸室貸出状況(人数)※行政利用含まず (消費者活動コーナー、研修講義室、実験実習室の合計) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数</td><td>593</td><td>558</td><td>1,049</td></tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	R4	貸出人数	593	558	1,049
年度	R2	R3	R4								
貸出人数	593	558	1,049								
成果と課題	・各種の感染拡大防止対策を行ったことで、クラスター等の発生を防止することができた。 ・国の制限内容が度々変更となったが、利用者への周知が追い付かないことがあった。 ・初期段階においてアルコール消毒薬などが不足した。										

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	健康関係イベントの中止やオンライン配信
担当課	健康推進課
取組内容	【市民健康づくり大会の中止】 ・ 毎年10月に開催している市民健康づくり大会について、令和2年度～4年度は中止し、令和5年度は開催した。 【ヘルシーカムカムの中止、縮小】 ・ 毎年、歯と口の健康週間に口腔保健の啓発のため実施している「ヘルシーカムカム」を、令和2、3年度は中止、令和4、5年度は縮小して実施した。 【食育のつどいの縮小】 ・ 毎年、食育月間に食育の啓発のため実施している「食育のつどい」を、令和2、3年度は縮小してパネル展のみ実施、令和4、5年度は感染対策に留意しながら実施した。 【集団健康教育の中止・参加人数制限】 ・ 集団健康教育については、令和2年度は感染症対策や保健所業務逼迫のため、中止とする事業が多かった。令和3年度は広い会場の確保や人数制限などの感染対策を進め、可能な範囲で実施した。令和4年度は必要な人数制限をしながらオンラインを活用するなど工夫し、可能な限り実施した。令和5年度以降も、オンライン配信が好評なことから、継続して実施していく。 ・ 令和5年度は、参加者の体調確認、密集・密接の回避、換気の励行、咳エチケットなど基本的な感染対策を行った上で、コロナ前と同様に実施している。 【中央講習会(乳幼児の口腔保健に係る保育施設職員向け研修会)のオンライン配信】 ・ 中央講習会は感染対策のため、オンライン配信で実施したが、参加者に好評であったことから、今後もオンラインでの実施を予定している。 【一般介護予防事業の中止・参加人数の制限】 ・ チャレンジシニア教室について、令和3、4年度は料理実習プログラムを見学に変更するとともに、感染予防対策を講じた上で実施した。また、シニアフィットネス習慣普及事業については、ガイドラインに沿った感染予防対策を講じた上で予定通り実施した。 ・ 令和5年度は、参加者の体調確認、密集・密接の回避、換気の励行、咳エチケットなど基本的な感染対策を行った上で、コロナ前と同様に実施している。 【シニアリーダー体操のケーブルテレビ(J:COM)及び YouTube での配信】 ・ 令和2年度は、シニアリーダー体操教室の自粛要請を行った。また、令和2年度より、高齢者が自宅での運動を継続できるよう、シニアリーダー体操のケーブルテレビ(J:COM)及び YouTube での配信を行っている。

	【オンラインによるシニアリーダー養成講座の実施】 ・ 令和2年度のシニアリーダー養成講座は中止した。令和3年度以降は感染予防対策を講じた上で、対面とオンライン(希望者に対し)での講座を並行して実施している。また、シニアリーダーの地域活動について、感染予防対策を講じた活動のガイドラインを作成していたが、感染症法上の5類移行後は、ガイドラインは廃止し、感染予防対策を講じた上で実施している。																																				
実績	<table><tr><th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr><tr><td>健康づくり大会参加者数</td><td>0人 (中止)</td><td>0人 (中止)</td><td>0人 (中止)</td></tr><tr><td>ヘルシーカムカム参加者数</td><td>0人 (中止)</td><td>0人 (中止)</td><td>383 人</td></tr><tr><td>食育のつどい参加者数</td><td>538 人</td><td>2,250 人</td><td>2,181 人</td></tr><tr><td>健康教育 参加者数</td><td>3,996 人</td><td>6,264 人</td><td>9,611 人</td></tr><tr><td>中央講習会 再生数</td><td>771回</td><td>427回</td><td>561回</td></tr><tr><td>チャレンジシニア教室 延利用者数</td><td>646人</td><td>968人</td><td>961人</td></tr><tr><td>シニアフィットネス習慣普及事業 延利用者数</td><td>612人</td><td>263人</td><td>469人</td></tr><tr><td>シニアリーダー養成講座登録者数</td><td>0人</td><td>127人</td><td>99人</td></tr></table>	年度	R2	R3	R4	健康づくり大会参加者数	0人 (中止)	0人 (中止)	0人 (中止)	ヘルシーカムカム参加者数	0人 (中止)	0人 (中止)	383 人	食育のつどい参加者数	538 人	2,250 人	2,181 人	健康教育 参加者数	3,996 人	6,264 人	9,611 人	中央講習会 再生数	771回	427回	561回	チャレンジシニア教室 延利用者数	646人	968人	961人	シニアフィットネス習慣普及事業 延利用者数	612人	263人	469人	シニアリーダー養成講座登録者数	0人	127人	99人
年度	R2	R3	R4																																		
健康づくり大会参加者数	0人 (中止)	0人 (中止)	0人 (中止)																																		
ヘルシーカムカム参加者数	0人 (中止)	0人 (中止)	383 人																																		
食育のつどい参加者数	538 人	2,250 人	2,181 人																																		
健康教育 参加者数	3,996 人	6,264 人	9,611 人																																		
中央講習会 再生数	771回	427回	561回																																		
チャレンジシニア教室 延利用者数	646人	968人	961人																																		
シニアフィットネス習慣普及事業 延利用者数	612人	263人	469人																																		
シニアリーダー養成講座登録者数	0人	127人	99人																																		
成果と課題	・ 市民健康づくり大会については、健やか未来ちばプラン推進協議会及び千葉市保健医療事業団との共催であることから、開催の調整に時間を要した。また、結果的に3年連続中止となったことから、新興感染症が流行した際の開催方法について、事前に検討する必要がある。 ・ ヘルシーカムカムは、マスクをとっての体験もあり、感染状況を踏まえ2年間中止としたが、令和4年度からは感染対策に留意して実施することができた。令和6年度以降、コロナ前の規模に戻していきたい。 ・ 食育のつどいは、パネル展示や啓発資料の配布など、コロナ禍でも可能な方法を検討しながら実施した。令和4年度からは、感染に留意し、コロナ前とは違った方法で実施した。 ・ 健康教育は令和3年度以降、感染対策のノウハウを得て実施することができた。中央講習会も含め、オンラインを活用しての試みなどを行う機会ともなった。 ・ 対面での実施には直接質疑ができる等よい点もあり、特に住民を対象とする場合は会場に来所すること自体が健康づくりに効果的である場合もあるので、今後もオンラインの利点を活用しながら、対面での教育や講習会を基本に実施していきたい。																																				

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 中央講習会は、オンライン配信に変更したことにより、質疑や参加者同士の意見交換、交流ができない等の課題はあったが、通常の講習会よりも参加者(再生数)は多く、今後の実施方法については参加者の希望も考慮し、検討していく。・ チャレンジシニア教室及びシニアフィットネス習慣普及事業については、コロナ禍においても、感染予防対策を講じた上で実施したことにより、高齢者の身体機能の低下防止に努めた。・ オンラインを活用してのシニアリーダー養成講座を実施したが、「パソコンやスマートフォンの操作が分からない」、「パソコンを持っていない」等の声があり、活用者も少なかった。そのため、シニアリーダー連絡会では、高齢者のICT活用について、研修を実施した。 |
|--|---|

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策				
細節	—				
項目名	清掃工場等における感染対策				
担当課	廃棄物施設維持課				
取組内容	【清掃工場等の施設見学の中止】(令和2年3月～令和4年6月) ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月から令和4年6月まで清掃工場等において施設見学を一時中止する対応を実施。令和4年7月に施設見学再開。 ※令和2・3年度は工場維持運営会社等、関係者による見学のみ実施した。				
実績	【工場見学者数】				
	年度	R1	R2	R3	R4
	新港清掃工場	5,788	0	0	186
	北清掃工場	1,998	21	16	49
	計	7,786	21	16	235
成果と課題	・ 部外者との接触を抑制することができた。 ・ 施設見学が毎年の恒例行事となっている学校が多い中で、見学ができなかった子ども達にはごみ処理の仕組みを理解してもらう機会を設けることができなかった。				

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	－
項目名	喫煙所の供用停止、供用方法の変更
担当課	廃棄物対策課
取組内容	【JR海浜幕張駅高架下喫煙所の閉鎖、人数制限(再開後)】 ・ 令和2年 4月15日 喫煙所閉鎖 ・ 令和2年 6月16日 喫煙所再開(定員10人の人数制限) ・ 令和3年 1月 8日 喫煙所閉鎖 ・ 令和3年11月10日 喫煙所再開(定員10人の人数制限)
実績	・ 上記のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図った。
成果と課題	・ 2度目の閉鎖の際、令和3年3月21日に緊急事態宣言が解除され、市の施設は時間制限などを設けて再開させることが決まったが、喫煙所は常時開放しており時間制限を設けられないため、令和3年11月10日まで閉鎖を継続した。

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策							
細節	—							
項目名	会議、説明会、セミナー、審議会等における感染対策							
担当課	都市計画課 都市安全課、こども企画課							
取組内容	【都市計画審議会、都市計画説明会、セミナー、相談会等における感染対策】(令和2年2月～令和5年3月) ・都市計画審議会や都市計画説明会、空き家セミナー・相談会などの開催の際に、来場者に対して手指消毒、体温確認、連絡先の確認等による感染症対策を行った。 ※手指消毒の消毒液は5類移行後も置いている。 【会議の開催方法における感染対策】(令和2年12月～現在も継続) ・感染拡大防止のため、会議をWeb併用開催又はWeb開催により実施した。 【社会福祉審議会児童福祉専門分科会の書面開催】(令和2年度～令和3年度) ・新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐことを目的に、対面開催に伴う人と人との密接を避けるため、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を書面で開催した。							
実績	・受付に消毒液の設置、受付時に体温の確認と連絡先の記載を来場者に求めた。会場設営の際に、座席の間隔を広く取り、開始前後で椅子や机などは消毒液で清掃した。また、参加者が使用するマイクは都度消毒を行った。 ・コロナ禍後に開催した審議会等において、あらかじめ委員に資料を共有し、Web併用開催又はWeb開催を実施した。今後もWeb併用開催又はWeb開催を実施していく。 【社会福祉審議会児童福祉専門分科会の書面開催】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書面開催数</td><td>1回／全3回中</td><td>2回／全3回中</td></tr> </tbody> </table>		年度	R2	R3	書面開催数	1回／全3回中	2回／全3回中
年度	R2	R3						
書面開催数	1回／全3回中	2回／全3回中						

成果と課題	・ 消毒液を用いての椅子や机の清掃作業や用具の準備、マイクの消毒など、コロナ禍前にはなかった作業負担が生じた。受付時に来場者に連絡先の記載を求めたが、記載を拒む方もおり、配慮を要した。 ・ 市外在住の参加者や体調に不安がある参加者は、会議等のため会場に来る必要がなくなり感染リスクの低減、移動の負担の軽減が可能となった。 ・ Web併用開催とすることで、現地の参加者数が減ることで、室内の密集を防ぐことが可能となった。 ・ 通信環境により、Web参加者との意思疎通に支障が生じることもあった。その際は、あらかじめ資料を送付していたことから、音声のみで対応することができた。 ・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、いずれの会議も報告事項のみであり、附属機関の委員の意向を諮る議題はないことから、対面開催ではなく、資料送付による報告に代えさせていただくこととした。 ・ その結果、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に寄与することとなったほか、委員の日程調整、会場の確保及び当日設営、報酬や食糧費等の支出事務、議事録作成などが必要なくなり、職員の負担も大幅に減ることとなった。
-------	--

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策																																						
細節	－																																						
項目名	図書館における新しい生活様式への対応																																						
担当課	中央図書館管理課、中央図書館情報資料課																																						
取組内容	【図書館のICT化(Wi-Fi環境整備)】(令和2年11月～) ・インターネットによる資料収集等を可能とし、図書館における学習機会の充実を図るため、中央図書館及び地区図書館等の館内にWi-Fi環境を整備し、令和2年11月から運用を開始した。 【電子書籍サービスの導入】(令和3年7月～) ・令和3年7月、「知」の拠点としての役割・機能の確立、新しい生活様式に対応したサービス提供など、次世代を担う新たな図書館を構築し、利用者サービスの向上を図るため、電子書籍サービスを導入した。																																						
実績	【Wi-Fi接続数】 <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5※</td></tr><tr><td>接続数(アクセス数)</td><td>1,826</td><td>11,977</td><td>14,154</td><td>13,594</td></tr></table> ※R5 は12月末時点 【電子書籍サービス利用実績】 <table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5※</td></tr><tr><td>ログイン数</td><td>41,157</td><td>53,597</td><td>41,322</td></tr><tr><td>貸出点数</td><td>12,518</td><td>16,856</td><td>15,453</td></tr><tr><td>予約点数</td><td>6,904</td><td>8,263</td><td>4,879</td></tr><tr><td>閲覧回数</td><td>27,294</td><td>51,282</td><td>45,603</td></tr><tr><td>提供書籍数</td><td>8,866</td><td>11,259</td><td>12,444</td></tr></table> ※R5 は12月末時点					年度	R2	R3	R4	R5※	接続数(アクセス数)	1,826	11,977	14,154	13,594	年度	R3	R4	R5※	ログイン数	41,157	53,597	41,322	貸出点数	12,518	16,856	15,453	予約点数	6,904	8,263	4,879	閲覧回数	27,294	51,282	45,603	提供書籍数	8,866	11,259	12,444
	年度	R2	R3	R4	R5※																																		
	接続数(アクセス数)	1,826	11,977	14,154	13,594																																		
	年度	R3	R4	R5※																																			
	ログイン数	41,157	53,597	41,322																																			
	貸出点数	12,518	16,856	15,453																																			
	予約点数	6,904	8,263	4,879																																			
	閲覧回数	27,294	51,282	45,603																																			
	提供書籍数	8,866	11,259	12,444																																			
	成果と課題																																						
・「新しい生活様式」等への対応に積極的に取り組むため、利用者自らによるインターネット上の資料検索や収集を可能とすることで、図書館における滞在時間の短縮及び学習機会の充実を図った。 ・家庭にWi-Fi環境がない子どもが、学校以外で学習する機会を増やした。 ・電波の届かない範囲へのアクセスポイントの設置については、利用状況や利用者の要望などを踏まえ検討していきたい。 ・導入時と比べて、コンテンツ(蔵書)の充実を図ることができた。 ・新たにギガタブ利用を中心とした学校内外での子どもの読書活動推進の取組み(児童書の読み放題)を行えるよう、実証実験を実施した。																																							

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	社会福祉研修センターの感染対策
担当課	地域福祉課
取組内容	【一部研修の中止】 ・緊急事態宣言発令等に合わせて一部研修を中止した。 【一部研修のオンライン化】 ・令和2年8月にパソコン、ビデオ会議システム有償ライセンス等を購入し、実習を伴わない研修をオンラインで実施した。 【グループワーク実施時の感染防止対策】 ・グループワークを行う研修時の感染防止対策として、受講者間にパーティションを設置するほか、定員削減により間隔を確保した。
実績	【令和元年度】 ・R2 年 2、3 月 一部研修中止 【令和2年度】 ①R2.4.8～R2.5.26 全館休館 ※開館以降も R2.6 月中旬までは研修中止 ②R2.6 月中旬以降順次研修再開 ※内容に応じて一部中止あるいは定員削減等の制限実施 ③R3.1.8～3.21(緊急事態宣言②) 一部研修のオンライン化実施 【令和3年度】 ①R3.8.2～9.30(緊急事態宣言③) 一部研修を宣言解除後に延期、一部研修をオンライン化、グループワークの原則中止 ②R3.10.1～ グループワーク実施の制限解除 ※感染予防対策は継続(一人1テーブル、1.5m～2m間隔、パーティション付きテーブル使用等) 【令和4年度】 ・動画配信による研修を実施
成果と課題	・従来の集合型研修に加え新たにオンライン研修を実施したことは、研修のあり方について検討する機会となった。 ・受講者アンケートによると、オンライン研修は、接触による感染症のリスクが軽減されること、スケジュール調整が容易であることなどの良い評価がある一方で、通信環境によっては画像や音声に影響を受けること、受講時の緊張感の維持に不安があることなどの悪い評価もあるという結果であった。 ・受講者のニーズを把握し効果的な研修を目指していく必要がある。

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策				
細節	－				
項目名	戦没者追悼式の開催規模の縮小				
担当課	地域福祉課				
取組内容	令和2年度及び令和3年度において、千葉市戦没者追悼式の開催規模を縮小し、国会議員・県議会議員等の来賓招待を見送るとともに、一般の遺族の参列についても事前申し込み制として、来場者数を制限した。				
実績	【実績】(人)				
	参列者内訳		R1	R2	R3
	市長		1	1	1
	遺族	①各遺族会会長(県遺族会・市遺族会・市戦災遺族会)	3	3	3
		②献花者	30	15	15
		③上記以外	55	49	52
	議員	国会議員	10	0	0
		県議会議員	10	0	0
		市議会議員	31	2	2
	関係団体		2	0	0
	報道機関の代表者		4	0	0
	青少年代表・引率教員		4	0	0
	合 計		150	70	73
	成果と課題	・ 高齢の参列者が多く、感染の重症化リスクが高い中、感染対策を講じつつ、式典を挙行することができた。(事業継続) ・ 申し込み期間が短く、市民への周知が十分ではなかった可能性がある。			

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策																																
細節	－																																
項目名	避難所、拠点福祉避難所における感染対策																																
担当課	防災対策課、高齢福祉課、障害者自立支援課																																
取組内容	【新型コロナウイルス感染症対策資器材の購入】(令和2年6月～令和3年3月) - 令和2年度に、新たに災害用備蓄品としてフェイスシールド、非接触型体温計、飛沫防止シート、防災用テント(間仕切り型)、段ボールベッド及び段ボールパーティションを整備した。 【「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」の策定】(令和2年4月) - 令和2年4月、感染予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営することを目的に、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」を策定し、各避難所施設や避難所運営委員会等に周知した。さらに、令和4年度には、同方針等を踏まえ、避難所開設運営マニュアルを改正するとともに、わかりやすく解説する動画を作成した。 【拠点福祉避難所防災備蓄品整備】(令和2年8月～令和2年10月) - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大やクラスター発生を防止するため、災害時に開設する拠点福祉避難所(協定を締結している高齢者施設、障害者施設)に、段ボールベッド及び段ボールパーティションを配布した。																																
実績	【資器材の備蓄数】 <table><tr><td></td><td>フェイスシールド</td><td>非接触型体温計</td><td>飛沫防止シート</td><td>防災用テント(間仕切り型)</td><td>段ボールベッド・パーティション</td></tr><tr><td>数量</td><td>13,750枚</td><td>1,132本</td><td>281本</td><td>1,000張</td><td>各188セット</td></tr><tr><td>保管場所</td><td colspan="3">各避難所</td><td colspan="2">市で一括管理</td></tr></table> 【拠点福祉避難所への配布数】 <table><tr><td></td><td>配布施設</td><td>段ボールベッド・パーティション</td></tr><tr><td>高齢者施設</td><td>97 施設</td><td>194 セット</td></tr><tr><td>障害者施設</td><td>45 施設</td><td>45 セット</td></tr></table>							フェイスシールド	非接触型体温計	飛沫防止シート	防災用テント(間仕切り型)	段ボールベッド・パーティション	数量	13,750枚	1,132本	281本	1,000張	各188セット	保管場所	各避難所			市で一括管理			配布施設	段ボールベッド・パーティション	高齢者施設	97 施設	194 セット	障害者施設	45 施設	45 セット
	フェイスシールド	非接触型体温計	飛沫防止シート	防災用テント(間仕切り型)	段ボールベッド・パーティション																												
数量	13,750枚	1,132本	281本	1,000張	各188セット																												
保管場所	各避難所			市で一括管理																													
	配布施設	段ボールベッド・パーティション																															
高齢者施設	97 施設	194 セット																															
障害者施設	45 施設	45 セット																															

成果と課題	・ 資機材を配備したことで、感染症対策を図りながら避難所運営が可能な体制整備に寄与した。 ・ 運営方針策定にあたり、国の通知等を参考にしたほか、庁内の関係課と調整を行ったことで、より実践的な避難所における感染症対策を示すことができた。 ・ 新型コロナウイルス感染症に限らず様々な感染症に対応したものとするにより、新型コロナウイルスの流行如何にかかわらず、平常時の訓練等においても活用することができた。 ・ 段ボールベッド及び段ボールパーティションを各拠点の福祉避難所に配布し、感染症に備えることができた。 ・ 段ボールベッド等の配布後に、拠点の福祉避難所を開設した例がなく、施設で実際に段ボールベッド等を組み立てる機会がない。 ・ 拠点の福祉避難所向けの防災訓練において、実際に段ボールベッド等の組み立て訓練を行い、災害時に備える。
--------------	---

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	選挙における感染症対策
担当課	選挙管理委員会事務局
取組内容	【投票所における感染症対策】(令和3年3月～令和5年4月) 千葉県選挙管理委員会から示された手引きや他市で執行された選挙などを参考として、以下の取組みを実施し、市ホームページ・SNS・市政だよりや入場整理券に同封の啓発チラシなどで周知した。 【投票所での感染症対策】 (1)従事者、投票管理者及び投票立会人の参集前の事前検温 (2)出入口にアルコール消毒液を設置 (3)トイレに手洗い用石鹸を設置 (4)選挙人が希望した場合に提供するためのマスク、ポリ手袋、使い捨て鉛筆の用意 (5)順番待ちの際の密集を防ぐため、間隔の目安となるラインを床に引く (6)名簿対照係及び投票用紙交付係等にビニールの障壁を設ける (7)従事者のマスク・手袋着用(R5.4統一地方選挙では任意とした) (8)鉛筆や記載台等の定期的な消毒 (9)定期的な換気の実施 【来場する選挙人へへのお願い】 (1)マスク着用、咳エチケット、来場前後の手洗い (2)ソーシャルディスタンスの確保 (3)混雑時間帯を避けた来場や期日前投票の利用
実績	・新型コロナウイルス感染症が拡大した以降の全ての選挙(令和3年3月知事市長選挙、令和3年10月衆議院選挙、令和4年7月参議院選挙、令和5年4月統一地方選挙)で実施。
成果と課題	・ 感染症対策として、一定の効果があったものと考えている。

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	特例郵便等投票
担当課	選挙管理委員会事務局
取組内容	【特例郵便等投票】(令和3年10月～令和5年4月) <制度の概要> 第204回国会において成立した「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和3年6月18日公布、令和3年6月23日施行)」により、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている者で、一定の要件(※)に該当する者は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から、郵便等により投票をすること(特例郵便等投票)ができるようになった。 ※特例郵便等投票の対象者 以下の「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請等又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかる見込まれる者。 ・ 「特定患者等」とは (1)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた者 (2)検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置(隔離・停留の措置)により宿泊施設内に収容されている者 <本市の取組み> ・ 本制度について、市政だよりや市選挙管理委員会のホームページに掲載するとともに、入場整理券に同封するチラシにも記載するなど広く周知に務めた。 ・ 感染症対策課から療養者宛てに送付されるSMSに、特例郵便等投票の案内サイトのリンクを貼付した。 ・ 宿泊療養施設に入所する者に対し、関係課と連携し、制度のチラシ「特例郵便等投票ができます」「投票用紙等の請求手続きについて」を備え置くなどの周知を行った。

実績	【特例郵便等投票数】			
		R3. 10衆議院選挙	R4. 7参議院選挙	R5. 4統一地方選挙
	中央区	4	3	0
	花見川区	0	3	0
	稲毛区	2	1	0
	若葉区	1	0	0
	緑区	0	0	0
	美浜区	1	0	0
	計	8	7	0
成果と課題	・新型コロナウイルス感染症の陽性者となったことにより、外出自粛要請を受けた方などの投票機会の確保に、一定の効果があったものと考えている。 ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたため、令和5年5月8日以降、本投票制度の対象となる者はいない。			

節	7 公共施設やイベントにおける感染対策
細節	—
項目名	職員採用試験及び説明会
担当課	人事委員会事務局
取組内容	【感染症対策を行った上で採用試験を実施】(令和2年6月～令和5年1月) ・ 職員採用試験については、感染症対策を講じた上で、ほぼ例年どおりのスケジュールで実施した。 〈主な感染症対策〉 (第一次試験) ・ 筆記試験の会場(1教室あたり)の受験者数を減らすことにより、受験者間の距離を確保して実施した。(令和2～3年) ・ 上級事務(行政Bを除く)及び上級技術の面談試験を中止した。(令和2年度のみ。令和3～4年度はパーティションを設置して実施した。) ・ 上級事務(行政B)及び経験者事務(行政)の集団討論試験について、受験者間の座席の距離を確保しマスク着用の上、実施した。 (第二次試験) ・ 上級、中級(看護師除く)、初級の論文試験を中止した。(令和2年度のみ) ・ 全試験区分の適性検査をWeb方式(パソコンやスマートフォンでの受検)で実施した。(令和2年度以降は継続的に実施した。) ・ 面接試験について、受験者と面接員の座席の間隔を空けて配置し、受験者、面接員ともにマスク着用で実施した。(令和3、4年度は受験者の前にパーティションを設置した上で、マスクを着用せず実施した。) 【オンラインで説明会を開催】(令和3年3月～令和5年3月) ・ 例年、3月に実施しているが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症が広がり始めた時期であり中止とした。 ・ 令和2～3年度は感染状況を踏まえ、対面形式での開催は困難と判断しオンライン形式で採用説明会を実施した。 ・ 令和4年度は感染状況を踏まえ、対面形式及びオンライン形式の両方を開催した。

実績	<職員採用試験>				
	受験者数(全試験区分合計)				
	年度	R1	R2	R3	R4
	受験者数	2,139	3,089	2,418	2,131
	<職員採用説明会>				
	職員採用説明会参加者数				
	年度	R1	R2	R3	R4
対面	中止	—	—	199	
		3,683	3,804	1,083	
オンライン					
※R3、R2はオンラインのみで実施。					
※オンラインは延べ人数で集計。					
成果と課題	・職員採用試験については、感染症対策を行いながら例年通りのスケジュールで実施することができた。 ・刻々と変わる感染状況の中で、対策等の判断が難しい面もあったが、その時々に応じた感染症対策を行いながら実施した。 ・職員採用説明会については、室内に多くの方を集めるイベントとなるため、感染症対策の観点から開催は難しかったが、オンライン形式での開催としたことで多くの方に参加いただけた。 ・令和4年度については、感染状況を踏まえ対面形式で開催するとともに、オンライン形式でのノウハウを活用し、両方の形式で開催しより幅広いニーズに対応した。				

第3章 対応の記録

第8節 ワクチン接種

コロナワクチン接種	227
市立病院におけるワクチン接種.....	233
教職員等に対する新型コロナウイルスワクチンの職域接種.....	234

節	8 ワクチン接種
細節	—
項目名	コロナワクチン接種
担当課	医療政策課(新型コロナウイルスワクチン接種推進室)
取組内容	【事業推移】 令和3年2月17日 医療機関従事者向け接種開始 令和3年4月12日 高齢者施設における接種開始 令和3年4月18日 集団接種開始 令和3年5月10日 個別接種開始 令和3年12月8日 3回目接種開始 令和4年5月28日 4回目接種開始 令和4年9月28日 令和4年秋開始接種開始 令和5年5月8日 令和5年春開始接種開始 令和5年9月20日 令和5年秋開始接種開始 (1)接種体制 千葉市医師会の協力のもと、医療機関での個別接種を中心とし、補完的な役割として集団接種を実施した。 【個別接種】(令和3年5月10日～) ・希望者がかかりつけや身近な医療機関で接種を受けられるよう、市内医療機関での個別接種を実施した。(約400医療機関) ・令和3年12月8日からは、かかりつけを持たない方が医療機関で接種を受けられるよう、予約受付対象者が限定されない予約枠(一般枠)を設定した。 【集団接種】(令和3年4月18日～) ・市民の利便性を考慮し、駅近の商業施設や公共施設を中心に接種会場を設置した。(最大7会場) ・12歳以上に加え、小児(5～11歳、令和4年9月～)、乳幼児(0～4歳、令和4年11月～)の接種機会を確保するため、専用のスタッフを配置し、小児・乳幼児への集団接種を実施した。

(集団接種会場)

所在区	会場名	開設期間(一部未開設の期間を含む)
中央区	千葉中央コミュニティセンター	令和3年4月18日～令和5年10月31日
花見川区	花見川保健福祉センター	令和3年6月12日～令和5年2月26日
若葉区	イコアス千城台	令和3年6月15日～令和5年2月25日
美浜区	イオンモール幕張新都心	令和4年1月17日～令和4年12月22日
稲毛区	ワンズモール	令和4年2月1日～令和5年2月26日
中央区	蘇我コミュニティセンター	令和4年2月4日～令和5年1月22日
中央区	センシティタワー	令和4年11月1日～令和5年12月24日

(2)運営体制

【コールセンター】(令和3年3月1日～)

- ・市民からの予約やワクチン接種に関する一般的な問い合わせを受け付けるためのコールセンターを開設した(最大200回線)。
- ・回線数に応じて全国に最大8か所の拠点を設置した。
- ・英語、中国語、ベトナム語に対応した人員を配置し、多言語化対応を行った。また、耳や言葉が不自由な方向けに電子メールやFAXでも問い合わせ可能な窓口を設置した。

【ヘルプデスク】(令和3年3月10日～)

- ・市民からの問い合わせの二次対応や予診票の確認、請求、接種券の再発行、接種履歴登録等を行うためのヘルプデスクを設置した。

【医療機関サポートセンター】(令和4年1月5日～)

- ・医療機関ごとに担当オペレーターを配置し、各種問い合わせへの対応や予約枠の設定変更、ワクチン在庫管理、配送量の変更など、医療機関を支援するためのサポートセンターを設置した。

【包括委託、包括連携協定】(令和3年2月～)

- ・令和3年2月5日付で、ワクチン接種に関する包括業務委託契約を締結した。
- ・業務内容:コンサルタント、印刷・封入封緘、コールセンター、予約システム運用、接種履歴入力用データ作成、ヘルプデスク
- ・令和3年3月2日付で、ワクチン接種体制の構築及び関連業務推進のため、PwCコンサルティング合同会社と「新型コロナウイルスワクチン接種に関する包括連携協定」を締結した。

【接種券】(令和3年3月～)

- ・ワクチン接種に必要となる接種券やお知らせ、予診票等を印刷し、市民へ送付した。

	・対象者が限られていた4回目接種(令和4年5月28日～)及び令和5年春開始接種(令和5年5月8日～)の際にも、基礎疾患等により対象となる方を把握していなかったことから、その時点で直近の接種を受けている方全員へ接種券を送付することとした。 【ワクチン配送】(令和3年3月15日～) ・ワクチン保管用の超低温冷凍庫(ディープフリーザー)を設置した配送拠点を市内3か所に設置し、集団接種会場や医療機関にワクチンを配送するための体制を整備した。 (3)市民対応 【ワクチンパスポート】(令和3年7月26日～) ・国内旅行や飲食店の利用、海外への渡航時等に必要となる接種証明書(ワクチンパスポート)を作成し、希望者へ交付した。 ・令和3年12月20日からは専用アプリの利用、令和4年8月17日からはコンビニエンスストアでの交付も可能となった。 【接種勧奨】 ・若年層へのワクチン接種を勧奨するため、市内のデザイン専門学校「千葉デザイナー学院」の協力を得て広報デザインを選定し、ポスター、SNS、デジタルサイネージ等で活用した(令和3年10月5日～)。 ・ワクチン接種の周知・勧奨のため、接種可能な医療機関一覧等を掲載した市政だより臨時号を発行した(1回目:令和3年4月30日、2回目:令和3年5月19日、3回目:令和3年6月7日、4回目:令和4年1月17日、5回目:令和4年1月27日)。 ・年末の流行期に備え、オミクロン株ワクチン未接種者を対象に、接種勧奨の通知ハガキを送付した(1回目:令和4年11月16日(約128,000通)、2回目:令和4年12月13日(約75,000通)、3回目:令和4年12月20日(約72,000通))。 【副反応、健康被害】(令和3年4月～) ・ワクチン接種が原因の可能性のある健康被害が発生した場合に、被接種者から予防接種健康被害救済制度の申請を受け付けた。 ・副反応報告を受け付けた際には、県の副反応等専用相談窓口を案内するなどの対応を行った。
--	---

実績	(1)接種体制(令和5年12月末時点)					(回)
	年度	R2	R3	R4	R5	合計
	総接種数	8,786	1,986,835	993,104	186,932	3,175,657
	R2は医療機関従事者向けの優先接種					
	【個別接種】					(回)
	年度	R2	R3	R4	R5	合計
	接種数	—	1,190,819	646,388	315,860	2,153,067
	【集団接種】					(回)
	年度	R2	R3	R4	R5	合計
	接種数	—	261,920	366,695	56,370	684,985
	・集団接種には市外在住者への接種を含む。					
	(2)運営体制(令和6年2月末時点)					
	【コールセンター】					
	年度	R3	R4	R5	合計	
	受電数(回)	345,566	323,203	135,616	804,385	
	【接種券】					
	年度	R3	R4	R5	合計	
	発送数(件)	1,557,199	1,139,485	668,505	3,365,189	
	【ワクチン配送】					(V=バイアル)
	年度	R3	R4	R5	合計	
	発送数(V)	255,733	143,380	65,165	464,278	
	(3)市民対応(令和6年2月末時点)					
	【ワクチンパスポート】					
	年度	R3	R4	R5	合計	
	発行数(件)	64,405	172,716	38,324	275,445	
	【副反応報告】					
	年度	R3	R4	R5	合計	
	受付数(件)	220	32	1	253	

	【健康被害救済制度】				
	年度	R3	R4	R5	合計
	申請数(件)	8	25	10	43
成果と課題	(1)接種体制				
	【個別接種】				
	・接種の実施や接種する枠の設定等は各医療機関が決定するため、個別接種体制の確保については医療機関の協力を得ることが必須であった。 ・使用ワクチンや接種方法等の変更に合わせて、医療機関に対する通知やウェブサイト上での情報提供、医療機関を対象とした説明会を実施した。				
	【集団接種】				
	・夜間接種や受験生・妊娠中の方への優先接種、仕事の都合などで予約ができない方のための予約不要接種等を実施して、市民のニーズを捉えながら集団接種会場の運営を行うことができた。 ・集団接種の実施に関してノウハウが無かったことから、当初は試行錯誤の中での実施となった。特に、日曜日の開設については、千葉市医師会の協力の下、医師等のスタッフを確保し実施した。 ・会場の設置については、一定のスペースを長期間確保できることが条件となることから、会場の選定が困難であった。 ・医師や看護師への報酬、会場の使用料等の費用が必要となるため、個別医療機関での接種に比べて多くの費用がかかることも課題となった。				
	(2)運営体制				
	【コールセンター、ヘルプデスク】				
	・予約受付や各種問合せ対応を集約し、効率的な接種の実施に貢献した。 ・過去に例のない規模のワクチン接種事業であったことから、どの程度の問い合わせがあるか予測が難しく、開設当初は、回線数や受付時間の設定等が困難であった。また、早期の接種を希望する意見や制度に関する質問への回答等の対応に時間を要し、混乱する場面も生じた。 ・接種券が到着した直後に問い合わせや予約の電話が集中し、一時的に応答率が低下することがあったが、接種の開始時期に合わせて回線数を柔軟に設定するなどし、効率的な運営に努めた。				
	【医療機関サポートセンター】				
	・限りあるワクチンを効率的に配分するため、医療機関の接種状況を把握し、ワクチン供給を調整することができた。				

	・一般枠の予約をサポートセンターが把握することで、地域で予約枠が不足した際に医療機関に増枠を要請するなどし、接種体制の確立に貢献した。 【包括委託、包括連携協定】 ・包括委託については、事業者4社からヒアリングを行い、うち1社と契約を締結した。 ・包括連携協定については、民間企業の知見やノウハウに基づいた提案を受け、ワクチンの接種体制の構築や関連業務の推進に活用した。また、協定期間の満了時には、職員向けにプロジェクト型業務に関する報告会を開催した。 【接種券】 ・全市民を対象とした大量の接種券を、必要な時期に発送することができた。 ・国からの情報が直前となり繰り返し変更される中、どのように複雑な制度を分かりやすく市民に伝えるかを検討し、案内文を作成した。 【ワクチン配送】 ・配送と小分け作業を同一事業者が行うことで、随時発生する配送量の変更等にも柔軟に対応できた。 ・可能な限りワクチン廃棄を少なくするため、医療機関で余ったワクチンを回収し、集団接種会場で使用した。 ・医療機関のワクチン必要数の予測が難しく、必要量を見込んだ配送体制をどのように整備するかが課題であった。 (3)市民対応 【ワクチンパスポート】 ・国内外で必要となる場面が変化する中、時間的余裕のない発行申請がされることも多く、海外からの水際対策が緩和された際には多くの申請が集中し、迅速に多数の発行を求められる場面も生じた。 【接種勧奨】 ・勧奨ハガキについては、被接種者数の増加につながった一方で、接種券と混同してハガキで接種を受けようとする者もあり、医療機関や接種会場において混乱する原因にもなった。 【副反応、健康被害】 ・健康被害救済制度については、必要書類が専門的で分かりにくく、申請者の負担が大きい。また、国の審査会の審議が必要となるため、可否の決定まで一定の期間を要した。
--	--

節	8 ワクチン接種																		
細節	－																		
項目名	市立病院におけるワクチン接種																		
担当課	青葉病院、海浜病院																		
取組内容	【ワクチン接種における積極的な協力】(令和3年6月～) ・ 青葉病院及び海浜病院は、新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関として、中等症Ⅱから重症患者の入院診療を必要とする患者の受け入れが最も優先すべき役割であり、併せて2次救急医療機関としての一般の救急患者の受け入れも行ってきた。 ・ その限られた医療資源やマンパワーの中で、国の方針に基づき近隣の医療機関を含めた医療従事者への優先接種を行ったほか、かかりつけの高齢患者や小児患者、妊婦を中心に、希望者に対して新型コロナウイルスワクチン接種を実施した。																		
実績	【接種実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青葉病院</td><td>1,046</td><td>397</td><td>1,443</td></tr> <tr> <td>海浜病院</td><td>3,470</td><td>738</td><td>4,208</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,516</td><td>1,135</td><td>5,651</td></tr> </tbody> </table>			年度	R3	R4	計	青葉病院	1,046	397	1,443	海浜病院	3,470	738	4,208	計	4,516	1,135	5,651
年度	R3	R4	計																
青葉病院	1,046	397	1,443																
海浜病院	3,470	738	4,208																
計	4,516	1,135	5,651																
成果と課題	・ 青葉病院及び海浜病院は新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、感染患者の診療が最優先すべき任務ではあったが、市立病院の使命として、市民の要望に応えるため、希望する患者のワクチン接種にも可能な限り対応した。																		

節	8 ワクチン接種										
細節	—										
項目名	教職員等に対する新型コロナウイルスワクチンの職域接種										
担当課	教育給与課、生涯学習振興課、幼保運営課、幼保支援課、幼保指導課、健全育成課、こども家庭支援課										
取組内容	【市立学校や市内の教育・保育施設等に勤務する職員等への職域接種】 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びワクチン接種の加速化等を目的として、市立学校や市内の教育・保育施設等に勤務する職員等に対し、新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施した。 ・ スケジュール 1回目接種：令和3年9月～10月 2回目接種：令和3年10月～11月（1回目接種の4週間後） 3回目接種：令和4年5月 - 上記の日程で職域接種を3回目接種まで実施 ・ 対象者：次の施設に勤務する職員等 - ア 千葉市立の小・中・高・特別支援学校 - イ 千葉市内の子どもルーム及びアフタースクール - ウ 千葉市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、認可外保育施設 等 - エ 千葉市の区役所、事業所 等 ※ 職員等の住所や雇用形態、職種は問わない。会計年度任用職員や委託事業者の従業員、育児休業中などの職員及びその同居家族等も含む。										
実績	【接種実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1回目</th><th>2回目</th><th>3回目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接種者数</td><td>4,656</td><td>4,530</td><td>439</td></tr> </tbody> </table>				1回目	2回目	3回目	接種者数	4,656	4,530	439
	1回目	2回目	3回目								
接種者数	4,656	4,530	439								
成果と課題	・ 多くの教職員等が接種を受けることができ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びワクチン接種の加速化等の目的を達成できた。 ・ 接種枠を活用して、希望する市民への接種を行うことができた。										

第3章 対応の記録

第9節 職員・庁舎の感染対策

(1)職員の感染対策.....	236
市職員のコロナ対策.....	236
介護認定審査会のWeb化推進.....	240
救急需要増加対策.....	241
消防職員の感染症対策.....	242
教職員等に対する感染症対策.....	244
民生委員活動における感染予防の支援(マスクの配布).....	246
開票所における感染症対策.....	247
教職員研修の実施、感染対策.....	248
議会における感染予防対策(出席議員数、議場説明員数を変更等).....	250
人事委員会勧告.....	252
(2)庁舎の感染対策.....	253
庁舎における感染対策、市有施設における感染対策.....	253
区役所窓口混雑の緩和.....	254
税務窓口における感染対策.....	256
市民窓口における感染対策.....	257
消防局職員の感染対策.....	258
議会における感染予防対策(傍聴席数の制限).....	259

節	9 職員・庁舎の感染対策
細節	(1)職員の感染対策
項目名	市職員のコロナ対策
担当課	人材育成課・業務改革推進課・情報システム課
取組内容	【職員向け予防対策の周知】(令和2年1月～令和5年5月) ・ 令和2年1月24日、職員に感染を予防するため、手洗いや咳エチケットの実施を周知した。その後も、風邪症状がある場合や感染者と濃厚接触した場合の対応等、国等の動向を踏まえ内容を適宜更新し、周知した。 【サテライトオフィスの設置及び市内宿泊施設の確保】(令和2年4月～令和5年5月) ・ 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策として、分散勤務等を図るため、サテライトオフィスを開設した。市内に10か所(本庁・中央コミュニティセンター、各区役所等)、また、都内等在住職員(約200人)を対象として都内に2か所(東京事務所、江戸川区中央図書館(令和2年4月6日～5月22日))設置した。令和3年1月には四街道市文化センター(令和3年1月27日～3月19日)にも設置した。 ・ 令和2年4月3日～6月30日、都内等在住職員を対象に、感染リスクの低減及び業務継続のため、市内宿泊施設(オークラ千葉ホテル)に宿泊し、勤務地へ移動する取組みを実施した。 【職員向け罹患時対応マニュアルの作成】(令和2年4月) ・ 新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、職員が罹患した場合を想定した対応マニュアルを作成した。職員が罹患した場合の市所有施設への来庁者や職員の安全を確保するとともに、業務への影響を最小限にとどめるために必要となる手順等を定めた。また、国等の動向を踏まえ内容を適宜更新した。 【ワクチン接種に係る留意事項の周知】(令和3年4月) ・ 職員がワクチンを接種した場合の副反応などの留意事項やサービスの取扱い等について周知した。 【濃厚接触者の待機期間短縮に係る抗原定性検査キットの配布】(令和4年1月～令和5年5月) ・ 令和4年1月、全職員を社会機能維持者とし、濃厚接触した職員が待機期間を短縮するために抗原検査を実施する際、抗原検査キットを配布した。 【職員の陽性者及び濃厚接触者の把握】(令和2年2月～令和5年5月) ・ 令和2年2月、職員が風邪症状で受診し、その結果自宅待機になった場合、各任命権者の健康管理部門への報告を求めた。その後、PCR検査を受検する(予定を含む)ことになった場合、陽性が判明した場合と報告の対象を変更した。また、濃厚接触者についても、令和4年10月まで同様に報告を求めた。

	【テレワーク等の促進】(令和2年4月～令和5年5月) - 令和2年4月、在宅勤務の対象にCHAINSパソコンを自宅へ持出しての業務(CHAINS接続なし)を加えた。また、令和2年12月、在宅勤務用USB dongleの運用を50台で開始し、令和3年1月に400台、同年3月に500台をそれぞれ追加し、災害等の際の代替通信手段として配布した50台(平時には在宅勤務での利用可)と合わせ、計1000台とした。その他、出張用のモバイルパソコンを一時的に在宅勤務用に代用したほか、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)の自治体テレワーク推進実証実験事業(職員個人が所有する自宅パソコンを使用するテレワーク方法、対象者最大700名)を実施した。 - 事業者等とのやり取りを遠隔で実施するようにした。(Web会議用パソコンを、令和2年3月以降、順次拡大し、令和3年2月からは35台配備するとともに、Web会議システム用ライセンスを調達した。)																																																																																							
実績	【サテライトオフィス利用人数】 <table><tr><th colspan="2">年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td rowspan="10">市内</td><td>中央区役所(～R2.5)</td><td>81</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>花見川区役所</td><td>160</td><td>19</td><td>16</td><td>0</td></tr><tr><td>稲毛区役所(～R4.8)</td><td>240</td><td>45</td><td>7</td><td>-</td></tr><tr><td>若葉区役所(～R3.3)</td><td>94</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>緑区役所</td><td>448</td><td>119</td><td>39</td><td>5</td></tr><tr><td>美浜区役所</td><td>304</td><td>65</td><td>41</td><td>1</td></tr><tr><td>中央コミュニティセンター(～R5.2)</td><td>25</td><td>70</td><td>71</td><td>-</td></tr><tr><td>本庁(～R2.8)</td><td>186</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>泉市民センター(R3～)</td><td>-</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>地方卸売市場(R3～)</td><td>-</td><td>46</td><td>11</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">市外</td><td>東京事務所</td><td>124</td><td>93</td><td>40</td><td>0</td></tr><tr><td>江戸川区中央図書館(R2.4/6～5/22)</td><td>86</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>四街道市文化センター(R3.1/27～3/7)</td><td>47</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>1,795</td><td>467</td><td>225</td><td>8</td></tr></table> ※R5は5月7日まで 【市内宿泊施設への宿泊利用者数】 <table><tr><th>実利用者数</th><th>延べ利用者数</th><th>総日数</th><th>一日平均利用者数</th></tr><tr><td>51</td><td>2,020</td><td>89</td><td>22.7</td></tr></table>	年度		R2	R3	R4	R5	市内	中央区役所(～R2.5)	81	-	-	-	花見川区役所	160	19	16	0	稲毛区役所(～R4.8)	240	45	7	-	若葉区役所(～R3.3)	94	-	-	-	緑区役所	448	119	39	5	美浜区役所	304	65	41	1	中央コミュニティセンター(～R5.2)	25	70	71	-	本庁(～R2.8)	186	-	-	-	泉市民センター(R3～)	-	10	0	0	地方卸売市場(R3～)	-	46	11	2	市外	東京事務所	124	93	40	0	江戸川区中央図書館(R2.4/6～5/22)	86	-	-	-	四街道市文化センター(R3.1/27～3/7)	47	-	-	-	合計		1,795	467	225	8	実利用者数	延べ利用者数	総日数	一日平均利用者数	51	2,020	89	22.7
	年度		R2	R3	R4	R5																																																																																		
	市内	中央区役所(～R2.5)	81	-	-	-																																																																																		
		花見川区役所	160	19	16	0																																																																																		
		稲毛区役所(～R4.8)	240	45	7	-																																																																																		
		若葉区役所(～R3.3)	94	-	-	-																																																																																		
		緑区役所	448	119	39	5																																																																																		
		美浜区役所	304	65	41	1																																																																																		
		中央コミュニティセンター(～R5.2)	25	70	71	-																																																																																		
		本庁(～R2.8)	186	-	-	-																																																																																		
		泉市民センター(R3～)	-	10	0	0																																																																																		
		地方卸売市場(R3～)	-	46	11	2																																																																																		
	市外	東京事務所	124	93	40	0																																																																																		
		江戸川区中央図書館(R2.4/6～5/22)	86	-	-	-																																																																																		
		四街道市文化センター(R3.1/27～3/7)	47	-	-	-																																																																																		
合計		1,795	467	225	8																																																																																			
実利用者数	延べ利用者数	総日数	一日平均利用者数																																																																																					
51	2,020	89	22.7																																																																																					

【濃厚接触者の待機期間短縮に係る抗原定性検査実施者数(市長部局(保育所除く)のみ)】

R3	R4	R5
11	94	5

※R5は5月7日まで

【在宅勤務利用実績】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
在宅勤務利用者数	20 (実数)	- 未集計	2,215 (実数)	6,160 (延べ数)	298 (延べ数)
延べ回数	319	62,240	15,612	12,566	690

※R5は4月末まで

【Web会議用パソコンの貸出状況(回数)】

R2	R3	R4
3,016	6,963	5,896

成果と課題	・ 職員向け予防対策の周知については、国等による対策が適宜変更していく中、職員が取り組むべき予防対策を統一することで、所属や職員により差が生じないよう図ることができた。一方で、国の動向等の影響で内容を更新する頻度が多く、それに伴い対策の内容が多岐にわたっていった。そのため、更新の際は、職員向け罹患時対応マニュアルや既存通知との整合を図る必要があるなど、事務負担が大きかった。 ・ サテライトオフィスの設置については、CHAINSに接続しながら分散勤務ができる環境を整備したことにより、職場への出勤者数の抑制につなげることができた。一方で、在宅勤務用USBドングルの導入により自宅でCHAINSに接続できるようになったことに伴い、出勤者数の抑制の意義が低下したものの、場所を問わない新たな働き方に対応できるようになった。 ・ 市内宿泊施設の確保については、都県を跨ぐ移動の自粛要請に応じつつ、業務を継続することができた。一方で、宿泊費などの費用負担から長期での実施は難しく、また、家庭事情等により、宿泊できない職員もいたことから、職員の事情も考慮しながら、多種多様な対策を講じる必要であった。 ・ 職員向け罹患時対応マニュアルの作成については、予防対策の周知と同様、国等による対応方法が適宜変更していく中、統一した手順等を定めることで、所属や職員により差が生じないよう図ることができた。一方で、当時は国等により、陽性者が発覚した際の対応基準が示されていなかったことから、他の感染症の対応を参考にするなどしたが、作成には困難が伴い、多大な時間を要した。また、マニュアルの容量は多く、かつ、多岐にわたっていることから、国の動向等により、その都度整合を図る必要があるなど、事務負担が大きかった。 ・ ワクチン接種に係る留意事項の周知については、接種後の副反応等、業務に支障が生じないよう、事前に周知することができた。 ・ 濃厚接触者の待機期間短縮に係る抗原定性検査キットの配布については、待機期間を短縮することで業務への支障を低減することができた。一方で、検査管理者の届出はしてもらうが、検査結果の確認等、対応を所属の管理職に任せており、同職員の負担や検査の精度の確保等に課題があった。 ・ 職員の陽性者及び濃厚接触者の把握については、把握した内容を特別職や医療衛生部等に報告するとともに、業務への影響の有無などの確認に活用した。一方で、流行期は把握するだけで業務が手一杯になるなど事務負担が大きく、また、濃厚接触者の情報については、把握したものを効果的に活用する機会が乏しいなど、費用対効果が低かった。 ・ テレワークの促進については、出勤を抑制するだけでなく、待機期間中にも業務を行うことが可能となるなど、業務への支障を低減することができた。また、在宅勤務の実施要件の撤廃などにより、その後の職員のテレワークの普及につながった。一方で、窓口や現場で業務を行う職員などは、業務特性から利用しづらいといった課題が明らかとなった。
--------------	--

節	9 職員・庁舎の感染対策
細節	(1)職員の感染対策
項目名	介護認定審査会のWeb化推進
担当課	介護保険管理課
取組内容	【介護認定審査会のWeb化推進】 ・ 介護認定審査会(計26合議体、各週1回程度開催)について、主に集合形式で開催していたが、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、オンライン方式の導入を拡大した。
実績	・ 令和元年度まで、1合議体のみオンライン方式としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度に10合議体に拡充した。
成果と課題	・ 現在、26ある合議体のうち、10合議体については、審査会委員からの要望を踏まえオンライン方式で開催している。オンライン方式は、災害時等においても、より安定した審査が可能となることから、令和6年度以降も、引き続き拡大に向けた検討を進めるが、集合形式での開催を希望する委員の意向も十分に考慮する必要がある。

節	9 職員・庁舎の感染対策														
細節	(1)職員の感染対策														
項目名	救急需要増加対策														
担当課	消防局警防課														
取組内容	【消防隊への救急観察資器材の購入】(令和4年9月～) ・ PA連携出動(直近の救急隊が出動し、遠方から救急隊が来るまでの間に直近の消防隊が傷病者の対応を行う運用)において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、救急需要がひっ迫したことで、消防隊が傷病者に対応する時間が大幅に増大した。更に消防隊が保有する応急処置資器材についてはAEDや布担架のみであったため、消防隊のPA連携資器材(観察資器材)を強化した。														
実績	<table><tr><td>配備資器材</td><td>配備数(器)</td><td>配備署所</td></tr><tr><td>血圧計</td><td>25</td><td>6署19出張所の各消防隊</td></tr><tr><td>パルスオキシメーター</td><td>25</td><td>6署19出張所の各消防隊</td></tr><tr><td>体温計</td><td>25</td><td>6署19出張所の各消防隊</td></tr></table>			配備資器材	配備数(器)	配備署所	血圧計	25	6署19出張所の各消防隊	パルスオキシメーター	25	6署19出張所の各消防隊	体温計	25	6署19出張所の各消防隊
配備資器材	配備数(器)	配備署所													
血圧計	25	6署19出張所の各消防隊													
パルスオキシメーター	25	6署19出張所の各消防隊													
体温計	25	6署19出張所の各消防隊													
成果と課題	・ 救急隊が到着するまでの間、消防隊が傷病者の詳細観察を実施することができ、円滑な救急活動が実施できた。														

節	9 職員・庁舎の感染対策																								
細節	(1)職員の感染対策																								
項目名	消防職員の感染症対策																								
担当課	消防局消防学校、警防課、救急課																								
取組内容	【消防学校入校生に対する抗原検査】(令和4年7月～) ・ 消防学校入校生及び学校職員に抗原検査キットを配布し、入寮前の事前検査を実施した。 【空気呼吸器用面体の購入、個人配付】(令和3年3月～) ・ 消防活動等で使用する空気呼吸器の面体を増強(破損に対応するための在庫を含む)、個人へ配布し、複数職員による共用ではなく、職員1人につき1つ面体を配備した。 ※面体…火煙等から呼吸を保護するために顔面に密着させて装着するもの。現場活動隊員5～6人で1つの面体を使用していた。 【感染防止資器材の増強(N95マスク、ゴーグル等】(令和2年度、4年度) ・ 新型コロナウイルス感染症等に係る救急活動時において、隊員の感染防止のため必要な資器材を整備した。 【感染症に関する研修の実施】(令2年7月20日・27日) ・ 救急隊員等の感染及び市民への感染媒介となることを防止するため、感染症に関する見識を深めることを目的とした研修を実施した。																								
実績	抗原検査キットの配布数(個) <table><tr><td>年度</td><td>R4</td><td>R5</td><td>計</td></tr><tr><td>抗原検査キット配布数</td><td>975</td><td>1,561</td><td>2,536</td></tr></table> 空気呼吸器用面体の整備数(個) <table><tr><td></td><td>購入前</td><td>新規整備数</td><td>現在数(令和3年3月時点)</td></tr><tr><td>面体整備数</td><td>232</td><td>480</td><td>712</td></tr></table> 感染防止資器材の購入 <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R4</td></tr><tr><td>購入資器材</td><td> - 感染防止衣(リユーズابل) (540着) - 感染防止衣(ディスポーザブル) (15,741着) - 飛沫感染防止資器材 - 消毒液等 </td><td> - N95マスク (18,584枚) - 呼吸回路フィルター (1,354 個) - ゴーグル(312個) </td></tr></table>			年度	R4	R5	計	抗原検査キット配布数	975	1,561	2,536		購入前	新規整備数	現在数(令和3年3月時点)	面体整備数	232	480	712	年度	R2	R4	購入資器材	- 感染防止衣(リユーズابل) (540着) - 感染防止衣(ディスポーザブル) (15,741着) - 飛沫感染防止資器材 - 消毒液等	- N95マスク (18,584枚) - 呼吸回路フィルター (1,354 個) - ゴーグル(312個)
年度	R4	R5	計																						
抗原検査キット配布数	975	1,561	2,536																						
	購入前	新規整備数	現在数(令和3年3月時点)																						
面体整備数	232	480	712																						
年度	R2	R4																							
購入資器材	- 感染防止衣(リユーズابل) (540着) - 感染防止衣(ディスポーザブル) (15,741着) - 飛沫感染防止資器材 - 消毒液等	- N95マスク (18,584枚) - 呼吸回路フィルター (1,354 個) - ゴーグル(312個)																							

	新型コロナウイルス感染症に関する研修(人)			
		第1回(R2. 7. 20)	第2回(R2. 7. 27)	計
	受講者数	49	48	97
成果と課題	【消防学校入校生に対する抗原検査】			
	・ 学生間の感染リスクを抑えるため、通学制としていたが、入寮制に切り替えるにあたり、毎週入寮前に抗原検査を行うことで、事前に感染の有無を確認でき、学生間の感染を未然に防止できた。			
	・ PCR検査と比較すると精度が劣るため、罹患していても感染を確認できないことがある。			
	【空気呼吸器用面体の購入、個人配付】			
	・ 面体を共有することによる職員間の接触がなくなり、感染リスクが低減した。			
	・ 従前は使用毎に面体の消毒作業を実施しており、消毒作業の反復により面体の劣化が進み交換事例が発生していたが、個人配付にすることで消毒回数が減少し、面体の劣化が抑制された。			
	・ メーカー耐用年数が15年のため、今後も計画的な更新が必要と考える。			
成果と課題	【感染防止資器材の増強(N95マスク、ゴーグル等】			
	・ 新型コロナウイルス感染症関連の出動において、必要な感染防止措置を講ずることができた。			
	【感染症に関する研修の実施】			
	・ 研修後アンケートで「新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解が得られたことから、救急活動に関する不安が解消できた」との回答があった。			
	・ 本研修内容を基に教育用ビデオを作成することができ、より多くの職員に感染防止対策について周知することができた。			
	・ 時間経過とともに、特に救急車の乗務機会が少ない職員の知識と意識の継続が不安視される。			

節	9 職員・庁舎の感染対策			
細節	(1)職員の感染対策			
項目名	教職員等に対する感染症対策			
担当課	教育給与課			
取組内容	【教職員に係るPCR集中検査】(令和3年9月) ・新型コロナウイルス感染症の陽性者を早期に発見し、感染拡大を防ぎ安全安心な教育環境を確保するために、市立の小・中・高・特別支援学校に勤務する職員等にPCR検査を集中的に実施した。 ・令和3年9月第2週～第3週の間に順次各学校に検査キットを配送し検査を実施した。対象者は市立の小・中・高・特別支援学校に勤務する職員等(職員等の雇用形態、職種を問わず、委託事業者の従業員を含む。) 【各市立学校への抗原検査キットの配布】(令和3年10月～令和5年5月) ・令和3年度から、新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や、医療のひっ迫を防ぐ観点から、学校に対して、同感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施することを目的として配布。 ・令和3年10月、国から支給のあった抗原検査キットを各学校に配布。 ・令和4年3月、市費で追加購入し配布。 ・令和4年 9、10 月、在庫の少ない学校に追加購入し配布。 ・市立学校における教職員の急な体調不良の際に抗原検査キットを活用することで新型コロナウイルス感染症の感染を早期に発見し、感染拡大を防ぐために使用した。 ・抗原検査の対象者は、教育委員会に所属する職員(再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を含む。) なお、令和4年8月から、関東大会や全国大会に出場する中学校や、夏休み明けの登校に不安を感じている重症化リスクのある児童生徒等が希望する場合についても対象とした。 ・令和5年5月から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが5類感染症に変更となったことに伴い、使用頻度が少なくなることが見込まれたため、配付済の抗原検査キットのうち余剰分の在庫を回収し、保健福祉局を通じて市内の高齢者施設に提供した。			
実績	【教職員に係る PCR 集中検査】 <table><tr><td>PCR検査受検者数</td><td>約 6,500 人</td></tr></table>		PCR検査受検者数	約 6,500 人
PCR検査受検者数	約 6,500 人			

	【各市立学校への抗原検査キットの配布】				
	年度	R3	R4	R5	計
	抗原検査キット配布数	9,145	1,150	0	10,295
成果と課題	【教職員に係るPCR集中検査】 ・夏季休業後の学校再開にあたり、検査を実施した全員の陰性が確認できたことで、児童生徒が安心して学ぶ環境を整えることができた。 【各市立学校への抗原検査キットの配布】 ・市立学校の教職員の急な体調不良等の際に必要な応じて、抗原検査キットを使用し、感染拡大防止に努めた。				

節	9 職員・庁舎の感染対策
細節	(1)職員の感染対策
項目名	民生委員活動における感染予防の支援(マスクの配布)
担当課	地域福祉課
取組内容	民生委員活動を行う際などに使用できるよう、市備蓄用マスクを民生委員へ配布した。 (令和2年3月)
実績	民生委員及び民生委員協力員1人につき50枚入りマスク1箱を配布した。 配布数 計 1,572 箱
成果と課題	・ マスクが品薄で入手困難な状況にある中で、民生委員活動を継続する一助となった。

節	9 職員・庁舎の感染対策																																												
細節	(1)職員の感染対策																																												
項目名	開票所における感染症対策																																												
担当課	選挙管理委員会事務局																																												
取組内容	【開票所における感染症対策】(令和3年3月～令和5年4月) 千葉県選挙管理委員会から示された手引きや他市で執行された選挙などを参考として、以下の取組みを実施した。 ・ 従事者の削減(令和3年3月知事市長選挙、令和3年10月衆議院選挙において実施) ・ 従事者、開票管理者及び開票立会人の参集前の事前検温 ・ 手指消毒用のアルコール消毒液等の設置 ・ 従事者のマスク、ゴム手袋着用(令和5年4月統一地方選挙では任意とした) ・ 開票作業時のソーシャルディスタンスの確保、定期的な換気の実施																																												
実績	<table><tr><td></td><td>R3.3 知事市長選挙</td><td>R3.10 衆議院選挙</td><td>R4.7 参議院選挙</td><td>R5.4 統一地方選挙</td></tr><tr><td>従事者削減</td><td>○(1 割減)</td><td>○(1 割減)</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>事前の検温</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>手指消毒</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>マスク着用</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○(任意)</td></tr><tr><td>ゴム手袋着用</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○(任意)</td></tr><tr><td>ソーシャルディスタンス</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>定期的な換気</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 【凡例】○(実施)、×(未実施)						R3.3 知事市長選挙	R3.10 衆議院選挙	R4.7 参議院選挙	R5.4 統一地方選挙	従事者削減	○(1 割減)	○(1 割減)	×	×	事前の検温	○	○	○	○	手指消毒	○	○	○	○	マスク着用	○	○	○	○(任意)	ゴム手袋着用	○	○	○	○(任意)	ソーシャルディスタンス	○	○	○	○	定期的な換気	○	○	○	○
	R3.3 知事市長選挙	R3.10 衆議院選挙	R4.7 参議院選挙	R5.4 統一地方選挙																																									
従事者削減	○(1 割減)	○(1 割減)	×	×																																									
事前の検温	○	○	○	○																																									
手指消毒	○	○	○	○																																									
マスク着用	○	○	○	○(任意)																																									
ゴム手袋着用	○	○	○	○(任意)																																									
ソーシャルディスタンス	○	○	○	○																																									
定期的な換気	○	○	○	○																																									
成果と課題	・ 感染症拡大防止に一定の効果があったものと考えている。 ・ 開票事務従事者数の削減や、慣れない感染症対策をした状態での開票作業は、開票終了までの所要時間に影響を及ぼした可能性がある。																																												

節	9 職員・庁舎の感染対策					
細節	(1)職員の感染対策					
項目名	教職員研修の実施、感染対策					
担当課	教育センター、養護教育センター					
取組内容	【研修会開催方法の見直し(オンライン開催等)】(令和3年4月～) ・教育センター主催の教職員研修会における感染対策として、令和2年度の専門研修(主に夏季休業期間に実施)は、感染拡大防止のため中止としたが、その後、オンラインでの研修会の実施に向けて準備を進め、令和3年度以降は集合型とオンライン型を、その時の状況と内容に応じて組み合わせて実施した。 ・「集合型研修における感染症対策の手順」を作成し、それに基づいて研修の運営を行った。 【Wi-Fi ルーター購入】(令和5年7月～) ・参集できなくても研修会を実施するため、Wi-Fi ルーター及び学校現場で使用している一人一台端末を整備し、リモートによる研修を実施する。					
実績	【教育センターの専門研修開催数】					
	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	集合研修	82	1	46	72	77
	オンライン研修 ()はハイブリット型	0	1	29	20	19 (6)
	資料配付	0	0	10	0	0
	中止	0	94	13	1	0
	【Wi-Fi ルーターの整備及び研修開催数】					
	年度	R3	R4	R5		
	Wi-Fi ルーター数	0	3	1		
	一人一台端末数	0	3	3		
リモート研修講座数	0	9	8			
※ Wi-Fi ルーターは令和4年度まで借用、5年度整備						

成果と課題	・ オンライン研修ができる体制(機器の準備、実施方法の確立等)を構築し、研修を中止とせずに開催することで、教職員の学びの機会を継続できた。 ・ 集合研修の実施においても、「研修室の定員を半分にする」、「センター内を中継で結んで行う」など、実施方法や形態を工夫することで、感染の拡大を防ぐことができた。 ・ 受講者に事前に出席票(健康観察表も含む)を配布することで、受付の密を避ける等の工夫を行い、安心して研修を受講してもらうことができた。 ・ コロナ禍前までは参集による研修を基本としていたが、研修の内容によってはリモート型の研修でも研修の効果としては十分なものもあり、養護教育センターまでの移動時間の削減などの働き方改革の一環となり、令和5年度以降も研修内容によって参集型とリモート型に分けた研修を実施していく。 ・ オンライン研修の課題としては、体験研修、グループ協議等は、効果的な実施ができないこと、著作権の関係で資料等の活用への対応が必要であることなどが挙げられる。 ・ 一人一台端末のOSがGoogleChromeのため、CHAINS端末やCABINETで作成したデータとの互換性がない。
-------	--

節	9 職員・庁舎の感染対策
細節	(1)職員の感染対策
項目名	議会における感染予防対策(出席議員数、議場説明員数を変更等)
担当課	議会事務局議事課
取組内容	【出席議員数、議場説明員数を変更する取組】(令和2年6月～令和4年3月) ・ 会議が長時間に及ぶ議案質疑、代表質疑、一般質問は定足数(25人)を下回らないよう、議員の出席者を調整した。 ・ 会議冒頭は全員出席し、出席者調整後、会議に出席しない議員は、会派控室等でモニター中継を視聴するほか、傍聴者の妨げにならない範囲で傍聴席での着席を可能とした。 ・ 本会議各日における議事日程を踏まえつつ、議場説明員を可能な範囲で縮小した。 【その他の感染予防対策】 ・ 常任委員会等を開催するにあたって、可能な限り委員席の間隔をあけ、委員同士の飛沫感染防止対策を行った。(令和2年6月～令和5年3月) ・ 本会議において、代表質疑や一般質問など、発言する機会が多いため、常時換気を実施し、議場の扉を開放したまま本会議を行った。また、令和4年第2回定例会からは、扇風機を議場内に設置し、換気効率の向上を図り、さらなる議場内の換気を徹底した。(令和3年9月～令和5年3月) 常任委員会等においては、会議中、適宜、窓開けによる換気を行った。(令和2年6月～令和5年3月) ・ 本会議場の演壇及び質問席で発言が行われた際には、発言者の入れ替えごとに事務局において机上の清掃・消毒を行った。(令和2年9月～令和5年3月) また、討論など演壇での発言が連続する場合には、入替時に扇風機を使用し、空気が滞留しないようにした。(令和2年11月～令和5年3月) ・ 本会議場で発言を行う際、飛沫感染を予防するため、飛沫防止パーティションを設置した。(令和2年7月～令和5年3月) 令和2年第1回臨時会 議場の演壇、議長席及び事務局長席 同年第3回定例会 質問席(2台)及び答弁を行う説明員席(9台) 同年第4回定例会 質問席の議員側に追加(2台)

実績	【出席議員数、議場説明員数を変更する取組】					
			通常時(議員定数)		調整後	
	議員出席者数(人)		50		28	
	・ 常勤特別職のうち、市長、両副市長、代表監査委員、教育長は全日程出席とし、病院事業管理者(海浜病院長職務含む)は新型コロナウイルス感染症対策に関する市立病院の陣頭指揮を担うことから、代表質疑を除き欠席とした。なお、総括説明を行うため決算審査特別委員会に出席することとした。					
	・ 総務局長、総合政策局長、財政局長のうち、総務局長は全日程出席とし、総合政策局長及び財政局長は具体的な議事日程に応じて出席することとした。					
	・ 市長公室長、総務部長は、全日程出席とした。					
	・ 保健福祉局、都市局、建設局の各次長は、全日程欠席とした。ただし、建設局次長は水道局長として決算審査特別委員会で総括説明を行うこととした。					
	【その他の感染予防対策】					
	・ 委員席の間隔を通常時は、おおむね50cmとしていたが、1.0m～1.5m確保できるよう、配置した。					
	消毒・清掃用消耗品購入実績					
ポリエチレン手袋100枚入			14箱			
アルコールウェットティッシュ40枚×24個			2箱			
手指消毒液600ml			6本			
手指消毒液5L			1本			
手指消毒スプレー本体200ml			1本			
手指消毒スプレー付け替え用200ml			10本			
※令和2年度～令和4年度累計						
飛沫防止パーティション						
設置個所		演壇	議長席	事務局長席	質問席	説明員席
台数		1	1	1	4	9
成果と課題	・ 感染リスクの低減を図ることができた。					
	・ 委員会室のレイアウトは部屋ごとに異なり、広さにも限度があるため、委員席及び説明員席の配置に苦慮した。					

節	9 職員・庁舎の感染対策
細節	(1)職員の感染対策
項目名	人事委員会勧告
担当課	人事委員会事務局
取組内容	【職種別民間給与実態調査】(令和2年4月～令和4年6月) ・ 例年、4月下旬から6月中旬に行っていた職種別民間給与実態調査について、感染状況を踏まえ、実地調査を行わなくても可能な先行調査を6月下旬から7月下旬まで、実地調査を伴う月例給に関する調査を8月中旬から9月下旬に実施した。(令和2年度) ・ 医療現場の厳しい環境を鑑み、病院は調査対象から除外した。(令和2年度～令和4年度) ・ 原則、対面での調査としているところ、調査先の意向も踏まえながらメールや電話等での対面ではない形での調査も実施した。(令和2年度～令和4年度) ※職種別民間給与実態調査…人事委員会勧告等を行うにあたって、民間における公務と同種の従業員についての実態を把握し、公務員の給与が適当であるかどうかを比較検討する際の基礎資料を得るために行う調査 【人事委員会勧告等】(令和2年10月～令和2年11月) ・ 調査の進捗状況に合わせ、例年1回であるところ、2回(10月、11月)に分けて勧告等を行った。
実績	【職種別民間給与実態調査】(令和2年度) 〈調査時期〉 ・ 月例給調査以外の調査:6月29日～7月31日(33日間) ・ 月例給調査 :8月17日～9月30日(45日間) (参考)令和元年の調査時期 4月24日～6月13日(51日間) 【人事委員会勧告等】 〈1回目〉令和2年10月30日 〈2回目〉令和2年11月26日
成果と課題	・ 職種別民間給与実態調査については、対面での調査が難しい事業所が多い中、メールや電話等による対面によらない方法で調査を行うことにより、例年と変わらない調査完了率(85.4%(令和2年度))とすることができた。 ・ 人事委員会勧告等については、例年より職種別民間給与調査の実施時期が遅くなったが、準備が整ったものから勧告等を行うなど2回に分けて適切な時期に実施することができた。

節	9 職員・庁舎の感染対策																							
細節	(2)庁舎の感染対策																							
項目名	庁舎における感染対策、市有施設における感染対策																							
担当課	新庁舎整備課、区役所																							
取組内容	【新庁舎整備事業】(令和5年2月～) ・新庁舎においては、令和5年1月末の竣工後、2月～3月にかけて、新庁舎における職員及び来庁者に対する感染拡大防止対策として、各風除室へ非接触型体温計の設置、不特定多数の来庁者利用が想定されるエリアへの手指消毒液の設置、カウンターへのパーティションの設置を行った。 【庁舎管理事業】(令和2年4月～) ・旧庁舎及び中央コミュニティセンター、区役所においては、令和2年に職員及び来庁者に対する感染拡大防止対策として各課窓口付近に手指消毒液の設置、パーティション等の設置を行った。																							
実績	【新庁舎における新型コロナウイルス感染症対策調達品】 <table><tr><td></td><td>非接触型体温計</td><td>手指消毒液</td><td>パーティション</td></tr><tr><td>調達数量</td><td>7</td><td>86</td><td>408</td></tr><tr><td>配置場所</td><td>各風除室</td><td>ELVホール、各フロアカウンター 他</td><td>各フロアカウンター、レストラン 他</td></tr></table> 【旧庁舎及び中央コミュニティセンターにおける新型コロナウイルス感染症対策調達品】 <table><tr><td></td><td>手指消毒液</td><td>パーティション等</td></tr><tr><td>調達数量</td><td>826</td><td>150</td></tr><tr><td>配置場所</td><td>各課窓口 他</td><td>各課窓口 他</td></tr></table>				非接触型体温計	手指消毒液	パーティション	調達数量	7	86	408	配置場所	各風除室	ELVホール、各フロアカウンター 他	各フロアカウンター、レストラン 他		手指消毒液	パーティション等	調達数量	826	150	配置場所	各課窓口 他	各課窓口 他
	非接触型体温計	手指消毒液	パーティション																					
調達数量	7	86	408																					
配置場所	各風除室	ELVホール、各フロアカウンター 他	各フロアカウンター、レストラン 他																					
	手指消毒液	パーティション等																						
調達数量	826	150																						
配置場所	各課窓口 他	各課窓口 他																						
成果と課題	・これまで国が業種別ガイドラインで示してきた感染症対策を参考に庁舎における対策を講じており一定の成果が出ているものと考えている。 ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことに伴い、業種別ガイドラインが廃止され、感染症対策については各事業者に委ねられていることから、今後どこまでの対策を継続して実施するかが課題となる。																							

節	9 職員・庁舎の感染対策																																		
細節	(2)庁舎の感染対策																																		
項目名	区役所窓口混雑の緩和																																		
担当課	区政推進課																																		
取組内容	【窓口混雑状況配信システムの構築】(令和2年3月～令和4年12月) ・ 各区役所窓口での感染対策の一環として、混雑緩和への取り組みを実施した。 ・ 令和2年 3月～令和3年 1月 区役所窓口の混雑状況をYouTubeで動画配信 ・ 令和2年 4月～令和4年12月 ネット事前申請者用「ファストレーン」を開始 ・ (優先して窓口を案内) ・ 令和3年 1月～ 「窓口混雑状況配信システム」を導入。 ・ 各区役所窓口待ち時間をインターネット上でリアルタイム配信。 ・ (市役所前市民センターについては、令和5年5月より開始) ・ 令和3年 3月～ 窓口呼び出し機能の開始(LINE、メールによる呼び出し) ・ 令和4年12月～ 窓口オンライン予約を開始。 【各種手続きの緩和】(令和2年3月～令和5年4月) 各区役所窓口での感染対策の一環として、市民が混雑日を避けて来庁できるよう、各種手続きの緩和を実施した。 ・ 引越し等に伴う住民基本台帳関係の14日以内の届出義務の緩和 ・ 外国人の方の中長期在留者住居地の14日以内の届出義務の緩和 ・ 特別永住者の住所地届出の14日以内の届出義務の緩和 ・ マイナンバーカードの受取り期限の猶予 ・ マイナンバーカードの代理人による受け取り要件の緩和																																		
実績	【窓口混雑状況配信システムアクセス件数(Web)】 <table> <tr> <th>区役所</th><th>R2年3月</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th></tr> <tr> <td>中央区</td><td>2, 988</td><td>18, 782</td><td>158, 684</td></tr> <tr> <td>花見川区</td><td>1, 800</td><td>17, 022</td><td>89, 066</td></tr> <tr> <td>稲毛区</td><td>2, 416</td><td>12, 593</td><td>61, 132</td></tr> <tr> <td>若葉区</td><td>1, 294</td><td>7, 291</td><td>55, 954</td></tr> <tr> <td>緑区</td><td>1, 052</td><td>6, 541</td><td>48, 310</td></tr> <tr> <td>美浜区</td><td>1, 908</td><td>9, 516</td><td>56, 416</td></tr> <tr> <td>計</td><td>11, 458</td><td>71, 745</td><td>469, 562</td></tr> </table>			区役所	R2年3月	R3年度	R4年度	中央区	2, 988	18, 782	158, 684	花見川区	1, 800	17, 022	89, 066	稲毛区	2, 416	12, 593	61, 132	若葉区	1, 294	7, 291	55, 954	緑区	1, 052	6, 541	48, 310	美浜区	1, 908	9, 516	56, 416	計	11, 458	71, 745	469, 562
区役所	R2年3月	R3年度	R4年度																																
中央区	2, 988	18, 782	158, 684																																
花見川区	1, 800	17, 022	89, 066																																
稲毛区	2, 416	12, 593	61, 132																																
若葉区	1, 294	7, 291	55, 954																																
緑区	1, 052	6, 541	48, 310																																
美浜区	1, 908	9, 516	56, 416																																
計	11, 458	71, 745	469, 562																																

	【窓口混雑状況配信システムアクセス件数(スマートフォン)】							
	区役所		R2年3月		R3年度		R4年度	
	中央区		1,702		13,683		70,579	
	花見川区		2,018		10,702		95,424	
	稲毛区		1,738		7,829		19,964	
	若葉区		736		2,962		12,390	
	緑区		504		2,822		9,295	
	美浜区		2,178		6,795		38,867	
	計		8,876		44,793		246,519	
	【窓口オンライン予約件数】							
		R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7
	予約件数	308	789	1,706	1,175	841	662	617
	【各種手続きの緩和】							
	・ 令和2年3月～令和5年5月 住民基本台帳関係の14日以内の届出義務の緩和							
	・ 令和2年4月～令和5年5月 マイナンバーカード関連事務の要件緩和							
成果と課題	・ インターネットで窓口の混雑状況を確認できるようになったことで、利用者が窓口の状況を確認したうえで、窓口に来ることが可能となった。サイトへのアクセス件数は増加傾向にある。 ・ 窓口のオンライン予約については、機能を追加したことで、予約者の待ち時間の短縮を図ることができたが、利用枠には余裕があるので、ホームページやSNS等で周知を継続していく。 ・ 混雑時の来庁を控えられるような施策を実施したことで、区役所窓口での混雑緩和を実現し、感染防止効果に寄与した。							

節	9 職員・庁舎の感染対策		
細節	(2)庁舎の感染対策		
項目名	税務窓口における感染対策		
担当課	課税管理課		
取組内容	【キャッシュレス決済対応レジの導入】(令和5年2月28日～) ・ 証明書交付手数料の徴収にあたり、感染拡大防止及び決済手段の多様化による利便性の向上を図るため、各市税事務所市民税課及び市税出張所の証明書交付窓口にキャッシュレス決済を導入した。		
実績	【キャッシュレス決済対応レジ利用件数等】		
	年度	R4※1	R5※2
	キャッシュレス決済による 証明書交付件数	624	8,170
	証明書交付窓口における 有料の証明書交付件数	6,469	76,528
	利用率(%)	9.65	10.68
	※1 令和5年2月28日利用開始 ※2 令和6年2月末時点		
成果と課題	・ 会計時における職員と利用者との接触機会の減少や利用者の滞留時間の短縮など、感染防止効果に寄与した。 ・ キャッシュレス決済の導入により決済手段が多様化したことで、証明発行窓口における利用者の利便性向上に寄与した。 ・ 引き続き利用率向上に努めていく。		

節	9 職員・庁舎の感染対策		
細節	(2)庁舎の感染対策		
項目名	市民窓口における感染対策		
担当課	区政推進課		
取組内容	【キャッシュレス決済対応レジの導入】(令和5年2月～) ・ 証明書交付手数料の徴収にあたり、感染拡大防止及び決済手段の多様化による利便性の向上を図るため、各区市民総合窓口課及び市民センターの証明書交付窓口にキャッシュレス決済を導入した。		
実績	【キャッシュレス決済対応レジ利用件数等】		
	年度	R4※1	R5※2
	キャッシュレス決済による 証明書交付件数	6,271	57,702
	証明書交付窓口における 有料の証明書交付件数	64,607	499,200
	利用率(%)	9.7	11.6
※1 令和5年2月28日利用開始			
※2 令和6年2月末時点			
成果と課題	・ 会計時における職員と利用者との接触機会の減少や利用者の滞留時間の短縮など、感染防止効果に寄与した。 ・ キャッシュレス決済の導入により決済手段が多様化したことで、証明発行窓口における利用者の利便性向上に寄与した。 ・ 利用率向上に努めていく。		

節	9 職員・庁舎の感染対策		
細節	(2)庁舎の感染対策		
項目名	消防局職員の感染対策		
担当課	消防局総務課		
取組内容	【分散勤務のための無線アクセスポイント増設】(令和2年3月1日～令和2年3月10日) ・勤務場所の分散化及び来庁者対応場所の限定化を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、庁内ネットワーク環境を整備し、職員の感染対策を行った。		
実績	無線アクセスポイント 計17式を設置		
	無線アクセスポイントの設置数及び設置場所		
	庁舎	設置数	設置場所
	セーフティちば	8	受付、講堂、救急処置訓練室、会議室等
	花見川消防署	1	受付
	稲毛消防署	2	受付、講堂
	若葉消防署	2	受付、会議室
	緑消防署	2	受付、講堂
	美浜消防署	2	受付、体育室
成果と課題	・新たに庁内ネットワーク環境を整備したことにより、職員の勤務場所の分散化や来庁者対応場所を限定化することができ、感染リスクの低減化が図られた。		

節	9 職員・庁舎の感染対策																																															
細節	(2)庁舎の感染対策																																															
項目名	議会における感染予防対策(傍聴席数の制限)																																															
担当課	議会事務局総務課、議事課																																															
取組内容	【本会議の傍聴席数の制限】(令和2年6月～令和4年3月) ・ 令和2年第2回定例会から令和4年第1回定例会までは、議場傍聴席を2席あけて着席することとし、椅子に貼り紙をして、席数は92席から、22席に制限をした。 ・ 傍聴者に対しては、受付にて体温測定、アルコールによる手指消毒、傍聴受付票に、本人同意の上、連絡先(電話番号)を記入してもらった。 【委員会の傍聴席数の制限】(令和2年6月～令和5年3月) ・ 傍聴席の間隔を空けるため、定員について、通常時の半分の人数とした。 ・ 市議会HPにおいて上記について周知し、可能な限り傍聴を控えるよう依頼も行った。																																															
実績	【本会議の傍聴者数】 <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td></tr><tr><td>議会開催回数</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>本会議日数</td><td>37</td><td>38</td><td>34</td><td>39</td></tr><tr><td>傍聴席数(人)</td><td>1,029</td><td>512</td><td>490</td><td>636</td></tr><tr><td>一日平均(人)</td><td>28</td><td>14</td><td>15</td><td>17</td></tr></table> 【各委員会室における傍聴定員人数】 <table><tr><td>委員会室</td><td>通常時</td><td>調整後</td></tr><tr><td>第1</td><td>10</td><td>5</td></tr><tr><td>第2</td><td>10</td><td>5</td></tr><tr><td>第3</td><td>8</td><td>4</td></tr><tr><td>第4</td><td>6</td><td>3</td></tr><tr><td>第5</td><td>6</td><td>3</td></tr></table> ※令和4年3月にまん延防止等重点措置が終了後、イベントの人数制限が大幅に緩和されたことに伴い、令和4年第2回定例会以降、傍聴者の定員についても通常時に戻すこととなった。					年度	R1	R2	R3	R4	議会開催回数	5	5	5	4	本会議日数	37	38	34	39	傍聴席数(人)	1,029	512	490	636	一日平均(人)	28	14	15	17	委員会室	通常時	調整後	第1	10	5	第2	10	5	第3	8	4	第4	6	3	第5	6	3
年度	R1	R2	R3	R4																																												
議会開催回数	5	5	5	4																																												
本会議日数	37	38	34	39																																												
傍聴席数(人)	1,029	512	490	636																																												
一日平均(人)	28	14	15	17																																												
委員会室	通常時	調整後																																														
第1	10	5																																														
第2	10	5																																														
第3	8	4																																														
第4	6	3																																														
第5	6	3																																														
成果と課題	・ 感染リスクの低減を図ることができた。																																															

第3章 対応の記録

第10節 新型コロナに係る組織体制・財政

対策本部・感染症対策庁内連絡調整チーム	261
職員・組織体制、保健福祉局内兼務・流動配置	263
歳入確保(寄付金)	265
歳入確保(地方債)	266
歳入確保(特別交付金)	267
新型コロナウイルス感染症対応にかかる予算措置	268

節	10 新型コロナに係る組織体制・財政																					
細節	—																					
項目名	対策本部・感染症対策庁内連絡調整チーム																					
担当課	危機管理課、医療政策課																					
取組内容	【対策本部】(令和2年2月～令和5年5月) ・新型コロナウイルス感染症について、全庁的な対策を行うため、令和2年2月に千葉市健康危機管理指針に基づく健康危機管理対策本部を設置した。 ・令和2年4月には緊急事態宣言を受け、新型インフルエンザ等特別措置法、千葉市新型インフルエンザ等対策本部条例及び千葉市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。 ・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類に変更されたことを受け、対策本部を廃止した。 【感染症対策庁内連絡調整チーム】(令和2年3月～令和4年3月) ・全庁的な情報共有や情報発信、市民広報等を行うため、主に課長補佐級で健康危機管理対策本部事務局を担う庁内横断的な連絡調整チームを設置した。 構成メンバー：総務局総務課、総務局人材育成課、総合政策局政策調整課、財政局資金課、財政局財政課、市民局市民総務課、市民局広報広聴課、保健福祉局保健福祉総務課、保健福祉局障害福祉サービス課、こども未来局こども企画課、経済農政局経済企画課、都市局都市総務課、都市局公園管理課、教育委員会事務局、教育委員会生涯学習振興課、議会事務局総務課 事務局：危機管理課、防災対策課、健康企画課(医療政策課)、健康保険課、生活衛生課																					
実績	【会議開催回数】 <table><tr><th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>計</th></tr><tr><td>対策本部会議</td><td>3</td><td>13</td><td>16</td><td>5</td><td>1</td><td>38</td></tr><tr><td>庁内連絡調整チーム</td><td>10</td><td>61</td><td>50</td><td>0</td><td>0</td><td>121</td></tr></table>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	計	対策本部会議	3	13	16	5	1	38	庁内連絡調整チーム	10	61	50	0	0	121
年度	R1	R2	R3	R4	R5	計																
対策本部会議	3	13	16	5	1	38																
庁内連絡調整チーム	10	61	50	0	0	121																

成果と課題	【対策本部】 ・ 対策本部は、国や県の方針を踏まえ、本市の取組や方針を決定するとともに、全庁的な情報共有を図る場として機能した。 ・ 令和3年4月から、県の対策本部会議に本市もオブザーバーで参加することにより、情報の共有化が進んだ。 ・ コロナ対応が長引くなかで、コロナ対応をする部門としない部門で温度差が生じた。 ・ 人員の体制や事務分担の整理に全庁的な感染症対応を実施するうえで時間がかかったことは課題であった。 【連絡調整チーム】 ・ 初期は週3回と定期的に会議を開催したことで、市で保有するマスク等の衛生資材備蓄数や市長指示事項等の情報共有ができたほか、市施設の臨時休業や開設時間短縮等の感染対策について、全庁統一の対応をすることができた。 ・ 定期的に市長へ患者の発生状況や国の動向、各局の対応を報告し、市長が適切な判断、情報発信ができるように努めた。 ・ 初期は市長への報告、各局の対応等、情報共有や集約の場として最大限に活用されたが、令和3年度後半からは各局からの報告も少なくなったため会議を中止した。
--------------	---

節	10 新型コロナに係る組織体制・財政																																		
細節	－																																		
項目名	職員・組織体制、保健福祉局内兼務・流動配置																																		
担当課	人事課、保健福祉総務課																																		
取組内容	【人事異動・組織の設置】 ・新型コロナウイルス感染症への対応が本格化した令和2年4月以降、年度途中の人事発令も含め、職員を増員し、順次体制強化を図った。また、累次の感染者の急増時等には、全庁からの職員応援により対応した。 ・初期段階で感染者数が増加した第2波(令和2年7月～)に際しては、令和2年8月1日付で保健福祉局の局次長を2人体制とし、うち1人を保健所長兼務とすることで、局長級職員による保健所のマネジメント強化等、体制強化を行った。また、令和4年4月1日付で、公衆衛生医師としての専門的知見から保健医療政策に係る専任事項を担当し、当面(当時)、新型コロナウイルス感染症の対応にあたるため、保健福祉局内に、局長級の保健医療統括監の職を新設した。 ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2年4月に、感染症対策課内に「新型コロナウイルス対策室」を設置し、必要な職員を配置した。 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業に対応する組織として、令和3年1月に医療政策課内に「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置し、必要な職員を配置した。 【保健福祉局内兼務・流動配置】 ・委託等の契約締結事務や、陽性者への連絡、HER－SYS(ハーシス)入力等の事務補助のため、医療衛生部(医療政策課、保健所)への流動配置及び兼務発令を行い、体制補強を図った。																																		
実績	○組織の設置・人員配置 【新型コロナウイルス対策室配置職員数】 <table><tr><td>R2.10.1</td><td>R3.4.1</td><td>R4.4.1</td><td>R5.4.1</td></tr><tr><td>1</td><td>14</td><td>20</td><td>26</td></tr></table> ※新型コロナウイルス対策室に本務配置した(動員等を除いた)職員数 【新型コロナウイルスワクチン接種推進室配置職員数】 ※新型コロナウイルスワクチン接種推進室に本務配置した(動員等を除いた)職員数 <table><tr><td>R3.1.15</td><td>R3.2.5</td><td>R3.2.10</td><td>R3.2.15</td><td>R3.4.1</td><td>R3.6.9</td><td>R4.1.1</td><td>R4.7.1</td><td>R5.4.1</td></tr><tr><td>4</td><td>5</td><td>9</td><td>25</td><td>28</td><td>38</td><td>40</td><td>37</td><td>29</td></tr></table>									R2.10.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	1	14	20	26	R3.1.15	R3.2.5	R3.2.10	R3.2.15	R3.4.1	R3.6.9	R4.1.1	R4.7.1	R5.4.1	4	5	9	25	28	38	40	37	29
R2.10.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1																																
1	14	20	26																																
R3.1.15	R3.2.5	R3.2.10	R3.2.15	R3.4.1	R3.6.9	R4.1.1	R4.7.1	R5.4.1																											
4	5	9	25	28	38	40	37	29																											

	【医療政策課配置職員数(新型コロナウイルスワクチン接種推進室を除く)】																				
	※本務配置した(動員等を除いた)職員数																				
	<table><tr><td>R2.4.1</td><td>R2.10.1</td><td>R3.4.1</td><td>R3.10.1</td><td>R4.4.1</td><td>R5.4.1</td></tr><tr><td>16</td><td>22</td><td>23</td><td>27</td><td>24</td><td>23</td></tr></table>	R2.4.1	R2.10.1	R3.4.1	R3.10.1	R4.4.1	R5.4.1	16	22	23	27	24	23								
	R2.4.1	R2.10.1	R3.4.1	R3.10.1	R4.4.1	R5.4.1															
	16	22	23	27	24	23															
	○応援体制																				
	【新型コロナウイルス対策室への応援人工】																				
	<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>延べ人数</td></tr><tr><td>局外人工</td><td>10.1</td><td>7.0</td><td>0.58</td><td>0</td><td>515人</td></tr></table>	年度	R2	R3	R4	R5	延べ人数	局外人工	10.1	7.0	0.58	0	515人								
	年度	R2	R3	R4	R5	延べ人数															
	局外人工	10.1	7.0	0.58	0	515人															
(注)年度ごとの数値は月平均。局内のうち、兼務発令を受けていない動員は含まない。																					
【保健福祉局内流動配置、兼務発令】																					
<table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>計</td></tr><tr><td>流動配置者</td><td>9</td><td>121</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>130</td></tr><tr><td>兼務発令者</td><td>0</td><td>7</td><td>39</td><td>8</td><td>1</td><td>55</td></tr></table>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	計	流動配置者	9	121	0	0	0	130	兼務発令者	0	7	39	8	1	55
年度	R1	R2	R3	R4	R5	計															
流動配置者	9	121	0	0	0	130															
兼務発令者	0	7	39	8	1	55															
※延べ人数																					
成果と課題	・ 累次の患者急増等への対応として、全庁からの職員応援を行ったが、応援職員の多くが短期間での交代となることや、感染症対応は刻々と変わっていくことから、応援職員間のノウハウの蓄積等に課題があり、庁内応援の即応性を高めるために、途中から、業務マニュアルの事前展開や事前研修を行い対応した。 ・ 特に、新興再興感染症発生初期時は、混乱が生じるため、必要とされる業務内容と応援職員が持つ業務知識や経験とのマッチングを図ることが有効であることから、職員経歴等の人事情報を活用した応援職員の候補者の選出を行った。今後発生する新興感染症・災害対応においても、同様に取り組むことが効果的である。 ・ 初動においては、業務継続計画を準用し、必要な人員配置を行ってきたが、社会活動や市の事業が平常に戻っていく中での長期にわたる人的対応に苦慮した。新興再興感染症対応が長期間となる場合、職員のみによる直営での対応には限界があることから、感染動向等を注視した上で、アウトソーシングの活用等について検討する必要がある。 ・ 当初は、医療衛生部内での人員配置で応援体制(保健福祉局内兼務・流動配置)をとっていたが、感染者数が爆発的に増加し、対応が追いつかない状況となったため、局内からの応援体制を敷くことにより、急速に増え続ける事務処理等への対応を図った。																				

節	10 新型コロナに係る組織体制・財政		
細節	—		
項目名	歳入確保(寄附金)		
担当課	資金課		
取組内容	【新型コロナウイルス感染症対策寄附金】(令和2年4月～令和4年3月) ・ 令和2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症対策事業に充当するための寄附金を受け入れた。 ・ 令和2年度の受入開始時は、具体的な使い道を示して寄附を募るクラウドファンディングを実施(クラウドファンディング終了後、通常の寄附受入に移行) ＜クラウドファンディングの概要＞ 使い道:医療・介護従事者等への支援金 期 間:令和2年5月22日～8月19日(90日間)		
実績	【寄附額】		
	年度	R2	R3
	寄附額(千円)	85,495	29, 520
	うち、クラウドファンディング	16, 871	—
	充当先	・医療・介護従事者等への支援金	・医療機関への支援(転院受入協力金等) ・事業者向けの支援(ICT活用生産性向上支援等) ・積極的疫学調査
成果と課題	・ クラウドファンディングを実施したことや、新型コロナウイルス感染症対策に特化した寄附メニューを設けたことで、新型コロナウイルス感染症対策に協力したい寄附者の想いに沿った寄附の受入れを行うことができた。		

節	10 新型コロナに係る組織体制・財政																
細節	—																
項目名	歳入確保(地方債)																
担当課	資金課																
取組内容	新型コロナウイルス感染症の影響による歳入減への対応として、以下の地方債が時限的・特例的に拡充・創設された。本市においても令和2年度に発行。 【猶予特例債】 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の収入急減等のため、地方税において1年間の徴収猶予の特例が設けられ、その猶予相当額に対し発行が認められた地方債。 ・ 一般財源として多岐に渡る事業のために活用した。 【減収補填債(令和2年度の特例措置分)】 ・ 景気変動の影響を受けやすい法人関係税等について、年度途中に大幅な減収が生じた場合に、その減収を補填するために発行できる地方債。 ・ 当該税目の収入実績が、普通交付税における基準財政収入額を 0.75 で除した額を下回る場合に、その差額に対し発行が認められる。 ・ 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る減収が生じる消費や流通に関わる7税目について、減収補填債の対象に加えられた。 ・ 一般財源として多岐に渡る事業のために活用した。 【特別減収対策債】 ・ 減収補填債の対象税目以外の税目や、使用料・手数料の減収及び減免額相当に対し発行が認められた地方債。 ・ 建設事業のために活用した。																
実績	<table><tr><td colspan="2">【発行額】</td><td>(単位:千円)</td></tr><tr><td>猶予特例債</td><td></td><td>1, 640, 000</td></tr><tr><td>減収補填債(令和2年度の特例措置分)</td><td></td><td>1, 613, 000</td></tr><tr><td>特別減収対策債</td><td></td><td>700, 000</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>3, 953, 000</td></tr></table>		【発行額】		(単位:千円)	猶予特例債		1, 640, 000	減収補填債(令和2年度の特例措置分)		1, 613, 000	特別減収対策債		700, 000	合計		3, 953, 000
【発行額】		(単位:千円)															
猶予特例債		1, 640, 000															
減収補填債(令和2年度の特例措置分)		1, 613, 000															
特別減収対策債		700, 000															
合計		3, 953, 000															
成果と課題	・ 時限的・特例的に設けられた地方債を有効に活用し、歳入確保につなげることができた。																

節	10 新型コロナにかかる組織体制・財政			
細節	—			
項目名	歳入確保(特別交付金)			
担当課	税制課			
取組内容	【新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金】(令和3年度～令和8年度) ・ 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(税制改正)にかかる影響による市税減収額を地方特例交付金として受け入れする。 ※前年度減収額を報告し、翌年度に交付される。(交付時期3月)			
実績	(単位：千円)			
	項目	R 3 決算	R 4 決算	R 5 (決算見込)
	自動車税環境性能割に係る減収補填分(延長)	1 2 4, 2 3 4	—	—
	軽自動車税環境性能割に係る減収補填分(延長)	1 8, 6 6 6	—	—
	新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金	1, 1 0 8, 0 9 9	3 5, 1 1 9	4 3, 0 0 0
	ア 固定資産税減収補填特別交付金	9 8 0, 0 1 4	3 5, 1 1 9	4 3, 0 0 0
	イ 都市計画税減収補填特別交付金	1 2 8, 0 8 5	—	—
成果と課題	・ 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(税制改正)により減収した市税相当額が同交付金により補填されたことで、地方財政の安定的な運営を図ることができた。			

節	10 新型コロナに係る組織体制・財政																																		
細節	—																																		
項目名	新型コロナウイルス感染症対応にかかる予算措置																																		
担当課	財政課																																		
取組内容	【新型コロナウイルス感染症対応にかかる予算措置】(令和2年4月～令和6年3月) ・ 令和2年度は、病床確保や学校の感染症対策の強化、社会福祉施設等の感染拡大防止対策に係る経費などを予算計上したほか、事業者・市民生活への支援として、テナント支援協力金、特別定額給付金などを計上した。また、新しい生活様式への対応のため、テレワーク推進、GIGAスクール構想の実現に係る経費などを計上した。 ・ 令和3年度は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備に係る経費のほか、感染防止対策として、PCR検査にかかる経費などを予算計上した。また、事業者・市民生活への支援として、ひとづくり応援講座等利用促進や住民税非課税世帯等臨時特別給付金などを計上したほか、新しい生活様式への対応のため、ハイブリッド型MICE開催促進に係る経費などを計上した。 ・ 令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備に係る経費のほか、感染防止対策として、宿泊療養等患者療養に係る経費などを予算計上した。また、事業者・市民生活への支援として、飲食店利用促進に係る経費や、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を計上したほか、新しい生活様式への対応のため、企業立地におけるリモートワークの促進や区役所等窓口へのキャッシュレス決済導入に係る経費などを計上した。 ・ 令和5年度は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備に係る経費のほか、感染防止対策として、軽症者等の宿泊療養施設の確保の経費などを予算計上している(令和5年9月時点)。																																		
実績	【コロナ対策経費の予算措置状況(一般会計ベース)】 (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算</td><td>0</td><td>0</td><td>3,351</td><td>6,324</td><td>5,913</td></tr> <tr> <td>補正予算</td><td>0</td><td>123,536</td><td>55,441</td><td>14,356</td><td>3,270</td></tr> <tr> <td>既定予算 予備費対応</td><td>180</td><td>1,177</td><td>251</td><td>280</td><td>244</td></tr> <tr> <td>計</td><td>180</td><td>124,713</td><td>59,043</td><td>20,960</td><td>9,427</td></tr> </tbody> </table> ※R5は9月補正予算時点					年度	R1	R2	R3	R4	R5	当初予算	0	0	3,351	6,324	5,913	補正予算	0	123,536	55,441	14,356	3,270	既定予算 予備費対応	180	1,177	251	280	244	計	180	124,713	59,043	20,960	9,427
年度	R1	R2	R3	R4	R5																														
当初予算	0	0	3,351	6,324	5,913																														
補正予算	0	123,536	55,441	14,356	3,270																														
既定予算 予備費対応	180	1,177	251	280	244																														
計	180	124,713	59,043	20,960	9,427																														

	【各年度の取組み】 令和元年度決算 0.9億円(4事業) (主な取組み) ・ 指定管理施設休館等に伴う利用料金減収分の支援 0.3 億円 ・ 衛生用品等の購入 0.2 億円 令和2年度決算 1,142億円(167事業) (主な取組み) ・ 特別定額給付金 986億円 ・ GIGAスクール構想の実現 44億円 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 21億円 令和3年度決算 450 億円(93事業) (主な取組み) ・ 子育て世帯等臨時特別支援 121億円 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種 108億円 ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 89億円 令和4年度決算 272億円(66事業) (主な取組み) ・ 新型コロナウイルスワクチン接種 125億円 ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 31億円
成果と課題	・ 感染防止対策を徹底し、市民の健康と暮らしを守るとともに、地域経済の回復を図る取り組み等を実施した結果、感染症による市民生活や事業活動への影響の軽減に寄与した。 ・ 実施にあたっては、感染症対策に係る国・県の補助金等の財源を最大限活用し、本市財政運営への影響を可能な限り抑制した。

第4章 関係団体の取組

関係団体の取組

一般社団法人 千葉市医師会	271
一般社団法人 千葉市薬剤師会	274
一般社団法人 千葉市歯科医師会	275
公益財団法人 ちば県民保健予防財団	276
社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会	277
社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会	278
公益社団法人 千葉市幼稚園協会	279
公益社団法人 千葉市民間保育園協議会	280
千葉市小中学校体育連盟	281
公益社団法人 千葉市観光協会	283
公益財団法人 千葉市産業振興財団	284
千葉商工会議所	286
一般社団法人千葉市建設業協会、千葉市造園緑化協同組合 協同組合千葉電設協会、協同組合千葉市管工 事業協会	292
公益財団法人 千葉市国際交流協会	293

団体名	一般社団法人 千葉市医師会				
関係局	保健福祉局、教育委員会				
取組内容	千葉市より下記の協力依頼があり随時対応を行った。 ・軽症者のドライブスルーPCR 検査への協力 ・ワクチン接種への協力(集団接種への医師派遣、自院での個別接種) ・保健所プレハブ診療所での診療、PCR 検査等への協力 ・電話診療への協力(在宅療養者、ホテル療養者) ・保健所より医療機関での PCR 検査の受託 ・宿泊療養施設での PCR 検査への協力 会員に対し、下記の援助を行った。 ・講習会の開催(ワクチン接種、アナフィラキシーなど) ・マスク、ガウン、グローブなど医療資材等の配付 ・マニュアルの作成(アナフィラキシー、コロナウイルス初期診療等) ・アナフィラキシー対策救急医薬品販売の斡旋 コロナ禍における定期健康診断の実施方法について保健体育課と協議を行い、以下の対策をして実施した。 ・8月～12月の期間で実施 ・診察の簡略化(内科では口腔内は診ない、眼科での触診は行わない) ・ゴーグルを着用 等 ・ペーパータオル及びグローブを使用(眼科検診時) ・検査器具の消毒(体重計、身長計、遮眼子、オージオメーター) 新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて ・同マニュアル作成に当たり、教育委員会に対して指導・助言を行った。				
実績	・軽症者のドライブスルーPCR 検査 <table border="1"> <tr> <td>年度</td><td>R2</td></tr> <tr> <td>検査数</td><td>598 件</td></tr> </table> ・集団接種会場へ医師を派遣 会場:千葉中央コミュニティセンター 期間:令和3年4月18日(日)～令和4年9月25日(日) 開催日数:87日 総接種回数:45,751回 医師派遣延べ人数:984人 ・自院での個別接種 総接種回数:1,978,527回	年度	R2	検査数	598 件
年度	R2				
検査数	598 件				

・保健所プレハブ診療所での診療

年度	R2	R3	R4	計
対面診療件数	62 件	159 件	9 件	230 件
電話診療件数	39 件	143 件	1 件	183 件

・保健所からの依頼により会員医療機関が実施した PCR 検査

年度	R2	R3	R4	計
実施件数	432 件	988 件	145 件	1,565 件

・宿泊療養施設にて令和2年5月当初から約1か月間、PCR 検査協力を実施
(令和2年5月末までの退院基準:陰性化確認が必要)

・講習会(ワクチン関連2回、感染症対策 1 回、アナフィラキシー1回)

・医療資材の配付

配布先:会員医療機関 約 500

配布物:(マスク 2,420 枚、N95 マスク 140 枚、ガウン 560、グローブ 300 セット、フェイスシールド 108 枚、PPE セット 1 セット、アルコール消毒液 1000ml、エタノール消毒液 500ml)

・マニュアルの作成:4種

(新型コロナウイルス感染症在宅療養者対応マニュアル、アナフィラキシー初期対応マニュアル、かかりつけ医のための「新型コロナウイルス初期診療」マニュアル、小児用新型コロナウイルスワクチン接種後アナフィラキシー初期対応マニュアル)

・アナフィラキシー対策救急医薬品販売の斡旋 1回

保健体育課と定期健康診断に関して以下の点について協議(令和2年4月7日)

- ・ 検診時期→法で定められている6月30日までの実施とせず時期を設定
- ・ 検診実施内容及び方法→内科・耳鼻科・眼科
- ・ 腎疾患精密検診、手帳点検等の日程について→尿検査を実施できないため要検討
- ・ 結核精密検診の実施について、問診票を回収でき次第、内科健診を待たずに精密検診連絡票を作成
- ・ 健康診断実施延期の連絡→学校からの連絡に加え医師会からも学校医へ連絡以降、実施方法について、実施後の課題や国の通知等に基づき、指導・助言を行った。

	新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて 令和2年7月7日 保健体育課と健康診断に係る新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて協議 ・令和2年7月改訂 以降、対策マニュアルについて、検診実施後の課題や国の通知等に基づき、指導・助言を行った。 ・令和2年8月改訂 ・令和3年3月改訂 ・令和5年3月改訂
成果と課題	【予防接種について】 ・個別接種と集団接種のメリット・デメリットを考慮し、都市毎の人口、接種に参加する医師数・医療機関数、実施日数・時間、接種会場の特性などを踏まえ、事前にシミュレーションなどを行い、より有効な方法を選び、個別接種と集団接種の割合を決定 ・ワクチン接種への不安軽減や接種医療機関の増加を図るため、ワクチンに関する講習会やアナフィラキシー対応講習会・マニュアルの作成などを実施した ・外出困難者への接種について、実態調査および訪問接種を行うのにあたり行政の協力は不可欠である ・接種計画作成には、医師会と二次対応病院、行政、薬剤師会、消防との連携や意思疎通が重要である 【検査、診療体制について】 ・検査体制については発熱外来だけでなく、休日等の対応を含め行政との協力の下に構築する必要がある ・感染対策の備品は行政が責任を持って備蓄すべきであるが、医師会としてもある程度の備蓄は必要である ・自宅療養者の健康観察は感染急増時に保健所の業務が逼迫するので、医師会ができる範囲で支援を行うべきである ・自宅療養者の往診等の診療体制の構築が必要であるが、状況により外部事業所の活用も考慮する ・遠隔診療については、自宅療養者に対する電話診療は非常に有用であるが、初診時は、対面診療で得られる情報より劣るため慎重であるべきである 【定期健康診断について】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、医師会、教育委員会、学校医、学校、それぞれの役割分担を明確にして実施することにより、児童生徒にとって安心・安全に健康診断を実施することができた。 ・学校規模によって、一日で実施することが難しい学校もあった。また、中学校においては、健康診断の結果によって市内中学校総合体育大会への参加の可否が決まる等、健診結果が関係する事業要項等の見直しも同時に行う必要がある。 【新型コロナウイルス感染症対策マニュアルについて】 ・繰り返し保健体育課と協議を行い、安心・安全に健康診断を実施することができた。

団体名	一般社団法人 千葉市薬剤師会																			
関係局	保健福祉局																			
取組内容	・ 令和3年8月に、自宅療養者向けの調剤及び服薬指導事業を受託し、新型コロナに罹患し、自宅療養をしている患者宅へ薬を届けるとともに、服薬指導を行った。 ・ 令和4年11月に、新型コロナウイルス抗原検査キットの備蓄を目的とした購入費用助成事業を受託し、市内会員薬局で抗原検査キットを販売するとともに、抗原検査キットの正しい使用方法等の説明を行った。 ・ 抗原検査キットを取り扱っている薬局一覧を随時ホームページで公開して、市民が購入しやすい環境を整えた。 ・ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種において、会員を派遣して、ワクチンの管理と充填等を行った。																			
実績	調剤及び服薬指導 <table border="1"> <tr> <th>年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr> <tr> <td>協力薬局 (のべ軒数)</td><td>264店舗</td><td>1,193店舗</td></tr> <tr> <td>調剤件数</td><td>4,493件</td><td>46,034件</td></tr> </table> 抗原検査キット購入費用助成 <table border="1"> <tr> <th></th><th>第1期 (11月11日～12月11日)</th><th>第2期 (12月12日～1月10日)</th></tr> <tr> <td>協力薬局</td><td>175店舗</td><td>170店舗</td></tr> <tr> <td>販売個数</td><td>34,052個</td><td>39,762個</td></tr> </table> ワクチンの職域接種 千葉大学西千葉キャンパス けやき会館 令和3年7月19日～9月28日 34,000接種(モデルナ)		年度	令和3年度	令和4年度	協力薬局 (のべ軒数)	264店舗	1,193店舗	調剤件数	4,493件	46,034件		第1期 (11月11日～12月11日)	第2期 (12月12日～1月10日)	協力薬局	175店舗	170店舗	販売個数	34,052個	39,762個
年度	令和3年度	令和4年度																		
協力薬局 (のべ軒数)	264店舗	1,193店舗																		
調剤件数	4,493件	46,034件																		
	第1期 (11月11日～12月11日)	第2期 (12月12日～1月10日)																		
協力薬局	175店舗	170店舗																		
販売個数	34,052個	39,762個																		
成果と課題	・ 調剤及び服薬指導については、感染拡大の状況においても、医薬品等の安定的な供給を維持し、自宅療養者に寄り添った服薬指導等の対応ができた。自宅への薬のお届けに関しては薬局の人員的な負担も大きかったので、インフラの整備等が望まれる。 ・ 抗原検査キット購入費用助成については、検査キットを手元に置いておき、いつでもセルフチェックできるようにする事を啓発することができた。感染拡大時の医療機関の負担を減らす為に、普段からセルフメディケーションを進めていく事が望ましい。購入時の書類提出等の購入者側の負担を減らす為に、ICTの活用等で省力化する事が望ましい。 ・ 検査キット扱い薬局一覧については、閲覧数が多かったのが市民に活用していただけたと思われる。適切なタイミングで更新して最新情報を提供していきたい。 ・ ワクチン接種業務について、会としては行政のワクチン接種業務には関与しなかった。医薬品の管理等、職能を発揮できる場面が多くあるので、今後は対応していきたい。																			

団体名	一般社団法人 千葉市歯科医師会
関係局	教育委員会
取組内容	【歯科健診について】 令和2年6月に、コロナ禍における健康診断の実施方法について保健体育課と協議を行い、以下の対策をして実施した。 ・ダブルミラー(口を触らない検診を行うため)を使用 ・歯科医師がフェイスシールド、マスクを着用 ・手指用アルコール準備 ・顎関節は視診、聴診を行い触診はしない 【委託事業について】 ○歯と口の健康づくり啓発事業 本事業について保健体育課と協議し、事業計画・実施方法を工夫して実施した。 ・位相差顕微鏡の使用中止 ・RD テスト(小学1～4年生)の中止 ・ペロリオスクリーン(小学5・6年生、中学生)の中止 ・DVD 画像の活用
実績	【歯科健診について】 令和2年4月2日 保健体育課と健康診断の実施について確認 →口腔内に触れない健康診断実施に向けて保健体育課に要請 令和2年6月11日 保健体育課と健康診断の実施方法について以下の点について協議 ・歯科健診の実施時期→8月下旬から12月で行う ・秋の歯科健診について→令和2年度は行わない ・口腔内に触れない健診方法について→ダブルミラーによる実施 ・検査項目の簡略化について→顎関節は視診、聴診を行い触診はしない 令和3年3月3日 次年度の健康診断について保健体育課と協議 ・実施期日について→6月30日までで予定を組み感染状況によって流動的に行う ・実施方法について→令和2年度と同様 その後、感染拡大状況により秋の歯科健診について保健体育課と協議を行い、令和3年度も中止した。 【委託事業について】 ○歯と口の健康づくり啓発事業 令和2年度 みつわ台中学校区(4校)、星久喜中学校区(2校)で実施 令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 令和4年度 緑町中学校区(3校)、こてはし台中学校区(3校)で実施
成果と課題	【歯科健診について】 ・保健体育課との協議を通して、内容の簡素化や検査器具の使用方法を工夫することで、児童生徒にとって安心・安全に歯科健診を行うことができた。 【委託事業について】 ・実施方法を変更することで本事業を実施することができた。

団体名	公益財団法人 ちば県民保健予防財団													
関係局	保健福祉局													
取組内容	1.がん集団検診会場にて新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、衛生管理業務(受診者の体温確認、施設の消毒、3密を避ける導線の確保等)を実施した。 2.千葉市が、すべての検診において完全予約制を導入し来場時間を分割したことに伴い、受診者の待ち時間の短縮化・混雑の解消に努めた。													
実績	集団検診会場の衛生管理及び3密を避けるための会場運営に際して、人員を要する必要がある、令和2年度より、通常配置人員に追加して配置した。 検診種類ごとの件数 <table border="1"> <tr> <th></th><th>子宮がん検診</th><th>肺がん・骨粗しょう症検診</th></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>42件</td><td>7件</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>42件</td><td>7件</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>35件</td><td>5件</td></tr> </table> ※1件あたり1人配置			子宮がん検診	肺がん・骨粗しょう症検診	令和2年度	42件	7件	令和3年度	42件	7件	令和4年度	35件	5件
	子宮がん検診	肺がん・骨粗しょう症検診												
令和2年度	42件	7件												
令和3年度	42件	7件												
令和4年度	35件	5件												
成果と課題	・ 体調確認の実施をおこなうことにより、集団検診を起因としたクラスターの発生はしていない。 ・ 会場内の待合や受診者同士のスペースを確保することにより受診者にも安心して検診を受診いただくことができた。 ・ 予約制を導入したことにより、会場ごとの予約数を把握することができ、次年度以降の会場の人数設定に反映することができるようになった。 ・ 予約制の導入により、名簿の確認をおこなっているが、予約時間よりも前に受診者が一斉に来場することが多く、受付場所に混雑が発生した。 ・ 体調チェック開始当時は新型コロナウイルス感染症による症状か喘息などのアレルギーなどで受入れの可否の判断がつきづらく、受診者にお待ちいただくことが発生していた。 ・ 3密を避ける会場設営は大型の会場では対応できるものの、小規模の会場では、待合スペースを広くとることで、座席数が減り結果、立ってお待ちいただくこととなった。													

団体名	社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会										
関係局	保健福祉局										
取組内容	・新型コロナウイルスの感染が疑われる又は本人の感染は疑われないが、医療機関等の新型コロナウイルス感染予防対策により、健康な生活を送るうえで不可欠な医療の受診等に係る手話通訳の派遣が受けられない聴覚障害者が、適切な情報保障を受けられるよう、感染の危険性がないタブレットによる遠隔手話通訳システムを導入し、遠隔での手話通訳を行っている。 ・令和元年度 導入準備(遠隔手話通訳用タブレット(2台)及びソフトライセンス(J-Talk)の契約等) ・令和2年度～ 遠隔手話通訳システム導入開始										
実績	<利用件数> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5 (8月末時点)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数</td><td>11件</td><td>4件</td><td>6件</td></tr> </tbody> </table> ※利用前のテスト通信も含む。同一利用者が複数回利用した場合も計上する。 ※令和3年度はすべて新型コロナウイルス感染症関連(PCR検査、新型コロナウイルス感染疑いの症状での受診、コロナ禍における医療機関都合による対人派遣制限対策など)。 令和4年度は聴覚障害者個人が所有するスマートフォンを使っでの遠隔手話通訳1件含む。令和5年度は新型コロナウイルス感染症関連1件、入院中のリハビリ等に係る説明での利用が5件。			年度	R3	R4	R5 (8月末時点)	利用件数	11件	4件	6件
年度	R3	R4	R5 (8月末時点)								
利用件数	11件	4件	6件								
成果と課題	・新型コロナウイルス感染疑いのある聴覚障害者に接触することなく通訳が担保できた。 ・医療機関におけるタブレット操作のために、操作手順を写真で見える化したマニュアルを渡したことで、スムーズに受け入れてもらった。 ・医療機関の感染症対策により入院中の聴覚障害者に対して通訳派遣ができない時に、タブレットでの遠隔手話通訳を利用して聴覚障害者と医療従事者がきちんと意思疎通できた。 ・筆談での意思疎通が難しい入院中の聴覚障害者に対し、リハビリの説明を通訳するほか、相談員による傾聴を行うことにより聴覚障害者の心理的負担の軽減が実現できた。 ・高齢の聴覚障害者の場合、タブレットを通じた通訳に慣れるための場が必要だった。 ・医療従事者を始め、社会に広く遠隔手話通訳という手法が周知されることが必要。										

団体名	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会																		
関係局	保健福祉局																		
取組内容	【相談方法や講演会の開催方法の工夫】 ・ オンライン相談用のタブレットを導入し、対面等の既存方法に続く新しい相談方法を設けた。 ・ 集合方式の講演会ではなく、オンデマンド配信による講演会を実施した。																		
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5※</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td><td>12件</td><td>20件</td><td>15件</td><td>47件</td></tr> <tr> <td>講演会</td><td>3件</td><td>2件</td><td>0件</td><td>5件</td></tr> </tbody> </table> ※R5年度は8月31日時点の相談件数				年度	R3	R4	R5※	計	相談件数	12件	20件	15件	47件	講演会	3件	2件	0件	5件
年度	R3	R4	R5※	計															
相談件数	12件	20件	15件	47件															
講演会	3件	2件	0件	5件															
成果と課題	・ 令和3年度～令和4年度に関しては休校や休園、学級閉鎖等に伴い、子どもが在宅しているために、保護者が家を空けることができない状況の時にオンラインでの相談が行うことができた。 ・ オンデマンド配信による講演会を実施したことにより、受講者の人数が増えた。 ・ 令和5年度に関しては、新型コロナ対策としてのオンライン相談は受けていない。(家族の持病等により来所できない場合に活用している)																		

団体名	公益社団法人 千葉市幼稚園協会
関係局	こども未来局
取組内容	保育現場における新型コロナ対策の検討にあたり、会員施設を代表して市と調整を行うとともに、以下の取組みを行うことで、保育現場における感染拡大の防止を図った。 ・新型コロナ対策に関し、会員施設に対する情報提供と問合せ対応等 ・マスク着用、換気、消毒などの基本的な感染対策の徹底 ・コロナ陽性者発生に伴う登園自粛、休園措置への協力 ・ワクチン優先接種及び無症状職員等の PCR 検査の協力 ・幼稚園における濃厚接触者の特定への協力
実績	・会員施設への情報提供及び会員施設からの問合せ対応を行った。 ・保育の提供を可能な限り継続するため、マスク着用や換気、消毒などの基本的な感染対策を徹底したほか、ワクチンの優先接種活用・PCR 検査の実施に努めた。 ・市が決定した登園自粛や休園措置に関し、保護者へ周知するとともに、問合せ対応を行った。 ・コロナ陽性者が発生した際には、濃厚接触者の特定のため、市からの聞き取りに協力した。
成果と課題	・会員施設へ感染防止対策等の情報を適時適切に提供することで、感染拡大防止につながった。 ・基本的な感染対策の徹底により、コロナ禍においても保育を継続することで、社会経済活動の維持に貢献した。 ・コロナ陽性者発生に伴う休園措置、濃厚接触者の特定等を市と協力して適切に行うことで、感染拡大防止につながった。

団体名	公益社団法人 千葉市民間保育園協議会
関係局	こども未来局
取組内容	保育現場における新型コロナ対策の検討にあたり、会員施設を代表して市と調整を行うとともに、以下の取組みを行うことで、保育現場における感染拡大の防止を図った。 ・ 新型コロナ対策に関し、会員施設に対する情報提供と問合せ対応等 ・ マスク着用、換気、消毒などの基本的な感染対策の徹底 ・ コロナ陽性者発生に伴う登園自粛、休園措置への協力 ・ ワクチン優先接種及び無症状職員等の PCR 検査の協力 ・ 保育所等における濃厚接触者の特定への協力
実績	・ 会員施設への情報提供及び会員施設からの問合せ対応を行った。 ・ 保育の提供を可能な限り継続するため、マスク着用や換気、消毒などの基本的な感染対策を徹底したほか、ワクチンの優先接種活用・PCR 検査の実施に努めた。 ・ 市が決定した登園自粛や休園措置に関し、保護者へ周知するとともに、問合せ対応を行った。 ・ コロナ陽性者が発生した際には、濃厚接触者の特定のため、市からの聞き取りに協力した。
成果と課題	・ 会員施設へ感染防止対策等の情報を適時適切に提供することで、感染拡大防止につながった。 ・ 基本的な感染対策の徹底により、コロナ禍においても保育を継続することで、社会経済活動の維持に貢献した。 ・ コロナ陽性者発生に伴う休園措置、濃厚接触者の特定等を市と協力して適切に行うことで、感染拡大防止につながった。

団体名	千葉市小中学校体育連盟																																	
関係局	教育委員会																																	
取組内容	【中学校】 ○令和3・4年度千葉市中学校総合体育大会 ・全種目の「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を配付した。 ・参加生徒の「健康チェック表」提出と健康状況を確認した。 ・令和3年度:保護者参観なし ・令和4年度:保護者参観あり(一部制限あり) ○感染症対策を講じた体育的行事の調査 ・体育祭における感染症対策の方法や実施時間、開閉会式についてアンケートを実施 【小学校】 ○令和3・4年度小学校陸上大会 ・学校規模ごとに、時間を分けて開催し、参集する人数を制限した。 ・4×100mリレーを感染症予防対策のため実施しなかった。 ・陸上競技場に応援児童を入れず、各学校においてギガタブを活用してオンライン応援とした。 ○令和3年度表現運動発表会 ・2ブロックをオンラインでつなぎ、2会場(4校)で実施・参観・交流を実施した。 ○令和4年度表現運動発表会 ・会場校と参加校をオンラインでつなぎ、発表会の様子を参観・応援できるようにした。 【共通】 ○令和3年度 ・総会等の会議を書面議決やオンライン会議等で実施した。 ○令和4年度 ・体育指導者合宿講習会をオンラインによる伝達講習を実施した。 ・小中体連研究指定校の研究成果をオンデマンド動画配信方式で発表した。																																	
実績	【参加人数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①中学校総合体育大会</td><td>10,203</td><td>961</td><td>9,262</td><td>10,181</td></tr> <tr> <td>②中学新人スポーツ体育大会</td><td>8,814</td><td>7,178</td><td>6,974</td><td>7,711</td></tr> <tr> <td>③小学校表現運動発表会</td><td>1,501</td><td>中止</td><td>1,382</td><td>1,504</td></tr> <tr> <td>④小学校陸上大会</td><td>3,794</td><td>1,517</td><td>1,676</td><td>2,059</td></tr> <tr> <td>⑤小学校球技大会</td><td>4,939</td><td>中止</td><td>中止</td><td>4,644</td></tr> </tbody> </table> ①R1、R4は18種目開催。R2は2種目(ダンス、駅伝)開催。R3は1種目(駅伝)中止 ②R1は17種目開催。R2は5種目(水泳、体操、ハンドボール、相撲、駅伝)中止。 R3は4種目(水泳、体操、相撲、駅伝)中止。R4は1種目(水泳)中止、体操は大会無し。 ④R2は1000m走、4×100mリレー未実施。R3、R4は4×100mリレー未実施。 ⑤中止年度は特設球技クラブで実施(R2参加人数6,137人、R3参加人数5,684人)				年度	R1	R2	R3	R4	①中学校総合体育大会	10,203	961	9,262	10,181	②中学新人スポーツ体育大会	8,814	7,178	6,974	7,711	③小学校表現運動発表会	1,501	中止	1,382	1,504	④小学校陸上大会	3,794	1,517	1,676	2,059	⑤小学校球技大会	4,939	中止	中止	4,644
年度	R1	R2	R3	R4																														
①中学校総合体育大会	10,203	961	9,262	10,181																														
②中学新人スポーツ体育大会	8,814	7,178	6,974	7,711																														
③小学校表現運動発表会	1,501	中止	1,382	1,504																														
④小学校陸上大会	3,794	1,517	1,676	2,059																														
⑤小学校球技大会	4,939	中止	中止	4,644																														

	○感染症対策を講じた体育的行事の調査結果 【中学校】 各学校の主な感染症対策(アンケートより) ・適切な距離の確保(マスゲームなども含む) ・入場門の増設 ・手指や使用した道具などのこまめな消毒 ・競技へ移動する際に直接入場する ・競技場への直接入場 ・保護者の学年ごとの入れ替え ・保護者と生徒が接触しないようロープで区切る 【小学校】 陸上大会 ・感染症対策のため、開催時間がブロック毎で時差があり、人数も少ないのでスムーズに実施できた。 表現運動発表会 ・身体接触を除けば、従来の学習の進め方で取り組むことができることがわかった。
成果と課題	【共通】 ・安全に各種体育大会を運営することができた。 【中学校】 ・大会後に感染拡大やクラスター発生の報告はなかった。 ・感染症対策をしっかりと行っていれば、通常通り「体育的行事」は行えることがわかった。 ・感染症対策を行った体育行事を考えていく中で、種目内容を見直し、マンネリ化していた種目を改善できる機会になった。 ・児童生徒が外の活動でマスクを外してよい場面でも、皆がしているからという理由で、マスクを外したくても外せない状況があった。学校教育全体で正しい公衆衛生学を学ぶ必要があり、感染症に対しての知識が必要不可欠であることがわかった。 【小学校】 ・表現運動発表会では、オンラインでつなぎ、実施・参観及び交流したことで児童は多くの学校と一緒に取り組んでいるという満足感を高めることができた。 ・陸上大会では、学校で応援する児童が競技の実況や選手のインタビューを見ることができたので盛り上がった。 ・オンラインでは、一部映像が見つらいことがあった。

団体名	公益社団法人 千葉市観光協会																		
関係局	経済農政局																		
取組内容	新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要を回復するため、誘客促進と地域産品の認知度向上を図り、再訪に繋げることを目的とした「ちばおもてなしキャンペーン」を、千葉県が実施する「みんなで元気に！ちばの「おもてなし」提供事業」補助金を活用し、国の「Go To トラベルキャンペーン」と連動した形で実施。 <キャンペーン内容> キャンペーンに参加する宿泊施設の利用者に 3 つの特典 ① 市内のキャンペーン参加施設で使える 5,000 円分クーポン券を 500 円で販売 ・クーポンは、房総料理と土産品購入代金の 50%相当分に利用可能 ・クーポンは、ホテルチェックアウト日まで利用可能 ② 飲食店・土産店での特典付(各参加店がおもてなしサービスを提供) ③ 宿泊アンケート回答者に抽選でプレゼントを用意(宿泊施設がプレゼントを提供) ・実施期間:令和 2 年 9 月～令和 4 年 3 月 31 日 ・参加施設:201(ホテル、飲食店、土産店、いちご農園他)																		
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R2</th><th>R3</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用クーポン額(千円)</td><td>117,785</td><td>369,758</td><td>487,543</td></tr> <tr> <td>クーポン利用件数</td><td>37,642</td><td>122,223</td><td>159,865</td></tr> <tr> <td>クーポン利用時の 飲食・土産代の総額(千円)</td><td>288,081</td><td>897,161</td><td>1,185,242</td></tr> </tbody> </table>			年度	R2	R3	計	利用クーポン額(千円)	117,785	369,758	487,543	クーポン利用件数	37,642	122,223	159,865	クーポン利用時の 飲食・土産代の総額(千円)	288,081	897,161	1,185,242
年度	R2	R3	計																
利用クーポン額(千円)	117,785	369,758	487,543																
クーポン利用件数	37,642	122,223	159,865																
クーポン利用時の 飲食・土産代の総額(千円)	288,081	897,161	1,185,242																
成果と課題	・市内の宿泊施設、飲食、土産品、観光農園等の地元事業者と連携した当事業は、コロナ禍において、上記(実績)の経済効果を創出し、多方面から高い評価を得ることができた。 ・お客様からもキャンペーン継続希望の声が多数あり、千葉市への再訪に期待が持てる。 ・必要書類の多さから精算方法や書類の保管方法などに課題を残す。																		

団体名	公益財団法人 千葉市産業振興財団																										
関係局	経済農政局																										
取組内容	市内中小企業者に対する経営支援 1.テレワークアドバイザー派遣事業【令和2年度】 千葉市が実施する緊急事態宣言下におけるテレワーク導入支援にあたり、アドバイザーを派遣する業務等を受託した。 2.ICT 活用変革促進事業【令和2年度】 コロナ禍による緊急対策的な支援として、経営者の意識改革(気づきと課題整理)に取り組み、「ちばしチェンジ宣言！」に基づき、ICT 環境の構築による生産性向上・働き方改革の実現を図るため、特に小規模事業者が実施期間内にすぐに達成可能な ICT 化支援を行った。 3.ICT 活用生産性向上支援事業【令和3年度～】 短期的課題に対する ICT 化への転換にかかる経費を補助するほか、業務プロセス等の改善や抜本的転換に向けた経営戦略の構築や ICT 化を伴う事業変革に向けての取組みに対して新たな成果指標を定めた上で実施し、働き方改革や生産性の向上をより促進する。 4.事業活動変革促進支援事業【令和3年度～】 コロナ禍における事業変革の取組みとして、業務転換、新分野進出、企業再建等に係る経費の一部を助成することにより企業の事業変革を促進し持続性ある企業経営及び経営基盤強化を図る。																										
実績	1.テレワークアドバイザー派遣事業【令和2年度】 <table><tr><td>派遣件数</td><td>派遣日数</td></tr><tr><td>3 件</td><td>15 日</td></tr></table> 2.ICT 活用変革促進事業【令和2年度】 <table><tr><td>支援件数</td></tr><tr><td>79 件</td></tr></table> 3.ICT 活用生産性向上支援事業【令和3年度～】 <table><tr><td></td><td>支援件数</td><td>内訳</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>16 件</td><td>STEP1:12、STEP2:1、STEP3:3</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>16 件</td><td>STEP1:12、STEP2:1、STEP3:3</td></tr></table> 4.事業活動変革促進支援事業【令和3年度～】 <table><tr><td></td><td>支援件数</td><td>内訳</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>5 件</td><td>業態転換:1、新分野進出:2、事業転換:1</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>2 件</td><td>新分野進出:2</td></tr></table>			派遣件数	派遣日数	3 件	15 日	支援件数	79 件		支援件数	内訳	令和3年度	16 件	STEP1:12、STEP2:1、STEP3:3	令和4年度	16 件	STEP1:12、STEP2:1、STEP3:3		支援件数	内訳	令和3年度	5 件	業態転換:1、新分野進出:2、事業転換:1	令和4年度	2 件	新分野進出:2
派遣件数	派遣日数																										
3 件	15 日																										
支援件数																											
79 件																											
	支援件数	内訳																									
令和3年度	16 件	STEP1:12、STEP2:1、STEP3:3																									
令和4年度	16 件	STEP1:12、STEP2:1、STEP3:3																									
	支援件数	内訳																									
令和3年度	5 件	業態転換:1、新分野進出:2、事業転換:1																									
令和4年度	2 件	新分野進出:2																									

成果と課題	1.テレワークアドバイザー派遣事業【令和2年度】 対面での事業活動が制限されたコロナ禍において、事業者の迅速なテレワーク導入をサポートすることができた。一方で、第4四半期における事業実施だったこともあり、執行体制の整備に苦慮した。 2.ICT 活用変革促進事業【令和2年度】 コロナ禍における事業者のデジタル化を迅速に進めることから、パソコン等も含めたICT 機器の導入による生産性の向上や働き方改革の実現に寄与した。 3.ICT 活用生産性向上支援事業【令和3年度～】 ICT の活用による生産性向上や働き方改革に加え、大規模な業務効率化や事業の転換・変革に係る経費の一部を助成することにより、中長期的な課題解決や企業価値の向上への取組みを支援した。 4.事業活動変革促進支援事業【令和3年度～】 コロナ禍における厳しい経営環境に適応すべく、既存事業からの事業変革に要する経費の一部を援助することより、事業の継続を支援することができた。
--------------	---

団体名	千葉商工会議所
関係局	経済農政局
取組内容	千葉商工会議所では、新型コロナウイルス感染症対策の取組として、以下の7項目を実施した。 1. 当所で開催する会議のオンライン化・ハイブリッド化 ・新型コロナウイルス感染拡大下における各種会議開催は、感染拡大防止のために、人数制限を設けて実施した。開催方法は、書面決議やオンライン開催、ハイブリッド開催（オンラインとリアル両方で開催）。 ・ハイブリッド開催時には、新型コロナウイルス感染症への対応として、3密（密閉・密集・密接）を避けるための工夫や、非接触型体温計の導入、アルコール消毒の徹底、アクリル板を設置し、感染対策を行った。 2. 会報誌（月1回発行）やホームページによる支援策の周知活動 ・千葉商工会議所が発行している会報誌やホームページで、新型コロナウイルス感染症関係の支援策について、周知を行った。 【会報誌】 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、国・県・市の各種支援情報をわかりやすく提供するため、支援情報を一覧化し誌面での掲載を行ったほか、経済産業省が作成した新型コロナウイルス感染症関連情報のパンフレット等を会報誌に同封して発送するなど、周知徹底を図った。 【ホームページ】 ・国・県・市の各種支援情報のほか、協力要請依頼等について随時掲載を行った。また、新たに新型コロナウイルス感染症関連情報をまとめて掲載する専用ページを設け、当所の経営相談窓口や国・県・市の支援施策情報の掲載を行った。 3. 当所独自の景気動向調査及び特別調査における、新型コロナウイルス感染症の影響把握 ・千葉商工会議所独自の調査である景気動向調査や、新型コロナウイルス感染症の特別調査の実施により、会員企業・市内企業の新型コロナウイルス感染症の影響把握を行った。 【新型コロナウイルス感染症の影響に関する緊急調査】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経営への影響を調査するため、本調査を実施。 【新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査】 ・新型コロナウイルス感染症による企業経営への影響について、観光・サービス部会員の状況を把握するため、本調査を実施。 【新型コロナワクチン職域接種に関する事前調査】 ・新型コロナワクチン職域接種の希望について聴取するため、本調査を実施。 【景気動向調査】 ・新型コロナウイルス感染症の影響について定点調査するため、四半期に一度行っている本調査の付帯調査として、「新型コロナウイルス感染症の影響について」の項目を新たに追加。

	4. 千葉県や千葉市の新型コロナウイルス感染症関連支援策について、要望活動を実施 ・日々の相談や調査活動、部会・委員会で寄せられる事業者からの声が、県・市の新型コロナウイルス感染症関連支援策へと反映されるよう、要望活動を行った。 5. 新型コロナウイルス感染症に関する補助金や支援金、助成金の申請書の作成支援や、登録確認機関としての事前確認の実施 ・小規模事業者が、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、従前の小規模事業者持続化補助金「一般型」に加え、感染防止対策を行う事業に要する経費の一部を補助する「コロナ特別型」などの申請書の作成支援を行った。 ・コロナの拡大や長期化に伴う需要の減少や事業活動の制約などにより、大きな影響を受け、売上が通常月と比較して、大きく減少した事業者に対して、支援金が給付された。申請にあたっては、認定経営革新等支援機関に登録した機関に予め、帳簿等の書類について、形式的な確認を受ける必要があり、当所も登録確認機関として、①一時支援金、②月次支援金、③事業復活支援金の事前確認を行った。 ・厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置が講じられ、軽減措置を申告するにあたり、当所も認定経営革新等支援機関として確認作業を行った。 6. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者からの経営相談対応 ・「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」や「オンライン相談窓口」を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者からの資金繰りや補助金・支援金申請支援をはじめ、事業環境変化を受ける中小企業・小規模事業者等に対して、幅広く相談に応じた。 7. 「千葉市新型コロナウイルス冬季緊急対策」をはじめとする事業者向け支援制度について、千葉市の職員に同行し、市内飲食店への個別訪問・周知活動を実施 千葉市から委託を受け、令和2年12月4日発表した「千葉市新型コロナウイルス冬季緊急対策」をはじめとする事業者向け支援制度について、その実用性を高めるために千葉市の職員に同行し、市内飲食店への個別訪問・周知活動を行った。 具体的な周知内容としては、以下のとおり。 ・千葉市飲食店冬季感染症対策支援金について ・千葉市新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店への登録について ・各種給付金等の申請期限について ・新型コロナウイルス感染症対策条例の制定について ・飲食店における新型コロナウイルス対策～来店されたお客様～
--	---

実績

1. 当所で開催する会議のオンライン化・ハイブリッド化			
年度	令和2年度	令和3年度	合計
書面決議	14 回	11 回	25 回
オンライン開催 (Zoom や Teams を使用)	0 回	8 回	8 回
ハイブリッド開催 (Zoom や Teams を使用)	0 回	3 回	3 回
2. 会報誌(月 1 回発行)やホームページによる支援策の周知活動			
【会報誌】			
国・県・市の各種支援情報については、令和2年5月号～令和 4 年 9 月号まで掲載を行った。			
【ホームページ】			
令和元年度と比較し、令和 2 年度においては、セッション数、ユーザー数、ページビュー数すべてにおいて増加した。			
※新型コロナウイルス感染症に関するページ以外の閲覧も含む			
3. 当所独自の景気動向調査及び特別調査における、新型コロナウイルス感染症の影響把握			
・千葉商工会議所独自の調査である景気動向調査や、新型コロナウイルス感染症の特別調査の実施により、会員企業・市内企業の新型コロナウイルス感染症の影響把握を行った。			
①「新型コロナウイルス感染症の影響に関する緊急調査」			
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経営への影響を調査するため、本調査を実施。			
②「新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート調査」			
新型コロナウイルス感染症による企業経営への影響について、観光・サービス部会員の状況を把握するため、本調査を実施。			
③「新型コロナワクチン職域接種に関する事前調査」			
新型コロナワクチン職域接種の希望について聴取するため、本調査を実施。			
④「景気動向調査」			
新型コロナウイルス感染症の影響について定点調査するため、四半期に一度行っている本調査の付帯調査として、「新型コロナウイルス感染症の影響について」の項目を新たに追加。			
4. 千葉県や千葉市の新型コロナウイルス感染症関連支援策について、要望活動を実施			
<千葉市への新型コロナウイルス感染症関連要望>			
年度	件数		
令和2年度	4		
令和3年度	3		
令和4年度	1		
令和5年度	1		

<千葉県への新型コロナウイルス感染症関連要望>

年度	件数
令和2年度	8
令和3年度	8
令和4年度	2
令和5年度	1

5. 新型コロナウイルス感染症に関する補助金や支援金、助成金の申請書の作成支援や、登録確認機関としての事前確認の実施

小規模事業者持続化補助金(コロナ特別型、低感染リスク型、一般型)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	338件	146件	163件
採択件数	189件	72件	101件

コロナの影響緩和等に係る支援金(一時支援金、月次支援金、事業復活支援金)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
確認件数	159件	515件	178件

固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
確認件数	36件	なし	なし

6. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者からの経営相談対応

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	5,023件	2,614件	2,279件

7. 事業者向け支援制度について、市内飲食店への個別訪問・周知活動

同行日	派遣人数
令和2年12月24日(木)	2名
令和2年12月25日(金)	2名
令和3年1月7日(木)	2名
令和3年1月8日(金)	2名
令和3年1月12日(火)	2名
計5日間	延べ10名

成果と課題	1. 会議のオンライン化・ハイブリッド化 ・オンラインで開催することにより、感染拡大防止を図りながら必要な会議を開催することが出来た。 ・オンライン開催、ハイブリッド開催時には、通信状況や機器の不調の影響を受けやすく、オンラインでの接続がうまくいかず、途中で接続が切れてしまうことや、声が聞こえず対応に時間がかかる場面があった。 ・ハイブリッド開催時には、オンライン参加者向けの資料準備と、リアル参加者の資料(印刷)準備に対応する必要がある、手間と時間がかかる。 2. 会報誌やホームページによる支援策の周知活動 【会報誌】 ・国・県・市の各種支援情報を一覧化し掲載を行った結果、わかりやすいと好評で、他の会議所や地元金融機関などから参考にしたいとのお声があった。 ・一方、県・市の協力により支援策が公表される前に情報提供していただけるケースもあったが、会報誌の性質上、タイムリーな情報提供を行うことは難しかった。 【ホームページ】 ・会報誌と比べタイムリーな情報提供が可能であるものの、国・県・市の支援情報については随時更新されるため、担当者が都度調べて更新するなどの手間が発生した。 3. 景気動向調査及び特別調査における、新型コロナウイルス感染症の影響把握 ・市内事業者の新型コロナウイルス感染症に関する影響を把握することにより、当所の支援体制や行政への要望等に反映することが出来た。 ・市内事業者の状況把握及び意見等を吸い上げるための重要な調査であるものの、景気動向調査など定期的に実施しているものや職域接種といった関心が高いものについては回答率が高いが、それ以外の調査については回答率が低い傾向にある。 4. 新型コロナウイルス感染症関連支援策について、要望活動 ・日々の相談や調査活動、部会・委員会で感じる新型コロナウイルス感染症拡大による事業者への影響や、事業者からの声を要望として届けることで、県・市が講じる新型コロナウイルス感染症関連の支援策に反映された。 ・一年の中で、感染収束と拡大を何度も繰り返すウイルスに対して、感染拡大防止と経済回復のどちらを優先すべきかの判断や、要望提出のタイミングが難しく、長期的な視野と短期的な視野の両面から、迅速な要望活動を行っていくことが必要。 5. 新型コロナウイルス感染症に関する補助金や支援金、助成金の申請書の作成支援や、登録確認機関としての事前確認の実施 ・持続化給付金からはじまり、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金と矢継ぎ早に、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に給付金が支給され、申請件数が予想以上に多かったが、経営指導員のみならず、全所的な取組で対応を行った。
-------	--

	6. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者からの経営相談対応 ・経営指導員の本来業務である巡回指導が、支援金等の対応に追われてしまったことや感染症リスクなどにより、大幅に減少した。従前では当たり前であった対面相談が、訪問の制約を受けたことにより、オンラインへの体制作りを余儀なくされた。 ・オンライン相談では、移動時間削減や相談場所の自由度が上がり、遠方の事業者などへも柔軟に対応できるようになった。一方で、決算書などは、ボリュームがあるため紙のほうが扱いやすかったり、リアルと比べてコミュニケーションがとりづらかったりする課題もあった。 7. 事業者向け支援制度について、市内飲食店への個別訪問・周知活動 ・市内の飲食店、計165事業所を訪問し、支援制度の普及および新型コロナウイルス感染症対策の実施状況などについて確認を行った。
--	---

団体名	一般社団法人千葉市建設業協会、千葉市造園緑化協同組合 協同組合千葉電設協会、協同組合千葉市管工事業協会
関係局	建設局
取組内容	感染防止の一助となるよう、最前線で対策や公的事業などに従事されている方々に少しでも役立ててもらうため、新型コロナウイルス感染症の影響で不足している不織布マスクを千葉市へ寄贈。
実績	令和２年５月２２日付けで下記のとおり寄贈。 不織布３層マスク １０,０００枚(１箱５０枚入り２００箱) 【内訳】一般社団法人千葉市建設業協会 ４,０００枚(８０箱) 千葉市造園緑化協同組合 ２,０００枚(４０箱) 協同組合千葉電設協会 ２,０００枚(４０箱) 協同組合千葉市管工事業協会 ２,０００枚(４０箱)
成果と課題	寄贈したマスクは、千葉市から医療機関や社会福祉施設などに配布された。

団体名	公益財団法人 千葉市国際交流協会														
関係局	総務局														
取組内容	外国人市民への情報提供 1 市政だより臨時号の多言語対応 臨時号をやさしい日本語及び多言語に翻訳、ホームページやSNSで情報発信を行った。 2 多言語・やさしい日本語での情報発信(令和2年2月～令和5年5月) ワクチン接種、特別定額給付金、感染拡大の注意喚起等を多言語・やさしい日本語でホームページやSNSでの情報発信、市内の大学・日本語学校・日本語教室等へ情報提供を行った。 3 各種書類・様式の多言語翻訳 国際交流課からの依頼を受け、各種書類・様式の多言語翻訳を行った。														
実績	1 市政だより臨時号の多言語対応 (1)対応言語:英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、やさしい日本語 (2)作成件数 <table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>計</td></tr><tr><td>作成件数</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>10</td></tr></table> 2 多言語・やさしい日本語での情報発信 ・最新情報を国際交流課等から収集し、情報発信を行った。 ・新型コロナウイルス週報をホームページへ掲載した(週1回)。 3 各種書類・様式の多言語翻訳 国際交流課からの依頼を受け、随時対応した。					年度	R1	R2	R3	計	作成件数	2	3	5	10
年度	R1	R2	R3	計											
作成件数	2	3	5	10											
成果と課題	・ホームページ閲覧数やFacebookフォロワー数が増加した。 ・国際交流課をはじめ関係所管課と連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報を速やかに情報発信することができた。 ・Facebook等のSNSや市内の大学・日本語学校・日本語教室等を通じて、外国人市民への情報提供を行ったが、外国人市民全体にまで情報を行き渡らせるのが困難であった。 ・全ての言語に対応するのは困難なため、翻訳できない言語については、外国人相談窓口での対応とすることとした。また、日本であまり使用されていない言語への翻訳依頼があった際に、翻訳完了まで時間がかかった。														

新型コロナウイルス感染症に係る年表(国の対応)

令和元年度

- 1月16日：国内初感染事例を発表
- 2月3日：ダイヤモンド・プリンセス号が横浜港に寄港。2月5日以降、陽性者を順次医療機関へ搬送
- 2月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針策定
- 2月27日：全国一斉休校の要請
- 3月11日：WHOがパンデミックを宣言
- 3月14日：新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正
- 3月28日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針策定
- 3月30日：IOCがオリンピック・パラリンピックの1年延期を決定

令和2年度

- 4月：全世帯へ布製マスク配布開始
- 4月7日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- ・緊急事態宣言発出（最終的な期間は、4月7日から5月25日まで）
- ・緊急事態措置区域（千葉県）における要請内容

【住民】

- 外出自粛等の協力要請

【事業者】

- 施設の使用制限の要請
- イベント開催の制限を要請
- 在宅勤務を強力的に推進

- 4月11日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月16日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- ・緊急事態措置区域を全都道府県へ変更
- 5月4日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- ・緊急事態宣言の期間を5月6日までから、5月31日までに延長
- 5月14日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- ・緊急事態措置区域を変更
- 5月21日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- ・緊急事態措置区域を変更
- 5月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- ・緊急事態宣言の期間を5月25日で終了

- ・緊急事態宣言対象外地域（千葉県）における要請内容

【住民】

- 基本的感染対策などの徹底

【事業者】

- 施設の使用制限の要請は地域の実情に応じて判断
- イベント開催の制限の要請
- 在宅勤務を引き続き推進

1月7日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言発出（最終的な期間は、1月8日から3月21日まで）
- ・緊急事態措置区域（千葉県）における要請内容

【住民】

- 外出自粛等について協力の要請

【事業者】

- 飲食店への営業時間短縮の要請
- イベント開催の制限の要請
- 在宅勤務を強力に推進

1月13日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域を変更

2月2日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域変更及び期間を2月7日までから3月7日までに延長

2月12日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月17日：コロナワクチンが特例臨時接種として位置づけられ、医療従事者へのワクチン接種開始

2月26日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域を変更

3月5日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言の期間を3月7日までから3月21日までに延長

3月18日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言の期間を3月21日で終了

令和3年度

4月1日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置発出（最終的な期間は、4月5日から9月30日まで）

4月9日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

4月12日：高齢者へのワクチン接種開始

4月16日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置区域の変更
- ・まん延防止等重点措置対象地域（千葉県）における要請内容

【住民】

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控える

【事業者】

- 飲食店等への営業時間短縮の要請（20時まで）
- 感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店等への営業時間短縮の要請
- 発熱者の入場禁止や手指消毒設備の設置等の特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請
- カラオケ設備の利用自粛を要請
- イベント開催の制限の要請
- 在宅勤務を強力に推進

4月23日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言発出（最終的な期間は、4月25日から9月30日まで）
- ・まん延防止等重点措置区域の変更

5月7日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

5月14日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

5月21日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更

5月28日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言の期間を延長
- ・まん延防止等重点措置の期間を延長

6月10日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置区域の変更

6月17日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

- ・まん延防止対象地域（千葉県）における要請内容

【住民】

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控える

【事業者】

- 飲食店等への営業時間の短縮の要請（２０時まで）
- 酒類の提供は、「一定の要件」を満たした店舗において１９時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して酒類の提供自粛を要請
- 感染状況等に応じ、措置区域以外の地域で、飲食店等への営業時間短縮の要請
- 飲食を主として業としている店舗においてカラオケ設備を提供している場合、利用自粛を要請
- 発熱者の入場禁止や手指消毒設備の設置等の特措法施行令第５条の５に規定される各措置を要請
- 大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請するとともに、入場整理等について働きかけを実施
- イベント開催の制限の要請
- 在宅勤務を更に徹底するよう働きかけ

７月８日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

７月２３日：東京オリンピック競技大会が開幕（７月２３日から８月８日まで）

７月３０日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長
- ・緊急事態措置区域（千葉県）における要請内容

【住民】

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- ２０時以降の不要不急の外出自粛
- 特に混雑している場所や時間をさけて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動は極力控える
- 路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛

【事業者】

- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業を要請

- 上記以外の飲食店（宅配やテイクアウト除く）に対して、営業時間の短縮（２０時まで）を要請
- 大規模な集客施設等に対し、営業時間の短縮を要請するとともに、入場整理等について働きかけを実施
- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限５，０００人、かつ、括収容率５０％以内等）に沿った開催、営業時間短縮（２１時まで）を要請

８月５日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置区域の変更

８月１７日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

８月２４日：東京パラリンピック競技大会が開催（８月２４日から９月５日まで）

８月２５日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更

９月９日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態措置区域及び期間を変更
- ・まん延防止等重点措置区域の変更及び期間の延長

９月２８日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言の期間を９月３０日で終了
- ・まん延防止等重点措置の期間を９月３０日で終了
- ・緊急事態宣言解除後対象地域（千葉県）における要請内容

【住民】

当面、法第２４条第９項に基づき、

- 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- 企業における在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと
- 飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと等の協力の要請を行うこと
- 外出・移動については、感染状況等に応じ、地域における外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛を要請する等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断すること

【事業者】

- 地域の感染状況等を踏まえ、法第２４条第９項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は１か月までを目途とする。

- 営業時間の短縮の要請については、認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする
- 酒類の提供については可とするが、地域の感染状況等に応じ、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、各都道府県知事が適切に判断すること
- イベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、規模要件等（人数上限5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方等。）に沿った開催の要請を行うこと。また、都道府県知事の判断により、開催時間制限の要請を行うこと

11月19日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・緊急事態宣言解除後の地域（千葉県）における要請内容

【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は控え、基本的な感染防止策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
 - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
 - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
 - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。
 - それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

12月1日：ワクチンの3回目接種開始

1月7日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・まん延防止等重点措置発出（最終的な期間は、1月9日から3月21日まで）

1月19日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

・まん延防止対象地域（千葉県）における要請内容

【住民】

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと（対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。）

【事業者】

- ・飲食店等に対して、
 - 認証店以外の飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請する。認証店に対しては、営業時間の短縮（21時までとすることを基本とする。）の要請を行う。
 - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請し、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、地域の感染状況等に応じて、必要な要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
 - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
 - それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

1月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月3日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月10日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月18日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

2月28日：小児（5～11歳）へのワクチン接種を開始

3月4日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

3月17日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

・まん延防止等重点措置の終了

・まん延防止対象地域以外（千葉県）における要請内容

【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員

検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
 - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
 - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
 - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とする。
 - それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

令和4年度

5月23日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・住民や事業者への要請内容

【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき
 - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
 - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブル

ルでの５人以上の会食も可能とする。

- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第２４条第９項に基づき、
 - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。
 - それ以外の場合は、人数上限５，０００人又は収容定員５０％のいずれか大きい方、かつ収容率の上限５０％（大声あり）・１００％（大声なし）とする。

５月２５日：６０歳以上及び１８歳以上で基礎疾患を有する者等を対象としたワクチンの４回目接種を開始

７月１５日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

７月２９日：社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援

- ・ＢＡ．５対策強化宣言を行う都道府県への支援

９月８日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

住民や事業者への要請内容

【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第２４条第９項に基づき、
 - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については２０時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
 - 同一グループの同一テーブルでの５人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの５人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第２４条第９項に基づき、

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

※同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。

9月8日：Withコロナに向けた新たな段階への移行

- ・高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、Withコロナに向けた新たな段階に移行
- ・9月26日から全国一律で発生届の対象者を4類型に限定（65歳以上の者・入院を要する者・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者・妊婦）

9月20日：12歳以上の全ての方を対象としたオミクロン株ワクチンの接種を開始

9月26日：発生届の全数届出見直し

11月5日：乳幼児（生後6カ月～4歳）へのワクチン接種を開始

11月25日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

1月27日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

- ・住民や事業者への要請内容

【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
 - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
 - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等

を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。

- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
 - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。
 - それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を100%とする。

1月27日：5類移行の方針決定

2月10日：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

【新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針】

- 「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、マスクの着用が効果的である場面などを示すこととする。

【学校における取組】

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。（令和5年4月1日より適用）

【住民】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底する。
- 緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力の要請等を行う。

【事業者】

- ・飲食店等に対しては、感染拡大の傾向がみられる場合には法第24条第9項に基づき、
 - 飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行う。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
 - 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- ・施設については、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、速やかに必要な協力の要請を行う。
- ・イベント等については、法第24条第9項に基づき、
 - 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。

- それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限を100%とする。

令和5年度

4月27日：5月8日に5類移行を正式決定。

4月27日：基本的対処方針の廃止を決定

4月28日：国対策本部の廃止を決定

5月8日：5類移行

5月8日：65歳以上及び5歳以上で基礎疾患を有する者等を対象としたワクチンの「令和5年春開始接種」を開始

9月20日：生後6カ月以上の全ての方を対象としたワクチンの「令和5年秋開始接種」を開始

3月31日：ワクチンの特例臨時接種期間終了

新型コロナウイルス感染症に係る年表(市の対応)

令和元年度

- 1月23日：第1回千葉市感染症健康危機対策警戒班会議
- 1月31日：千葉市発症1例目を記者発表（発表は千葉県が対応）
- 1月31日：市民向け電話相談窓口を保健所内に設置
- 1月31日：市民対応窓口マニュアル作成
- 1月31日：第1回千葉市感染症健康危機管理対策警戒本部会議
- 2月7日：帰国者接触者相談センターを保健所内に設置
- 2月7日：千葉市1例目入院勧告
- 2月13日：ダイヤモンド・プリンセス号陽性患者1名を市内病院で受入
- 2月16日：ダイヤモンド・プリンセス号陽性患者12名を市内病院で受入
- 2月17日：ダイヤモンド・プリンセス号陽性患者22名を市内病院で受入
- 2月19日：第1回千葉市健康危機管理対策本部会議を開催
 - ・主な本部長指示：検査体制や福祉施設の予防対策、市主催イベントの考え方など
- 2月22日：千葉市教職員陽性に伴う休校を発表
- 2月25日：第2回千葉市健康危機管理対策本部会議を開催
 - ・主な本部長指示：職員の健康観察や公共施設での健康チェックなど
- 2月27日：市立学校における休校措置基準を発表（陽性者が出た場合は14日間の休業）
- 2月27日：市立学校における6年生を送る会や予餞会等の中止、内容変更を発表
- 2月27日：市施設の利用中止や延期をした場合の利用料返金を発表
- 3月2日：健康観察のフォロー等のため、保健所外の保健師を動員（2名／日）～3／31
- 3月2日：中小企業者への金融支援を開始
- 3月2日：市県民税の申告期限延長を記者発表（～3／16⇒～4／16）
- 3月2日：市ホームページに新型コロナに関する特設ページ開設
- 3月3日：第3回千葉市健康危機管理対策本部会議を開催
 - ・主な本部長指示：一斉休校に伴う各種対応など
- 3月3日：市立学校の臨時休業（3／3～3／16）
- 3月3日：市施設を休館（3／3～3／16）
- 3月5日：全庁的な情報共有や情報発信、市民広報等を目的として、感染症対策庁内連絡調整チームを設置。（～令和4年3月31日実施。全121回開催）
- 3月5日：市政だより臨時号第1号発行
- 3月9日：医療機関へ市備蓄マスクを配布
- 3月10日：小学校等臨時休業に伴う緊急生活資金貸付開始
- 3月12日：市政だより臨時号第2号発行

3月12日：市立学校の臨時休業期間延長（～3/16⇒～3/24）
 3月13日：市施設の休館期間延長
 3月17日：市における人事発令式等の中止または変更対応を発表
 3月25日：一般社団法人日本江西総商会によるマスクの寄贈を発表
 3月25日：市立小中高校の教育活動再開の発表（4/6～）
 3月26日：東京都への不要不急の外出自粛のお願い
 3月27日：公共料金等の支払い猶予・減免措置について発表
 3月27日：特定非営利活動法人日中文化交流協会によるマスクの寄贈を発表
 3月27日：市役所等で販売している障害者施設の販売品目に布マスクが追加
 3月31日：「千葉市チェンジ宣言！」発出を発表
 3月31日：東京都に在住の職員向けにサテライトオフィス、宿泊施設の確保を発表

令和2年度

4月1日：保健所感染症対策課内に新型コロナウイルス対策室設置
 4月1日：帰国者接触者相談センター兼市民相談窓口業務を外部委託開始
 4月1日：PCR検査業務の外部医療機関への外部委託開始
 4月1日：新型コロナに関する九都県市首脳による緊急テレビ会議を開催
 4月3日：第4回千葉市健康危機管理対策本部会議を開催
 ・主な本部長指示：：クラスター対策や医療体制の整備など
 4月3日：市立小・中・高・特別支援学校の休業期間の延長を発表（～4/5⇒～4/12）
 4月3日：県外出自粛要請を受け、市施設の休館及び閉館時間を変更
 4月6日：市立小・中・高・特別支援学校の一斉休校を発表（4/13～5/6）
 4月7日：緊急事態宣言発出に伴い、千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
 4月7日：緊急事態宣言発出に伴い市施設の閉館
 4月7日：保育所等の登園自粛のお願い
 4月8日：第1回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 ・主な本部長指示事項：緊急事態宣言に伴う外出自粛、在宅勤務など
 ・緊急事態宣言の内容
 ➤ 市民に対し、生活の維持が必要な場合を除き、外出自粛の要請
 ➤ 複数の者が利用する施設に対し、感染対策の徹底
 ➤ イベントの開催制限の要請
 4月9日：新型コロナに関する九都県市首脳によるテレビ会議を開催
 4月13日：第2回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
 ・主な本部長指示：国、県の各種経済的支援を事業者が受けられるように相談窓口設置、飲食業支援のためのデリバリーに関する支援、ネットカフェ等長期滞在者の支援を検討など
 4月13日：船橋市、柏市、松戸市と合同で千葉県へ緊急要望実施（施設の休業要請に伴う

休業補償など)

- 4月14日：遊興施設やクラスター発生が懸念される施設に対し、営業自粛要請
- 4月14日：休校期間中の健康観察や家庭学習の状況等の確認のため、市立小中学校における分散登校実施を発表（4月22日～28日）
- 4月15日：検体配送業務を外部委託開始
- 4月16日：検体採取場所拡大のため、ドライブスルーPCR検査開始。検査のための保健師を保健所から派遣（1～2名／回）
- 4月16日：市政だより臨時号第3号発行
- 4月17日：千葉市新型コロナウイルス感染症緊急対策を発表
- 4月17日：飲食店向けに、感染予防の取り組みについてのお願いを通知
- 4月20日：患者搬送業務の外部委託開始
- 4月20日：木更津市、市原市、君津市と合同で千葉県へ緊急要望実施（施設の使用制限の要請）
- 4月20日：市内中小企業者向けに資金繰りやテレワーク等の相談を行う、リモート相談開始の発表
- 4月21日：クラスター防止協力金制度開始
- 4月21日：「千葉市新型コロナウイルス感染症緊急対策」に係る補正予算を専決処分
- 4月23日：中国・天津市からマスク及び防護服の寄贈を発表
- 4月24日：外出自粛を促進し、新型コロナの拡大を防ぐため、「出前利用促進キャンペーン」「飲食宅配代行業者利用支援」を開始
- 4月28日：新型コロナ病床確保支援金制度開始
- 4月28日：市立小・中・高・特別支援学校の一斉休校延長を発表（～5／6⇒～5／17）
- 4月28日：保育園等の利用自粛要請を延長
- 4月28日：新型コロナ患者等への対応に係る補正予算を専決処分
- 4月28日：千葉市テレワーク推進事業として、「市内ホテルのテレワークプラン」割引利用の開始
- 4月28日：休業の協力要請に応じて休業した中小企業・小規模事業者の店舗のオーナーが賃料を減免した際の補助制度「テナント協力支援金」を開始
- 4月30日：宿泊療養施設「バーディーホテル千葉」開設。
- 5月1日：ホンダカーズ千葉から患者搬送車両無償貸与
- 5月1日：新型コロナの感染拡大に伴う生活困窮者等へ一時的な居所を提供
- 5月7日：株式会社誠宇ジャパンによるマスクの寄贈を発表
- 5月8日：新型コロナ緊急経済対策等に伴う補正予算を専決処分
- 5月14日：千葉県オールトヨタから患者搬送車両無償貸与
- 5月14日：山手運送株式会社によるマスクの寄贈を発表
- 5月15日：第3回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・主な本部長指示事項：緊急事態宣言解除後の市施設等の開館に向けた準備など
- 5月15日：特別定額給付金申請のオンライン申請受付開始
- 5月15日：心のケア相談の休日及び夜間実施並びにLINEによるオンライン相談窓口を開設
- 5月15日：新型コロナ専用お困りごと電話相談窓口を開設
- 5月18日：患者搬送に関連して保健所内に消防職員配置
- 5月18日：緊急事態宣言延長に伴い「テナント協力支援金」の対象期間を1か月分から2か月分に拡充
- 5月18日：緊急事態宣言延長に伴い「出前利用促進キャンペーン」の実施期間を延長（～5/17⇒～5/31）
- 5月19日：株式会社環境管理センターによるマスクの寄贈を発表
- 5月19日：市長、副市長の給与を減額し、新型コロナ対応の事業の財源として活用することを発表
- 5月20日：一般社団法人千葉市建設業協会、千葉市造園緑化協同組合、協同組合千葉電設協会及び協同組合千葉市管工事業協会によるマスクの寄贈を発表
- 5月20日：株式会社セールスフォース・ドットコムからの「新型コロナ保健所業務支援クラウドパッケージ」の無償提供を発表
- 5月20日：「出前利用促進キャンペーン」対象事業者追加を発表
- 5月20日：「市内ホテルのテレワークプラン」の対象者拡大を発表
- 5月22日：第4回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・主な本部長指示事項：緊急事態宣言解除後の児童生徒のメンタルケア、社会経済活動と感染対策など
- 5月22日：公益社団法人千葉市シルバー人材センターによるマスクの寄贈を発表
- 5月26日：緊急事態宣言解除に伴い、市施設の再開（5/26～順次再開）
- 5月27日：「飲食宅配代行業者利用支援事業」対象事業者の拡大及び期間延長を発表（～5/31⇒～6/30）
- 5月27日：市議会議員の議員報酬等を減額措置し、新型コロナ対応の事業の財源として活用することを発表
- 5月29日：特別定額給付金申請の郵送申請の申請書発送
- 6月1日：千葉市コロナ追跡サービス事業開始（～2022/3/31）
- 6月1日：新型コロナウイルスによる国内外のリサイクル流通が停滞していることから、布類（古着等）の定期収集及び集団回収を一時休止
- 6月4日：千葉市再資源化事業協同組合及び千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合によるマスクの寄贈を発表
- 6月5日：市内事業者が雇用調整助成金等の申請をする際、社会保険労務士による申請書類作成補助などの支援を拡充

6月11日：稲毛海浜公園いなげの浜海水浴場の開設中止を発表

6月17日：子育て世帯への臨時特別給付金の上乗せ支給、テナント支援、医療・介護従事者支援金等の補正予算

6月17日：千葉ロッテマリーンズ選手会からの「千葉市新型コロナ医療・介護応援寄附金」に対する寄附を発表

6月22日：「市内ホテルでのテレワークプラン」の割引利用期間を延長（～6／30⇒～9／30）

6月26日：新たにテナントの賃借人向けの「テナント支援金」の開始

6月26日：市内理美容店の利用促進キャンペーン参加店舗の募集開始を発表

7月1日：コロナ対策室に看護師2名を配置（外部委託）

7月1日：ICT活用変革促進事業助成金の交付申請受付を開始

7月2日：七夕の夜に医療・福祉従事者への感謝と新型コロナ収束の願いを込めて千葉ポートタワーをブルーライトアップすることを発表

7月3日：「新型コロナ感染症対策取組宣言の店」募集開始

7月6日：Stay CHIBAキャンペーン（ちば割）を開始

7月6日：市内理美容店の利用促進キャンペーンを開始

7月7日：第5回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

・主な本部長指示事項：感染防止対策や、特別定額給付金、接待を伴う飲食店へのPCR検査など

7月10日：千葉県に対し、接待を伴う飲食店等への対応に関する要望を提出

7月15日：コロナ対策室の市民対応班、帰国者接触者外来調整班の業務を外部委託開始

7月17日：医療従事者等支援金制度開始

7月20日：「千葉ジェッツふなばし」による新型コロナ感染対策用品の寄贈を発表

7月22日：「ウィズコロナ」「アフターコロナ」にふさわしい、市内で行われるイベントを幅広く支援するための事業募集開始

7月22日：特別定額給付金の未申請世帯への申請勧奨を発表

7月22日：特別定額給付金の対応検証を発表

7月22日：市議会臨時会の開催、市独自の中小企業者事業継続給付金やひとづくり応援事業等の補正予算案を発表

7月28日：新型コロナ感染拡大防止に向け「接待を伴う飲食店等」へ周知活動を実施

7月30日：コロナ対策室の事務処理に係る人材派遣を外部業者へ委託開始

7月30日：明治安田生命保険相互会社千葉支社からの「千葉市新型コロナ医療・介護応援寄附金」に対する寄附を発表

8月1日：PCR検査等協力支援金制度開始

8月1日：ドライブスルーPCR検査交通誘導業務の外部委託を開始

8月1日：患者搬送業務のドライバーの外部委託を開始

- 8月7日：株式会社ユニクロからの、新型コロナウイルス感染拡大に伴うリスクが継続している中、家庭ごみ収集作業員に機能性衣料エアリズムインナーの寄贈を発表
- 8月12日：新型コロナウイルス感染症に案ずる情報（週報）発行開始
- 8月17日：KDDI株式会社からトランシーバーを無償貸与
- 8月17日：「千葉市習いごと応援キャンペーン」に参加する習いごと主催者募集を発表
- 8月18日：「MICE関連施設感染拡大防止対策補助制度」の創設を発表
- 8月21日：新型コロナのまん延に備えて、定期接種対象以外の方を対象としたインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種費用の助成を発表
- 8月28日：感染症対策の呼びかけとして、接待を伴う飲食店個別訪問開始
- 9月1日：中央区繁華街の接待を伴う飲食店従業員無料PCR検査開始
- 9月2日：新型コロナに関する千葉県への緊急要望
- 9月4日：インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種の対象拡大や、休日救急診療所における発熱患者対応に係る経費等の補正予算案を発表
- 9月14日：市独自の「千葉市中小企業者事業継続給付金」の申請受付を開始
- 9月15日：医療用物資管理業務を外部委託開始
- 10月5日：「千葉市習いごと応援キャンペーン」を開始
- 10月14日：コロナ差別がゼロのまち宣言発出
- 10月15日：市内理美容店の利用促進キャンペーンを延長（～11/15⇒～12/31）
- 10月19日：千葉駅前オフィス町内会による除菌クリーナーの寄贈を発表
- 11月4日：コロナ対策室の患者等調査・調整業務を外部委託開始
- 11月16日：帰国者接触者相談センターを感染症相談センターへ名称変更
- 11月20日：ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給の補正予算案を発表
- 11月24日：自宅療養者向け配食サービスを開始
- 11月27日：「千葉市中小企業者事業継続給付金」の申請期間の延長を発表（～12/14⇒～1/15）
- 11月30日：高齢者施設等PCR検査等費用助成制度開始
- 11月30日：全市立学校に加湿器の配備を発表
- 12月2日：千葉市大学連携を通じた学生への感染対策周知
- 12月4日：「千葉市新型コロナウイルス冬季緊急対策」の実施を発表
- 12月14日：補正予算追加議案を発表
- 12月17日：千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例公布
- 12月18日：自宅療養者向けパルスオキシメーター貸出開始
- 12月18日：第6回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：不要不急の外出自粛、酒類を提供する飲食店の営業を22時までなど。
期間：12月23日～1月11日
- ・主な本部長指示事項：感染予防対策の徹底、施設の休館や利用時間短縮など

- 1 2 月 1 8 日：「千葉市飲食店冬季感染症対策支援金」の申請受付を開始
- 1 2 月 2 4 日：市内の飲食店を個別訪問して事業者向け支援制度の周知活動の実施を発表
- 1 2 月 2 5 日：市政だより臨時号第 4 号発行
- 1 2 月 2 6 日：感染症拡大防止のため、年末年始の市施設の休館・利用制限等を実施
(～1／11)
- 1 2 月 2 9 日：保健所診療所設置
- 1 月 5 日：新たに区役所窓口の混雑状況配信サービス等の開始を発表
- 1 月 8 日：第 7 回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：特に 20 時以降の不要不急の外出自粛、飲食店の営業は 20 時まで、酒類の提供は 19 時まで、イベントの人数制限、在宅勤務やローテーション勤務の推進。期間
1 月 1 2 日～2 月 7 日
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限、中小事業者への支援、テレワークの推進等
- 1 月 8 日：出前利用促進キャンペーン V o l . 2 を発表
- 1 月 8 日：緊急事態宣言の発出等に伴い、市施設の休館・利用制限等を実施
- 1 月 1 2 日：各区健康課から保健師を 3 名／日保健所に派遣
- 1 月 1 4 日：市政だより臨時号第 5 号発行
- 1 月 1 5 日：医療政策課内に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置
- 1 月 1 5 日：「千葉市飲食店冬季感染症対策支援金」の申請期間の延長を発表
(～1／31⇒～2／26)
- 1 月 1 8 日：消防局から保健所へのリエゾン派遣開始
- 1 月 1 9 日：「新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請」を実施
- 1 月 2 1 日：「千葉市デリバリー等協力店支援金」の申請受付を開始
- 1 月 2 1 日：「新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請」を W E B 面談
で実施
- 1 月 2 1 日：発熱等救急患者受け入れ支援金制度開始
- 1 月 2 6 日：新型コロナ対策の一環として千葉市、四街道市でサテライトオフィスの設置を
発表
- 1 月 2 8 日：新型コロナへの対応に係る補正予算を専決処分
- 1 月 2 8 日：「テレワークアドバイザー派遣事業」の開始を発表
- 2 月 3 日：第 8 回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：緊急事態宣言の期間延長に伴い、各種制限を 3 月 7 日まで延長
- ・主な本部長指示事項：引き続き市有施設の利用制限、感染防止対策、健康観察の支援等
- 2 月 3 日：緊急事態宣言延長に伴い、引き続き、市施設の休館・利用制限等の実施を発表
- 2 月 9 日：自宅療養者等相談窓口設置
- 2 月 1 6 日：L I N E による健康観察 (～9／30)
- 2 月 1 7 日：新型コロナワクチン医療従事者向け接種開始

- 2月19日：市内の全ての高齢介護施設・事業所等の従事者に対してPCR検査を集中的に実施することを発表
- 3月1日：「千葉市コロナワクチン接種コールセンター」の開設
- 3月6日：第9回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：緊急事態宣言の期間延長。各種制限を3月21日まで延長
 - ・主な本部長指示事項：引き続き市有施設の利用制限、卒業式に伴う謝恩会、異動に伴う歓送迎会等の自粛、テレワークの更なる推進など
- 3月19日：第10回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：飲食店の営業は21時まで、酒類の提供は20時まで。期間：3月22日～3月31日まで
 - ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限緩和、卒業式に伴う謝恩会、異動に伴う歓送迎会等の自粛、テレワークの更なる推進など
- 3月19日：緊急事態宣言の解除に伴い、市施設の利用制限を段階的に緩和することを発表
- 3月22日：第11回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（神谷市長就任後初）
- ・主な本部長指示事項：ワクチン接種体制、サービス業の事業継続支援、成人式の開催等
- 3月25日：第12回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：飲食店の協力要請の期間延長。4月21日まで
 - ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長、感染防止対策など
- 3月25日：市施設の利用制限（20時以降の利用停止）の継続を発表
- 3月31日：新型コロナへの対応に係る補正予算の専決処分

令和3年度

- 4月8日：接待を伴う飲食店の従業員無料PCR検査の対象を市内全域に拡大
- 4月12日：介護老人保健施設の入所者（20名）を対象にワクチンの接種を開始
- 4月15日：千葉青果株式会社及び株式会社シンヨウ・ロジによる市立病院へのバナナの寄贈を発表
- 4月15日：千葉県新型コロナウイルス対策本部会議にオブザーバーとして市がWEBで参加（以降、書面開催を除いた会議に出席）
- 4月16日：第13回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：県が国にまん延防止等重点措置を要請。千葉市は措置区域外のため、飲食店の営業は21時まで、酒類の提供は20時までの協力要請期間を5月11日まで延長
 - ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長、感染防止対策、飲食店の営業21時以降の自粛など
- 4月16日：市施設の利用制限の継続を発表
- 4月18日：千葉中央コミュニティセンターで医療従事者（250名）を対象としたワクチ

ンの集団接種を開始

4月19日：補正予算案を発表

4月20日：「ウィズコロナ」「ポストコロナ」にふさわしい、市内で行われる事業提案募集を発表

4月21日：80歳以上のワクチン予約受付開始

4月24日：第14回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：本市へまん延防止等重点措置適用。飲食店の営業は20時まで、酒類の提供禁止、飲食店のカラオケ設備の自粛。期間：4月28日～5月11日まで
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長、高齢・障害者等施設におけるPCR検査の回数を月2回に増加、ワクチン接種体制、コールセンターの体制強化など

4月28日：千葉市にまん延防止等重点措置が適用

4月28日：「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」を実施（4月28日、30日）

5月1日：75歳以上のワクチン予約受付開始

5月8日：第15回市千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：まん延防止等重点措置期間の延長。5月31日まで
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長、中小企業向けの支援、テレワークの推進、ワクチン接種、予約体制の強化など

5月8日：市施設の利用制限の継続を発表

5月10日：高齢者を対象にワクチンの個別接種を順次開始

5月12日：高齢者を対象にワクチンの集団接種を開始

5月13日：まん延防止等重点措置の延長に伴う緊急経済対策として千葉市月次支援金等を創設、テレワークプラン販売促進事業の再開を発表

5月13日：70歳以上のワクチン予約受付開始

5月13日：各区役所に「高齢者ワクチン接種予約方法相談窓口」を設置

5月20日：県市連携による飲食店の感染防止対策認証モデル事業の開始を発表

5月20日：飲食店感染防止対策認証モデル事業に係る補正予算を専決処分

5月21日：65歳以上のワクチン予約受付開始

5月24日：「ちば割テレワーク（千葉市テレワーク推進事業）」を再開

5月25日：千葉みらい農業協同組合によるお米（白米真空パック）の寄贈を発表

5月28日：「千葉市中小企業者向け支援金」の申請受付の開始を発表

5月29日：第16回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：まん延防止等重点措置期間の延長。6月20日まで
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長、中小企業向けの支援、教育環境における熱中症対策を踏まえた感染対策など

5月29日：市施設の利用制限の継続を発表（～5/31⇒～6/20）

5月31日：補正予算案を発表

6月3日：「千葉市中小企業者向け支援金」の対象月に6月分を追加の発表

6月12日：花見川保健福祉センターでのワクチンの集団接種を開始

6月15日：イコアス千城台でのワクチンの集団接種を開始

6月18日：第17回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：飲食店の営業は20時まで、90分以内、1人または2人のグループのみ。
期間：6月21日～7月11日
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長、中小企業向けの支援、テレワーク割の推進など

6月18日：市施設の利用制限を継続の発表（～6/20⇒～7/11）

6月24日：「千葉市中小企業者向け支援金」の対象月に7月分を追加を発表

6月29日：60～64歳の方のうち、基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者を対象に集団接種会場「イコアス千城台」の空いている予約枠を活用しての接種を実施（～7/4）

6月28日：「新規事業創出支援事業」の参加事業者の募集を発表

6月29日：「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給を開始及びコールセンター設置を発表

6月30日：「ウィズコロナ」「ポストコロナ」にふさわしいイベント支援として4事業決定を発表

7月2日：国からのワクチンの配分計画が不透明で配送量が確定できないことから、ワクチン接種の新規予約受付を一時停止

7月9日：第18回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：まん延防止等重点措置の期間延長に伴う各種制限の継続。～8月22日
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長、若者向けの感染対策の啓発、中小企業向け支援、飲食店向け支援など

7月9日：市施設の利用制限（20時以降の利用停止）の延長を発表（～7/12⇒～8/22）

7月11日：東京2020大会のオランダ選手団市内キャンプ開始（～8/23）

7月15日：千葉市大学連携を通じた学生への感染対策周知（2回目）

7月20日：新型コロナ対策への活用のため、福井電機株式会社からの寄附を発表

7月26日：本市へのワクチンの供給量に見通しがたったことから、ワクチン接種の予約受付を再開

7月26日：新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）の申請受付開始

7月21日：「千葉市習いごと応援キャンペーン」に参加する習いごと主催者を募集の発表

7月28日：「千葉市中小企業者月次支援金」の対象月（8月分）追加及び7月分の受付開

始を発表

7月30日：新型コロナへの対応として自宅療養者健康観察センターの運営に係る経費等の補正予算の専決処分を発表

7月31日：第19回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・緊急事態宣言に伴う県の要請内容：酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店の休業、上記以外の飲食店は20時まで。期間：9月12日まで
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長及び感染対策の徹底、海水浴場の中止、中小企業への支援及び迅速な給付など

7月31日：緊急事態宣言に伴い稲毛海浜公園いなげの浜海水浴場の開設の中止を発表

7月31日：市施設の利用制限（20時以降の利用停止）の延長を発表
（～8/22⇒～8/31）

8月1日：自宅療養者に対する調剤及び服薬指導業務の外部委託開始

8月2日：緊急事態宣言の対象区域が東京都、沖縄県から、千葉県を含む1都3県及び大阪府、沖縄県に変更

8月2日：消防局から保健所へのリエゾン開始

8月12日：市内教育・保育施設等向けに新型コロナウイルスワクチンの職域接種の実施を発表

8月18日：第20回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及びカラオケ店の休業、上記以外の飲食店は20時まで、混雑した場所等への外出の半減を要請、百貨店の地下の食品売り場など生活必需品の売り場に入場者の整理等の要請
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長及び感染対策の徹底、中小企業へ各種支援の積極的な利用を促進、保育園等は引き続き開所するが、可能な範囲で利用を控えることの要請を検討、感染対策を行った上で、校外活動や部活動の継続など

8月18日：市施設の利用制限（20時以降の利用停止）の延長を発表
（～8/31⇒～9/12）

8月25日：学校教育活動等における新型コロナ対策を発表

8月31日：市内留学生在学専門学校への感染対策周知

9月1日：寝たきりの方等を対象にワクチンの訪問接種を開始

9月1日：新型コロナ患者診療支援金創設

9月1日：市立の小・中・高・特別支援学校の教職員等に対してPCR検査を実施することを発表

9月1日：新型コロナワクチンの訪問接種を開始

9月2日：妊婦の方と同居する配偶者（パートナー）を対象としたワクチンの優先接種を開始

9月2日：インフルエンザ予防接種の対象拡大等の補正予算案を発表

- 9月7日：酸素ステーション配置（当初はバーディーホテルに設置し、9／24グランパークホテルへ移設）
- 9月9日：第21回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：期間の延長に伴い、各種制限の延長。9月30日まで
 - ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）の延長及び感染対策の徹底、中小企業へ各種支援の積極的な利用を促進、新型コロナによる学級等の閉鎖や、コロナ下で登校に不安を持つご家庭など、学校へ登校できない・しない児童生徒の学習保障のため、オンライン教育の先行事例の課題整理及び共有
- 9月9日：市施設の利用制限（20時以降の利用停止）の延長を発表（～8／31⇒～9／30）
- 9月9日：ワクチン集団接種会場「千葉中央コミュニティセンター」での平日夜間の接種を開始
- 9月13日：集団接種会場「イコアス千城台」において基礎疾患を有する方に優先的に予約ができる接種を開始（～10／20）
- 9月15日：補正予算追加議案を発表
- 9月16日：自宅療養者向け酸素濃縮器確保
- 9月21日：自宅療養者健康観察センター開設
- 9月24日：宿泊療養施設「グランパークホテルパネックス千葉」開設
- 9月25日：受験生（中学3年生と高校3年生）を対象としたワクチンの優先接種を実施（～12／1）
- 9月27日：「ちば割テレワーク（テレワーク推進事業）」を延長（～9／30⇒～12／31）
- 9月27日：大学生を対象とした食料支援の実施を発表
- 9月29日：第22回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・緊急事態宣言解除後の県の要請内容：
 - 【飲食店】認証店は、時短及び酒類提供停止の要請なし。確認店は、営業は21時まで、酒類提供は20時まで。認証店・確認店以外のお店は、営業は20時まで、酒類提供停止。※いずれも同一グループ・同一テーブル4人以内。
 - 【カラオケ】飲食を主として業とする店舗における提供停止。
 - 【外出】混雑している場所や時間を避けて少人数で行動、原則21時以降の夜間は不要不急の外出を自粛。期間：10月1日～10月24日まで）
 - ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（20時まで）を21時までに変更、中小企業へ各種支援の積極的な利用を促進、教育環境について、現在実施している活動の制限を原則として解除し、可能な限り子どもたちが通常どおり活動を行えるよう工夫。
- 9月29日：緊急事態宣言の終了に伴い、市施設の利用制限の変更を発表
- 9月30日：イオン株式会社、公益財団法人イオンワンパーセントクラブからの寄附を発表

- 10月1日：補正予算案を公表
- 10月2日：若年層（12歳～29歳）を対象としたワクチン優先接種を実施（～10/31）
- 10月5日：、市内のデザイン専門学校「千葉デザイナー学院」の協力を得て、若年層に向けたワクチン接種勧奨用の広報デザインの選定を公表
- 10月14日：千葉市中小企業者月次支援金の対象月（10月分）追加を公表
- 10月14日：「千葉市習いごと応援キャンペーン」の開始を公表
- 10月21日：第23回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容
 - 【飲食店】営業時間、酒類提供、人数の制限を解除。県民に対し、「認証店・確認店の利用」や「広さに応じて一定の距離を確保できる人数」等と呼びかけ。
 - 【カラオケ】提供制限を解除。
 - 【外出】原則21時以降の夜間は不要不急の外出を自粛については解除。「帰省や旅行など都道府県間の移動に係る基本的な感染対策の徹底」や「感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える」は継続。期間：10月25日～11月30日
- ・主な本部長指示事項：市有施設の利用制限（21時まで）を解除、千葉市習いごと応援キャンペーンや、中小企業者向け支援金の周知、基本的な感染対策の徹底
- 10月21日：市施設の利用制限を解除の発表
- 11月8日：ワクチン集団接種会場「イコアス千城台」で予約不要のワクチン接種を実施
- 11月10日：新型コロナワクチン3回目接種に係る補正予算の専決処分を公表
- 11月25日：第24回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
- ・県の要請内容：前回と変更なし。期間：11月25日から当面の間。緩和事項として、収容人員上限1万人の制限を廃止し、感染防止安全計画を策定した場合は収容定員まで入場が可能。
- ・主な本部長指示事項：国が「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として各種経済対策を実施することから、必要な情報を収集するとともに、新たな支援策が中小企業に届くまで時間を要することから、既存の各種支援策の積極的な利用を促す、生活・支援の各種支援金について、必要な方へ支援が届くように対応するとともに、国の方針が未決定のものについて情報収集、体制を整えること
- 12月1日：新型コロナワクチンの3回目接種を開始
- 12月6日：自宅療養者・宿泊療養者医療提供事業開始
- 12月7日：千葉市中小企業者向け支援金の申請期限延長を公表
- 12月15日：令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業を公表
- 12月21日：子育て世帯等臨時特別給付金の補正予算専決処分を公表
- 1月1日：自宅療養者健康観察支援金制度開始

1月14日：「千葉市非課税世帯等給付金コールセンター」を開設の発表

1月17日：イオンモール幕張新都心でのワクチンの集団接種を開始

1月18日：各区役所に「高齢者ワクチン接種予約方法相談窓口」を設置（～3／31）

1月20日：第25回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：認証店・確認店の営業は5時～21時まで、酒類提供あり。それ以外のお店の営業は5時～20時まで、酒類提供なし。いずれも同一グループ・同一テーブル4人以内。混雑した場所への外出自粛。出勤者の抑制。期間：1月21日～2月13日まで
- ・主な本部長指示事項：高齢者施設等従事者に対するPCR検査の頻回実施、中小企業への支援、子どもたちへの学びの保証、出勤者抑制のためのちば割テレワークの再開

1月21日：千葉県にまん延防止等重点措置適用

1月24日：保育園・認定こども園・地域型保育事業における登園自粛の要請を発表

1月25日：「ちば割テレワーク（テレワーク推進事業）」の再開を発表（2／1～3／31）

1月29日：消防局から保健所にリエゾン派遣（～3／22）

2月1日：ワンズモールでのワクチンの集団接種を開始

2月4日：陽性者向け一斉SMS送信開始

2月4日：自宅療養者健康観察の重点化（40歳以上）

2月4日：蘇我コミュニティセンターでのワクチンの集団接種を開始

2月5日：パルスオキシメーター、配食サービスの電子申請開始

2月7日：妊婦とそのパートナーが安心して接種を受けられる体制を発表

2月10日：第26回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：外出について、高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動。飲食について、なるべく少人数で黙食を基本。会話をする際は、必ずマスク着用（不織布マスクを推奨）
- ・主な本部長指示事項：高齢者施設等従事者に対するPCR検査の頻回実施や新規入所者へのPCR検査費用助成、感染者が発生した施設に対しては、感染症防止に係る相談・助言指導等の感染症拡大防止対策、保育所等の感染対策や職員に対する職域接種、中小企業への支援や出勤者数削減のテレワークの推進

2月11日：療養期間証明書発行受付開始

2月14日：自宅療養者健康観察の重点化対象変更（65歳以上）

2月14日：補正予算案を発表

2月17日：自宅療養者向け医療相談アプリ提供開始（～3／31）

2月17日：住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を開始の発表

2月21日：県と共同で「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」設置（～6／21）

2月28日：基礎疾患等により市内の一部の病院に入院又は通院している小児（5～11歳）に対するワクチンの優先接種を開始

3月6日：ワクチン集団接種会場「イコアス千城台」で予約不要のワクチン接種を実施

3月4日：第27回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（まん延防止等重点措置の延長）

- ・県の要請内容：外出について、高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動。飲食について、なるべく少人数で黙食を基本。会話をする際は、必ずマスク着用
- ・主な本部長指示事項：高齢者施設等従事者に対するPCR検査の頻回実施や新規入所者へのPCR検査費用助成、保育所等の登園自粛や感染対策を引き続き行うとともに、卒園式や卒業式は感染防止対策を徹底し、可能な限り通常に近い体制で行うように工夫、中小企業への支援や出勤者削減のテレワークの推進

3月9日：新型コロナ対策への活用のため、協同組合千葉市管工事業協会からの寄附を発表

3月14日：小児（5～11歳）に対するワクチンの接種を開始

3月17日：第28回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・まん延防止等重点措置の解除後の県の要請内容：外出について、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は控える、高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動。帰省や旅行など、都道府県間の移動は、「3つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動は控える。飲食について、1テーブル4人を基本として、広さに応じて、一定の距離等を確保できる人数で、箸やコップは使いまわさない、手指消毒を徹底、認証店・確認店の利用。
- ・主な本部長指示事項：高齢者施設等従事者に対するPCR検査の頻回実施や新規入所者へのPCR検査費用助成、学校における部活動の時間制限について、可能な範囲で通常に戻すとともに、学校体育施設開放事業も同様にする、テレワーク支援の継続や、中小企業への支援、相談窓口の周知。

3月18日：「ちば割テレワーク」を延長の発表（～3/31⇒～6/30）

3月21日：まん延防止等重点措置の解除

3月21日：ワクチン集団接種会場「ワンズモール」で予約不要のワクチン接種を実施

令和4年度

4月1日：ワクチン集団接種会場「蘇我コミュニティセンター」で予約不要のワクチン接種を実施

4月13日：「千葉市中小企業者事業継続支援金」の申請受付の開始を発表

4月16日：12～17歳の方に対するワクチンの3回目接種を開始

4月20日：「市内観光バス活用促進事業」の開始を発表

4月22日：ワクチン集団接種会場で、大学や企業等を対象とした団体接種を開始

5月12日：HER-SYS発生届入力業務の外部委託開始

5月26日：子育て世帯生活支援特別給付金の補正予算を専決処分

5月28日：ワクチンの4回目接種を開始

6月6日：補正予算案を発表

7月4日：ワクチン集団接種会場「千葉中央コミュニティセンター」で武田社ワクチン（ノババックス）の接種を開始

7月19日：消防局から保健所にリエゾン派遣（～9／12）

7月20日：第29回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- ・県の要請内容：基本的な感染対策を徹底し、三密を避ける、症状があるときは外出を控える、飲食店を利用する際は、認証店や確認店を利用
- ・主な本部長指示事項：高齢者施設等従事者に対するPCR検査の頻回実施や新規入所者へのPCR検査費用助成による感染拡大防止、保育所等は感染対策を徹底し、保育の継続に努める、学校における夏季休業期間中の感染対策と熱中症対策の徹底、中小企業への経済的支援と相談窓口の周知

7月21日：「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」再開（～9／30）

7月29日：千葉市飲食店利用促進事業「千葉市グルメ応援キャンペーン」に参加する飲食店および宿泊施設を募集の発表

8月4日：第30回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を书面開催

- ・B.A. 5対策強化宣言による県の要請内容：感染対策の再徹底、体調不良時の外出自粛、飲食店を利用する際は県の認証店や確認店の利用、救急車や救急外来の適切な利用、業種別ガイドラインの遵守、集客施設は、入場者の整理・誘導、発熱者等の入場禁止、入場者のマスクの着用等の周知を徹底
- ・主な本部長指示事項：高齢者施設等従事者に対するPCR検査の頻回実施や新規入所者へのPCR検査費用助成による感染拡大防止、事業者向けに感染対策の周知徹底、救急車の適正利用の周知

8月4日：千葉県がB.A. 5対策強化宣言発出（8／4～9／15）

8月5日：新型コロナが疑われる症状のある方を対象とした無料PCR検査事業開始（～8／31）

8月17日：新型コロナ予防接種証明書（ワクチンパスポート）のコンビニエンスストアでの交付を開始

8月25日：「千葉市中小企業者緊急特別支援金」の申請受付を開始の発表

8月30日：千葉市飲食店利用促進事業「千葉市グルメ応援キャンペーン」クーポン販売を開始の発表

9月5日：補正予算案を発表

9月7日：小児（5～11歳）に対するワクチンの3回目接種を開始

9月24日：ワクチン集団接種会場「中央コミュニティセンター」で小児（5～11歳）を対象としたワクチン接種を開始

- 9月27日：「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」事業における検査キットの配付を中止の発表
- 9月28日：60歳以上の方などを対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を開始
- 10月1日：12歳以上の全ての方を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を開始
- 11月1日：センシティブタワーズでのワクチンの集団接種を開始
- 11月11日：新型コロナウイルス抗原検査キット購入費用助成事業開始
(～12/11⇒～1/10に延長)
- 11月21日：消防局からリエゾン派遣(～12/5⇒～12/25に延長)
- 11月25日：補正予算案を発表
- 11月29日：第31回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を书面開催
- ・主な本部長指示事項：保健所は年末年始も通常通り支援ができるように準備、医療機関がひっ迫するおそれがあることから、自宅でPCR検査が行える施策を検討、高齢者施設等従事者に対する抗原検査の実施、中小企業への支援や相談先の周知、三密の回避や換気等の基本的な感染対策の徹底
- 12月5日：千葉県オンライン診療センター開設
- 12月19日：ワクチン集団接種会場でオミクロン株対応ワクチンの予約不要接種を開始
- 12月16日：新型コロナが疑われる症状のある65歳以上の方を対象とした無料PCR検査事業を開始(12月16日～2月28日)
- 1月30日：第32回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を书面開催
- ・主な本部長指示事項：5類移行を見据え、混乱なく移行できるように準備、医療機関への支援、イベント開催制限の緩和の周知
- 1月30日：入院調整業務を外部委託開始
- 2月13日：補正予算案を発表
- 3月9日：第33回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を书面開催
- ・主な本部長指示事項：5類移行を見据え、混乱なく移行できるように準備、医療機関への支援、学校現場におけるマスクの取り扱いの周知
- 3月23日：医療機関支援のための「5類移行支援メニュー」の実施を発表
- 3月25日：小児(5～11歳)に対するオミクロン株に対応したワクチンの接種を開始

令和5年度

- 4月28日：第34回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を书面開催
- ・主な本部長指示事項：5類移行後の混乱を避けるための丁寧な情報発信、学校におけるマスクの取り扱いの周知、ワクチンの令和5年春接種の周知及び高齢者施設と医療機関のマッチング支援
- 5月8日：5類移行
- 5月8日：ワクチンの「令和5年春開始接種」を開始(～9/19)

9月20日：ワクチンの「令和5年秋開始接種」を開始（～3／31）

3月31日：ワクチンの特例臨時接種期間終了

令和 6 年 5 月作成（組織名称は令和 6 年 3 月時点）

千葉市新型コロナウイルス感染症対応記録誌

発行 千葉市（保健福祉局医療衛生部健康危機管理課）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話043（245）5792